官報
号外
国会会議録
令和八年七月十五日

○国会第二百二十一回参議院会議録第二十九号

令和八年七月十五日（水曜日）
午後一時一分開議

○議事日程　第二十九号
令和八年七月十五日
午後一時開議
第一　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第二　日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
第三　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　下水道法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長（関口昌一君）　これより会議を開きます。
日程第一　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長熊谷裕人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○熊谷裕人君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、衆議院文部科学委員長の提出によるものであり、近年における高等学校の定時制教育及び通信教育をめぐる状況に鑑み、その振興並びに適正な実施及び運営の確保を図るため、定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者の責務、通信教育の適正な実施及び運営の確保のため基本的な指針の策定、国及び地方公共団体の権限の適切な行使、国による調査研究の推進等について定めようとするものであります。
委員会におきまして、通信制高等学校の設置認可、指導監督に係る体制強化の必要性、公立定時制高等学校の振興策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百四十三
賛成	二百三十八
反対	五

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　**日程第二　日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書**を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長吉川沙織君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○吉川沙織君　ただいま議題となりました日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本件は、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出された日本放送協会の令和六年度の決算書類であります。
その概要は、一般勘定について、事業収入六千百二十五億円、事業支出六千五百七十四億円で、事業収支差金は四百四十九億円の不足となっております。この不足額については、還元目的積立金を取り崩して補填されております。
委員会におきましては、公共放送としての使命と将来像、受信料制度の在り方と還元目的積立金の取扱い、赤字決算の下での役員報酬の適正水準、協会におけるコンテンツやＡＩの活用方針等について質疑が行われました。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、各派に属しない議員の齊藤健一郎委員より反対する旨の意見が述べられました。
討論を終局し、採決の結果、本件は多数をもって是認すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。
本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百四十三
賛成	二百三十五
反対	八

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第三　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長宮本周司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○宮本周司君　〔宮本周司君登壇、拍手〕

ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、我が国の金融及び資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性及び透明性並びに投資者保護を確保するため、暗号資産の取引を金融商品の取引としての規制の対象とし、これに伴い、暗号資産に係る情報の公表制度等を整備するほか、特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備、そして、有価証券届出書の提出免除基準の引上げ、有価証券に関する不公正取引規制等の見直し等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、暗号資産取引における利用者保護の在り方、サステナビリティー情報の開示や保証に関する国際動向との整合性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池晃委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十二
賛成　二百十一
反対　三十一

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第四　下水道法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長辻元清美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○辻元清美君　〔辻元清美君登壇、拍手〕

ただいま議題となりました下水道法等の一部を改正する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、下水道施設の老朽化や人口減少に対応し、強靱で持続可能な下水道の実現に向けた基盤の強化を図るため、都道府県による広域連携推進計画の策定、下水道管理者による施設の工事及び維持管理の状況の公表の義務化、下水道区域の見直し等の措置を講ずるとともに、道路における下水道管等の占用物件の適切な維持管理の確保を図るため、道路管理者と道路占用者との間の占用物件等の維持修繕に関する協定制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、埼玉県八潮市における道路陥没事故からの復旧状況等を視察するとともに、参考人から意見を聴取したほか、今後の下水道事業の在り方、下水道施設の維持管理に係る人材確保及び育成に向けた方策、老朽化対策に係る国の財政支援を拡充する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知おき願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十三
賛成　二百十二
反対　三十一

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　本日はこれにて散会いたします。

午後一時十四分散会

出席者は左のとおり。

議長	関口　昌一君
副議長	福山　哲郎君
議員	宮出　千慧君
	中田　優子君
	櫻井　祥子君
	平戸　航太君
	小林さやか君
	後藤　翔太君
	塩入　清香君
	安達　悠司君
	杉本　純子君
	庭田　幸恵君
	竹詰　仁君
	初鹿野裕樹君
	大津　力君
	堂込麻紀子君
	山中　泉君
	岩本　麻奈君
	松田　学君
	浜口　誠君
	梅村みずほ君
	安藤　裕君
	神谷　宗幣君
	礒﨑　哲史君
	奥村　祥大君
	上田　清司君
	かごしま彰宏君
	白川　容子君
	大門実紀史君
	岩渕　友君
	水野　孝一君
	牛田　茉友君
	江原くみ子君
	山添　拓君
	吉良よし子君
	原田　秀一君
	伊藤　辰夫君
	山田　吉彦君
	岡崎　太君
	仁比　聡平君
	芳賀　道也君
	田村　まみ君
	石　平君
	小池　晃君
	後藤　斎君
	足立　康史君
	松野　明美君
	金子　道仁君
	伊藤　孝恵君
	浜野　喜史君
	中条きよし君
	青島　健太君
	榛葉賀津也君
	舟山　康江君
	嘉田由紀子君
	川合　孝典君

高木かおり君　串田　誠一君
片山　大介君　石井　苗子君
柴田　巧君　松沢　成文君
浅田　均君　猪瀬　直樹君
上野ほたる君　若林　洋平君
新実　彰平君　山本　啓介君
ながえ孝子君　佐々木りえ君
永井　学君　友納　理緒君
石井めぐみ君　福山　守君
脇　雅昭君　古庄　玄知君
長谷川英晴君　藤井　一博君
星　北斗君　小林　一大君
加藤　明良君　生稲　晃子君
赤松　健君　宮本　周司君
阿達　雅志君　山田　宏君
井上　義行君　滝波　宏文君
上月　良祐君　北村　経夫君
三原じゅん子君　堀井　巌君
舞立　昇治君　山下　雄平君
野上浩太郎君　松村　祥史君
古賀友一郎君　酒井　庸行君
佐藤　啓君　山谷えり子君
宮沢　洋一君　野村　哲郎君
小野田紀美君　牧野たかお君
片山さつき君　望月　良男君
北村　晴男君　平山佐知子君
齊藤健一郎君　百田　尚樹君
神谷　政幸君　越智　俊之君
若井　敦子君　宮本　和宏君
東野　秀樹君　山本佐知子君
吉井　章君　いんどう周作君
かまやち敏君　寺田　静君
臼井　正一君　本田　顕子君
加田　裕之君　朝日健太郎君
進藤金日子君　今井絵理子君
こやり隆史君　石田　昌宏君

馬場　成志君　藤川　政人君
長谷川　岳君　江島　潔君
渡辺　猛之君　青木　一彦君
磯﨑　仁彦君　石井　浩郎君
中西　祐介君　山本　順三君
岡田　直樹君　石井　準一君
松山　政司君　末松　信介君
有村　治子君　高良　沙哉君
安野　貴博君　伊波　洋一君
尾辻　朋実君　高橋はるみ君
清水　真人君　郡山りょう君
出川　桃子君　西田　英範君
泉　房穂君　見坂　茂範君
小林孝一郎君　鈴木　大地君
高木　真理君　岩本　剛人君
小川　克巳君　船橋　利実君
山田　太郎君　自見はなこ君
藤木　眞也君　松川　るい君
打越さく良君　大家　敏志君
上野　通子君　森　まさこ君
古川　俊治君　猪口　邦子君
松下　新平君　福岡　資麿君
浅尾慶一郎君　西田　昌司君
吉田　忠智君　櫻井　充君
鶴保　庸介君　橋本　聖子君
木村　義雄君　鈴木　宗男君
吉川　沙織君　中曽根弘文君
ラサール石井君　奥田ふみよ君
福島みずほ君　山内佳菜子君
伊勢崎賢治君　福士　珠美君
小島とも子君　大島九州男君
横沢　高徳君　村田　享子君
三上　えり君　古賀　千景君
柴　愼一君　鬼木　誠君
羽田　次郎君　塩村あやか君
田島麻衣子君　岸　真紀子君

石垣のりこ君　熊谷　裕人君
木戸口英司君　古賀　之士君
杉尾　秀哉君　小沢　雅仁君
石橋　通宏君　勝部　賢志君
森本　真治君　小西　洋之君
徳永　エリ君　斎藤　嘉隆君
水岡　俊一君　田名部匡代君
広田　一君　牧山ひろえ君
森　ゆうこ君　青木　愛君
蓮　舫君　辻元　清美君
長浜　博行君　川村　雄大君
佐々木雅文君　司　隆史君
下野　六太君　窪田　哲也君
原田大二郎君　伊藤　孝江君
宮崎　勝君　竹内　真二君
里見　隆治君　三浦　信祐君
杉　久武君　横山　信一君
上田　勇君　秋野　公造君
高橋　光男君　平木　大作君
竹谷とし子君　石川　博崇君
谷合　正明君　西田　実仁君
天畠　大輔君　木村　英子君

国務大臣
総務大臣　林　芳正君
文部科学大臣　松本　洋平君
国土交通大臣　金子　恭之君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（金融））　片山さつき君

議長の報告事項

一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　青木　一彦君
補欠　小林　一大君

総務委員
辞任　高橋　克法君
補欠　生稲　晃子君

法務委員
辞任　有村　治子君
岡田　直樹君
山崎　正昭君
補欠　森　まさこ君
岩本　剛人君
臼井　正一君

外交防衛委員
辞任　生稲　晃子君
岩本　剛人君
臼井　正一君
小林　一大君
広田　一君
補欠　高橋　克法君
岡田　直樹君
山崎　正昭君
青木　一彦君
徳永　エリ君

農林水産委員
辞任　徳永　エリ君
補欠　広田　一君

環境委員
辞任　森　まさこ君
補欠　有村　治子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員
辞任　青島　健太君
補欠　岡崎　太君

政治改革に関する特別委員
辞任　小林孝一郎君
長谷川英晴君
石垣のりこ君
補欠　渡辺　猛之君
船橋　利実君
塩村あやか君

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員
辞任　岡崎　太君
補欠　青島　健太君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出）（衆第二九号）

同日議長は、次の衆議院提出案を文教科学委員会に付託した。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（衆第二三号）

同日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（第二百十九回国会提出）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（閣法第五八号）

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案（打越さく良君外九名発議）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

防災庁設置法案

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

事業所税の課税団体の要件に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第七一号）

高市内閣総理大臣等の個人アカウントからの政府情報の発信に係る公文書管理法の適用に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第七二号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ上の問題を有する製品の流通防止等に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第六七号）

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ対策等の必要性に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第六八号）

生活保護における障害者加算に係る精神障害者保健福祉手帳の取扱いに関する質問主意書（打越さく良君提出）（第六九号）

ジェンダーアイデンティティに関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第七〇号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

防災庁設置法

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律

昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　　補欠

小林　一大君　　青木　一彦君

総務委員

辞任　　補欠

生稲　晃子君　　吉井　章君

出川　桃子君　　山崎　正昭君

法務委員

辞任　　補欠

岩本　剛人君　　加藤　明良君

臼井　正一君　　出川　桃子君

森　まさこ君　　有村　治子君

外交防衛委員

辞任　　補欠

青木　一彦君　　小林　一大君

岡田　直樹君　　岩本　剛人君

高橋　克法君　　生稲　晃子君

山崎　正昭君　　臼井　正一君

徳永　エリ君　　広田　一君

文教科学委員

辞任　　補欠

赤松　健君　　山本　順三君

片山さつき君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　　朝日健太郎君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

厚生労働委員

辞任　　補欠

石橋　通宏君　　福士　珠美君

天畠　大輔君　　木村　英子君

農林水産委員

辞任　　補欠

広田　一君　　徳永　エリ君

経済産業委員

辞任　　補欠

加藤　明良君　　岡田　直樹君

福士　珠美君　　石橋　通宏君

国土交通委員

辞任　　補欠

山本　順三君　　赤松　健君

木村　英子君　　天畠　大輔君

環境委員

辞任　　補欠

有村　治子君　　森　まさこ君

吉井　章君　　高橋　克法君

国家基本政策委員

辞任　　補欠

高橋　克法君　　有村　治子君

西田　実仁君　　石川　博崇君

予算委員

辞任　　補欠

朝日健太郎君　　片山さつき君

懲罰委員

辞任　　補欠

有村　治子君　　高橋　克法君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員

辞任　　補欠

松村　祥史君　　鈴木　大地君

松山　政司君　　加藤　明良君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任　　補欠

辻元　清美君　　郡山りょう君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事　横山　信一君（横山信一君の補欠）

文教科学委員会

理事　斎藤　嘉隆君（古賀千景君の補欠）

同日衆議院から次の議案が提出された。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二九号）
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会に付託した。
皇室典範等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
少額投資非課税制度における国債に係る所得に対する所得税の非課税に関する措置等に関する法律案（原田秀一君発議）
同日委員長から次の報告書が提出された。
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（衆第二三号）審査報告書
日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書審査報告書
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）審査報告書
下水道法等の一部を改正する法律案（閣法第三八号）審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
リニア中央新幹線神奈川県駅を核とした首都圏南西部における広域交流・成長拠点構想に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第七三号）
国家戦略等における京浜臨海部の位置付けに関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第七四号）
技術立国日本を支える人材育成に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第七五号）
原子力規制委員会の審査能力及び全原発再点検の必要性に関する質問主意書（奥田ふみよ君提出）（第七六号）
被災地における生活再建のための介護従事者確保策に関する質問主意書（奥田ふみよ君提出）（第七七号）
「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品に関する質問主意書（奥田ふみよ君提出）（第七八号）
校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問主意書（奥田ふみよ君提出）（第七九号）
同日議長は、元議員藤井孝男君に対しさきに議決した弔詞をささげた。

審査報告書

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十四日

文教科学委員長　熊谷　裕人

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における高等学校の定時制教育及び通信教育をめぐる状況に鑑み、その振興並びに適正な実施及び運営の確保を図るため、定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者の責務、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針の策定、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営に係る国及び地方公共団体の権限の適切な行使、国による調査研究の推進等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和八年六月二十五日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律

第一条から第三条までを次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、勤労青年その他の多様な生徒の特性に配慮しつつ行う高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の定時制教育及び通信教育の重要性に鑑み、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのつとり、教育の機会均等を保障するとともに、高等学校の定時制教育及び通信教育の水準の維持向上を図るため、その振興並びに適正な実施及び運営の確保（以下「振興等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、高等学校の定時制教育及び通信教育を受ける生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、もつて豊かな人生を送ることに資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「定時制教育」とは、高等学校が定時制の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。）で行う教育をいう。

2　この法律において「通信教育」とは、高等学校が通信制の課程（学校教育法第四条第一項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。）で行う教育をいう。

（国の責務）

第三条　国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上のために国が果たすべき役割を踏まえ、専門教育の充実、就職の支援、高等教育との円滑な接続その他の定時制教育及び通信教育の振興等のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国は、地方公共団体が行う定時制教育及び通信教育の振興等のための施策に関し、情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助を行うよう努めなければならない。

第六条中「第四条」を「第六条」に改め、同条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の振興等に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2　地方公共団体は、前項の責務を遂行するに当たつては、定時制教育及び通信教育の振興等に関する総合計画を策定するよう努めなければならない。

（定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者の責務）

第五条　定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者は、その設置する高等学校における定時制教育及び通信教育について、次に掲げる責務を有する。

一　定時制教育及び通信教育に関する施設及び設備並びに管理運営体制を整備し、及びその充実を図ること。

二　情報通信技術の活用等により定時制教育及び通信教育の内容及び方法の改善を図ること。

三　定時制教育及び通信教育に従事する教員の研修について、定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒の特性を考慮して、計画を策定し、及び実施を図ること。

四　定時制教育及び通信教育の振興等に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力すること。

五　通信教育連携協力施設（通信制の課程を置く高等学校の行う通信教育について当該高等学校と連携協力を行うものとして文部科学省令で定める施設をいう。以下この号及び第九条第二項第三号において同じ。）を設置し、又は他の者が設置する通信教育連携協力施設と連携協力を行う高等学校にあつては、通信教育連携協力施設における適正な教育の確保を図ること。

本則に次の三条を加える。

（基本指針）

第九条　文部科学大臣は、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

２　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　通信制の課程を置く高等学校の適正な管理運営に関する事項

二　通信教育の適正な実施及び運営の確保に必要な監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項

三　広域通信制課程（学校教育法第五十四条第三項に規定する広域の通信制の課程をいう。以下この号において同じ。）における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力に関する次に掲げる事項

イ　広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設に関する情報の共有及び意見の交換に関し必要な事項

ロ　広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設の管理運営の状況を把握するための調査の実施に関し必要な事項

四　前三号に掲げるもののほか、通信教育の適正な実施及び運営の確保に関し必要な事項

３　文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営に係る権限の適切な行使）

第十条　国及び地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営が確保されるよう、学校教育法、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（調査研究の推進等）

第十一条　国は、定時制教育及び通信教育の内容及び方法に関する研究その他の定時制教育及び通信教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　文部科学大臣は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律（同項において「新法」という。）第九条の規定の例により、基本指針（同条第一項に規定する基本指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

３　前項の規定により定められ、公表された基本指針は、施行日において新法第九条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正）

４　学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条（見出しを含む。）中「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」を「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」に改め、同条のうち高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第四条の改正規定中「第四条の見出し」を「第六条（見出しを含む。）」に改め、「改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書」に」を削る。

審査報告書

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右は多数をもって是認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十四日

総務委員長　吉川　沙織

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第七十四条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の令和六年度決算書類である。

この決算書類によれば、貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は一兆二千六百五十四億円、負債合計は四千三百六十八億円、純資産合計は八千二百八十六億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は六千七十五億円、経常事業支出は六千五百二億円となっており、経常事業収支差金は四百二十六億円の不足となっている。これに経常事業外収支差金等を加えた当期事業収支差金は四百四十九億円の不足となっており、この不足額については、還元目的積立金を取り崩して補てんしている。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右

国会に提出する。

令和七年十二月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

日本放送協会令和６年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

７　検　第　231　号
令和７年11月５日

内閣総理大臣
　高市　早苗殿

会計検査院長
原田　祐平
（公印省略）

日本放送協会令和６年度財務諸表等の検査を行った旨の通知及び同書類の回付について

日本放送協会令和６年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書等の検査を行ったので、その旨を通知し、同書類を回付します。

なお、本院は、検査の結果、特定検査対象に関する検査状況として「日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況について」を令和６年度決算検査報告に掲記しました。

１　令和６年度財産目録

財　産　目　録

令和７年３月31日現在

（協　会　全　体）

科目	内訳 摘要		内訳 金額	合計
			千円	千円
（資産の部）				
流動資産				479,990,219
現金及び預金				91,840,037
	現金		958,013	
	預金	定期預金ほか	90,882,023	
受信料未収金				3,937,598
	受信料未収金		11,156,598	
	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の収納不能見込額	△ 7,219,000	
有価証券				349,999,851
		国債	999,851	
		政府保証債	5,400,000	
		非政府保証債	35,000,000	
		地方債	1,300,000	
		事業債	19,300,000	
		譲渡性預金	288,000,000	
番組勘定		未放送の番組に係る経費ほか		7,022,466
前払費用		設備保守費ほか		3,993,381
未収金		国際放送関係交付金ほか		8,384,506
未収消費税等				1,301,373
その他の流動資産				13,511,003
	仮払金	仮払消費税ほか	13,502,808	
	その他の流動資産	立替金ほか	8,194	
固定資産				651,805,379
有形固定資産				484,719,632
建物				145,557,272
	建物	放送会館ほか	400,000,954	
	減価償却累計額		△ 254,443,682	
構築物				51,397,832
	構築物	空中線設備ほか	190,449,526	
	減価償却累計額		△ 139,051,693	
機械及び装置				89,864,215
	機械及び装置	放送設備ほか	776,405,207	
	減価償却累計額		△ 686,540,992	
車両及び運搬具				647,377
	車両及び運搬具	中継車ほか	8,704,431	
	減価償却累計額		△ 8,057,053	
器具				2,974,499
	器具	事務用器具ほか	10,978,052	
	減価償却累計額		△ 8,003,552	
土地		放送会館ほか		54,053,689

建設仮勘定		放送会館ほか		140,224,744
無形固定資産				16,294,246
無形固定資産				16,294,246
	施設利用権	国際放送送信設備利用権ほか	830,343	
	ソフトウェア		10,761,519	
	ソフトウェア仮勘定		4,669,813	
	その他の無形固定資産	地上権	32,569	
出資その他の資産				150,791,501
長期保有有価証券				115,291,531
		国債	14,761,026	
		非政府保証債	45,230,504	
		地方債	20,700,000	
		事業債	34,600,000	
出資				12,753,075
	関係会社出資	㈱ＮＨＫメディアホールディングスほか	12,199,775	
	その他の出資	㈱海外通信・放送・郵便事業支援機構ほか	553,300	
長期前払費用		設備保守費ほか		867,724
前払年金費用				18,775,521
その他の出資その他の資産				3,103,647
	差入保証金	賃借保証金ほか	3,103,647	
特定資産				134,869,495
建設積立資産		建設資金積立金		134,869,495
		政府保証債	500,000	
		非政府保証債	42,369,495	
		地方債	5,700,000	
		事業債	86,300,000	
資産合計				1,266,665,094
（負債の部）				
流動負債				259,714,893
未払金		番組制作経費、設備整備経費ほか		100,655,634
未払費用				27,378,503
	契約収納事務費		4,478,802	
	その他の未払費用	電力料、回線料ほか	22,899,701	
受信料前受金		翌年度分受信料の収納額		129,784,135
短期リース債務				108,587
その他の流動負債				1,788,032
	前受収益	事業者提供料ほか	47,369	
	預り金	源泉徴収所得税ほか	1,740,483	
	その他の流動負債	前受金	180	
固定負債				178,304,223
退職給付引当金				131,570,243
役員退任引当金				144,990
国際催事放送権料引当金				36,140,106
長期リース債務				17,236
その他の固定負債		資産除去債務ほか		10,431,647
負債合計				438,019,117

2　令和６年度貸借対照表

貸　借　対　照　表

令和７年３月31日現在

（協　会　全　体）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		91,840,037	
受信料未収金	11,156,598		
未収受信料欠損引当金	△　7,219,000	3,937,598	
有価証券		349,999,851	
番組勘定		7,022,466	

前払費用		3,993,381	
未収金		8,384,506	
未収消費税等		1,301,373	
その他の流動資産		13,511,003	
流動資産合計		479,990,219	37.9
固定資産			
有形固定資産			
建物	400,000,954		
減価償却累計額	△ 254,443,682	145,557,272	
構築物	190,449,526		
減価償却累計額	△ 139,051,693	51,397,832	
機械及び装置	776,405,207		
減価償却累計額	△ 686,540,992	89,864,215	
車両及び運搬具	8,704,431		
減価償却累計額	△ 8,057,053	647,377	
器具	10,978,052		
減価償却累計額	△ 8,003,552	2,974,499	
土地		54,053,689	
建設仮勘定		140,224,744	
有形固定資産合計		484,719,632	38.3
無形固定資産			
無形固定資産		16,294,246	
無形固定資産合計		16,294,246	1.3
出資その他の資産			
長期保有有価証券		115,291,531	
出資		12,753,075	
関係会社出資	12,199,775		
その他の出資	553,300		
長期前払費用		867,724	
前払年金費用		18,775,521	
その他の出資その他の資産		3,103,647	
出資その他の資産合計		150,791,501	11.9
固定資産合計		651,805,379	51.5
特定資産			
建設積立資産		134,869,495	
特定資産合計		134,869,495	10.6
資産合計		1,266,665,094	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		100,655,634	
未払費用		27,378,503	
受信料前受金		129,784,135	
短期リース債務		108,587	
その他の流動負債		1,788,032	
流動負債合計		259,714,893	20.5
固定負債			
退職給付引当金		131,570,243	
役員退任引当金		144,990	
国際催事放送権料引当金		36,140,106	
長期リース債務		17,236	
その他の固定負債		10,431,647	
固定負債合計		178,304,223	14.1
負債合計		438,019,117	34.6
（純資産の部）			
資本			
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		514,439,718	
剰余金		314,042,882	
建設積立金		134,869,495	
還元目的積立金		137,522,706	
繰越剰余金		41,650,680	
純資産合計		828,645,976	65.4
負債純資産合計		1,266,665,094	100.0

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（一　般　勘　定）

科　　目	内　　訳	金　　額	構成比
	千円	千円	%
（資　産　の　部）			
流動資産			
現金及び預金		91,591,855	
受信料未収金	11,156,598		
未収受信料欠損引当金	△　7,219,000	3,937,598	
有価証券		349,999,851	
番組勘定		7,022,466	
前払費用		3,980,305	
受託業務等勘定短期貸付金		67,085	
未収金		7,448,904	
未収消費税等		1,241,428	
その他の流動資産		13,511,003	
流動資産合計		478,800,499	37.8
固定資産			
有形固定資産			
建物	400,000,954		
減価償却累計額	△　254,443,682	145,557,272	
構築物	190,449,526		
減価償却累計額	△　139,051,693	51,397,832	
機械及び装置	776,405,207		
減価償却累計額	△　686,540,992	89,864,215	
車両及び運搬具	8,704,431		
減価償却累計額	△　8,057,053	647,377	
器具	10,968,102		
減価償却累計額	△　7,998,909	2,969,193	
土地		54,053,689	
建設仮勘定		140,224,744	
有形固定資産合計		484,714,325	38.3
無形固定資産			
無形固定資産		16,294,246	
無形固定資産合計		16,294,246	1.3
出資その他の資産			
長期保有有価証券		115,291,531	
出資		12,753,075	
関係会社出資	12,199,775		
その他の出資	553,300		
長期前払費用		867,572	
前払年金費用		18,775,521	
その他の出資その他の資産		3,095,944	
出資その他の資産合計		150,783,645	11.9
固定資産合計		651,792,217	51.5
特定資産			
建設積立資産		134,869,495	
特定資産合計		134,869,495	10.7
資産合計		1,265,462,212	100.0
（負　債　の　部）			
流動負債			
未払金		99,505,973	
未払費用		27,378,503	
受信料前受金		129,784,135	
短期リース債務		106,398	
その他の流動負債		1,740,663	
流動負債合計		258,515,674	20.4
固定負債			
退職給付引当金		131,570,243	
役員退任引当金		144,990	
国際催事放送権料引当金		36,140,106	
長期リース債務		13,588	
その他の固定負債		10,431,632	
固定負債合計		178,300,560	14.1
負債合計		436,816,235	34.5
（純　資　産　の　部）			
資本			
承継資本		163,375	

固定資産充当資本		514,439,718	
剰余金		314,042,882	
建設積立金		134,869,495	
還元目的積立金		137,522,706	
繰越剰余金		41,650,680	
純資産合計		828,645,976	65.5
負債純資産合計		1,265,462,212	100.0

注　繰越剰余金416億5,068万円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

（有料インターネット活用業務勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		248,181	
前払費用		13,076	
未収金		859,197	
未収消費税等		47,501	
流動資産合計		1,167,957	98.9
固定資産			
有形固定資産			
器具	9,949		
減価償却累計額	△ 4,643	5,306	
有形固定資産合計		5,306	
その他の資産			
長期前払費用		151	
その他の資産		7,703	
その他の資産合計		7,855	
固定資産合計		13,161	1.1
資産合計		1,181,119	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		1,149,644	
短期リース債務		2,188	
その他の流動負債		25,623	
流動負債合計		1,177,456	99.7
固定負債			
長期リース債務		3,648	
その他の固定負債		14	
固定負債合計		3,662	0.3
負債合計		1,181,119	100.0
（純資産の部）			
資本			
剰余金		—	
繰越剰余金		—	
純資産合計		—	—
負債純資産合計		1,181,119	100.0

（受託業務等勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
未収金		76,405	
未収消費税等		12,443	
流動資産合計		88,848	100.0
資産合計		88,848	100.0
（負債の部）			
流動負債			
一般勘定短期借入金		67,085	
未払金		16	
その他の流動負債		21,745	
流動負債合計		88,848	100.0
負債合計		88,848	100.0
（純資産の部）			
資本			
剰余金		—	
繰越剰余金		—	
純資産合計		—	—
負債純資産合計		88,848	100.0

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

3　令和６年度損益計算書

損　益　計　算　書

令和６年４月１日から
令和７年３月31日まで

（協　会　全　体）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	612,543,671
	受信料	595,803,703
	交付金収入	3,899,605
	放送番組等有料配信収入	6,540,019
	副次収入	5,037,404
	受託業務等収入	1,262,937
	経常事業支出	655,230,521
	国内放送費	329,126,572
	国際放送費	19,839,023
	国内放送番組等配信費	11,535,113
	国際放送番組等配信費	2,479,129
	放送番組等有料配信費	4,440,146
	受託業務等費	109,235
	契約収納費	41,588,206
	受信対策費	732,928
	広報費	6,999,604
	調査研究費	6,590,799
	給与	109,797,961
	退職手当・厚生費	33,434,827
	共通管理費	18,950,717
	減価償却費	63,991,208
	未収受信料欠損償却費	5,615,045
	経常事業収支差金	△ 42,686,849
経常事業外収支	経常事業外収入	9,752,916
	財務収入	4,879,182
	雑収入	4,873,734
	経常事業外収支差金	9,752,916
経常収支差金		△ 32,933,933
特別収支	特別収入	824,898
	固定資産売却益	700,767
	固定資産受贈益	104,234
	その他の特別収入	19,896
	特別支出	12,825,366
	固定資産売却損	12,031
	固定資産除却損	946,486
	その他の特別支出	11,866,849
当期事業収支差金		△ 44,934,401

当期事業収支差金		△ 44,934,401
事業収支剰余金	△ 44,934,401	

（一　般　勘　定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	607,562,219
	受信料	595,803,703
	交付金収入	3,899,605
	副次収入	7,858,909
	経常事業支出	650,249,060
	国内放送費	329,126,572
	国際放送費	19,839,023
	国内放送番組等配信費	11,535,113
	国際放送番組等配信費	2,479,129
	契約収納費	41,588,206
	受信対策費	732,928
	広報費	6,814,026
	調査研究費	6,590,799
	給与	109,680,614
	退職手当・厚生費	33,404,160
	共通管理費	18,854,222
	減価償却費	63,989,218
	未収受信料欠損償却費	5,615,045
	経常事業収支差金	△ 42,686,841

経常事業外収支	経常事業外収入		9,752,908
	財務収入	4,879,182	
	雑収入	4,873,726	
	経常事業外収支差金		9,752,908
経常収支差金			△ 32,933,933
特別収支	特別収入		824,898
	固定資産売却益	700,767	
	固定資産受贈益	104,234	
	その他の特別収入	19,896	
	特別支出		12,825,366
	固定資産売却損	12,031	
	固定資産除却損	946,486	
	その他の特別支出	11,866,849	
当期事業収支差金			△ 44,934,401

当期事業収支差金		△ 44,934,401
事業収支剰余金	△ 44,934,401	

（有料インターネット活用業務勘定）

科目		金	額
			千円
経常事業収支	経常事業収入		6,540,019
	放送番組等有料配信収入	6,540,019	
	経常事業支出		5,638,672
	放送番組等有料配信費	5,206,217	
	広報費	185,577	
	給与	117,346	
	退職手当・厚生費	30,667	
	共通管理費	96,872	
	減価償却費	1,989	
	経常事業収支差金		901,347
経常事業外収支	経常事業外収入		7
	雑収入	7	
	経常事業外収支差金		7
経常収支差金			901,355
当期事業収支差金			901,355

当期事業収支差金		901,355
一般勘定への繰入れ	901,355	

（受託業務等勘定）

科目		金	額
			千円
経常事業収支	経常事業収入		1,262,937
	受託業務等収入	1,262,937	
	経常事業支出		1,039,748
	受託業務等費	1,039,748	
	経常事業収支差金		223,188
当期事業収支差金			223,188

当期事業収支差金		223,188
一般勘定への繰入れ	223,188	

4　令和６年度資本等変動計算書

資本等変動計算書

令和６年４月１日から
令和７年３月31日まで

（協会全体）

（単位　千円）

科目	資本					純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金			
			建設積立金	還元目的積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	464,669,406	160,532,332	195,479,754	52,735,509	873,580,378
当期変動額						
資本支出充当	—	11,084,828	—	—	△11,084,828	—
当期事業収支差金	—	—	—	—	△44,934,401	△44,934,401

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

建設積立金取崩し	—	25,662,837	△25,662,837	—	—	—
還元目的積立金取崩し	—	13,022,646	—	△57,957,048	44,934,401	—
当期変動額合計	—	49,770,311	△25,662,837	△57,957,048	△11,084,828	△44,934,401
当期末残高	163,375	514,439,718	134,869,495	137,522,706	41,650,680	828,645,976

（一　般　勘　定）

（単位　千円）

科目	資本					純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金			
			建設積立金	還元目的積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	464,669,406	160,532,332	195,479,754	52,735,509	873,580,378
当期変動額						
資本支出充当	—	11,084,828	—	—	△11,084,828	—
当期事業収支差金	—	—	—	—	△44,934,401	△44,934,401
建設積立金取崩し	—	25,662,837	△25,662,837	—	—	—
還元目的積立金取崩し	—	13,022,646	—	△57,957,048	44,934,401	—
当期変動額合計	—	49,770,311	△25,662,837	△57,957,048	△11,084,828	△44,934,401
当期末残高	163,375	514,439,718	134,869,495	137,522,706	41,650,680	828,645,976

（有料インターネット活用業務勘定）

（単位　千円）

科目	純資産
	資本
	剰余金
	繰越剰余金
前期末残高	—
当期変動額	
当期事業収支差金	901,355
一般勘定への繰入れ	△　901,355
当期変動額合計	—
当期末残高	—

（受託業務等勘定）

（単位　千円）

科目	純資産
	資本
	剰余金
	繰越剰余金
前期末残高	—
当期変動額	
当期事業収支差金	223,188
一般勘定への繰入れ	△　223,188
当期変動額合計	—
当期末残高	—

5　令和６年度キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

令和６年４月１日から
令和７年３月31日まで

（協　会　全　体）

（単位　千円）

区分	金額
Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー	
当期事業収支差金	△　44,934,401
減価償却費	63,997,458
退職給付引当金の増減額	△　1,064,750
前払年金費用の増減額	△　1,609,425
役員退任引当金の増減額	21,530
未収受信料欠損引当金の増減額	△　2,150,000
国際催事放送権料引当金の増減額	1,534,625
受取利息及び受取配当金	△　4,877,823

固定資産売却益	△	700,767
固定資産受贈益	△	104,234
固定資産除却損		946,486
固定資産売却損		12,031
受信料未収金の増減額		2,043,781
番組勘定の増減額	△	154,554
未収金の増減額	△	1,167,985
前払費用の増減額	△	746,715
未収消費税等の増減額	△	1,301,373
未払金の増減額		5,150,645
未払消費税等の増減額	△	2,636,963
受信料前受金の増減額	△	11,720,803
そ　の　他		550,091
事業活動によるキャッシュ・フロー		1,086,849
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△	108,000,000
定期預金の払戻による収入		120,000,000
有価証券の取得による支出	△	628,000,000
有価証券の売却・償還による収入		791,500,000
関係会社株式の取得による支出	△	878,000
固定資産の取得による支出	△	121,903,866
固定資産の売却による収入		774,348
長期保有有価証券の取得による支出	△	49,997,160
差入保証金の増減額		236,018
利息及び配当金の受取額		4,497,906
そ　の　他	△	155,896
投資活動によるキャッシュ・フロー		8,073,352
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務返済による支出	△	326,015
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	326,015
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額		8,834,185
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高		31,005,851
Ⅵ　現金及び現金同等物の期末残高		39,840,037

6　令和６年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する説明書

1　決　算　概　説

日本放送協会（以下「協会」という。）は、令和６年度の事業運営にあたり、「ＮＨＫ経営計画（2024―2026年度）」に基づき、経営目標の達成に向けて事業計画を着実に実施するとともに、業務全般にわたり適正かつ効率的な運営を図りました。健全な民主主義の発達に資することを究極の使命とし、「情報空間の参照点」を提供すること、「信頼できる多元性確保」に貢献することを経営の基軸として、「コンテンツ戦略　６つの柱」に沿って放送番組を編成するとともに、適切な資源管理とテクノロジーの力でコンテンツの“質・量”を確保し、事業構造改革と新規領域創造を同時に進める経営改革を進めました。

協会の決算の状況について概説すれば、次のとおりであります。

協会全体の令和６年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額１兆2,666億6,509万４千円に対し、負債総額は4,380億1,911万７千円であり、純資産総額は8,286億4,597万６千円であります。

次に、令和６年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,125億4,367万１千円に対し、経常事業支出は6,552億3,052万１千円で、差し引き経常事業収支差金は△426億8,684万９千円であり、これに経常事業外収支差金97億5,291万６千円を加えた経常収支差金は△329億3,393万３千円であります。これに特別収入８億2,489万８千円を加え、特別支出128億2,536万６千円を差し引いた当期事業収支差金は△449億3,440万１千円であります。

次に、令和６年度中のキャッシュ・フローの状況をキャッシュ・フロー計算書でみると、事業活動によるキャッシュ・フローは10億8,684万９千円であり、投資活動によるキャッシュ・フローは80億7,335万２千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△３億2,601万５千円であります。現金及び現金同等物の残高は、年度当初は310億585万１千円でありましたが、88億3,418万５千円増加し、年度末では398億4,003万７千円となっております。

「一般勘定」、「有料インターネット活用業務勘定」及び「受託業務等勘定」の各勘定における令和６年度末の資産、負債及び純資産の状況並びに令和６年度中の損益の状況は次のとおりであります。

「一般勘定」の令和６年度末の資産、負債及び純資産の状況を貸借対照表でみると、資産総額１兆2,654億6,221万２千円に対し、負債総額は4,368億1,623万５千円であり、純資産総額は8,286億4,597万６千円であります。

次に、令和６年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,075億6,221万９千円に対し、経常事業支出は6,502億4,906万円で、差し引き経常事業収支差金は△426億8,684万１千円であり、これに経常事業外収支差金97億5,290万８千円を加えた経常収支差金は△329億3,393万３千円であります。これに特別収入８億2,489万８千円を加え、特別支出128億2,536万６千円を差し引いた当期事業収支差金は△449億3,440万１千円であります。この当期事業収支差金は事業収支剰余金であり、還元目的積立金を取り崩して補てんします。

「有料インターネット活用業務勘定」の令和６年度末の資産、負債の状況を貸借対照表でみると、資産総額11億8,111万９千円に対し、負債総額は11億8,111万９千円であります。

次に、令和６年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入65億4,001万９千円に対し、経常事業支出は56億3,867万２千円で、差し引き経常事業収支差金は９億134万７千円であります。これに経常事業外収支差金７千円を加えた経常収支差金は９億135万５千円であり、当期事業収支差金も同額の９億135万５千円であります。この当期事業収支差金９億135万５千円については、「一般勘定」へ繰り入れております。

「受託業務等勘定」の令和６年度末の資産、負債の状況を貸借対照表でみると、資産総額8,884万８千円に対し、負債総額は8,884万８千円であります。

次に、令和６年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入12億6,293万７千円に対し、経常事業支出は10億3,974万８千円で、差し引き経常事業収支差金は２億2,318万８千円であります。経常事業収支差金と同額となる当期事業収支差金２億2,318万８千円については、「一般勘定」へ繰り入れております。

２　財務諸表の作成に関する重要な会計方針

協会の会計については、放送法及び放送法施行規則の定めるところにより、これに定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っております。

また、財務諸表の様式は、放送法施行規則に定める書式に従っております。なお、放送法及び放送法施行規則の定めによるものについては、財務諸表にその旨を明示しております。

2.1　有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）によっております。

⑵　子会社及び関連会社株式……移動平均法に基づく原価法によっております。

⑶　その他有価証券（市場価格のない株式等）……移動平均法に基づく原価法によっております。

2.2　番組勘定の評価基準及び評価方法

個別法に基づく原価法によっております。なお、放送を実施する可能性が低下したものについては、帳簿価額を切り下げております。

2.3　固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

「建物」「構築物」……定額法によっております。

「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」……定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建　　物	５～50年
構　築　物	10～60年
機械及び装置	５～15年
車両及び運搬具	４～７年
器　　具	３～41年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

施設利用権	15～20年
自社利用のソフトウェア	見込利用可能期間（５年）

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2.4　引当金の計上基準

⑴　未収受信料欠損引当金……当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を実績率により計上しております。

⑵　退職給付引当金……職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において必要と認められる額を計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

令和８年10月23日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理しております。

⑶ 役員退任引当金……役員退任手当の支出に備えるため、内規に基づく年度末要支給額を計上しております。

⑷ 国際催事放送権料引当金……スポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料の支払いに備えるため、開催地決定時より放送実施までの期間に放送権料の合理的見積額を計上しております。なお、当該科目は、「企業会計原則注解　注18」における引当金とは異なり、放送法施行規則の規定により特別に認められた引当金であります。

2.5　収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　令和２年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　令和３年３月26日）を適用しております。

協会の収益に関する主なものは放送受信契約者より支払われる受信料であり、日本放送協会放送受信規約に基づく放送受信料を毎月の収益として計上しております。

2.6　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2.7　固定資産の減損会計

固定資産の減損会計については、放送法施行規則の規定により、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」によっております。

2.8　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3　重要な会計上の見積り

⑴ 退職給付会計

① 当年度の財務諸表に計上した金額

退職給付引当金　　131,570,243千円

前払年金費用　　18,775,521千円

② 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

協会の退職給付制度に係る退職給付債務及び年金資産は、割引率、年金資産の長期期待運用収益率等の将来に関する一定の見積数値に基づいて算定しております。退職給付債務の計算に用いる割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定しております。また、年金資産の長期期待運用収益率は、将来の収益に対する予測や過去の運用実績を考慮して決定しております。

これら見積数値と実績数値との差異や、見積数値の変更は、将来の退職給付債務及び退職給付費用に重要な影響を及ぼす可能性があります。

退職給付引当金の詳細については、「２　財務諸表の作成に関する重要な会計方針　2.4　引当金の計上基準　⑵　退職給付引当金」「４　資産、負債、純資産、損益及びキャッシュ・フローの状況　4.1　貸借対照表　（一般勘定）　負債の部　固定負債　⑴　退職給付引当金」をご覧ください。

⑵ 未収受信料欠損引当金

① 当年度の財務諸表に計上した金額　7,219,000千円

② 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

引当金は、期末日において将来の収納不能と見込まれる受信料未収額を最善の見積りに基づいて測定しております。

将来における収納不能見込額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しております。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

未収受信料欠損引当金の詳細については、「２　財務諸表の作成に関する重要な会計方針　2.4　引当金の計上基準　⑴　未収受信料欠損引当金」をご覧ください。

4　資産、負債、純資産、損益及びキャッシュ・フローの状況

4.1　貸借対照表

（協　会　全　体）

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		令和５年度末	令和６年度末	増減
資産	現金及び預金	95,005,851	91,840,037	△ 3,165,814
	受信料未収金	13,200,379	11,156,598	△ 2,043,781
	未収受信料欠損引当金	△ 9,369,000	△ 7,219,000	2,150,000
	有価証券	451,500,000	349,999,851	△ 101,500,148
	番組勘定	6,867,912	7,022,466	154,554
	前払費用	3,246,666	3,993,381	746,715
	未収金	6,841,934	8,384,506	1,542,572
	未収消費税等	—	1,301,373	1,301,373
	その他の流動資産	6,119,887	13,511,003	7,391,116
	流動資産合計	(43.4) 573,413,631	(37.9) 479,990,219	△ 93,423,412
	有形固定資産	435,820,761	484,719,632	48,898,870
	建物	153,976,924	145,557,272	△ 8,419,652
	構築物	56,681,916	51,397,832	△ 5,284,083
	機械及び装置	106,006,132	89,864,215	△ 16,141,917
	車両及び運搬具	1,069,916	647,377	△ 422,538
	器具	2,753,259	2,974,499	221,239
	土地	54,041,872	54,053,689	11,816
	建設仮勘定	61,290,738	140,224,744	78,934,006
	無形固定資産	16,317,959	16,294,246	△ 23,712
	出資その他の資産	134,143,065	150,791,501	16,648,435
	長期保有有価証券	101,626,056	115,291,531	13,665,475
	出資	11,875,075	12,753,075	878,000
	長期前払費用	170,658	867,724	697,066
	前払年金費用	17,166,095	18,775,521	1,609,425
	その他の出資その他の資産	3,305,180	3,103,647	△ 201,532
	固定資産合計	(44.4) 586,281,786	(51.5) 651,805,379	65,523,593
	建設積立資産	160,532,332	134,869,495	△ 25,662,837
	特定資産合計	(12.2) 160,532,332	(10.6) 134,869,495	△ 25,662,837
	資産合計	(100.0) 1,320,227,749	(100.0) 1,266,665,094	△ 53,562,655
負債・純資産	未払金	102,165,290	100,655,634	△ 1,509,656
	未払費用	25,585,980	27,378,503	1,792,522
	未払消費税等	2,636,963	—	△ 2,636,963
	受信料前受金	141,504,938	129,784,135	△ 11,720,803
	短期リース債務	326,015	108,587	△ 217,427
	その他の流動負債	2,475,738	1,788,032	△ 687,705
	流動負債合計	(20.8) 274,694,928	(20.5) 259,714,893	△ 14,980,034
	退職給付引当金	132,634,994	131,570,243	△ 1,064,750
	役員退任引当金	123,460	144,990	21,530
	国際催事放送権料引当金	34,605,481	36,140,106	1,534,625
	長期リース債務	125,824	17,236	△ 108,588
	その他の固定負債	4,462,683	10,431,647	5,968,964
	固定負債合計	(13.0) 171,952,443	(14.1) 178,304,223	6,351,780
	負債合計	(33.8) 446,647,371	(34.6) 438,019,117	△ 8,628,254
	資本	873,580,378	828,645,976	△ 44,934,401
	承継資本	163,375	163,375	—
	固定資産充当資本	464,669,406	514,439,718	49,770,311
	剰余金	408,747,596	314,042,882	△ 94,704,713
	建設積立金	160,532,332	134,869,495	△ 25,662,837
	還元目的積立金	195,479,754	137,522,706	△ 57,957,048
	繰越剰余金	52,735,509	41,650,680	△ 11,084,828
	純資産合計	(66.2) 873,580,378	(65.4) 828,645,976	△ 44,934,401
	負債純資産合計	(100.0) 1,320,227,749	(100.0) 1,266,665,094	△ 53,562,655

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（％）であります。

（一　般　勘　定）

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		令和５年度末	令和６年度末	増減
資産	現金及び預金	94,937,172	91,591,855	△ 3,345,316
	受信料未収金	13,200,379	11,156,598	△ 2,043,781
	未収受信料欠損引当金	△ 9,369,000	△ 7,219,000	2,150,000
	有価証券	451,500,000	349,999,851	△ 101,500,148
	番組勘定	6,867,912	7,022,466	154,554
	前払費用	3,244,187	3,980,305	736,117
	受託業務等勘定短期貸付金	10,635	67,085	56,450
	未収金	5,837,308	7,448,904	1,611,595
	未収消費税等	—	1,241,428	1,241,428
	その他の流動資産	6,119,887	13,511,003	7,391,116
	流動資産合計	(43.4) 572,348,482	(37.8) 478,800,499	△ 93,547,983
	有形固定資産	435,813,464	484,714,325	48,900,860
	建物	153,976,924	145,557,272	△ 8,419,652
	構築物	56,681,916	51,397,832	△ 5,284,083
	機械及び装置	106,006,132	89,864,215	△ 16,141,917
	車両及び運搬具	1,069,916	647,377	△ 422,538
	器具	2,745,963	2,969,193	223,229
	土地	54,041,872	54,053,689	11,816
	建設仮勘定	61,290,738	140,224,744	78,934,006
	無形固定資産	16,317,959	16,294,246	△ 23,712
	出資その他の資産	134,135,362	150,783,645	16,648,283
	長期保有有価証券	101,626,056	115,291,531	13,665,475
	出資	11,875,075	12,753,075	878,000
	長期前払費用	170,658	867,572	696,914
	前払年金費用	17,166,095	18,775,521	1,609,425
	その他の出資その他の資産	3,297,476	3,095,944	△ 201,532
	固定資産合計	(44.4) 586,266,785	(51.5) 651,792,217	65,525,431
	建設積立資産	160,532,332	134,869,495	△ 25,662,837
	特定資産合計	(12.2) 160,532,332	(10.7) 134,869,495	△ 25,662,837
	資産合計	(100.0) 1,319,147,600	(100.0) 1,265,462,212	△ 53,685,388
負債・純資産	未払金	101,272,898	99,505,973	△ 1,766,924
	未払費用	25,585,980	27,378,503	1,792,522
	未払消費税等	2,540,406	—	△ 2,540,406
	受信料前受金	141,504,938	129,784,135	△ 11,720,803
	短期リース債務	323,826	106,398	△ 217,427
	その他の流動負債	2,392,566	1,740,663	△ 651,902
	流動負債合計	(20.8) 273,620,616	(20.4) 258,515,674	△ 15,104,941
	退職給付引当金	132,634,994	131,570,243	△ 1,064,750
	役員退任引当金	123,460	144,990	21,530
	国際催事放送権料引当金	34,605,481	36,140,106	1,534,625
	長期リース債務	119,987	13,588	△ 106,399
	その他の固定負債	4,462,683	10,431,632	5,968,949
	固定負債合計	(13.0) 171,946,606	(14.1) 178,300,560	6,353,954
	負債合計	(33.8) 445,567,222	(34.5) 436,816,235	△ 8,750,987
	資本	873,580,378	828,645,976	△ 44,934,401
	承継資本	163,375	163,375	—
	固定資産充当資本	464,669,406	514,439,718	49,770,311
	剰余金	408,747,596	314,042,882	△ 94,704,713
	建設積立金	160,532,332	134,869,495	△ 25,662,837
	還元目的積立金	195,479,754	137,522,706	△ 57,957,048
	繰越剰余金	52,735,509	41,650,680	△ 11,084,828
	純資産合計	(66.2) 873,580,378	(65.5) 828,645,976	△ 44,934,401
	負債純資産合計	(100.0) 1,319,147,600	(100.0) 1,265,462,212	△ 53,685,388

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（％）であります。

資　産　の　部

令和６年度末の資産総額は、令和５年度末の１兆3,191億4,760万円に比べ536億8,538万８千円減少し、１兆2,654億6,221万２千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　分	令和５年度末		令和６年度末		増　減
	金　額	構成比（%）	金　額	構成比（%）	
流動資産	572,348,482	43.4	478,800,499	37.8	△ 93,547,983
固定資産	586,266,785	44.4	651,792,217	51.5	65,525,431
特定資産	160,532,332	12.2	134,869,495	10.7	△ 25,662,837
合　計	1,319,147,600	100.0	1,265,462,212	100.0	△ 53,685,388

流　動　資　産

令和６年度末の流動資産は、令和５年度末の5,723億4,848万２千円に比べ935億4,798万３千円減少し、4,788億49万９千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度末	増　減
現金及び預金	94,937,172	91,591,855	△ 3,345,316
受信料未収金	13,200,379	11,156,598	△ 2,043,781
未収受信料欠損引当金	△ 9,369,000	△ 7,219,000	2,150,000
有価証券	451,500,000	349,999,851	△ 101,500,148
番組勘定	6,867,912	7,022,466	154,554
前払費用	3,244,187	3,980,305	736,117
受託業務等勘定短期貸付金	10,635	67,085	56,450
未収金	5,837,308	7,448,904	1,611,595
未収消費税等	—	1,241,428	1,241,428
その他の流動資産	6,119,887	13,511,003	7,391,116
合　計	572,348,482	478,800,499	△ 93,547,983

(1)　現金及び預金

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度末	増　減
現金	569,731	958,013	388,282
普通預金	30,367,441	23,633,841	△ 6,733,599
定期預金	64,000,000	67,000,000	3,000,000
合　計	94,937,172	91,591,855	△ 3,345,316

(2)　受信料未収金及び未収受信料欠損引当金

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度末	増　減
受信料未収金	13,200,379	11,156,598	△ 2,043,781
未収受信料欠損引当金	△ 9,369,000	△ 7,219,000	2,150,000
合　計	3,831,379	3,937,598	106,218

＜未収受信料欠損引当金の増減内訳＞

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度		
		増加額	減少額	年度末
未収受信料欠損引当金	9,369,000	7,219,000	9,369,000	7,219,000

(3)　有価証券

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度末	増　減
有価証券	451,500,000	349,999,851	△ 101,500,148

＜有価証券の内訳＞

（単位　千円）

区　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　要
国債	1,000,000	998,000	999,851	
政府保証債	5,400,000	5,400,000	5,400,000	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか

非政府保証債	35,000,000	35,000,000	35,000,000	住宅金融支援機構債ほか
地方債	1,300,000	1,300,000	1,300,000	埼玉県公募公債ほか
事業債	19,300,000	19,300,000	19,300,000	トヨタファイナンス㈱社債ほか
譲渡性預金	288,000,000	288,000,000	288,000,000	
合計	350,000,000	349,998,000	349,999,851	

(4)　番組勘定

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
番組勘定	6,867,912	7,022,466	154,554

注　番組勘定の内容は、未放送の番組に係る経費、スポーツ放送権料及び映画放送権料であります。

(5)　前払費用

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
前払費用	3,244,187	3,980,305	736,117

注　前払費用の内容は、設備保守費等であります。

(6)　受託業務等勘定短期貸付金

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
受託業務等勘定短期貸付金	10,635	67,085	56,450

注　受託業務等勘定短期貸付金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(7)　未収金

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
有価証券等利息	161,134	535,721	374,587
その他の未収金	5,676,174	6,913,182	1,237,008
合計	5,837,308	7,448,904	1,611,595

注　その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等であります。

(8)　未収消費税等

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
未収消費税等	—	1,241,428	1,241,428

(9)　その他の流動資産

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
仮払金	6,113,553	13,502,808	7,389,255
その他の流動資産	6,334	8,194	1,860
合計	6,119,887	13,511,003	7,391,116

注１　仮払金の内容は、翌年度に仕入控除する仮払消費税等であります。
　２　その他の流動資産の内容は、立替金等であります。

固定資産

令和６年度末の固定資産は、令和５年度末の5,862億6,678万５千円に比べ655億2,543万１千円増加し、6,517億9,221万７千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
有形固定資産	435,813,464	484,714,325	48,900,860
無形固定資産	16,317,959	16,294,246	△　23,712
出資その他の資産	134,135,362	150,783,645	16,648,283
長期保有有価証券	101,626,056	115,291,531	13,665,475
出資	11,875,075	12,753,075	878,000
長期前払費用	170,658	867,572	696,914
前払年金費用	17,166,095	18,775,521	1,609,425
その他の出資その他の資産	3,297,476	3,095,944	△　201,532
合計	586,266,785	651,792,217	65,525,431

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

令和８年10月23日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

(1)　有形・無形固定資産の取得及び処分

（単位　千円）

区分	令和５年度末取得価額 (1)	令和６年度 増加額 (2)	令和６年度 減少額 (3)	令和６年度末取得価額 (1)＋(2)－(3) (4)
有形固定資産	1,511,486,658	125,551,865	56,231,867	1,580,806,657
建物	402,291,461	6,130,065	8,420,573	400,000,954
構築物	189,852,592	5,405,375	4,808,441	190,449,526
機械及び装置	783,061,593	27,164,940	33,821,326	776,405,207
車両及び運搬具	9,730,972	74,373	1,100,913	8,704,431
器具	11,217,427	1,527,456	1,776,781	10,968,102
土地	54,041,872	65,100	53,283	54,053,689
建設仮勘定	61,290,738	85,184,554	6,250,548	140,224,744
無形固定資産	76,504,969	10,219,143	6,539,528	80,184,584
施設利用権	2,549,294	—	22,546	2,526,748
ソフトウェア	66,560,564	6,430,395	35,507	72,955,452
ソフトウェア仮勘定	7,362,541	3,788,747	6,481,475	4,669,813
その他の無形固定資産	32,569	—	—	32,569
合計	1,587,991,628	135,771,008	62,771,396	1,660,991,241

区分	令和６年度末減価償却累計額 (5)	減価償却累計額	減損損失累計額	令和６年度末帳簿価額 (4)－(5)
有形固定資産	1,096,092,331	1,090,572,118	5,520,212	484,714,325
建物	254,443,682	249,064,736	5,378,945	145,557,272
構築物	139,051,693	138,949,101	102,591	51,397,832
機械及び装置	686,540,992	686,502,316	38,675	89,864,215
車両及び運搬具	8,057,053	8,057,053	—	647,377
器具	7,998,909	7,998,909	—	2,969,193
土地	—	—	—	54,053,689
建設仮勘定	—	—	—	140,224,744
無形固定資産	63,890,337	63,890,337	—	16,294,246
施設利用権	1,696,405	1,696,405	—	830,343
ソフトウェア	62,193,932	62,193,932	—	10,761,519
ソフトウェア仮勘定	—	—	—	4,669,813
その他の無形固定資産	—	—	—	32,569
合計	1,159,982,669	1,154,462,456	5,520,212	501,008,572

注１　令和６年度の増減額のうち、主なものは次のとおりであります。

＜増加額＞

機械及び装置　ニュースセンター設備　6,563,811千円
映像・音声機器　5,549,363千円
送信・伝送設備　5,006,179千円　等

＜減少額＞

機械及び装置　映像・音声機器　11,242,517千円
送信・伝送設備　7,947,980千円
ニュースセンター設備　3,512,183千円　等

注２　減損損失の内訳は次表のとおりであります。

（単位　千円）

種類	用途	資産名称	減損損失計上前帳簿価額	減損損失額
建物等	現用資産	菖蒲久喜ラジオ放送所の一部等152件	9,684,069	8,907,339
ソフトウェア仮勘定	非現用資産	システムレガシーマイグレーション等３件	2,887,110	2,887,110

＊１　将来使用する見込みがなくなった資産について、減損損失を計上しております。

＊２　当該資産の回収可能サービス価額は、次のとおりであります。菖蒲久喜ラジオ放送所の一部等152件については、現用資産でありかつ処分する日まで使用を予定することから使用価値相当額により測定しております。システムレガシーマイグレーション等３件については、正味売却価額により測定しております。

３　賃貸等不動産の時価

協会は、投資を目的とした投資不動産を所有しておりません。また、賃貸収益を得ることを主目的とした賃貸不動産についても所有しておりません。なお、非現用不動産についての貸借対照表計上額、令和６年度増減額及び時価は、次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	貸借対照表計上額			令和６年度末の時価
	令和５年度末残高	令和６年度増減額	令和６年度末残高	
非現用不動産	770,401	4,521	774,923	14,929,937

＊１　貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

＊２　非現用不動産の令和６年度増減額のうち、主な増加はいわき支局（福島県）の移転に伴う非現用不動産への区分変更（57,730千円）、主な減少は廃止した転勤者用住宅の土地の売却（52,443千円）によるものであります。

＊３　令和６年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(2)　長期保有有価証券

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
長期保有有価証券	101,626,056	115,291,531	13,665,475

＜長期保有有価証券の内訳＞

（単位　千円）

区　　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　　要
国債	14,800,000	14,747,448	14,761,026	
非政府保証債	45,230,504	45,230,504	45,230,504	㈱日本政策投資銀行社債ほか
地方債	20,700,000	20,700,000	20,700,000	共同発行市場公募地方債ほか
事業債	34,600,000	34,600,000	34,600,000	トヨタ自動車㈱社債ほか
合計	115,330,504	115,277,952	115,291,531	

(3)　出　　資

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
関係会社出資	11,321,775	12,199,775	878,000
その他の出資	553,300	553,300	—
合計	11,875,075	12,753,075	878,000

＜出資の明細＞

（単位　千円）

出資先	令和５年度末貸借対照表計上額	令和６年度		令和６年度末		
		増加額	減少額	出資株式数	取得価額	貸借対照表計上額
関係会社出資（10社）	11,321,775	—	—	—	12,199,775	12,199,775
㈱ＮＨＫメディアホールディングス	2,704,788	—	—	1,000,000株	2,704,788	2,704,788
㈱日本国際放送	200,000	—	—	4,000株	200,000	200,000
㈱ＮＨＫテクノロジーズ	417,986	—	—	886,532株	417,986	417,986
㈱ＮＨＫ出版	33,000	—	—	66株	33,000	33,000
㈱ＮＨＫビジネスクリエイト	50,000	—	—	100,000株	50,000	50,000
㈱ＮＨＫ文化センター	20,000	—	—	40,000株	20,000	20,000
ＮＨＫ営業サービス㈱	120,000	—	—	2,400株	120,000	120,000
㈱日本ブロードキャストネットワーク	—	878,000	—	8,780株	878,000	878,000
㈱放送衛星システム	7,499,700	—	—	149,994株	7,499,700	7,499,700
㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	276,300	—	—	5,526株	276,300	276,300
その他の出資（４社）	553,300	—	—	—	553,300	553,300
福岡タワー㈱	160,000	—	—	3,200株	160,000	160,000
㈱国際電気通信基礎技術研究所	93,900	—	—	1,878株	93,900	93,900

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

㈱海外通信・放送・郵便事業支援機構	200,000	—	—	4,000株	200,000	200,000
ＪＯＣＤＮ㈱	99,400	—	—	1,988株	99,400	99,400
合　計(14社)	11,875,075	878,000	—	—	12,753,075	12,753,075

注１　放送法に基づき総務大臣の認可を受けて出資しております。
　２　社数は、令和６年度末時点のものであります。

⑷　長期前払費用

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度末	増　減
長期前払費用	170,658	867,572	696,914

注　長期前払費用の内容は、設備保守費等であります。

⑸　前払年金費用

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度末	増　減
前払年金費用	17,166,095	18,775,521	1,609,425

⑹　その他の出資その他の資産

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度末	増　減
差入保証金	3,297,476	3,095,944	△　201,532

注　差入保証金の内容は、東京スカイツリーの賃借保証金等であります。

特定資産

令和６年度末の特定資産は、令和５年度末の1,605億3,233万２千円に比べ256億6,283万７千円減少し、1,348億6,949万５千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度末	増　減
建設積立資産	160,532,332	134,869,495	△　25,662,837

建設積立資産

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度		
		増加額	減少額	年度末
建設積立資産	160,532,332	—	25,662,837	134,869,495

注　建設積立資産は、将来の建設投資のために積み立てたものであります。
＜建設積立資産の内訳＞

（単位　千円）

区　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　要
政府保証債	500,000	500,000	500,000	日本高速道路保有・債務返済機構債券
非政府保証債	42,369,495	42,369,495	42,369,495	地方公共団体金融機構債券ほか
地方債	5,700,000	5,700,000	5,700,000	愛知県公募公債ほか
事業債	86,300,000	86,300,000	86,300,000	中日本高速道路㈱社債ほか
合　計	134,869,495	134,869,495	134,869,495	

負債の部

令和６年度末の負債総額は、令和５年度末の4,455億6,722万２千円に比べ87億5,098万７千円減少し、4,368億1,623万５千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　分	令和５年度末		令和６年度末		増　減
	金　額	構成比(%)	金　額	構成比(%)	
流動負債	273,620,616	61.4	258,515,674	59.2	△15,104,941
固定負債	171,946,606	38.6	178,300,560	40.8	6,353,954
合　計	445,567,222	100.0	436,816,235	100.0	△　8,750,987

流動負債

令和６年度末の流動負債は、令和５年度末の2,736億2,061万６千円に比べ151億494万１千円減少し、2,585億1,567万４千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度末	増　減
未払金	101,272,898	99,505,973	△　1,766,924

未払費用	25,585,980	27,378,503	1,792,522
未払消費税等	2,540,406	—	△ 2,540,406
受信料前受金	141,504,938	129,784,135	△ 11,720,803
短期リース債務	323,826	106,398	△ 217,427
その他の流動負債	2,392,566	1,740,663	△ 651,902
合計	273,620,616	258,515,674	△ 15,104,941

(1)　未払金

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
未払金	101,272,898	99,505,973	△ 1,766,924

注　未払金の内容は、番組制作及び設備整備等の未払分であります。

(2)　未払費用

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
契約収納事務費	3,884,818	4,478,802	593,983
その他の未払費用	21,701,162	22,899,701	1,198,538
合計	25,585,980	27,378,503	1,792,522

注　その他の未払費用の内容は、電力料、回線料及び賞与等の未払分であります。

(3)　未払消費税等

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
未払消費税等	2,540,406	—	△ 2,540,406

(4)　受信料前受金

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
受信料前受金	141,504,938	129,784,135	△ 11,720,803

注　受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額であります。

(5)　短期リース債務

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
短期リース債務	323,826	106,398	△ 217,427

(6)　その他の流動負債

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
前受収益	1,476	—	△ 1,476
預り金	2,390,909	1,740,483	△ 650,426
その他の流動負債	180	180	—
合計	2,392,566	1,740,663	△ 651,902

注１　預り金の内容は、源泉徴収所得税等であります。
　２　その他の流動負債の内容は、前受金であります。

固定負債

令和６年度末の固定負債は、令和５年度末の1,719億4,660万６千円に比べ63億5,395万４千円増加し、1,783億56万円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
退職給付引当金	132,634,994	131,570,243	△ 1,064,750
役員退任引当金	123,460	144,990	21,530
国際催事放送権料引当金	34,605,481	36,140,106	1,534,625
長期リース債務	119,987	13,588	△ 106,399
その他の固定負債	4,462,683	10,431,632	5,968,949
合計	171,946,606	178,300,560	6,353,954

(1)　退職給付引当金

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度		
		増加額	減少額	年度末
退職給付引当金	132,634,994	9,526,130	10,590,881	131,570,243

注１　採用している退職給付制度の概要

協会は、退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使で拠出する確定給付型の退職年金制度を設けております。

なお、平成22年４月以降は、退職年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行しております。

2　確定給付制度

ア　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位　千円）

	（令和５年度）	（令和６年度）
期首における退職給付債務	617,142,370	538,028,652
勤務費用	14,803,954	12,413,433
利息費用	2,468,569	6,128,665
数理計算上の差異の当期発生額	△ 62,185,912	△ 22,520,457
退職給付の支払額	△ 34,200,329	△ 32,836,998
期末における退職給付債務	538,028,652	501,213,295

イ　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位　千円）

	（令和５年度）	（令和６年度）
期首における年金資産	415,915,083	440,787,000
期待運用収益	10,397,877	11,019,675
数理計算上の差異の当期発生額	27,367,066	△ 12,837,253
事業主からの拠出額	8,023,726	1,668,468
退職給付の支払額	△ 22,640,480	△ 22,246,116
その他	1,723,726	1,668,468
期末における年金資産	440,787,000	420,060,242

ウ　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位　千円）

	（令和５年度）	（令和６年度）
積立型制度の退職給付債務	397,655,058	386,292,440
年金資産	△ 440,787,000	△ 420,060,242
	△ 43,131,942	△ 33,767,802
非積立型制度の退職給付債務	140,373,594	114,920,855
未認識数理計算上の差異	7,743,996	24,384,033
未認識過去勤務費用	10,483,250	7,257,635
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	115,468,898	112,794,722
前払年金費用	17,166,095	18,775,521
退職給付引当金	132,634,994	131,570,243

エ　退職給付に関連する損益

（単位　千円）

	（令和５年度）	（令和６年度）
勤務費用	14,803,954	12,413,433
利息費用	2,468,569	6,128,665
期待運用収益	△ 10,397,877	△ 11,019,675
数理計算上の差異の当期の費用処理額	17,272,304	6,956,834
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 3,225,615	△ 3,225,615
その他	△ 1,723,726	△ 1,668,468
確定給付制度に係る退職給付費用	19,197,608	9,585,173

積立制度に係る退職給付費用	9,358,729	59,042
非積立制度に係る退職給付費用	9,838,879	9,526,130
確定給付制度に係る退職給付費用	19,197,608	9,585,173

オ　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	（令和５年度）	（令和６年度）
債　券	32.2％	47.3％
株　式	18.9％	31.4％
その他	48.9％	21.3％
合　計	100.0％	100.0％

カ　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

キ　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における数理計算上の計算基礎

	（令和５年度）	（令和６年度）
割引率	0.4％～1.4％	1.4％～1.8％
長期期待運用収益率	2.5％	2.5％
予想昇給率	3.1％	3.2％

注３　確定拠出制度

	（令和５年度）	（令和６年度）
確定拠出制度への要拠出額	2,969,520千円	2,918,451千円

(2)　役員退任引当金

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度		
		増加額	減少額	年度末
役員退任引当金	123,460	66,120	44,590	144,990

(3)　国際催事放送権料引当金

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度		
		増加額	減少額	年度末
国際催事放送権料引当金	34,605,481	10,801,925	9,267,300	36,140,106

(4)　長期リース債務

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
長期リース債務	119,987	13,588	△　106,399

(5)　その他の固定負債

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
その他の固定負債	4,462,683	10,431,632	5,968,949

注　その他の固定負債の内容は、音声波１波削減の決定によって発生した、電波法第78条に規定されている、対象施設である空中線等の撤去義務に基づく資産除去債務、及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年６月22日法律第65号）によって処理することが義務付けられている低濃度ＰＣＢ含有設備の無害化経費の未払分等であります。

純資産の部

令和６年度末の純資産総額は、令和５年度末の8,735億8,037万８千円に比べ449億3,440万１千円減少し、8,286億4,597万６千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
資本	873,580,378	828,645,976	△　44,934,401
承継資本	163,375	163,375	—
固定資産充当資本	464,669,406	514,439,718	49,770,311
剰余金	408,747,596	314,042,882	△　94,704,713
建設積立金	160,532,332	134,869,495	△　25,662,837
還元目的積立金	195,479,754	137,522,706	△　57,957,048
繰越剰余金	52,735,509	41,650,680	△　11,084,828
合計	873,580,378	828,645,976	△　44,934,401

純資産の変動状況

（単位　千円）

科目	資本					純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金			
			建設積立金	還元目的積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	464,669,406	160,532,332	195,479,754	52,735,509	873,580,378
当期変動額						
資本支出充当	—	11,084,828	—	—	△11,084,828	—
当期事業収支差金	—	—	—	—	△44,934,401	△44,934,401
建設積立金取崩し	—	25,662,837	△25,662,837	—	—	—
還元目的積立金取崩し	—	13,022,646	—	△57,957,048	44,934,401	—
当期変動額合計	—	49,770,311	△25,662,837	△57,957,048	△11,084,828	△44,934,401
当期末残高	163,375	514,439,718	134,869,495	137,522,706	41,650,680	828,645,976

注１　承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産であります。

２　固定資産充当資本は、資本支出充当として剰余金から組み入れた累計額511,351,141千円並びに昭和25年度及び昭和29年度に実施した固定資産の再評価による評価益3,088,577千円であります。

３　建設積立金は、将来の建設投資のための積立金であります。

４　還元目的積立金は、放送法及び放送法施行規則に関する規定に基づき、令和５年度末における還元目的積立金195,479,754千円のうち、令和６年度において57,957,048千円を取り崩し、このうち44,934,401千円を事業収支差金の不足の補てんに充当しました。また、13,022,646千円を資本収支差金の不足の補てんに充当し、固定資産充当資本に組み入れました。これにより還元目的積立金は137,522,706千円となりました。

５　繰越剰余金41,650,680千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

（有料インターネット活用業務勘定）

有料インターネット活用業務勘定は、放送法第20条第２項第２号及び第３号の業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のものに係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		令和５年度末	令和６年度末	増減
資産	現金及び預金	68,679	248,181	179,502
	前払費用	2,478	13,076	10,598
	未収金	909,677	859,197	△ 50,479
	未収消費税等	—	47,501	47,501
	流動資産合計	(98.5) 980,834	(98.9) 1,167,957	187,123
	有形固定資産	7,296	5,306	△ 1,989
	器具	7,296	5,306	△ 1,989
	その他の資産	7,703	7,855	151
	長期前払費用	—	151	151
	その他の資産	7,703	7,703	—
	固定資産合計	(1.5) 15,000	(1.1) 13,161	△ 1,838
	資産合計	(100.0) 995,834	(100.0) 1,181,119	185,284
	未払金	892,373	1,149,644	257,270
	未払消費税等	52,257	—	△ 52,257
	短期リース債務	2,188	2,188	—
	その他の流動負債	43,177	25,623	△ 17,553
	流動負債合計	(99.4) 989,997	(99.7) 1,177,456	187,459
	長期リース債務	5,837	3,648	△ 2,188
	その他の固定負債	—	14	14
	固定負債合計	(0.6) 5,837	(0.3) 3,662	△ 2,174
	負債合計	(100.0) 995,834	(100.0) 1,181,119	185,284
	純資産合計	(—) —	(—) —	—
	負債純資産合計	(100.0) 995,834	(100.0) 1,181,119	185,284

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（％）であります。

資産の部

令和６年度末の資産総額は、令和５年度末の９億9,583万４千円に比べ１億8,528万４千円増加し、11億8,111万９千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	令和５年度末		令和６年度末		増減
	金額	構成比（％）	金額	構成比（％）	
流動資産	980,834	98.5	1,167,957	98.9	187,123
固定資産	15,000	1.5	13,161	1.1	△ 1,838
合計	995,834	100.0	1,181,119	100.0	185,284

流動資産

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
現金及び預金	68,679	248,181	179,502
前払費用	2,478	13,076	10,598
未収金	909,677	859,197	△ 50,479
未収消費税等	—	47,501	47,501
合計	980,834	1,167,957	187,123

(1)　現金及び預金

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
普　通　預　金	68,679	248,181	179,502

(2)　前　払　費　用

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
前　払　費　用	2,478	13,076	10,598

注　前払費用の内容はソフトウエアライセンス料等であります。

(3)　未　収　金

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
放送番組等有料配信収入	905,748	855,266	△　50,482
そ　の　他　の　未　収　金	3,928	3,931	2
合　　計	909,677	859,197	△　50,479

(4)　未収消費税等

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
未　収　消　費　税　等	—	47,501	47,501

固　定　資　産

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
有　形　固　定　資　産	7,296	5,306	△　1,989
そ　の　他　の　資　産	7,703	7,855	151
長　期　前　払　費　用	—	151	151
そ　の　他　の　資　産	7,703	7,703	—
合　　計	15,000	13,161	△　1,838

(1)　有形固定資産の取得及び処分

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末取得価額 (1)	令和６年度 増加額 (2)	令和６年度 減少額 (3)	令和６年度末取得価額 (1)＋(2)－(3) (4)	令和６年度末減価償却累計額 (5)	令和６年度末帳簿価額 (4)－(5)
有形固定資産	9,949	—	—	9,949	4,643	5,306
器　　具	9,949	—	—	9,949	4,643	5,306

(2)　長期前払費用

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
長　期　前　払　費　用	—	151	151

注　長期前払費用の内容は、著作権使用料等であります。

(3)　その他の資産

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
差　入　保　証　金	7,703	7,703	—

負　債　の　部

令和６年度末の負債総額は、令和５年度末の９億9,583万４千円に比べ１億8,528万４千円増加し、11億8,111万９千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末 金額	令和５年度末 構成比（％）	令和６年度末 金額	令和６年度末 構成比（％）	増　　減
流　動　負　債	989,997	99.4	1,177,456	99.7	187,459
固　定　負　債	5,837	0.6	3,662	0.3	△　2,174
合　　計	995,834	100.0	1,181,119	100.0	185,284

流　動　負　債

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
未　　払　　金	892,373	1,149,644	257,270
未　払　消　費　税　等	52,257	—	△　52,257
短　期　リ　ー　ス　債　務	2,188	2,188	—
そ　の　他　の　流　動　負　債	43,177	25,623	△　17,553
合　　計	989,997	1,177,456	187,459

(1)　未　　払　　金

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
未　　払　　金	892,373	1,149,644	257,270

注　未払金の内容は、著作権使用料等の未払分であります。

(2)　未払消費税等

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
未　払　消　費　税　等	52,257	—	△　52,257

(3)　短期リース債務

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
短　期　リ　ー　ス　債　務	2,188	2,188	—

(4)　その他の流動負債

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
前　　受　　収　　益	43,177	25,623	△　17,553

注　前受収益の内容は、事業者提供料であります。

固　定　負　債

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
長　期　リ　ー　ス　債　務	5,837	3,648	△　2,188
そ　の　他　の　固　定　負　債	—	14	14
合　　計	5,837	3,662	△　2,174

(1)　長期リース債務

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
長　期　リ　ー　ス　債　務	5,837	3,648	△　2,188

(2)　その他の固定負債

（単位　千円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末	増　　減
そ　の　他　の　固　定　負　債	—	14	14

注　その他の固定負債の内容は、長期前受収益であります。

純　資　産　の　部

令和６年度の純資産の変動状況は、次表のとおりであります。

純資産の変動状況

（単位　千円）

科　　目	純　資　産
	資　　本
	剰　余　金
	繰　越　剰　余　金
前　期　末　残　高	—
当　期　変　動　額	
当　期　事　業　収　支　差　金	901,355
一　般　勘　定　へ　の　繰　入　れ	△　901,355
当　期　変　動　額　合　計	—
当　期　末　残　高	—

（受託業務等勘定）

受託業務等勘定は、放送法第20条第３項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		令和５年度末	令和６年度末	増減
資産	未収金	94,949	76,405	△ 18,543
	未収消費税等	—	12,443	12,443
	流動資産合計	(100.0) 94,949	(100.0) 88,848	△ 6,100
	資産合計	(100.0) 94,949	(100.0) 88,848	△ 6,100
負債・純資産	一般勘定短期借入金	10,635	67,085	56,450
	未払金	18	16	△ 1
	未払消費税等	44,299	—	△ 44,299
	その他の流動負債	39,995	21,745	△ 18,249
	流動負債合計	(100.0) 94,949	(100.0) 88,848	△ 6,100
	負債合計	(100.0) 94,949	(100.0) 88,848	△ 6,100
	純資産合計	(—) —	(—) —	—
	負債純資産合計	(100.0) 94,949	(100.0) 88,848	△ 6,100

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（％）であります。

資　産　の　部

令和６年度末の資産総額は、令和５年度末の9,494万９千円に比べ610万円減少し、8,884万８千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	令和５年度末		令和６年度末		増減
	金額	構成比（％）	金額	構成比（％）	
流動資産	94,949	100.0	88,848	100.0	△ 6,100

流　動　資　産

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
未収金	94,949	76,405	△ 18,543
未収消費税等	—	12,443	12,443
合計	94,949	88,848	△ 6,100

(1)　未　収　金

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
未収収益	94,949	76,405	△ 18,543

注　未収収益の内容は、施設利用料等であります。

(2)　未収消費税等

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
未収消費税等	—	12,443	12,443

負　債　の　部

令和６年度末の負債総額は、令和５年度末の9,494万９千円に比べ610万円減少し、8,884万８千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	令和５年度末		令和６年度末		増減
	金額	構成比（％）	金額	構成比（％）	
流動負債	94,949	100.0	88,848	100.0	△ 6,100

流　動　負　債

（単位　千円）

区分	令和５年度末	令和６年度末	増減
一般勘定短期借入金	10,635	67,085	56,450
未払金	18	16	△ 1
未払消費税等	44,299	—	△ 44,299
その他の流動負債	39,995	21,745	△ 18,249
合計	94,949	88,848	△ 6,100

(1)　一般勘定短期借入金

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度末	増　減
一般勘定短期借入金	10,635	67,085	56,450

注　一般勘定短期借入金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(2)　未　払　金

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度末	増　減
未払金	18	16	△　1

注　未払金の内容は、電力料の未払分であります。

(3)　未払消費税等

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度末	増　減
未払消費税等	44,299	—	△　44,299

(4)　その他の流動負債

（単位　千円）

区　分	令和５年度末	令和６年度末	増　減
前受収益	39,995	21,745	△　18,249

注　前受収益の内容は、施設利用料等であります。

純資産の部

令和６年度の純資産の変動状況は、次表のとおりであります。

純資産の変動状況

（単位　千円）

科　目	純資産			
	資本	剰余金	繰越剰余金	
前期末残高	—			
当期変動額				
当期事業収支差金	223,188			
一般勘定への繰入れ	△　223,188			
当期変動額合計	—			
当期末残高	—			

4.2　損益計算書

（協　会　全　体）

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区　分		令和５年度	令和６年度	増　減
経常事業収入		(100.0) 656,705,583	(100.0) 612,543,671	△　44,161,911
経常事業収入	受信料	640,449,120	595,803,703	△　44,645,416
	交付金収入	3,631,598	3,899,605	268,006
	放送番組等有料配信収入	5,811,878	6,540,019	728,140
	副次収入	4,913,062	5,037,404	124,342
	受託業務等収入	1,899,922	1,262,937	△　636,985
経常事業支出		(103.0) 676,805,116	(107.0) 655,230,521	△　21,574,594
事業収支	国内放送費	328,573,466	329,126,572	553,105
	国際放送費	20,099,894	19,839,023	△　260,871
	国内放送番組等配信費	11,582,093	11,535,113	△　46,979
	国際放送番組等配信費	2,491,672	2,479,129	△　12,543
	放送番組等有料配信費	3,344,218	4,440,146	1,095,927
	受託業務等費	511,718	109,235	△　402,482
	契約収納費	45,032,701	41,588,206	△　3,444,494
	受信対策費	644,444	732,928	88,483
	広報費	6,384,079	6,999,604	615,524
	調査研究費	6,953,818	6,590,799	△　363,018
	給与	110,149,923	109,797,961	△　351,962
	退職手当・厚生費	44,336,107	33,434,827	△　10,901,279
	共通管理費	17,955,767	18,950,717	994,950
	減価償却費	71,179,337	63,991,208	△　7,188,129
	未収受信料欠損償却費	7,565,870	5,615,045	△　1,950,825
経常事業収支差金		(△3.0) △　20,099,533	(△7.0) △　42,686,849	△　22,587,316

経常事業外収支	経常事業外収入	(1.1) 7,644,496	(1.6) 9,752,916	2,108,419
	財務収入	1,928,626	4,879,182	2,950,555
	雑収入	5,715,869	4,873,734	△ 842,135
	経常事業外支出	(0.0) 140,952	(—) —	△ 140,952
	財務費	140,952	—	△ 140,952
	経常事業外収支差金	(1.1) 7,503,544	(1.6) 9,752,916	2,249,372
経常収支差金		(△1.9) △ 12,595,989	(△5.4) △ 32,933,933	△ 20,337,943
特別収支	特別収入	(0.2) 1,214,202	(0.1) 824,898	△ 389,303
	固定資産売却益	581,062	700,767	119,704
	固定資産受贈益	—	104,234	104,234
	その他の特別収入	633,139	19,896	△ 613,243
	特別支出	(0.2) 1,567,182	(2.1) 12,825,366	11,258,183
	固定資産売却損	2,872	12,031	9,158
	固定資産除却損	1,150,474	946,486	△ 203,988
	その他の特別支出	413,835	11,866,849	11,453,013
当期事業収支差金		(△1.9) △ 12,948,969	(△7.4) △ 44,934,401	△ 31,985,431

当期事業収支差金	△ 12,948,969	△ 44,934,401	△ 31,985,431
事業収支剰余金	△ 12,948,969	△ 44,934,401	△ 31,985,431

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（％）であります。

（一　般　勘　定）

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区分		令和５年度	令和６年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 651,896,974	(100.0) 607,562,219	△ 44,334,755
	受信料	640,449,120	595,803,703	△ 44,645,416
	交付金収入	3,631,598	3,899,605	268,006
	副次収入	7,816,255	7,858,909	42,654
	経常事業支出	(103.2) 672,713,291	(107.0) 650,249,060	△ 22,464,230
	国内放送費	328,573,466	329,126,572	553,105
	国際放送費	20,099,894	19,839,023	△ 260,871
	国内放送番組等配信費	11,582,093	11,535,113	△ 46,979
	国際放送番組等配信費	2,491,672	2,479,129	△ 12,543
	契約収納費	45,032,701	41,588,206	△ 3,444,494
	受信対策費	644,444	732,928	88,483
	広報費	6,338,678	6,814,026	475,348
	調査研究費	6,953,818	6,590,799	△ 363,018
	給与	110,054,489	109,680,614	△ 373,875
	退職手当・厚生費	44,301,799	33,404,160	△ 10,897,639
	共通管理費	17,897,013	18,854,222	957,208
	減価償却費	71,177,347	63,989,218	△ 7,188,129
	未収受信料欠損償却費	7,565,870	5,615,045	△ 1,950,825
	経常事業収支差金	(△3.2) △ 20,816,316	(△7.0) △ 42,686,841	△ 21,870,525
経常事業外収支	経常事業外収入	(1.2) 7,644,158	(1.6) 9,752,908	2,108,749
	財務収入	1,928,626	4,879,182	2,950,555
	雑収入	5,715,531	4,873,726	△ 841,805
	経常事業外支出	(0.0) 140,952	(—) —	△ 140,952
	財務費	140,952	—	△ 140,952
	経常事業外収支差金	(1.2) 7,503,206	(1.6) 9,752,908	2,249,702

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

経常収支差金		△ (△2.0) 13,313,110	△ (△5.4) 32,933,933	△ 19,620,822
特別収支	特別収入	(0.1) 1,214,202	(0.1) 824,898	△ 389,303
	固定資産売却益	581,062	700,767	119,704
	固定資産受贈益	—	104,234	104,234
	その他の特別収入	633,139	19,896	△ 613,243
	特別支出	(0.2) 1,567,182	(2.1) 12,825,366	11,258,183
	固定資産売却損	2,872	12,031	9,158
	固定資産除却損	1,150,474	946,486	△ 203,988
	その他の特別支出	413,835	11,866,849	11,453,013
当期事業収支差金		(△2.1) △ 13,666,091	(△7.4) △ 44,934,401	△ 31,268,310

当期事業収支差金	△ 13,666,091	△ 44,934,401	△ 31,268,310
事業収支剰余金	△ 13,666,091	△ 44,934,401	△ 31,268,310

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（％）であります。

経常事業収支

令和６年度の経常事業収入6,075億6,221万９千円に対し、経常事業支出は6,502億4,906万円であり、差し引き経常事業収支差金は△426億8,684万１千円であります。

令和５年度の経常事業収入6,518億9,697万４千円、経常事業支出6,727億1,329万１千円と比べ、経常事業収入は443億3,475万５千円の減少、経常事業支出は224億6,423万円の減少であります。

経常事業収入

令和６年度の経常事業収入は、受信料の減少により、令和５年度に比べ減少しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	令和５年度	令和６年度	増減
受信料	640,449,120	595,803,703	△ 44,645,416
交付金収入	3,631,598	3,899,605	268,006
副次収入	7,816,255	7,858,909	42,654
合計	651,896,974	607,562,219	△ 44,334,755

(1)　受信料

（単位　千円）

区分	令和５年度	令和６年度	増減
基本受信料	462,135,939	429,124,753	△ 33,011,186
衛星付加受信料	178,313,180	166,678,950	△ 11,634,230
合計	640,449,120	595,803,703	△ 44,645,416

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりであります。

（単位　千件）

区分		令和５年度	令和６年度
地上契約	年度初頭	19,459	19,191
	増加	△ 268	△ 226
	年度末	19,191	18,965
衛星契約	年度初頭	21,968	21,867
	増加	△ 101	△ 175
	年度末	21,867	21,692
特別契約	年度初頭	16	16
	増加	0	1
	年度末	16	17
契約総数	年度初頭	41,443	41,074
	増加	△ 369	△ 400
	年度末	41,074	40,674

(2)　交付金収入

（単位　千円）

区分	令和５年度	令和６年度	増減
国際放送関係交付金	3,594,000	3,594,000	—
選挙放送関係交付金	37,598	305,605	268,006
合計	3,631,598	3,899,605	268,006

注１　国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第65条に基づき実施した国際放送に要する費用を、同法第67条に基づき、総務省所管一般会計から受け入れたものであります。

２　選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を、同法第263条及び第264条に基づき、総務省所管一般会計等から受け入れたものであります。

(3) 副 次 収 入

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
一般業務収入	4,913,062	5,037,404	124,342
放送番組等有料配信収入	1,514,988	1,667,803	152,814
受託業務等収入	1,388,204	1,153,701	△ 234,502
合　　計	7,816,255	7,858,909	42,654

注１　放送番組等有料配信収入は、放送法第20条第２項第２号及び第３号の業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外による収入であり、「一般勘定」に対するコンテンツ使用料と「有料インターネット活用業務勘定」において間接経費として発生した減価償却費相当額及び当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものであります。

２　受託業務等収入は、放送法第20条第３項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額と当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものであります。

経常事業支出

令和６年度の経常事業支出は、退職手当・厚生費の減等により、令和５年度に比べ減少しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
国内放送費	328,573,466	329,126,572	553,105
国際放送費	20,099,894	19,839,023	△ 260,871
国内放送番組等配信費	11,582,093	11,535,113	△ 46,979
国際放送番組等配信費	2,491,672	2,479,129	△ 12,543
契約収納費	45,032,701	41,588,206	△ 3,444,494
受信対策費	644,444	732,928	88,483
広報費	6,338,678	6,814,026	475,348
調査研究費	6,953,818	6,590,799	△ 363,018
給与	110,054,489	109,680,614	△ 373,875
退職手当・厚生費	44,301,799	33,404,160	△ 10,897,639
共通管理費	17,897,013	18,854,222	957,208
減価償却費	71,177,347	63,989,218	△ 7,188,129
未収受信料欠損償却費	7,565,870	5,615,045	△ 1,950,825
合　　計	672,713,291	650,249,060	△ 22,464,230

(1) 国 内 放 送 費

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
番組費	253,083,375	256,583,150	3,499,774
技術運用費	75,490,091	72,543,421	△ 2,946,669
合　　計	328,573,466	329,126,572	553,105

注１　番組費は、国内放送番組の制作に要する経費及び報道取材に要する経費等であります。

２　技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費であります。

(2) 国 際 放 送 費

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
ラジオ国際放送費	2,442,629	2,481,998	39,368
テレビジョン国際放送費	17,657,265	17,357,025	△ 300,239
合　　計	20,099,894	19,839,023	△ 260,871

注　ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費であります。

(3) 国内放送番組等配信費

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
常時同時配信等業務費	4,897,202	5,631,627	734,425
国内配信費	6,684,891	5,903,486	△ 781,405
合　　計	11,582,093	11,535,113	△ 46,979

注１　常時同時配信等業務費は、常時同時配信・見逃し番組配信に要する経費であります。

２　国内配信費は、国内放送の放送番組等のウェブサイト制作等に要する経費であります。

(4) 国際放送番組等配信費

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
国際配信費	2,478,751	2,461,805	△ 16,946

国際配信事業者提供費	12,921	17,324	4,402
合　計	2,491,672	2,479,129	△ 12,543

注１　国際配信費は、国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等のウェブサイト制作等に要する経費であります。
　２　国際配信事業者提供費は、国際配信事業者への国際放送番組等の提供に要する経費であります。

⑸　契約収納費

（単位　千円）

区　分	令和５年度	令和６年度	増　減
契約収納業務推進費	28,754,387	24,869,844	△ 3,884,542
契約収納業務運営費	16,278,314	16,718,361	440,047
合　計	45,032,701	41,588,206	△ 3,444,494

注１　契約収納業務推進費は、受信契約の取次、受信料の未収対策等に要する経費であります。
　２　契約収納業務運営費は、受信料の請求・収納、契約収納業務の管理等に要する経費であります。

⑹　受信対策費

（単位　千円）

区　分	令和５年度	令和６年度	増　減
受信改善費	18,728	120,489	101,760
受信対策推進費	625,715	612,439	△ 13,276
合　計	644,444	732,928	88,483

注１　受信改善費は、受信障害対策に要する経費であります。
　２　受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費であります。

⑺　広　報　費

（単位　千円）

区　分	令和５年度	令和６年度	増　減
視聴者意向収集費	3,918,872	4,900,225	981,353
広報推進費	2,390,373	1,893,370	△ 497,003
放送番組等配信広報費	29,431	20,430	△ 9,001
合　計	6,338,678	6,814,026	475,348

注１　視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費であります。
　２　広報推進費は、事業活動の周知に要する経費であります。
　３　放送番組等配信広報費は、放送番組等配信業務の周知に要する経費であります。

⑻　調査研究費

（単位　千円）

区　分	令和５年度	令和６年度	増　減
番組調査研究費	992,985	994,757	1,772
技術調査研究費	5,960,832	5,596,041	△ 364,791
合　計	6,953,818	6,590,799	△ 363,018

注　番組調査研究費及び技術調査研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費であります。

⑼　給　与

（単位　千円）

区　分	令和５年度	令和６年度	増　減
職員給与	109,674,249	109,285,593	△ 388,656
役員報酬	380,239	395,020	14,781
合　計	110,054,489	109,680,614	△ 373,875

注　職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金、賞与及び諸手当等であります。

⑽　退職手当・厚生費

（単位　千円）

区　分	令和５年度	令和６年度	増　減
退職手当	23,354,389	12,592,313	△ 10,762,075
厚生保健費	20,947,410	20,811,846	△ 135,563
合　計	44,301,799	33,404,160	△ 10,897,639

注１　退職手当は、役員退任手当及び職員の退職給付費用であります。
　２　厚生保健費は、社会保険料の事業主負担分及び職員の福利厚生に要する経費であります。

⑾　共通管理費

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
施設管理費	7,125,091	7,743,737	618,645
職員管理費その他	10,771,922	11,110,484	338,562
合　　計	17,897,013	18,854,222	957,208

注１　施設管理費は、局舎・宿舎等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費であります。

２　職員管理費その他は、役員交際費、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費並びにその他の事業全般に共通して要する経費であります。

３　令和６年度の職員管理費その他のうち役員交際費は5,292千円であります。

⑿　減価償却費

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
減価償却費	71,177,347	63,989,218	△　7,188,129

＜減価償却費の内訳＞

（単位　千円）

区　　分	取得価額	令和６年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率（％）
有形固定資産	1,386,528,223	60,241,061	1,096,092,331	290,435,891	79.1
建物	400,000,954	10,265,162	254,443,682	145,557,272	63.6
構築物	190,449,526	7,115,459	139,051,693	51,397,832	73.0
機械及び装置	776,405,207	41,064,593	686,540,992	89,864,215	88.4
車両及び運搬具	8,704,431	495,188	8,057,053	647,377	92.6
器具	10,968,102	1,300,657	7,998,909	2,969,193	72.9
無形固定資産	75,482,200	3,754,407	63,890,337	11,591,863	84.6
施設利用権	2,526,748	168,896	1,696,405	830,343	67.1
ソフトウェア	72,955,452	3,585,510	62,193,932	10,761,519	85.2
合　　計	1,462,010,424	63,995,468	1,159,982,669	302,027,754	79.3

注　損益計算書における令和６年度の減価償却費63,989,218千円は、令和６年度償却額63,995,468千円に、令和５年度において番組勘定に計上した270,235千円を加え、令和６年度において番組勘定に計上した276,485千円を差し引いたものであります。

経常事業外収支

令和６年度の経常事業外収入は97億5,290万８千円であり、これにより経常事業外収支差金は97億5,290万８千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
財務収入	1,928,626	4,879,182	2,950,555
雑収入	5,715,531	4,873,726	△　841,805
合　　計	7,644,158	9,752,908	2,108,749

⑴　財務収入

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
受取利息	712,701	1,767,866	1,055,164
受取配当金	1,215,925	3,109,957	1,894,032
為替差額	—	1,358	1,358
合　　計	1,928,626	4,879,182	2,950,555

注１　受取利息は、預金利息、有価証券利息及びその他の金融収入であります。

２　受取配当金は、出資先からの配当収入であります。

⑵　雑収入

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
雑収入	5,715,531	4,873,726	△　841,805

注　雑収入は、前々年度以前受信料の収納額等であります。

経常事業外支出

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
財務費	140,952	—	△　140,952
為替差額	140,952	—	△　140,952

特　別　収　支

令和６年度の特別収入は固定資産売却益等による８億2,489万８千円であり、特別支出はその他の特別支出等による128億2,536万６千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

特　別　収　入

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
固定資産売却益	581,062	700,767	119,704
固定資産受贈益	—	104,234	104,234
その他の特別収入	633,139	19,896	△　613,243
合　　計	1,214,202	824,898	△　389,303

注１　固定資産売却益は、主として土地の売却によるものであります。
　２　固定資産受贈益は、主として構築物の受贈によるものであります。
　３　その他の特別収入は、デジタル混信対策事業に伴う助成金であります。

特　別　支　出

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
固定資産売却損	2,872	12,031	9,158
固定資産除却損	1,150,474	946,486	△　203,988
その他の特別支出	413,835	11,866,849	11,453,013
合　　計	1,567,182	12,825,366	11,258,183

注１　固定資産売却損は、主として土地の売却によるものであります。
　２　固定資産除却損は、主として機械及び装置の除却によるものであります。
　３　その他の特別支出は、固定資産減損損失等であります。

当期事業収支差金

令和６年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金△426億8,684万１千円に経常事業外収支差金97億5,290万８千円を加えた経常収支差金△329億3,393万３千円に、特別収入８億2,489万８千円を加え、特別支出128億2,536万６千円を差し引いた△449億3,440万１千円であり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
当期事業収支差金	△　13,666,091	△　44,934,401	△　31,268,310
事業収支剰余金	△　13,666,091	△　44,934,401	△　31,268,310

注　事業収支剰余金の不足分は、還元目的積立金で補てんいたします。

（有料インターネット活用業務勘定）

有料インターネット活用業務勘定は、放送法第20条第２項第２号及び第３号の業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のものに係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区　　分		令和５年度	令和６年度	増　　減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 5,811,878	(100.0) 6,540,019	728,140
	放送番組等有料配信収入	5,811,878	6,540,019	728,140
	経常事業支出	(63.0) 3,661,580	(86.2) 5,638,672	1,977,091
	放送番組等有料配信費	3,424,136	5,206,217	1,782,080
	広報費	45,401	185,577	140,176
	給与	95,433	117,346	21,912
	退職手当・厚生費	34,308	30,667	△　3,640
	共通管理費	60,310	96,872	36,561
	減価償却費	1,989	1,989	—
	経常事業収支差金	(37.0) 2,150,297	(13.8) 901,347	△　1,248,950
経常事業外収支	経常事業外収入	(0.0) 337	(0.0) 7	△　329
	雑収入	337	7	△　329
	経常事業外収支差金	(0.0) 337	(0.0) 7	△　329
経常収支差金		(37.0) 2,150,635	(13.8) 901,355	△　1,249,280
当期事業収支差金		(37.0) 2,150,635	(13.8) 901,355	△　1,249,280

当期事業収支差金	2,150,635	901,355	△　1,249,280
一般勘定への繰入れ	1,433,514	901,355	△　532,159
繰越欠損金	717,121	—	△　717,121

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（％）であります。

経常事業収支

令和６年度の経常事業収入65億4,001万９千円に対し、経常事業支出は56億3,867万２千円であり、差し引き経常事業収支差金は９億134万７千円であります。

令和５年度の経常事業収入58億1,187万８千円、経常事業支出36億6,158万円と比べ、経常事業収入は７億2,814万円の増加、経常事業支出は19億7,709万１千円の増加であります。

経常事業収入

（単位　千円）

区分	令和５年度	令和６年度	増減
放送番組等有料配信収入	5,811,878	6,540,019	728,140
視聴料収入	5,703,708	6,450,350	746,642
事業者提供料収入	108,170	89,669	△ 18,501

経常事業支出

（単位　千円）

区分	令和５年度	令和６年度	増減
放送番組等有料配信費	3,424,136	5,206,217	1,782,080
広報費	45,401	185,577	140,176
給与	95,433	117,346	21,912
退職手当・厚生費	34,308	30,667	△ 3,640
共通管理費	60,310	96,872	36,561
減価償却費	1,989	1,989	—
合計	3,661,580	5,638,672	1,977,091

(1)　放送番組等有料配信費

（単位　千円）

区分	令和５年度	令和６年度	増減
放送番組等有料配信費	3,424,136	5,206,217	1,782,080

注　放送番組等に係る協会の著作権の使用料は654,002千円、放送番組等に係る協会以外の著作権の使用料は653,051千円であります。

(2)　広報費

（単位　千円）

区分	令和５年度	令和６年度	増減
広報費	45,401	185,577	140,176

注　広報費は、事業活動の周知及び普及促進に要する経費であります。

(3)　給与

（単位　千円）

区分	令和５年度	令和６年度	増減
給与	95,433	117,346	21,912

(4)　退職手当・厚生費

（単位　千円）

区分	令和５年度	令和６年度	増減
退職手当・厚生費	34,308	30,667	△ 3,640

(5)　共通管理費

（単位　千円）

区分	令和５年度	令和６年度	増減
共通管理費	60,310	96,872	36,561

注　共通管理費は、事業全般に共通して要する経費であります。

(6)　減価償却費

（単位　千円）

区分	令和５年度	令和６年度	増減
減価償却費	1,989	1,989	—

＜減価償却費の内訳＞

（単位　千円）

区分	取得価額	令和６年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率（%）
有形固定資産	9,949	1,989	4,643	5,306	46.7
器具	9,949	1,989	4,643	5,306	46.7

経常事業外収支

令和６年度の経常事業外収入は７千円であり、これにより経常事業外収支差金は７千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

（単位　千円）

区　分	令和５年度	令和６年度	増　減
雑　収　入	337	7	△　329

当期事業収支差金

令和６年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金９億134万７千円に経常事業外収支差金７千円を加えた９億135万５千円であり、その内容は次表のとおりであります。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れております。

（単位　千円）

区　分	令和５年度	令和６年度	増　減
当期事業収支差金	2,150,635	901,355	△　1,249,280
一般勘定への繰入れ	1,433,514	901,355	△　532,159
繰越欠損金	717,121	—	△　717,121

（受託業務等勘定）

受託業務等勘定は、放送法第20条第３項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区　分		令和５年度	令和６年度	増　減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 1,899,922	(100.0) 1,262,937	△　636,985
	受託業務等収入	1,899,922	1,262,937	△　636,985
	経常事業支出	(78.5) 1,491,101	(82.3) 1,039,748	△　451,352
	受託業務等費	1,491,101	1,039,748	△　451,352
	経常事業収支差金	(21.5) 408,821	(17.7) 223,188	△　185,632
当期事業収支差金		(21.5) 408,821	(17.7) 223,188	△　185,632

当期事業収支差金	408,821	223,188	△　185,632
一般勘定への繰入れ	408,821	223,188	△　185,632

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（％）であります。

経常事業収支

令和６年度の経常事業収入12億6,293万７千円に対し、経常事業支出は10億3,974万８千円であり、差し引き経常事業収支差金は２億2,318万８千円であります。

令和５年度の経常事業収入18億9,992万２千円、経常事業支出14億9,110万１千円と比べ、経常事業収入は６億3,698万５千円の減少、経常事業支出は４億5,135万２千円の減少であります。

経常事業収入

（単位　千円）

区　分	令和５年度	令和６年度	増　減
受託業務等収入	1,899,922	1,262,937	△　636,985
１号業務収入	1,082,671	1,163,572	80,900
２号業務収入	817,250	99,365	△　717,885

注１　１号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入であります。

２　２号業務収入は、委託により放送番組等を制作することによる収入等であります。

経常事業支出

（単位　千円）

区　分	令和５年度	令和６年度	増　減
受託業務等費	1,491,101	1,039,748	△　451,352
１号業務費	900,857	967,907	67,049
２号業務費	590,243	71,841	△　518,402

注１　１号業務費は、一般の利用に供し、又は賃貸した協会の保有する施設又は設備の減価償却費等であります。

２　２号業務費は、委託により放送番組等の制作に要した人件費等であります。

当期事業収支差金

令和６年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金２億2,318万８千円であり、その内容は次表のとおりであります。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れております。

（単位　千円）

区　分	令和５年度	令和６年度	増　減
当期事業収支差金	408,821	223,188	△　185,632
一般勘定への繰入れ	408,821	223,188	△　185,632

4.3　金融商品の時価に関する事項

(1)　金融商品の状況に関する事項

協会は、資金の運用にあたっては、短期の預金（定期預金や譲渡性預金）及び長期の公社債に限定して運用しております。短期の運用については、金融機関の財政状況等を踏まえて運用対象機関を絞り込むとともに、長期の運用については、国債、非政府保証債及び格付けの高い事業債等を購入し、リスク低減を図っております。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

（単位　千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	600,160,877	592,567,720	△ 7,593,157
満期保有目的の債券	312,160,877	304,567,720	△ 7,593,157
譲渡性預金	288,000,000	288,000,000	—

注　関係会社出資及びその他の出資12,753,075千円については、市場価格がない株式等に該当するため、「(2)　金融商品の時価等に関する事項　有価証券」には含めておりません。

(3)　保有する有価証券の状況

ア　保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳（令和７年３月31日現在）

（単位　千円）

区分	有価証券	長期保有有価証券	建設積立資産	合計
満期保有目的の債券	61,999,851	115,291,531	134,869,495	312,160,877
国債	999,851	14,761,026	—	15,760,877
政府保証債	5,400,000	—	500,000	5,900,000
非政府保証債	35,000,000	45,230,504	42,369,495	122,600,000
地方債	1,300,000	20,700,000	5,700,000	27,700,000
事業債	19,300,000	34,600,000	86,300,000	140,200,000
譲渡性預金	288,000,000	—	—	288,000,000
合計	349,999,851	115,291,531	134,869,495	600,160,877

イ　満期保有目的の債券の内訳（令和７年３月31日現在）

（単位　千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額	摘要
国債	15,760,877	14,862,020	△ 898,857	
政府保証債	5,900,000	5,885,540	△ 14,460	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
非政府保証債	122,600,000	119,888,070	△ 2,711,930	㈱日本政策投資銀行社債ほか
地方債	27,700,000	26,493,180	△ 1,206,820	共同発行市場公募地方債ほか
事業債	140,200,000	137,438,910	△ 2,761,090	西日本高速道路㈱社債ほか
合計	312,160,877	304,567,720	△ 7,593,157	

(4)　満期保有目的の債券等の今後の償還予定額（令和７年３月31日現在）

（単位　千円）

区分	貸借対照表計上額	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内
満期保有目的の債券				
国債	15,760,877	999,851	—	14,761,026
政府保証債	5,900,000	5,400,000	500,000	—
非政府保証債	122,600,000	35,000,000	69,200,000	18,400,000
地方債	27,700,000	1,300,000	10,800,000	15,600,000
事業債	140,200,000	19,300,000	112,600,000	8,300,000
譲渡性預金	288,000,000	288,000,000	—	—
合計	600,160,877	349,999,851	193,100,000	57,061,026

(5)　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券は、有価証券、長期保有有価証券及び建設積立資産の合計であります。

有価証券のうち譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券のうち満期保有目的の債券は相場価格を用いて評価しております。

金融商品の時価の分類とその時価は、次のとおりであります。

国債は、活発な市場で取引されているため、レベル１の時価に分類しており、その時価は14,862,020千円であります。政府保証債、非政府保証債、地方債及び事業債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しており、その時価は政府保証債5,885,540千円、非政府保証債119,888,070千円、地方債26,493,180千円、事業債137,438,910千円であります。

4.4　子会社及び関連会社に対する債権及び債務

債　　権

短期債権（未収金）

（単位　千円）

会　社　名	令和５年度末	令和６年度末	増　減
㈱ＮＨＫエンタープライズ	966,585	984,587	18,001
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	489,852	434,793	△ 55,059
㈱日本国際放送	449,106	412,817	△ 36,288
㈱ＮＨＫプロモーション	325,139	157,555	△ 167,583
㈱ＮＨＫグローバルメディアサービス	35,731	45,561	9,829
㈱放送衛星システム	19,671	19,729	57
㈱ＮＨＫ出版	40,837	13,634	△ 27,203
その他	8,246	9,679	1,432
合計	2,335,171	2,078,358	△ 256,813

債　　務

短期債務（未払金）

（単位　千円）

会　社　名	令和５年度末	令和６年度末	増　減
㈱ＮＨＫエンタープライズ	12,657,592	13,911,673	1,254,080
㈱ＮＨＫテクノロジーズ	8,146,227	7,390,323	△ 755,903
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	3,477,399	3,408,373	△ 69,025
㈱ＮＨＫグローバルメディアサービス	2,974,816	2,903,242	△ 71,574
㈱ＮＨＫアート	1,924,844	2,239,956	315,112
㈱日本国際放送	1,026,833	1,069,595	42,761
ＮＨＫ営業サービス㈱	1,022,370	1,010,913	△ 11,457
その他	1,868,760	1,809,490	△ 59,269
合計	33,098,844	33,743,568	644,723

4.5　子会社及び関連会社との取引高の総額

（単位　千円）

区　分	令和５年度	令和６年度	増　減
収入総額	5,108,372	7,264,029	2,155,656
支出総額	170,553,127	167,917,832	△ 2,635,295

4.6　関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金

該当事項はありません。

4.7　役員との間の取引による債権債務に関する事項

該当事項はありません。

4.8　関連当事者との取引

記載すべき取引はありません。

4.9　担保提供に関する事項

該当事項はありません。

4.10　重要な係争事件に係る損害賠償義務等に関する事項

該当事項はありません。

4.11　収益認識に関する事項

(1)　収益の分解情報

（単位　千円）

区　分	令和６年度 令和６年４月１日～令和７年３月31日
受信料	595,803,703
その他	16,739,967
合計	612,543,671

注　その他は交付金収入、副次収入等であります。

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

「２　財務諸表の作成に関する重要な会計方針　2.5　収益の計上基準」に同様の内容を記載しております。

(3)　当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

受信料前受金は、通常、受信契約者から前払いで受信料を受領した場合に計上され、収益の認識に伴い取り崩されます。

4.12 比較キャッシュ・フロー計算書

（協　会　全　体）

（単位　千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	増　　減
Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー			
当期事業収支差金	△ 12,948,969	△ 44,934,401	△ 31,985,431
減価償却費	71,201,178	63,997,458	△ 7,203,720
退職給付引当金の増減額	△ 1,720,969	△ 1,064,750	656,218
前払年金費用の増減額	1,335,002	△ 1,609,425	△ 2,944,427
役員退任引当金の増減額	△ 22,100	21,530	43,630
未収受信料欠損引当金の増減額	△ 818,000	△ 2,150,000	△ 1,332,000
国際催事放送権料引当金の増減額	1,752,387	1,534,625	△ 217,762
受取利息及び受取配当金	△ 1,928,626	△ 4,877,823	△ 2,949,196
固定資産売却益	△ 581,062	△ 700,767	△ 119,704
固定資産受贈益	—	△ 104,234	△ 104,234
固定資産除却損	1,150,474	946,486	△ 203,988
固定資産売却損	2,872	12,031	9,158
受信料未収金の増減額	910,340	2,043,781	1,133,441
番組勘定の増減額	△ 627,122	△ 154,554	472,567
未収金の増減額	538,554	△ 1,167,985	△ 1,706,539
前払費用の増減額	△ 849,746	△ 746,715	103,031
未収消費税等の増減額	—	△ 1,301,373	△ 1,301,373
未払金の増減額	12,104,566	5,150,645	△ 6,953,920
未払消費税等の増減額	△ 769,341	△ 2,636,963	△ 1,867,622
受信料前受金の増減額	△ 3,612,313	△ 11,720,803	△ 8,108,490
その他	1,625,730	550,091	△ 1,075,639
事業活動によるキャッシュ・フロー	66,742,854	1,086,849	△ 65,656,005
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	△ 117,000,000	△ 108,000,000	9,000,000
定期預金の払戻による収入	113,000,000	120,000,000	7,000,000
有価証券の取得による支出	△ 788,000,000	△ 628,000,000	160,000,000
有価証券の売却・償還による収入	857,600,000	791,500,000	△ 66,100,000
関係会社株式の取得による支出	—	△ 878,000	△ 878,000
固定資産の取得による支出	△ 62,945,422	△ 121,903,866	△ 58,958,443
固定資産の売却による収入	652,083	774,348	122,265
長期保有有価証券の取得による支出	△ 49,994,320	△ 49,997,160	△ 2,840
差入保証金の増減額	△ 193,729	236,018	429,748
利息及び配当金の受取額	1,871,737	4,497,906	2,626,169
その他	△ 135,045	△ 155,896	△ 20,851
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 45,144,695	8,073,352	53,218,048
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務返済による支出	△ 633,758	△ 326,015	307,742
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 633,758	△ 326,015	307,742
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額	20,964,400	8,834,185	△ 12,130,214
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高	10,041,451	31,005,851	20,964,400
Ⅵ　現金及び現金同等物の期末残高	31,005,851	39,840,037	8,834,185

注　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に表示されている科目の金額との関係は、次表のとおりであります。

（単位　千円）

	（令和５年度）	（令和６年度）
1)　現金及び預金勘定	95,005,851	91,840,037
2)　預入期間が３か月を超える定期預金	△ 64,000,000	△ 52,000,000
3)　取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券）	—	—
現金及び現金同等物（１＋２＋３）	31,005,851	39,840,037

4.13 インターネット活用業務に係る費用の明細

(1) 受信料財源インターネット活用業務費用明細表

令和６年４月１日から
令和７年３月31日まで

（一　般　勘　定）

（単位　千円）

科目		二号業務	国内インターネット活用業務	常時同時配信等業務	左記以外の業務	国際インターネット活用業務	三号業務	合計
国内放送番組等配信費	コンテンツ制作業務費	5,858,517	5,858,517	1,679,380	4,179,137	—	—	5,858,517
	コンテンツ制作設備費	494,666	494,666	97,957	396,708	—	—	494,666
	配信業務費	814,924	814,924	714,708	100,216	—	—	814,924
	配信設備費	2,333,706	2,333,706	1,312,292	1,021,414	—	—	2,333,706
	認証業務費	271,960	271,960	271,960	—	—	—	271,960
	認証設備費	239,318	239,318	239,318	—	—	—	239,318
	視聴者対応費	253,732	253,732	253,732	—	—	—	253,732
	開発費	53,395	53,395	—	53,395	—	—	53,395
	小計	10,320,221	10,320,221	4,569,349	5,750,871	—	—	10,320,221
国際放送番組等配信費	業務関連費	1,370,026	—	—	—	1,370,026	17,324	1,387,350
	設備関連費	1,023,260	—	—	—	1,023,260	—	1,023,260
	小計	2,393,287	—	—	—	2,393,287	17,324	2,410,611
広報費		20,430	20,430	20,430	—	—	—	20,430
給与		2,406,981	2,191,108	313,015	1,878,093	215,872	10,793	2,417,775
退職手当・厚生費		734,265	668,412	95,487	572,924	65,853	3,292	737,558
共通管理費		208,538	170,392	62,980	107,412	38,145	489	209,027
減価償却費		592,756	586,586	318,507	268,078	6,170	894	593,650
合計		16,676,480	13,957,151	5,379,770	8,577,380	2,719,328	32,794	16,709,274

費用の上限		20,000,000					100,000	

注１　この表において、「費用の上限」とは、実施基準に定める受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限であります。

２　区分経理の実施方法等（放送法施行規則第34条第３項第４号ツ～ナ）については、令和６年度の「インターネット活用業務実施計画」によっております。

３　２号受信料財源業務の費用とは別に、必要的配信業務実施の準備を行うための費用を1,283,410千円支出しました。

(2)　有料インターネット活用業務費用明細表

令和６年４月１日から
令和７年３月31日まで

（有料インターネット活用業務勘定）

（単位　千円）

科目		金額
放送番組等有料配信費	コンテンツ制作業務費	2,430,084
	コンテンツ制作設備費	162,638
	配信業務費	282,605
	配信設備費	426,974
	認証決済業務費	1,580,708
	認証決済設備費	261,422
	利用者対応費	61,783
	小計	5,206,217
広報費		185,577
給与		117,346
退職手当・厚生費		30,667
共通管理費		96,872
減価償却費		1,989
合計		5,638,672

５　重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

６　貸借対照表及び損益計算書についての勘定相互間の相殺消去等

（貸借対照表）

令和７年３月31日現在

（単位　千円）

科目	一般勘定	有料インターネット活用業務勘定	受託業務等勘定	相殺消去等	合計
流動資産合計	478,800,499	1,167,957	88,848	△　67,085	479,990,219
現金及び預金	91,591,855	248,181	—	—	91,840,037
受信料未収金	3,937,598	—	—	—	3,937,598
有価証券	349,999,851	—	—	—	349,999,851
番組勘定	7,022,466	—	—	—	7,022,466
前払費用	3,980,305	13,076	—	—	3,993,381
受託業務等勘定短期貸付金	67,085	—	—	△　67,085	—
未収金	7,448,904	859,197	76,405	—	8,384,506
未収消費税等	1,241,428	47,501	12,443	—	1,301,373
その他の流動資産	13,511,003	—	—	—	13,511,003
固定資産合計	651,792,217	13,161	—	—	651,805,379
有形固定資産	484,714,325	5,306	—	—	484,719,632
建物	145,557,272	—	—	—	145,557,272
構築物	51,397,832	—	—	—	51,397,832
機械及び装置	89,864,215	—	—	—	89,864,215
車両及び運搬具	647,377	—	—	—	647,377
器具	2,969,193	5,306	—	—	2,974,499
土地	54,053,689	—	—	—	54,053,689
建設仮勘定	140,224,744	—	—	—	140,224,744

無形固定資産	16,294,246	—	—	—	16,294,246
無形固定資産	16,294,246	—	—	—	16,294,246
出資その他の資産	150,783,645	7,855	—	—	150,791,501
長期保有有価証券	115,291,531	—	—	—	115,291,531
出資	12,753,075	—	—	—	12,753,075
長期前払費用	867,572	151	—	—	867,724
前払年金費用	18,775,521	—	—	—	18,775,521
その他の出資その他の資産	3,095,944	7,703	—	—	3,103,647
特定資産合計	134,869,495	—	—	—	134,869,495
建設積立資産	134,869,495	—	—	—	134,869,495
資産合計	1,265,462,212	1,181,119	88,848	△　67,085	1,266,665,094
流動負債合計	258,515,674	1,177,456	88,848	△　67,085	259,714,893
一般勘定短期借入金	—	—	67,085	△　67,085	—
未払金	99,505,973	1,149,644	16	—	100,655,634
未払費用	27,378,503	—	—	—	27,378,503
受信料前受金	129,784,135	—	—	—	129,784,135
短期リース債務	106,398	2,188	—	—	108,587
その他の流動負債	1,740,663	25,623	21,745	—	1,788,032
固定負債合計	178,300,560	3,662	—	—	178,304,223
退職給付引当金	131,570,243	—	—	—	131,570,243
役員退任引当金	144,990	—	—	—	144,990
国際催事放送権料引当金	36,140,106	—	—	—	36,140,106
長期リース債務	13,588	3,648	—	—	17,236
その他の固定負債	10,431,632	14	—	—	10,431,647
負債合計	436,816,235	1,181,119	88,848	△　67,085	438,019,117
承継資本	163,375	—	—	—	163,375
固定資産充当資本	514,439,718	—	—	—	514,439,718
剰余金	314,042,882	—	—	—	314,042,882
純資産合計	828,645,976	—	—	—	828,645,976
負債純資産合計	1,265,462,212	1,181,119	88,848	△　67,085	1,266,665,094

（損益計算書）

令和６年４月１日から
令和７年３月31日まで

（単位　千円）

科目	一般勘定	有料インターネット活用業務勘定	受託業務等勘定	相殺消去等	合計
経常事業収入	607,562,219	6,540,019	1,262,937	△2,821,504	612,543,671
受信料	595,803,703	—	—	—	595,803,703
交付金収入	3,899,605	—	—	—	3,899,605
放送番組等有料配信収入	—	6,540,019	—	—	6,540,019
副次収入	7,858,909	—	—	△2,821,504	5,037,404
受託業務等収入	—	—	1,262,937	—	1,262,937
経常事業支出	650,249,060	5,638,672	1,039,748	△1,696,960	655,230,521
国内放送費	329,126,572	—	—	—	329,126,572
国際放送費	19,839,023	—	—	—	19,839,023
国内放送番組等配信費	11,535,113	—	—	—	11,535,113

国際放送番組等配信費	2,479,129	—	—	—	2,479,129
放送番組等有料配信費	—	5,206,217	—	△ 766,071	4,440,146
受託業務等費	—	—	1,039,748	△ 930,512	109,235
契約収納費	41,588,206	—	—	—	41,588,206
受信対策費	732,928	—	—	—	732,928
広報費	6,814,026	185,577	—	—	6,999,604
調査研究費	6,590,799	—	—	—	6,590,799
給与	109,680,614	117,346	—	—	109,797,961
退職手当・厚生費	33,404,160	30,667	—	—	33,434,827
共通管理費	18,854,222	96,872	—	△ 376	18,950,717
減価償却費	63,989,218	1,989	—	—	63,991,208
未収受信料欠損償却費	5,615,045	—	—	—	5,615,045
経常事業収支差金	△ 42,686,841	901,347	223,188	△1,124,544	△ 42,686,849

経常事業外収入	9,752,908	7	—	—	9,752,916
財務収入	4,879,182	—	—	—	4,879,182
雑収入	4,873,726	7	—	—	4,873,734
経常事業外収支差金	9,752,908	7	—	—	9,752,916
経常収支差金	△ 32,933,933	901,355	223,188	△1,124,544	△ 32,933,933
特別収入	824,898	—	—	—	824,898
固定資産売却益	700,767	—	—	—	700,767
固定資産受贈益	104,234	—	—	—	104,234
その他の特別収入	19,896	—	—	—	19,896
特別支出	12,825,366	—	—	—	12,825,366
固定資産売却損	12,031	—	—	—	12,031
固定資産除却損	946,486	—	—	—	946,486
その他の特別支出	11,866,849	—	—	—	11,866,849
当期事業収支差金	△ 44,934,401	901,355	223,188	△1,124,544	△ 44,934,401

7　主たる設備の状況

令和６年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりであります。

区分	土地		建物	機械及び装置	その他の固定資産	貸借対照表計上額合計
	面積	金額				
	㎡	千円	千円	千円	千円	千円
放送会館	330,315	34,549,440	105,359,762	63,476,777	10,503,877	213,889,857
（うち、放送センター）	(82,646)	(5,079,536)	(11,835,000)	(19,348,948)	(3,014,437)	(39,277,922)
テレビジョン放送所	378,272	812,577	12,391,225	14,329,690	22,437,337	49,970,830
ラジオ放送所	2,140,104	9,868,382	6,029,950	4,624,114	3,883,922	24,406,368
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	13,365,902	13,365,902
その他の施設	1,927,640	8,823,289	21,776,335	7,433,633	4,828,670	42,861,928
合計	4,776,333	54,053,689	145,557,272	89,864,215	55,019,710	344,494,887

注１　その他の施設は放送技術研究所及び放送文化研究所等であります。

２　その他の固定資産は構築物、車両、運搬具及び器具であります。

８　収入支出の決算の状況

8.1　収入支出の決算

令和６年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりであります。

8.2　予算総則の適用

（一　般　勘　定）

⑴　予算総則第４条第１項に基づく予算の流用……11,170,000千円

ア　事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額		11,170,000千円
国　内　放　送　費	2,300,000千円	
特　　別　　支　　出	8,870,000千円	
イ　事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額		△　11,170,000千円
国内放送番組等配信費	△　1,100,000千円	
契　約　収　納　費	△　1,200,000千円	
退職手当・厚生費	△　5,760,000千円	
減　価　償　却　費	△　3,110,000千円	

⑵　予算総則第６条に基づく予備費の使用 ……2,692,801千円

ア　第50回衆議院議員総選挙放送実施経費		1,257,420千円
国　内　放　送　費	1,257,420千円	
イ　外国為替レートの円安に伴う支出増		1,075,872千円
国　内　放　送　費	535,756千円	
国　際　放　送　費	540,116千円	
ウ　地震や集中豪雨など災害関連の取材経費		258,709千円
国　内　放　送　費	258,709千円	
エ　令和６年能登半島地震における被災地への情報提供対応経費		100,800千円
受　信　対　策　費	100,800千円	

⑶　予算総則第７条に基づく増収額の振当て ……2,230,000千円

ア　受入れの項及び金額		2,230,000千円
受　信　料　収　入	2,230,000千円	
イ　振当ての項及び金額		2,230,000千円
特　　別　　支　　出	2,230,000千円	

(4)　予算総則第10条に基づく第50回衆議院議員総選挙に伴う選挙放送交付金の受入れ及び政見・経歴放送実施経費への振当て ……		254,950千円
ア　受入れの項及び金額		254,950千円
交　付　金　収　入	254,950千円	
イ　政見・経歴放送実施経費への振当て		254,950千円
国　内　放　送　費	170,319千円	
給　　与	64,848千円	
退職手当・厚生費	19,783千円	
(5)　予算総則第５条第１項に基づく令和７年度への建設費予算の繰越し ……		674,040千円
ア　放送網設備の整備費		236,987千円
イ　地域放送会館の整備費		102,895千円
ウ　番組設備等の整備費		304,466千円
エ　研究・一般施設の整備費		29,692千円
(6)　予算総則第５条第２項に基づく令和５年度からの建設費予算の繰越し ……		960,389千円
ア　放送網設備の整備費		36,631千円
イ　番組設備等の整備費		923,758千円
（有料インターネット活用業務勘定）		
(1)　予算総則第７条に基づく増収額の振当て ……		158,000千円
ア　受入れの項及び金額		158,000千円
放送番組等有料配信収入	158,000千円	
イ　振当ての項及び金額		158,000千円
広　　報　　費	137,000千円	
給　　与	20,000千円	
退職手当・厚生費	1,000千円	
（受託業務等勘定）		
(1)　予算総則第７条に基づく増収額の振当て……		31,000千円
ア　受入れの項及び金額		31,000千円
受託業務等収入	31,000千円	
イ　振当ての項及び金額		31,000千円
受託業務等費	31,000千円	

別　表

収　入　支　出　決　算　表

（一　般　勘　定）

（事　業　収　支）

令和６年度

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2) 第４条第１項流用	第６条予備費	第７条増収振当て	第10条交付金	増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		602,114,817	—	—	2,230,000	254,950	2,484,950	604,599,767	612,524,980	△ 7,925,213
	受信料	581,019,000	—	—	2,230,000	—	2,230,000	583,249,000	590,188,658	△ 6,939,658
	交付金収入	3,625,103	—	—	—	254,950	254,950	3,880,053	3,899,605	△ 19,552
	副次収入	7,009,357	—	—	—	—	—	7,009,357	7,858,909	△ 849,552
	財務収入	2,950,357	—	—	—	—	—	2,950,357	4,879,182	△ 1,928,825
	雑収入	3,268,000	—	—	—	—	—	3,268,000	4,873,726	△ 1,605,726
	特別収入	4,243,000	—	—	—	—	—	4,243,000	824,898	3,418,101
事業支出		659,193,865	—	—	2,230,000	254,950	2,484,950	661,678,815	657,459,381	4,219,433
	国内放送費	324,646,501	2,300,000	2,051,885	—	170,319	4,522,204	329,168,705	329,126,572	42,132
	国際放送費	20,059,911	—	540,116	—	—	540,116	20,600,027	19,839,023	761,003
	国内放送番組等配信費	12,670,142	△ 1,100,000	—	—	—	△ 1,100,000	11,570,142	11,535,113	35,028
	国際放送番組等配信費	2,666,606	—	—	—	—	—	2,666,606	2,479,129	187,476
	契約収納費	42,915,475	△ 1,200,000	—	—	—	△ 1,200,000	41,715,475	41,588,206	127,268
	受信対策費	702,652	—	100,800	—	—	100,800	803,452	732,928	70,523
	広報費	6,964,553	—	—	—	—	—	6,964,553	6,814,026	150,526
	調査研究費	6,749,204	—	—	—	—	—	6,749,204	6,590,799	158,404
	給与	111,947,305	—	—	—	64,848	64,848	112,012,153	109,680,614	2,331,538
	退職手当・厚生費	39,165,080	△ 5,760,000	—	—	19,783	△ 5,740,217	33,424,863	33,404,160	20,702
	共通管理費	18,874,686	—	—	—	—	—	18,874,686	18,854,222	20,463
	減価償却費	67,100,000	△ 3,110,000	—	—	—	△ 3,110,000	63,990,000	63,989,218	781
	財務費	3,750	—	—	—	—	—	3,750	—	3,750
	特別支出	1,728,000	8,870,000	—	2,230,000	—	11,100,000	12,828,000	12,825,366	2,633
	予備費	3,000,000	—	△ 2,692,801	—	—	△ 2,692,801	307,199	—	307,199
事業収支差金		△ 57,079,048	—	—	—	—	—	△ 57,079,048	△ 44,934,401	△ 12,144,646

注　収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額であります。

（資　本　収　支）

款	項	予算額 当初額(1)	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 第５条第２項繰越	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 増減額計	予算額 合計(1)+(2)　(3)	決算額(4)	繰越額(5)	予算残額(3)−(4)−(5)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		128,340,000	960,389	960,389	129,300,389	113,716,213	674,040	14,910,135
	前期繰越金受入れ	28,497,958	—	—	28,497,958	11,084,828	—	17,413,129
	減価償却資金受入れ	67,100,000	—	—	67,100,000	63,989,218	—	3,110,781
	資産受入れ	1,936,000	960,389	960,389	2,896,389	12,979,330	674,040	△ 10,756,981
	建設積立資産戻入れ	30,806,042	—	—	30,806,042	25,662,837	—	5,143,205
資本支出		128,340,000	960,389	960,389	129,300,389	126,738,860	674,040	1,887,488
	建設費	127,240,000	960,389	960,389	128,200,389	125,860,860	674,040	1,665,488
	出資	1,100,000	—	—	1,100,000	878,000	—	222,000
資本収支差金		—	—	—	—	△ 13,022,646	—	13,022,646

注１　事業収支差金及び資本収支差金の不足の補てんの方法

事業収支差金の不足（44,934,401千円）及び資本収支差金の不足（13,022,646千円）については、放送法第73条の２第２項本文の規定により、還元目的積立金を取り崩して補てんしております。

２　前期繰越金及び後期繰越金の額

1）前期繰越金　52,735,509千円

2）令和６年度使用額　△ 11,084,828千円（建設費充当△11,084,828千円）

後期繰越金（１＋２）　41,650,680千円

（有料インターネット活用業務勘定）

（事　業　収　支）

款	項	予算額 当初額(1)	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 第７条増収振当て	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 増減額計	予算額 合計(1)+(2)　(3)	決算額(4)	予算残額(3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		5,654,386	158,000	158,000	5,812,386	6,540,027	△ 727,641
	放送番組等有料配信収入	5,654,386	158,000	158,000	5,812,386	6,540,019	△ 727,633
	雑収入	—	—	—	—	7	△ 7

事業支出		5,563,301	158,000	158,000	5,721,301	5,638,672	82,628
	放送番組等有料配信費	5,283,222	—	—	5,283,222	5,206,217	77,004
	広報費	49,260	137,000	137,000	186,260	185,577	682
	給与	97,996	20,000	20,000	117,996	117,346	649
	退職手当・厚生費	30,052	1,000	1,000	31,052	30,667	384
	共通管理費	100,781	—	—	100,781	96,872	3,908
	減価償却費	1,990	—	—	1,990	1,989	0
事業収支差金		91,085	—	—	91,085	901,355	△ 810,270

注　事業収支差金901,355千円は、一般勘定へ繰り入れております。

（資本収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算額 予算総則に基づく増減額 (2)	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		1,990	—	1,990	1,989	0
	減価償却資金受入れ	1,990	—	1,990	1,989	0
資本支出		1,990	—	1,990	1,989	0
	建設費	1,990	—	1,990	1,989	0
資本収支差金		—	—	—	—	—

（受託業務等勘定）

（事業収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 第７条増収振当て	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 増減額計	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		1,218,080	31,000	31,000	1,249,080	1,262,937	△ 13,857
	受託業務等収入	1,218,080	31,000	31,000	1,249,080	1,262,937	△ 13,857
事業支出		1,010,632	31,000	31,000	1,041,632	1,039,748	1,883
	受託業務等費	1,010,632	31,000	31,000	1,041,632	1,039,748	1,883
事業収支差金		207,448	—	—	207,448	223,188	△ 15,740

注　事業収支差金223,188千円は、一般勘定へ繰り入れております。

審査報告書

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十四日

財政金融委員長　宮本　周司

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の金融及び資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性及び透明性並びに投資者保護を確保するため、暗号資産の取引を資金決済に関するサービスとしての規制ではなく金融商品の取引としての規制の対象とすることとし、これに伴い、暗号資産に係る情報の公表制度、インサイダー取引規制等を整備するほか、特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備、有価証券届出書の提出免除基準の引上げ、有価証券の不公正取引に係る課徴金の算定方法の見直し等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　本法による暗号資産取引の投資者保護の強化とそれを前提とした暗号資産の譲渡による所得の申告分離課税の対象化が国として暗号資産投資にお墨付きを与える意図ではないことについて、国民に対して十分な周知を行うとともに、本法による規制及び申告分離課税の対象が暗号資産取引の一部にとどまり、規制の及ばない暗号資産取引が引き続き存在することについて国民の理解促進に努め、国民の暗号資産取引に係る金融リテラシー向上に努めること。

二　暗号資産の大部分には裏付け資産が無いという商品特性を踏まえ、暗号資産取引業者が適合性原則の遵守の実効性を確保できるよう、自主規制機関と連携したガイドライン等の整備を通じて、利用者がリスクを十分に理解した上でリスク負担能力の範囲内で取引を行える環境の確保に努めること。

三　無登録業者による詐欺的被害から国民の財産を守るため、金融庁と警察庁の連携を一層強化するとともに、国民に対する十分な啓発に努めること。加えて、新たに措置される証券取引等監視委員会の犯則調査対象拡大及び裁判所への緊急差止命令の申立てに係る体制整備に努めること。

四　本法による暗号資産及び有価証券の不公正取引規制並びに無登録業者に対する対応措置の実効性を確保するため、証券取引等監視委員会における高度化システム投資等を通じた体制強化を進めるとともに、特に暗号資産取引において同委員会と業界との連携の強化に努めること。

五　課徴金制度については、機動的な執行に努めるとともに、今後の実施状況等も踏まえ、課徴金の算定方法を含む制度全般の在り方について、引き続き実効的な抑止効果をもたらすよう検討を進めること。

六　本法で措置されるスタートアップ企業のＩＰＯまでの資金供給を円滑にするための措置に加え、Ｍ＆Ａ及びＭＢＯに係る資金供給を促進するための環境整備について更なる検討を行い、必要に応じた措置を講ずること。

七　潜在的特定投資家制度については、特定投資家への移行手続を経ていない一般投資家に対してプロ向けの商品を案内するものであることを踏まえ、金融商品取引業者による投資家の意思の確認やその理解度に応じた説明義務等が果たされるよう、自主規制機関と連携して制度の適切な運用に努めること。

八　特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度に関し、時価総額五千億円未満のプライム市場上場企業への適用拡大を検討するに当たっては、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて慎重に検討すること。

九　欧州連合のオムニバス指令等、国際的な開示制度における緩和及び簡素化の動向を注視し、我が国の制度が国際水準と比較して過度な負担とならないよう、適用対象・開示項目、第三者保証制度の範囲及び水準等の在り方について、不断の見直しを行うこと。

十　将来情報及びスコープ３等に係るセーフハーバー・ルールの適用範囲を予見可能な形で明確化し、法的安定性を確保する観点からその運用状況を検証の上、必要に応じ課徴金納付命令の免責範囲を含めた対応を検討すること。

十一　スコープ３開示及び検討課題とされるその保証制度の導入に伴い、バリューチェーンに含まれる他社のうち特に中小企業等に過度な負担が転嫁されないよう、データ要求の適正化及び合理的な推定値の活用を周知するとともに、中小企業等に取引上の不利益が生じないよう、関係省庁が連携すること。

十二　特定非財務情報監査証明業者が企業のバリューチェーン全体にわたる情報に接し得ることに鑑み、当該監査証明業者を通じて企業秘密、技術情報、取引先情報を含む業務上知り得た秘密その他の重要情報が流出することのないよう、特定非財務情報監査証明業者の登録及び監督に当たっては、その業務管理体制及び情報管理体制の適切性を確認するとともに、必要に応じ、資本関係、実質的支配関係その他の支配・影響関係についても十分留意すること。また、将来的に認定特定非財務情報監査証明業協会を通じた監督・規律の枠組みを活用する場合には、利益相反、監督の形骸化、業界団体による参入障壁化等が生じることのないよう、透明性・公正性を確保した適切な運用に努めること。

十三　地方財務局は、多様化する金融取引に対する利用者保護や、小中高校生を中心にした金融教育などを各地で展開しているが、本法改正等による厳格な監督や、近年の金融機関からの法令照会や許認可業務の増加などに対応するため、機構定員を含めた体制整備を着実に進めること。

十四　本法附則第九十二条の検討に当たっては、デジタル技術の進展スピードが極めて速いことや暗号資産に係る国際的な制度整備が流動的である状況を踏まえ、本法施行後五年を待たず、本法による改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、必要に応じて制度の見直しを検討すること。

右決議する。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月十一日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律

（金融商品取引法の一部改正）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　企業内容等の開示（第二条の二―第二十六条）
　第一節　企業内容等の開示（第二条の二―第二十六条の二）
　第二節　有価証券届出書等の監査証明等（第二十六条の二―第二十六条の六―第二十六条の十）
　第三節　特定非財務情報監査証明業者等（第二十六条の十一―第二十六条の二十）
　第一款　総則（第二十六条の二十一・第二十六条の二十二）
　第二款　業務管理（第二十六条の二十三―第二十六条の二十八）
　第三款　経理（第二十六条の二十九）
　第四款　監督（第二十六条の三十―第二十六条の四十）
　第五款　認定特定非財務情報監査証明業協会（第二十六条の四十一・第二十六条の四十二）
　第六款　雑則（第二十六条の四十三―第二十七条）」を
「第二章　企業内容等の開示（第二条の二―第二十六条）
　第一節　企業内容等の開示（第二条の二―第二十六条の二十二）
　第二節　有価証券届出書等の監査証明等（第二十六条の二十三―第二十六条の二十八）
　第三節　特定非財務情報監査証明業者等（第二十六条の二十九―第二十六条の四十）
　第四節　雑則（第二十六条の四十一・第二十六条の四十二）」に改める。

（開示等）

第二条の三　第二条の二―第二十六条の二―第二十六条の六―第二十六条の十一―第二十六条の二十一・第二十六条の二十二―第二十六条の二十三―第二十六条の二十八―第二十六条の二十九―第二十六条の三十―第二十六条の四十一・第二十六条の四十二―第二十七条の五）

に改める。

九―第二十六条の三十六）

」

第二条第三項中「第二十三条の十三第四項」を「第二十三条の十三第六項」に改め、同項第一号中「特定投資家」を「次のイ又はロに掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　次に掲げる者

(1)　特定投資家

(2)　法人(1)に掲げる者を除く。）

(3)　第三十四条の四第一項各号に掲げる個人(1)に掲げる者を除く。）

ロ　有価証券（第一項第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。ロ及び次項第一号ロにおいて同じ。）の発行者が、当該発行者の役員（取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。同号ロにおいて同じ。）又は使用人その他の当該有価証券に係る第五条第一項各号に掲げる事項に関する情報を既に取得し、又は容易に取得することができる者として内閣府令で定めるものを相手方として、その者の職務執行の対価又は福利厚生の増進を図るための手段として当該有価証券を取得させることを目的とする取得勧誘であつて政令で定めるものを行う場合における当該相手方

第二条第三項第二号ロ中「特定投資家のみ」を「前号イに掲げる者（以下「特定投資家等」という。）のみ」に改め、同号ロ(1)中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改め、同号ロ(2)中「（特定投資家又は」を「及び」に、「）をいう。」を「第六十三条の八第一項第一号及び第六十三条の九第九項を除き、」に改め、同号ハ中「並びにイ及びロ」を「及びイからハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　前号ロに規定する場合

第二条第四項第一号中「特定投資家」を「次のイ又はロに掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　特定投資家等

ロ　有価証券の発行者が、当該発行者の役員又は使用人その他の当該有価証券に係る第五条第一項各号に掲げる事項に関する情報を既に取得し、又は容易に取得することができる者として内閣府令で定めるものを相手方として、その者の職務執行の対価又は福利厚生の増進を図るための手段として当該有価証券を交付することを目的とする売付け勧誘等であつて政令で定めるものを行う場合における当該相手方

第二条第四項第二号ロ中「特定投資家のみ」を「特定投資家等のみ」に改め、同号ロ(2)中「特定投資家等」の下に「及び非居住者」を加え、同号ハ中「並びにイ及びロ」を「及びイからハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　前号ロに規定する場合

第二条第六項中「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に改め、同条第七項中「含む。」の下に「第二十六条の四第二項第一号及び第二十六条の五第二項第四号を除き、」を加え、「同条第十三項」を「第五条第十三項」に改め、同条第八項第六号、第八号及び第九号中「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に改め、同条第十項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」に改め、同条に次の三項を加える。

46　この法律において「特定非財務情報監査証明」とは、第二十六条の四第二項第一号に規定する記載対象書類に記載する同項第二号に規定する特定非財務情報について、第二十六条の五第三項に規定する基準及び手続により行う監査証明をいう。

47　この法律において「特定非財務情報監査証明業」とは、特定非財務情報監査証明を業として行うことをいう。

48　この法律において「特定非財務情報監査証明業者」とは、第二十六条の六の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

第二章の章名中「開示」を「開示等」に改める。

第二条の三第一項から第三項までの規定中「この章」を「この節」に改め、同条第四項中「この章」を「この節」に改め、同項第一号中「第四条第一項第二号イ」を「第四条第一項第一号イ」に改め、同条第五項中「この章」を「この節」に改め、第二章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　企業内容等の開示

第四条第一項中「この章」を「この節」に、「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「（前号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「一億円」を「五億円」に、「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項第二号中「第二条第三項第二号ハ」を「第二条第三項第二号ニ」に改め、同項第四号中「第二条第四項第二号ハ」を「第二条第四項第二号ニ」に改め、同条第三項中「の特定投資家」を「の特定投資家等」に、「「特定投資家向け有価証券」を「「特定投資家等向け有価証券」に改め、「及び非居住者」を加え、「「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に、「が当該特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」を「が当該特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同項ただし書中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同項第一号中「特定投資家等向け取得勧誘」を「特定投資家等向け取得勧誘」に改め、同項第二号中「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に改め、同条第四項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に、「この章」を「この節」に改め、同条第五項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に、「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘

等」に改め、同条第六項中「又は第一項第三号」を「又は第一項第二号」に改め、同項ただし書中「一億円」を「五億円」に、「第一項第三号」を「同号」に、「同項第五号」を「第一項第四号」に改め、同条第七項中「第一項第二号イ」を「第一項第一号イ」に、「第三号」を「第二号」に改め、同項第一号中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改める。

第五条第一項第二号中「状況」の下に「、気候変動その他の事業活動上の課題であつて将来の財務又は資金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する指標」を加え、同条第二項中「五億円」を「十億円」に改め、同条第五項中「第一項から前項まで」を「前各項」に改め、「会社の経理の状況」の下に「、気候変動その他の事業活動上の課題であつて将来の財務又は資金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する指標」を加え、同条第八項中「この章に」を「この節に」に改める。

第十三条第一項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に、「この章」を「この節」に、「一億円」を「五億円」に改め、同条第五項中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第十五条第一項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に、「この章」を「この節」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、第十三条第一項の目論見書に記載された事項のうち将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報については、当該目論見書を作成した発行者におけるその記載に至る検討の過程に照らして合理性が確保されていると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該記載と相違する事実が判明したときその他の内閣府令で定めるときにおいても、それのみを理由として虚偽の記載に該当すると解してはならない。

第十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「と、」の下に「第一項中」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、有価証券届出書に記載された事項のうち将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報として内閣府令で定めるものについての記載は、当該有価証券届出書の届出者におけるその記載に至る検討の過程に照らして合理性が確保されていると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該記載と相違する事実が判明したときその他の内閣府令で定めるときにおいても、それのみを理由として虚偽の記載に該当しないものとする。

第二十一条第一項第三号中「第百九十三条の二第一項」を「第二十六条の三第一項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該有価証券届出書に係る特定非財務情報監査証明において、当該特定非財務情報監査証明に係る第二十六条の四第二項第二号に規定する特定非財務情報について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した特定非財務情報監査証明業者

第二十一条第二項第三号中「前項第四号」を「前項第五号」に、「第百九十三条の二第一項」を「第二十六条の三第一項」に改め、「書類」の下に「及び特定非財務情報監査証明に係る第二十六条の四第二項第二号に規定する特定非財務情報」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前項第四号に掲げる者　同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかつたこと。

第二十一条第四項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第一号及び第二号並びに前項第一号」を「第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第二項（第一号に係る部分に限る。）及び前項」に改め、「受けて」と、「の下に「同項第一号中」を、「作成」と」の下に「、前項中「当該有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「当該目論見書を作成した会社」と」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、有価証券届出書に記載された事項のうち将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報として内閣府令で定めるものについての記載は、当該有価証券届出書を提出した会社における検討の過程に照らして合理性が確保されていると認められる場合として内閣府令で定めるときにおいても、それのみを理由として虚偽の記載に該当すると解してはならない。

第二十一条の二第一項中「書類（以下この条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「同項の」を「第二十五条第一項の」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、第二十五条第一項各号（第一号から第三号まで、第六号及び第八号に限る。）に掲げる書類に記載された事項のうち将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報として内閣府令で定めるものについての記載は、当該書類を提出した会社におけるその記載に至る検討の過程に照らして合理性が確保されていると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該記載と相違する事実が判明したときその他の内閣府令で定めるときにおいても、それのみを理由として虚偽の記載に該当しないものとする。

第二十二条第一項中「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「第二十一条第二項第一号及び第二号」を「第二十一条第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、有価証券届出書に記載された事項のうち将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報として内閣府令で定める場合には、当該記載と相違する事実が判明したときその他の内閣府令で定めるときにおいても、それのみを理由として虚偽の記載に該当すると解してはならない。

第二十三条の二中「第十七条中「目論見書」とあるのは「」を「第十七条中「第十三条第一項の目論見書」とあるのは「第十三条第一項の」に、「同条第二項中「目論見書」を「同条第二項中「有価証券届出書に」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）に」と、同条第三項中「目論

見書」に、「同条第三項中」を「同条第三項中「有価証券届出書に」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）に」と、同条第四項中」に、「前条第一項中」を「同条第三項中「有価証券届出書に」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）に」と、前条第一項中」に改める。

第二十三条の三第一項中「一億円」を「五億円」に改め、同項ただし書中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第二十三条の八第一項ただし書中「一億円」を「五億円」に改め、同条第四項中「一億円」を「五億円」に、「第一項第三号」を「同号」に、「同項第五号」を「第一項第四号」に改める。

第二十三条の十二第五項中「同条第二項」を「同条第二項中「有価証券届出書に」とあるのは「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第三項」に、「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に、「同条第三項」を「同条第三項中「有価証券届出書に」とあるのは「発行登録書類等に」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録追補書類、訂正発行登録書又は発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第四項」に、「第二十三条中」を「同条第三項中「有価証券届出書に」とあるのは「発行登録書類等に」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等に」と、「特定投資家等向け有価証券」に、「同条第六項中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に、「第二十一条第三項」を「第二十一条第四項」に改める。

第二十三条の十三第一項ただし書中「一億円」を「五億円」に改め、同項第二号中「第二条第三項第二号ニ」に改め、同項第四号中「第二条第四項第二号ハ」を「第二条第四項第二号ニ」に改め、同条第三項第一号中「特定投資家向け取得勧誘」を「特定投資家等向け取得勧誘」に、「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に改め、同項第二号中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「特定投資家等向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に、「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項ただし書中「一億円」を「五億円」に改め、同項第一号イ中「第二条第三項第二号ハ」を「第二条第三項第二号ニ」に改め、同号ロ中「第二条第四項第二号ハ」を「第二条第四項第二号ニ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等のうち、第二条第三項第二号ハ又は第四項第二号ハに掲げる場合に該当するもの（以下この項及び次項において「役員等向け勧誘」という。）を行う者は、当該役員等向け勧誘が同条第三項第二号ハ又は第四項第二号ハに掲げる場合のいずれかに該当することにより当該役員等向け勧誘に関し第四条第一項の規定による届出が行われていないことその他の内閣府令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該役員等向け勧誘に係る有価証券に関して開示が行われている場合及び発行価額又は譲渡価額の総額が五億円未満の役員等向け勧誘で内閣府令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

5　前項本文の規定の適用を受ける役員等向け勧誘を行う者は、当該役員等向け勧誘により有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規定により告知すべき事項を記載した書面を交付しなければならない。

第二十四条第一項及び第五項中「会社の経理の状況」の下に「、気候変動その他の事業活動上の課題であつて将来の財務又は資金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する指標」を加え、同条第八項中「この章」を「この節」に改める。

第二十四条の四の六中「第二十二条」の下に「（第三項を除く。）」を、「同条第一項中」の下に「、第三号及び第四号」とあるのは「及び第三号」と、「を取得した者」と」の下に「、同条第二項中「から第三号まで」とあるのは「及び第二号」と」を加える。

第二十四条の五第五項中「第二十二条第一項中」の下に「、第三号及び第四号」とあるのは「及び第三号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の五第五項において準用する前項」を「から第三号まで」とあるのは「及び第二号」に改める。

第二十四条の六第二項中「第二十二条の」を「第二十二条（第三項を除く。）の」に、「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に、「第二十一条第二項第一号及び第二号」を「第一号から第三号まで」に、「第二十一条第二項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の六第二項において準用する前項」を「第一号」に改める。

第二十五条第一項中「次条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（通知書の公衆縦覧）

第二十五条の二　内閣総理大臣は、第四条第六項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する通知書（発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものに係るものに限る。以下この項において同じ。）の提出を受けた場合には、内閣府令で定めるところにより、当該通知書を、当該通知書を受理した日から一年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2　有価証券の発行者で前項に規定する通知書を提出したものがその事業上の秘密の保持の必要により当該通知書の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、同項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

第二十六条の次に次の二節並びに節名及び一条を加える。

第二節　有価証券届出書等の監査証明等

（財務諸表の用語、様式及び作成方法）

第二十六条の二　第五条第一項の規定による届出書（その訂正届出書を含む。）、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）その他内閣府令で定める書類に記載する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従つて内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により作成しなければならない。

（公認会計士又は監査法人による監査証明）

第二十六条の三　第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の者

で政令で定めるもの（以下この項、第二十六条の五第六項及び第二十六条の四十一において「特定発行者」という。）が提出する前条に規定する第五条第一項の規定による届出書（その訂正届出書を含む。）、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）その他内閣府令で定める書類に記載する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの（第四項及び第七項並びに第二十六条の四十一第一項及び第二項第一号において「財務計算に関する書類」という。）については、その者と特別の利害関係のない公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条、第二十六条の四十一及び第四十三条の二第三項において同じ。）又は監査法人（特定発行者が同法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等である場合にあつては、同条の登録を受けた公認会計士又は監査法人に限る。）の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者が、外国監査法人等（公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。次項第一号及び第三項において同じ。）から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二　前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三　監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

2　金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者である会社その他の者で政令で定めるもの（以下この項において「上場会社等」という。）が第二十四条の四の四の規定に基づき提出する内部統制報告書については、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人（上場会社等が公認会計士法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等である場合にあつては、同条の登録を受けた公認会計士又は監査法人に限る。）の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　前項第一号の発行者が、外国監査法人等から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二　前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三　監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

四　上場会社等（資本の額その他の経営の規模が内閣府令で定める基準に達しない上場会社等に限る。）が、第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者に初めて該当することとなつた日その他の政令で定める日以後三年を経過する日までの間に内部統制報告書を提出する場合

3　第一項第一号及び前項第一号の規定は、これらの規定に規定する外国監査法人等について、公認会計士法第三十四条の三十八第二項の規定により同条第一項の指示に従わなかつた旨又は同法第三十四条の三十九第一項の規定による届出があつた旨の同条第二項の規定による公表がされた場合（同法第三十四条の三十八第二項の規定による公表がされた場合において、同条第三項の規定による公表がされたときを除く。）には、適用しない。

4　第一項及び第二項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が財務計算に関する書類を提出する者及び内部統制報告書を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の十一第一項又は第三十四条の十一の二第一項若しくは第二項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の事業若しくは財産経理に関して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて内閣府令で定めるものをいう。

5　第一項及び第二項の監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によつて行わなければならない。

6　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第一項及び第二項の監査証明を行つた公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

7　公認会計士又は監査法人が財務計算に関する書類及び第二項に規定する内部統制報告書について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第三十条又は第三十四条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、内閣総理大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される第五条第一項の規定による届出書（その訂正届出書を含む。）、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）で当該公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの全部又は一部を受理しない旨の決定をすることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

8　内閣総理大臣は、前項の決定をした場合においては、その旨を当該公認会計士又は監査法人に通知し、かつ、公表しなければならない。

（特定非財務情報の作成基準）

第二十六条の四　次条第一項に規定する特定提出者その他政令で定める者が提出する記載対象書類に記載する特定非財務情報については、一般に公正妥当であると認められる作成基準として内閣府令で定めるものに従つて作成しなければならない。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　記載対象書類　第五条第一項の規定による届出書（その訂正届出書を含む。）、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）その他内閣府令で定める書類

二　特定非財務情報　気候変動その他の事業活動上の課題であつて将来の財務又は資金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する指標に関する事項として内閣府令で定めるものに関する情報

（特定非財務情報監査証明業者による監査証明）

第二十六条の五　第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社のうち政令で定めるもの（以下この章及び第六章の二において「特定提出者」という。）が提出する記載対象書類（前条第二項第一号に規定する記載対象書類をいう。以下同じ。）に記載する前条第二項第二号に規定する特定非財務情報（投資者の投資判断に影響を及ぼすおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。）については、その者と特別の利害関係のない特定非財務情報監査証明業者の監査証明を受けなければならない。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2　前項の特別の利害関係とは、特定非財務情報監査証明業者が特定提出者との間に有する次の各号のいずれかに掲げる関係をいう。

一　特定非財務情報監査証明業者が特定提出者の株式を所有し、又は特定提出者に出資している関係

二　特定提出者が特定非財務情報監査証明業者の株式を所有し、又は特定非財務情報監査証明業者に出資している関係

三　特定非財務情報監査証明業者の役員又は業務執行担当者（第二十六条の七第一項第四号に規定する業務執行担当者をいう。以下この項において同じ。）が、特定提出者の役員若しくは特定非財務情報（前条第二項第二号に規定する特定非財務情報をいう。第四項を除き、以下同じ。）の作成に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた者である関係

四　特定提出者が受ける特定非財務情報監査証明に業務執行担当者として関与した者が、当該特定非財務情報監査証明に係る特定非財務情報が記載された記載対象書類に係る事業年度（第五条第一項の規定による届出書（その訂正届出書を含む。）にあつては、その記載すべき財務計算に関する書類に係る事業年度。第二十六条の十八、第百七十二条の四の二第一項第一号並びに第百八十五条の七第八項及び第九項において同じ。）又はその翌事業年度（以下この号において「関与事業年度」という。）内に当該特定提出者又は当該特定提出者が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該特定提出者と密接な関係を有する者として内閣府令で定めるもの（第二十六条の十八において「子会社等」という。）の役員となつた関係（当該関与事業年度の期間内に限る。）

五　特定非財務情報監査証明業者（その役員又は業務執行担当者を含む。）又は当該特定非財務情報監査証明業者が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、特定提出者から記載対象書類に記載する特定非財務情報の作成に関する業務その他の内閣府令で定める業務により継続的な報酬を受けている関係

六　前各号に掲げるもののほか、前項の監査証明の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるものとして政令で定める関係

3　第一項の監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によつて行わなければならない。

4　特定非財務情報監査証明業者が記載対象書類に記載する第一項に規定する特定非財務情報について監査証明をした場合において、当該監査証明が第二十六条の二十四第一項第一号又は第二号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、内閣総理大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される記載対象書類で当該特定非財務情報監査証明業者の監査証明に係るものの全部又は一部を受理しない旨の決定をすることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5　内閣総理大臣は、前項の決定をした場合においては、その旨を当該特定非財務情報監査証明業者に通知し、かつ、公表しなければならない。

6　特定発行者であつて特定提出者でない会社が提出する記載対象書類に記載する特定非財務情報については、第一項の監査証明を任意に受けることができる。この場合においては、特定発行者であつて特定提出者でない会社を特定提出者とみなして、この章の規定並びにこれに係る第六章の二及び第八章の規定を適用する。

第三節　特定非財務情報監査証明業者等

第一款　総則

（登録）

第二十六条の六　特定非財務情報監査証明業を行う法人は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

（登録の申請）

第二十六条の七　前条の登録を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　資本金の額又は出資の総額（外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。以下同じ。）の額）

三　役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この節において同じ。）の氏名又は名称

四　業務執行担当者（当該法人の役員又は使用人のうち、特定非財務情報監査証明に係る業務の執行を担当する者をいう。以下この節において同じ。）の氏名

五　主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地

六　特定非財務情報監査証明業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

七　他に事業を行つているときは、その事業の種類

八　その他内閣府令で定める事項

2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十六条の九各号（第一号、第三号から第五号まで及び第十号（二に係る部分に限る。）を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　特定非財務情報監査証明業の業務の内容及び方法として内閣府令で定める事項を記載した書類

三　定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

四　業務執行担当者が第二十六条の九第十号ニに規定する内閣府令で定める基準に該当することを確認するために必要な事項として内閣府令で定めるものを記載した書類

五　その他内閣府令で定める書類

3　前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されている

ときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

4　持込資本金の額の計算については、政令で定める。

（登録簿への登録）

第二十六条の八　内閣総理大臣は、第二十六条の六の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を特定非財務情報監査証明業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第二十六条の九　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　法人でない者

二　第二十六条の二十四第一項の規定により、第二十六条の六の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　他に行う事業が公益に反すると認められる法人

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らし、特定非財務情報監査証明業の信用を失墜させるおそれがあると認められる法人

五　特定非財務情報監査証明業を公正かつ適確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制として内閣府令で定めるものの整備が行われていない法人

六　資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

七　国内に営業所又は事務所を有しない法人

八　外国法人であつて国内における代表者（当該外国法人が特定非財務情報監査証明業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めていない者

九　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　特定非財務情報監査証明業者であつた法人が第二十六条の二十四第一項の規定により第二十六条の六の登録を取り消されたことがある場合において、その取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ロ　第二十六条の二十四第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ハ　心身の故障により特定非財務情報監査証明業に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ニ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ホ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

十　業務執行担当者のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　特定非財務情報監査証明業者であつた法人が第二十六条の二十四第一項（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。）の規定により第二十六条の六の登録を取り消されたことがある場合において、その処分を受ける原因となつた特定非財務情報監査証明を行つた業務執行担当者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ロ　第二十六条の二十四第三項において準用する同条第二項の規定により解任を命ぜられた業務執行担当者でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ハ　前号ハからホまでのいずれかに該当する者

ニ　特定非財務情報監査証明に係る業務の執行に必要な知識及び経験を有する者の基準として内閣府令で定める基準に該当しない者

（変更の届出）

第二十六条の十　特定非財務情報監査証明業者は、第二十六条の七第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が業務執行担当者の増員又は交代に係るものであるときは、当該業務執行担当者に係る同条第二項第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を特定非財務情報監査証明業者登録簿に登録しなければならない。

3　特定非財務情報監査証明業者は、第二十六条の七第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二款　業務

（誠実義務）

第二十六条の十一　特定非財務情報監査証明業者並びにその役員及び使用人は、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十六条の十二　特定非財務情報監査証明業者の役員若しくは使用人又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（業務管理体制の整備）

第二十六条の十三　特定非財務情報監査証明業者は、内閣府令で定めるところにより、その行う特定非財務情報監査証明業を公正かつ適確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制を整備しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第二十六条の十四　特定非財務情報監査証明業者は、自己の名義をもつて、他人に特定非財務情報監査証明業を行わせてはならない。

（業務の執行方法）

第二十六条の十五　特定非財務情報監査証明業者は、業務執行担当者に、第二十六条の五第三項に規定する内閣府令で定める基準及び手続によつて、特定非財務情報監査証明に係る業務を執行させなければならない。

（特定の特定提出者に係る業務の制限）

第二十六条の十六　特定非財務情報監査証明業者は、当該特定非財務情報監査証明業者との間に第二十六条の五第二項に規定する特別の利害関係を有する特定提出者に係る特定非財務情報監査証明を行つてはならない。

第二十六条の十七　特定非財務情報監査証明業者は、業務執行担当者が、一の特定提出者の七事業年度の範囲内で政令で定める連続する事業年度の期間（当該連続する事業年度の期間に準ずるものとして内閣府令で定める事業年度の期間にあつては、当該事業年度の期間。以下この条において「連続事業年度期間」という。）の全ての事業年度に係る特定非財務情報監査証明に係る業務を執行した場合には、当該業務執行担当者に当該連続事業年度期間の翌事業年度以後の政令で定める事業年度の期間に係る当該一の特定提出者が受ける特定非財務情報監査証明に係る業務を執行させ、又は当該業務に関与させてはならない。

（業務執行担当者の就職の制限）

第二十六条の十八　業務執行担当者が特定提出者が受ける特定非財務情報監査証明に係る業務を執行した場合には、当該業務執行担当者（業務執行担当者であつた者を含む。）は、当該特定非財務情報監査証明に係る特定非財務情報が記載された記載対象書類に係る事業年度の翌事業年度の終了の日までの間は、当該特定提出者又はその子会社等の役員に就いてはならない。ただし、当該特定提出者又はその子会社等の役員に就くことにつきやむを得ない事情があると認められる場合その他の内閣府令で定める場合において、内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

（研修）

第二十六条の十九　特定非財務情報監査証明業者は、内閣府令で定めるところにより、業務執行担当者に第二十六条の二十九第二項に規定する認定特定非財務情報監査証明業協会その他内閣府令で定める者が行う特定非財務情報監査証明に関する資質の向上を図るための研修を受けさせなければならない。

（業務上作成した書類）

第二十六条の二十　特定非財務情報監査証明業者は、内閣府令で定めるところにより、特定非財務情報監査証明を行うに際して内閣府令で定める資料その他の書類を作成し、これを保存しなければならない。

第三款　経理

（計算書類の作成等）

第二十六条の二十一　特定非財務情報監査証明業者は、毎事業年度経過後三月以内に、計算書類（貸借対照表、損益計算書その他特定非財務情報監査証明業者の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当な書類として内閣府令で定めるものをいう。）及び特定非財務情報監査証明業に係る業務の概況その他内閣府令で定める事項を記載した事業報告書を作成し、これらの書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　特定非財務情報監査証明業者は、前項の書類を作成した時から十年間、これを保存しなければならない。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第二十六条の二十二　特定非財務情報監査証明業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間を経過した日から一年間、内閣府令で定めるところにより、これを特定非財務情報監査証明業を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四款　監督

（廃業等の届出等）

第二十六条の二十三　特定非財務情報監査証明業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　特定非財務情報監査証明業を廃止したとき（分割により事業（特定非財務情報監査証明業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。）　その特定非財務情報監査証明業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした法人

二　特定非財務情報監査証明業者である法人が合併により消滅したとき　その法人を代表する役員であつた者

三　特定非財務情報監査証明業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき　その破産管財人

四　特定非財務情報監査証明業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき　その清算人

2　特定非財務情報監査証明業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該特定非財務情報監査証明業者の第二十六条の六の登録は、その効力を失う。

（監督上の処分）

第二十六条の二十四　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定非財務情報監査証明業者に対し、第二十六条の十三に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第二十六条の六の登録を取り消すことができる。

一　業務執行担当者の故意により、特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして監査証明をしたとき。

二　業務執行担当者が相当の注意を怠つたことにより、特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報の重要な事項について記載が虚偽であり又は記載すべき重要な事項の記載が欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして監査証明をしたとき。

三　この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は特定非財務情報監査証明業の運営が著しく不当と認められるとき。

四　第二十六条の九各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

五　不正の手段により第二十六条の六の登録を受けたとき。

2　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同じ。）が、第二十六条の九第九号イからホまでのいずれかに該当することとなつたとき、第二十六条の六の登録当時既に同号イからホまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は特定非財務情報監査証明業に関し法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときは、当該特定非財務情報監査証明業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

3　前項の規定は、業務執行担当者について準用する。この場合において、同項中「第二十六条の九第九号イからホまで」とあるのは「第二十六条の九第十号イからニまで」と、「同号イからホまで」とあるのは「同号イからニまで」と、「特定非財務情報監査証明業に関し法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」とあるのは「前項第一号若しくは第二号に該当するとき」と読み替えるものとする。

4　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明

業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は特定非財務情報監査証明業者を代表する役員の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定非財務情報監査証明業者から申出がないときは、当該特定非財務情報監査証明業者の登録を取り消すことができる。

5　前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（監督処分の公告）

第二十六条の二十五　内閣総理大臣は、前条第一項の規定により業務管理体制の改善を命じ、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は同項若しくは同条第四項の規定により第二十六条の六の登録を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

（登録の抹消）

第二十六条の二十六　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者から第二十六条の六の登録の抹消の申請があつたとき、第二十六条の二十三第二項の規定により第二十六条の六の登録がその効力を失つたとき、又は第二十六条の二十四第一項若しくは第四項の規定により第二十六条の六の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

（報告の徴取及び検査）

第二十六条の二十七　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定非財務情報監査証明業者、当該特定非財務情報監査証明業者の特定非財務情報監査証明を受けた特定提出者、当該特定非財務情報監査証明業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該特定非財務情報監査証明業者の子法人、当該特定非財務情報監査証明業者を子法人とする法人又は当該特定非財務情報監査証明業者を子法人とする法人の子法人（当該特定非財務情報監査証明業者を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に対し当該特定非財務情報監査証明業者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定非財務情報監査証明業者、当該特定非財務情報監査証明業者の特定非財務情報監査証明を受けた特定提出者、当該特定非財務情報監査証明業者から業務の委託を受けた者若しくは当該特定非財務情報監査証明業者の関係法人の業務の状況若しくは書類その他の物件の検査（当該特定非財務情報監査証明業者から業務の委託を受けた者又は当該特定非財務情報監査証明業者の関係法人にあつては、当該特定非財務情報監査証明業者の業務に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

2　前項の「子法人」とは、法人がその総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を保有する他の法人をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子法人又は当該法人の一若しくは二以上の子法人がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の法人は、当該法人の子法人とみなす。

（審問等）

第二十六条の二十八　内閣総理大臣は、第二十六条の六の登録を拒否しようとするときは、登録申請者に通知して、当該職員に、当該登録申請者につき審問を行わせなければならない。

2　内閣総理大臣は、第二十六条の二十四第一項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　内閣総理大臣は、第二十六条の六の登録をし、若しくはしないこととしたとき又は第二十六条の二十四第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を登録申請者又は特定非財務情報監査証明業者に通知しなければならない。

第五款　認定特定非財務情報監査証明業協会

（認定特定非財務情報監査証明業協会の認定）

第二十六条の二十九　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、特定非財務情報監査証明業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務を行う者として認定することができる。

一　特定非財務情報監査証明業の適切な実施を確保し、並びにその健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とすること。

二　特定非財務情報監査証明業者を会員とする旨の定款の定めがあること。

三　次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

四　次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

2　前項の規定により認定された一般社団法人（以下この款において「認定特定非財務情報監査証明業協会」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　会員の行う特定非財務情報監査証明業に関するこの法律その他法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二　会員の行う特定非財務情報監査証明業に関し、その適正化その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三　会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は定款その他の規則の遵守の状況の調査

四　会員の行う特定非財務情報監査証明業に関する投資者からの苦情の解決

五　会員の業務執行担当者に対する研修

六　会員の行う特定非財務情報監査証明業の適正化のために必要な規則の制定その他の業務

七　投資者に対する広報その他認定特定非財務情報監査証明業協会の目的を達成するため必要な業務

八　前各号に掲げるもののほか、特定非財務情報監査証明業の健全な発展又は投資者の保護に資する業務

（会員名簿の縦覧等）

第二十六条の三十　認定特定非財務情報監査証明業協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2　認定特定非財務情報監査証明業協会でない者は、その名称中に、認定特定非財務情報監査証明業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（投資者からの苦情に対する対応等）

第二十六条の三十一　認定特定非財務情報監査証明業協会は、投資者から会員の行う業務に関する苦情について解決の申出があつたとき

は、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2　認定特定非財務情報監査証明業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3　会員は、認定特定非財務情報監査証明業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4　認定特定非財務情報監査証明業協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

（役職員の秘密保持義務等）

第二十六条の三十二　認定特定非財務情報監査証明業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　認定特定非財務情報監査証明業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、認定特定非財務情報監査証明業協会の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（定款の必要的記載事項）

第二十六条の三十三　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一条第一項各号に掲げる事項及び第二十六条の二十九第一項第二号に規定する定款の定めのほか、認定特定非財務情報監査証明業協会は、その定款において、この法律若しくはこれらに基づく命令若しくはこれら監査証明業協会の定款その他の規則に違反した会員に対し、過怠金を課し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（業務規程）

第二十六条の三十四　認定特定非財務情報監査証明業協会は、第二十六条の二十九第二項に規定する業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　認定特定非財務情報監査証明業協会は、当該認定特定非財務情報監査証明業協会の役員又は会員に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（報告の徴取及び立入検査）

第二十六条の三十五　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、認定特定非財務情報監査証明業協会又は当該認定特定非財務情報監査証明業協会から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該認定特定非財務情報監査証明業協会若しくは当該認定特定非財務情報監査証明業協会から業務の委託を受けた者の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該認定特定非財務情報監査証明業協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該認定特定非財務情報監査証明業協会の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせ、若しくは関係者に質問（当該認定特定非財務情報監査証明業協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該認定特定非財務情報監査証明業協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反していると認めるときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第六款　雑則

（職務代行者）

第二十六条の三十七　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者（外国法人に限る。以下この条において同じ。）の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合において、当該特定非財務情報監査証明業者は、国内における主たる営業所又は事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、特定非財務情報監査証明業者に対し、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

（外国法人に対するこの節の規定の適用に当たつての技術的読替え等）

第二十六条の三十八　特定非財務情報監査証明業者が外国法人である場合における第二十六条の二十一の規定の適用については、同条第一項中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とするほか、特定非財務情報監査証明業者が外国法人である場合におけるこの節の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人に対するこの節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（内閣府令への委任）

第二十六条の三十九　第二十六条の六から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

（特定非財務情報監査証明業者の自主的努力の尊重）

第二十六条の四十　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者を監督するに当たつては、業務の運営についての特定非財務情報監査証明業者の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第四節　雑則

（法令違反等事実発見への対応）

第二十六条の四十一　公認会計士又は監査法人は、第二十六条の三第一項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（次項第一号において「法令違反等事実」という。）を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

2　前項の規定による通知を行つた公認会計士又は監査法人は、当該通知を行つた日から政

令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項の全てがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

一　法令違反等事実が、特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

二　前項の規定による通知を受けた特定発行者が、同項に規定する適切な措置をとらないこと。

3　前項の規定による申出を行つた公認会計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行つた旨及びその内容を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

4　前三項の規定は、特定非財務情報監査証明業者が第二十六条の五第一項の監査証明を行う場合について準用する。この場合において、前三項中「特定発行者」とあるのは「特定提出者」と、第一項及び第二項第一号中「財務計算に関する書類」とあるのは「記載対象書類に記載する特定非財務情報」と読み替えるものとする。

第二十七条中「及び第二十四条の七から前条まで」を「、第二十四条の七から第二十六条の五まで及び前条」に改める。

第二十七条の十九及び第二十七条の二十二の二第十項中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第二十七条の三十の二中「と」の下に「、第四条第六項（第二十三条の八第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含み、第二十五条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する通知書に係る場合に限る。）」を、「第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）」の下に「、第二十五条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）」を加え、「含む。）若しくは第二十七条の五第二号」を「含み、第二十五条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する通知書に係る場合を除く。）若しくは第二十七条の五第二号」に改める。

第二十七条の三十の七第一項中「第二十五条第一項（を「第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項（これらの規定を」に、「第二十五条第四項（を「第二十五条第四項若しくは第二十五条の二第二項（これらの規定を」に改め、同条第三項中「第二十五条第一項（を「第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項（これらの規定を」に改める。

第二十七条の三十の九第二項中「又は第五項」を「、第五項又は第七項」に改める。

第二十七条の三十一第一項中「特定投資家向け取得勧誘」を「特定投資家等向け取得勧誘」に、「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第二十七条の三十二第一項中「第百八十五条の七第三十一項第四号」を「第百八十五条の七第三十三項第四号」に改め、同項第一号中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改め、同条第二項及び第四項中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第二十七条の三十二の二第一項中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第二十七条の三十三中「、第二項第二号及び第三号並びに第三項」を「及び第四号、第二項第二号から第四号まで、第三項並びに第四項」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「又は第四号」を「又は第五号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二十七条の三十四中「から第二十二条まで」を「（第三項を除く。）、第二十一条の三及び第二十二条（第三項を除く。）」に改め、「この条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「同項の」を「第二十五条第一項の」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第六項及び第七項」に、「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に、「及び第二号の規定」を「第一号から第三号まで」に、「の規定」を「第一号」に改める。

第二十九条の二第一項第二号中「（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。以下同じ。）」を削る。

第二十九条の四第一項第一号ホ(1)中「（平成三年法律第七十七号）」を削り、同条第二項中「（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）」を削る。

第二十九条の四の四第八項第一号イ中「特定投資家等」の下に「、非居住者」を加える。

第三十三条第二項第二号中「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に改める。

第四十条の四の見出し中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改め、同条中「、特定投資家向け有価証券」を「、特定投資家等向け有価証券」に、「当該特定投資家等向け有価証券の」を「非居住者、当該特定投資家等向け有価証券の」に改め、同条ただし書中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第四十条の五の見出し及び同条第一項中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改め、同条第二項中「特定投資家等（」を「特定投資家等又は非居住者（これらの者のうち」に改め、「者を除く」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「特定投資家向け有価証券取引契約」を「特定投資家等向け有価証券取引契約」に、「特定投資家向け有価証券に係る」を「特定投資家等向け有価証券に係る」に、「特定投資家向け有価証券の売買」を「特定投資家等向け有価証券の売買」に改め、「当該特定投資家等」の下に「又は非居住者」を加え、同項各号中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第四十三条の二第三項中「（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第百九十三条の二及び第百九十三条の三において同じ。）」を削る。

第五十九条第一項中「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に改める。

第六十六条の十四の二の見出し中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改め、同条中「、特定投資家向け有価証券」に、「当該特定投資家等向け有価証券の」を「非居住者、当該特定投資家等向け有価証券の」に改め、同条た

だし書中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第六十七条第三項中「特定投資家等」の下に「及び非居住者」を加える。

第六十七条の十二第五号ロ中「特定投資家向け有価証券（」を「特定投資家等向け有価証券（」に、「店頭売買特定投資家向け有価証券」を「店頭売買特定投資家等向け有価証券」に改める。

第七十五条中「認可協会又は」を「認可協会若しくは」に改める。

第七十九条の二中「（平成十八年法律第四十八号）」を削る。

第七十九条の四中「当該認定協会又は」を「当該認定協会若しくは」に改める。

第百十七条の二第一項中「特定投資家等」の下に「及び非居住者」を加える。

第百六十八条第二項及び第三項並びに第百六十九条中「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に改める。

第百七十二条第一項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同条第二項中「第百八十五条の七第十四項及び第十五項」を「第百八十五条の七第十六項及び第十七項」に改め、同条第三項中「第百八十五条の七第十四項」を「第百八十五条の七第十六項」に改める。

第百七十二条の三第一項中「第百八十五条の七第三十一項」を「第百八十五条の七第三十三項」に、「第百九十三条の二第一項」を「第二十六条の三第一項及び第二十六条の五第一項」に改め、「次項において同じ。」を削り、同条第二項中「監査報酬額」の下に「（第二十六条の三第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。）」を加える。

第百七十二条の四の次に次の一条を加える。

（虚偽記載等のある特定非財務情報を虚偽記載等のないものとして監査証明をした特定非財務情報監査証明業者に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の四の二　特定非財務情報監査証明業者が、特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして監査証明をしたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該特定非財務情報監査証明業者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　当該監査証明について特定非財務情報監査証明業者が第二十六条の二十四第一項第一号に該当する事実がある場合　当該監査証明を受けた特定提出者の特定非財務情報が記載された記載対象書類に係る事業年度における報酬その他の対価として政令で定める額（次号において「特定非財務情報監査証明報酬相当額」という。）の一・五倍に相当する額

二　当該監査証明について特定非財務情報監査証明業者が第二十六条の二十四第一項第二号に該当する事実がある場合　特定非財務情報監査証明報酬相当額

2　前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の特定非財務情報監査証明業者に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一　第二十六条の二十四第一項第一号に該当する事実がある場合において、当該特定非財務情報監査証明業者に対して同項の処分をする場合（同号の特定非財務情報について虚偽であり又は欠けているものが当該特定非財務情報全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。）

二　第二十六条の二十四第一項第二号に該当する事実がある場合において、当該特定非財務情報監査証明業者に対して同項の処分をする場合（同号の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。）

三　既に締結されている契約に基づく特定非財務情報監査証明に係る業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合

四　第二十六条の二十四第一項の規定により第二十六条の六の登録を取り消す場合

第百七十二条の五中「第百七十八条第十三項」を「第百七十八条第十四項」に、「第百八十五条の七第十七項」を「第百八十五条の七第十八項」に改める。

第百七十二条の六第一項第一号中「第百八十五条の七第八項及び第九項」を「第百八十五条の七第十項及び第十一項」に改める。

第百七十二条の十第一項中「第百七十八条第二十項及び第百八十五条の七第十五項」を「第百七十八条第二十一項及び第百八十五条の七第十六項」に改める。

第百七十二条の十一第一項中「第百七十八条第二十一項及び第百八十五条の七第十五項」を「第百七十八条第二十二項及び第百八十五条の七第十七項」に改める。

第百七十二条の十二第二項第二号中「第百九十三条の二第一項」を「第二十六条の三第一項」に改める。

第百七十五条の二第一項第二号中「第百八十五条の七第十二項及び第十三項」を「第百八十五条の七第十四項及び第十五項」に改める。

第百七十六条第四項中「までに規定する発行者」の下に「、第百七十二条の四の二第一項に規定する特定非財務情報監査証明業者」を加える。

第百七十八条第一項中「とき」の下に「（第四号の二に掲げる事実があると認めるときにあつては、第百七十二条の四の二第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。）」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　第百七十二条の四の二第一項に該当する事実

第百七十八条第三項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第十三項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして監査証明をした日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該監査証明に係る第一項第四号の二に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百八十条第一項中「第百八十五条の七第十九項」を「第百八十五条の七第二十一項」に改める。

第百八十五条の七第一項中「第百七十二条の五」を「第百七十二条の四の二第一項、第百七十二条の五」に改め、同条第三項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同条第五項中「第十五項（」を「第十七項（」に改め、同項第二号中「又は本条第十五項」を「の規定又は第十七項」に改め、同条第六項中「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第七項中「第十四項（」を「第十六項（」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項（」を「第十八項（」に、「又は前項の規定による額」を「の規定又は前項の規定による額」に改め、同項ただ

し書中「。」の下に「の規定」を加え、同項第二号中「。」の下に「の規定」を加え、「第十四項から第十六項」を「第十六項から第十八項」に改め、同条第三十一項中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十項中「第八項まで及び第十項から第十六項」を「第十項まで及び第十二項から第十八項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第二十三項ただし書又は第二十四項ただし書」を「第二十五項ただし書又は第二十六項ただし書」に、「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十三項本文又は第二十四項本文」を「第二十五項本文又は第二十六項本文」に、「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第二十四項ただし書」を「第二十六項ただし書」に、「第十四項」を「第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十三項ただし書」を「第二十五項ただし書」に、「第十項、第十一項、第十四項」を「第十二項、第十三項、第十五項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第二十三項本文」を「第二十五項本文」に、「第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」を「第十二項、第十三項、第十六項又は第十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第十四項」を「第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第十項、第十一項、第十四項」を「第十二項、第十三項、第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第八項まで及び第十項から第十七項」を「第十項まで及び第十二項から第十九項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第八項まで及び第十項」を「第十項まで及び第十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第八項まで及び第十項」を「第十項まで及び第十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第九項、第十一項ただし書、第十六項ただし書」を「第九項ただし書、第十一項、第十三項ただし書、第十八項ただし書」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十四項（）を「第十六項（）に、「第十五項（）を「第十七項（）に、「第十四項若しくは第十五項の規定による額に」を「第十六項若しくは第十七項の規定による額に」に改め、同項ただし書中「第十四項若しくは第十五項」を「第十六項若しくは第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十項、第十一項」を「第十二項、第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「、第一項」の下に「（第百七十八条第一項第四号の二に掲げる事実があると認める場合を除く。）」を加え、「第八項まで又は第十項」を「第七項まで、第十項又は第十二項」に改め、「課徴金納付命令（）の下に「第一項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）、第八項及び第九項の決定を除く。）（）を加え、「第十八項」を「第二十項」に、「第九項、第十一項ただし書」を「第十一項、第十三項ただし書」に、「第十七項ただし書」を「第十九項ただし書」に改め、同項の表第百七十二条第一項に規定する者の項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に、「本条第二項」を「この条第二項」に改め、同表第百七十二条第二項に規定する発行者又は同項に規定する者の項中「本条第二項」を「この条第二項」に改め、同表第百七十二条の三各項に規定する発行者の項中「本条第四項」を「この条第四項」に改め、同表第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項中「本条第六項、」を「この条第六項若しくは」に改め、同表第百七十二条の四第三項に規定する発行者の項中「本条第六項」を「この条第六項」に改め、同表第百七十二条の六第一項に規定する者の項及び第百七十二条の六第二項に規定する者の項中「本条第八項」を「この条第十項」に改め、同表第百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項中「本条第十項、第十一項」を「この条第十二項若しくは第十三項」に改め、同表第百七十五条の二第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する違反者、同条第十三項に規定する上場会社等又は同条第十四項に規定する公開買付者等の項中「本条第十二項若しくは第十三項」を「この条第十四項若しくは第十五項」に改め、同条第十四項中「第七項、第十項又は第十一項」を「第七項、第十二項又は第十三項」に改め、同項の表第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項中「又は本条第六項」を「の規定又は第六項」に改め、同表第百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項中「又は本条第十項若しくは第十一項」を「の規定又は第十二項若しくは第十三項」に、「第十項又は第十一項」を「第十二項又は第十三項」に改め、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十五項」を「第十七項」に改め、「若しくは第二項」の下に「の規定」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第十四項（）を「第十六項（）に、「第十五項」を「第十七項」に、「又は前項の規定による額」を「の規定又は前項の規定による額」に改め、同項ただし書中「又は」を「の規定又は」に改め、同項第二号中「又は」を「の規定又は」に、「第十四項から第十六項」を「第十六項から第十八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項とし、同条第九項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　内閣総理大臣は、特定提出者の同一の事業年度に係る記載対象書類に記載する特定非財務情報の二以上の監査証明について第一項の決定（第百七十八条第一項第四号の二に係るものに限る。）をしなければならないときは、第百七十二条の四の二第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により算出した額（以下この項及び次項において「個別決定ごとの算出額」という。）のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

9　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第四号の二に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報の監査証明と同一の事業年度に係る当該特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報の監査証明について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の四の二第一項の規定又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た

額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項の規定又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一　新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二　既決定に係る第百七十二条の四の二第一項の規定又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

第百八十五条の八第一項及び第二項中「第十項、第十一項、第十四項」を「第十二項、第十三項、第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同条第三項中「前条第十四項」を「前条第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同条第四項及び第五項中「第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」を「第十二項、第十三項、第十六項又は第十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同条第六項中「第十項、第十一項、第十四項若しくは第十五項」を「第十二項、第十三項、第十六項若しくは第十七項」に改め、同条第七項中「同条第十四項若しくは第十五項」を「同条第十六項若しくは第十七項」に改め、同項第一号中「前条第十四項若しくは第十五項」を「前条第十六項若しくは第十七項」に改め、同条第八項及び第十一項中「第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」を「第十二項、第十三項、第十六項又は第十七項」に改める。

第百八十五条の十の二中「第百八十五条の七第二十二項」を「第百八十五条の七第二十四項」に、「第百八十五条の七第十九項」を「第百八十五条の七第二十一項」に改める。

第百八十五条の十二第二項第三号中「第百八十五条の七第十九項」を「第百八十五条の七第二十一項」に改める。

第百八十五条の十五第一項及び第百八十五条の十八第一項中「第八項まで及び第十項から第十七項」を「第十項まで及び第十二項から第十九項」に改める。

第百八十八条中「金融商品取引業者等」を「特定非財務情報監査証明業者、第二十六条の二十九第二項に規定する認定特定非財務情報監査証明業協会、金融商品取引業者等」に改める。

第百九十条第一項中「第二十七条において準用する場合を含む。」の下に「、第二十六条の二十七第一項、第二十六条の三十五」を加える。

第百九十三条から第百九十三条の三までを削り、第百九十二条の二を第百九十三条とする。

第百九十四条の七第三項中「第二十六条（」を「第二十六条及び第二十六条の三第六項（これらの規定を」に、「、第百九十二条の二並びに第百九十三条の二第六項」を「並びに第百九十三条」に改める。

第百九十七条第一項第四号の二の次に次の三号を加える。

四の三　第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行つたとき。

四の四　不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき。

四の五　第三十六条の三の規定に違反して他人に金融商品取引業を行わせたとき。

第百九十七条の二第一項第一号中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同項第十号の四から第十号の六までを削り、同項第十号の七を同項第十号の四とし、同項第十号の八を同項第十号の五とする。

第百九十八条第一項第一号中「により」の下に「第二十六条の六、」を加え、同項第二号中「第三十六条の三」を「第二十六条の十四、第三十六条の三」に改め、「他人に」の下に「特定非財務情報監査証明業」を加える。

第百九十八条の五第二号中「第五十二条第一項」を「第二十六条の二十四第一項、第五十二条第一項」に改め、同条第三号中「第七十四条第一項」を「第二十六条の三十六第一項の規定による措置若しくは同条第二項の規定による停止、第七十四条第一項」に、「第七十九条の六の規定による停止若しくは措置」を「第七十九条の六第一項の規定による措置若しくは同条第二項の規定による停止」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百九十八条の五の二　第二十六条の十二の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第百九十八条の六第一号中「第二十九条の二第一項」を「第二十六条の七第一項から第三項まで、第二十九条の二第一項」に改め、同条第三号中「第四十六条の二」を「第二十六条の二十、第四十六条の三第一項」を「第二十六条の二十一第一項、第四十六条の三第一項」に改め、同条第六号中「第四十六条の四」を「第二十六条の二十二、第四十六条の四」に改め、同条第八号中「第五十条の二第一項」を「第二十六条の二十三第一項、第五十条の二第一項」に改め、同条第十号中「第五十六条の二」を「第二十六条の二十七第一項、第五十六条の二」に改め、同条第十一号中「第五十六条の二」を「第二十六条の二十七第一項、第二十六条の三十五、第五十六条の二」に改める。

第百九十九条中「第七十五条」を「第二十六条の三十五、第七十五条」に改め、「をした」の下に「第二十六条の二十九第二項に規定する認定特定非財務情報監査証明業協会、」を加え、「認可金融商品取引業協会等」を「認定特定非財務情報監査証明業協会等」に改める。

第二百三条第一項中「同じ。）若しくは職員」の下に「、第二十六条の二十九第二項に規定する認定特定非財務情報監査証明業協会の役員若しくは職員」を加える。

第二百四条中「第七十二条」を「第二十六条の三十二、第七十二条」に改める。

第二百五条第五号中「第二十六条第一項（」を「第二十六条第一項若しくは第二十六条の三第六項（これらの規定を」に、「、第二十七条の三十七第一項又は第百九十三条の二第六項」を「又は第二十七条の三十七第一項」に改める。

第二百五条の二の三第一項第一号中「第三十一条第一項」を「第二十六条の十第一項若しくは第三項、第三十一条第一項」に改め、同項第八号中「第七十九条の三第一項後段」を「第二十六条の三十四第一項後段又は第七十九条の三第一項後段」に改める。

第二百七条の四中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第二十六条の十八の規定に違反して、同条に規定する特定提出者又はその子会社等の役員に就いた者

第二百八条中「発行者」の下に「、特定非財務情報監査証明業者」を、「個人である投資運用関係業務受託業者」の下に「、外国法人である特定非財務情報監査証明業者」を、「信用格付業者の国内における代表者」の下に「、第二十六条の二十九第二項に規定する認定特定非財務情報監査証明業協会」を加え、同条第五号中「第三十二条の二第二項」を「第二十六条の二十四第一項、第三十二条の二第二項」に改め、「命令（」の下に「第二十六条の二十四第一項、」を加え、同条第十二号中「第六十八条第六項」を「第二十六条の三十第一項、第六十八条第六項」に改める。

第二百八条の二中第四号から第六号までを削

り、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　第二十六条の四十一第一項（同条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者

二　第二十六条の四十一第二項（同条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をした者

三　第二十六条の四十一第三項（同条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二百九条第一号中「又は第四項」を「、第四項又は第六項」に改め、同条第二号中「又は第五項」を「、第五項又は第七項」に改め、同条第七号中「第六十条の四第二項」を「第二十六条の三十七第二項、第六十条の四第二項」に改める。

第二百九条の五第二項中「抄本」の下に「（裁判書が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録による通知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二百十条第一項中「害するもの」の下に「その他の委員会職員の調査の対象とすることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの」を加える。

第二条　金融商品取引法の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　金融商品取引業者等」を「第二章の七　特定暗号資産情報等及び暗号資産情報等の公表等（第二十七条の三十九―第二十七条の六十）／第二章の八　特定暗号資産発行者による暗号資産情報等の公表等（第二十七条の六十一―第二十七条の六十八）／第三章　金融商品取引業者等」に改める。

「第二十七条の五十九）」に、「暗号等資産関連業務」を「暗号資産取引業等」に改め、「第四十三条の六」の下に「―第四十三条の十八」を加え、「第一種金融商品取引業を行う」を「第一種金融商品取引業又は暗号資産取引業を行う」に、「第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行わない」を「第一種金融商品取引業又は暗号資産取引業を行わない」に、「第五節　外国業者に関する特例」を「第四節の三　外国業者に関する特例／第五節　顧客財産管理人による管理（第五十七条の二十八―第五十七条の四十）」に、「第六款　情報収集のための施設の設置（第六十二条）」を「第六款　情報収集のための施設の設置（第六十二条の二）／第七款　外国暗号資産取引業者（第六十二条の二）」に、「第四章　金融商品取引業協会」を「第三章の六　暗号資産管理関係業務提供者／第一節　総則（第六十六条の九十四）／第二節　業務（第六十六条の九十五―第六十六条の百）／第三節　監督（第六十六条の百―第六十六条の百七）／第四節　雑則（第六十六条の百七―第六十六条の九十九）／第四章　金融商品取引業協会」に、「第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百七十一条の二）／第六章の二　有価証券等の取引等に関する規制（第百七十一条の三―第百七十一条の六）」に、「審判手続（第百七十八条）」を「審判手続（第百七十七条の二）／第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）／第七章の二　暗号資産の取引等に関する規制（第百八十六条の二―第百八十六条の二十二）／第七章の三　有価証券等の取引等に関する規制（第百八十六条の二十三―第百八十六条の二十五）／第八章　有価証券の取引等に関する規制（第百八十六条の二十六―第百八十六条の百六）／第八章の二　有価証券等の取引等に関する規制（第百八十六条の百七―第百八十六条の百十）」に改める。

第二条第八項中「又は第二十八条第八項各号」を「、第十八号から第二十五号まで又は第二十八条第十項各号」に改め、同項第十一号イ中「第二十八条第八項第三号ハ」を「第二十八条第十項第三号ハ」に改め、「権利をいう」の下に「。ロにおいて同じ」を加え、同号ロ中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　暗号資産の価値等（暗号資産又は暗号資産指標（暗号資産の価格若しくは利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。ロにおいて同じ。）に係るものに限り、有価証券関連オプションに該当するものを除く。）の対価の額又は暗号資産指標の動向をいう。）

第二条第八項第十二号中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同項第十四号中「基づいて有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同項第十五号中「主として有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同項第十八号を同項第二十六号とし、同項第十七号の次に次の八号を加える。

十八　暗号資産の売買（他の暗号資産との交換を含み、デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）

十九　前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

二十　特定暗号資産の引受け（特定暗号資産取得勧誘等（第五十二項に規定する特定暗号資産取得勧誘等をいう。第二十二号において同じ。）に際し、第五十三項各号に掲げるもののいずれかを行うことをいう。）

二十一　特定暗号資産の募集・売出し

二十二　特定暗号資産取得勧誘等の取扱い

二十三　その行う第十八号から前号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭の預託を受けること。

二十四　他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）。

二十五　暗号資産の借入れ

第二条第十一項を次のように改める。

11　この法律において「金融商品仲介業」とは、次に掲げる業務をいう。

一　金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）又は第二十八条第四項に規定する投資運用業（第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行う者に限る。）又は登録金融機関（第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて、次

に掲げる行為（第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者が行う二に掲げる行為を除く。）のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務

イ　有価証券の売買の媒介（第八項第十号に掲げるものを除く。）

ロ　第八項第三号に規定する媒介

ハ　第八項第九号に掲げる行為

ニ　第八項第十三号に規定する媒介

二　金融商品取引業者（第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業（第二十九条の六第七項に規定する暗号資産取引特例業務を除く。）を行う者に限る。）の委託を受けて、次に掲げる行為のいずれかを当該金融商品取引業者のために行う業務

イ　第八項第十九号に規定する媒介

ロ　第八項第二十二号に掲げる行為

第二条第二十四項第三号の二中「資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する」を削り、「同条第五項第四号」を「資金決済に関する法律第二条第五項第四号」に改め、同条第四十項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同条に次の七項を加える。

49　この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

一　物品その他の財産的価値（通貨を除く。）を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、通貨、通貨建資産（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する通貨建資産をいう。以下この号において同じ。）及び同条第五項に規定する電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二　不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

50　この法律において「特定暗号資産」とは、暗号資産であつて、特定の者のみが当該暗号資産を発行する権限を有するもの（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）をいう。

51　この法律において「特定暗号資産発行者」とは、特定暗号資産を発行し、又は発行しようとする者（前項の内閣府令で定める特定暗号資産については、内閣府令で定める者）をいう。

52　この法律において「特定暗号資産の募集・売出し」とは、新たに発行される特定暗号資産の有償の取得の申込みの勧誘又は既に発行された特定暗号資産の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘（以下「特定暗号資産取得勧誘等」という。）のうち、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するもの（金融商品取引業者（第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業を行う者に限る。第一号及び第二章の七において同じ。）の暗号資産売買等業務（第八項第十八号又は第十九号に掲げる行為であつて、電子情報処理組織を使用して同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として政令で定める方法により行うものに係る業務をいう。以下同じ。）による特定暗号資産の売買であつて当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者（当該特定暗号資産発行者と密接な関係を有する者として政令で定める者を含む。）以外の者による売付けに係るもの及びこれに準ずる取引その他の政令で定める特定暗号資産の取引に係るものを除く。）をいう。

一　多数の者（当該者が適格機関投資家（金融商品取引業者を含む。以下この項及び第二章の七において同じ。）であつて、当該特定暗号資産がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

イ　適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該特定暗号資産がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ　前号に掲げる場合及びイに掲げる場合以外の場合（当該特定暗号資産と同一の銘柄の特定暗号資産の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該特定暗号資産が多数の者に保有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

二　前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ　適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該特定暗号資産がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ　前号に掲げる場合及びイに掲げる場合以外の場合（当該特定暗号資産と同一の銘柄の特定暗号資産の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該特定暗号資産が多数の者に保有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

53　この法律において「特定暗号資産引受人」とは、特定暗号資産取得勧誘等に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。

一　当該特定暗号資産を取得させ、又は売り付けることを目的として当該特定暗号資産の全部又は一部を取得し、又は買い付けること。

二　当該特定暗号資産の全部又は一部につき他にこれを取得し、又は買い付ける者がない場合にその残部を取得し、又は買い付けることを内容とする契約をすること。

54　この法律において「暗号資産管理関係業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一　金融商品取引業者（第八項第二十四号に掲げる行為を業として行う者に限る。次号及び第三号において同じ。）に対し顧客の暗号資産の管理に必要な情報システム（内閣府令で定めるものに限る。）を継続的に利用させる業務

二　金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者の前号に規定する情報システムの保守又は管理（内閣府令で定めるものに限る。）を行う業務

三　前二号に掲げるもののほか、金融商品取引業者の委託を受けて第八項第二十四号に掲げる行為に係る業務のうち内閣府令で定めるものを行う業務

55　この法律において「暗号資産管理関係業務提供者」とは、第六十六条の九十四第一項の規定による届出をした者（第六十六条の百一第二号に該当する旨の同条の規定による届出をした者を除く。）をいう。

第二十六条の三第一項中「及び第四十三条の二第三項」を「、第二十七条の五十九、第四十三条の二第三項及び第四十三条の十四第三項」に改める。

第二十七条の三十二第一項中「第百八十五条の七第三十三項第四号」を「第百八十五条の七第四十一項第四号」に改める。

第二章の六の次に次の一章を加える。

第二章の七　特定暗号資産情報等及び暗号資産情報等の公表等

第一節　特定暗号資産発行者による特定暗号資産情報等の公表等

（特定暗号資産の募集・売出し等に係る特定暗号資産情報の公表）

第二十七条の三十九　特定暗号資産の募集・売

出し（次項に規定する適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に該当するものを除く。以下この項において同じ。）は、特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産の募集・売出しに関し次に掲げる情報（以下「特定暗号資産情報」という。）を内閣府令で定めるところにより公表しているものでなければ、することができない。ただし、当該特定暗号資産の募集・売出し（特定暗号資産発行者（当該特定暗号資産発行者と密接な関係を有する者として政令で定める者を含む。）が行うもの（当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に係るものに限る。）を除く。）に係る特定暗号資産に関して情報の公表が行われている場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一　当該特定暗号資産に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報として内閣府令で定める情報

二　当該特定暗号資産に係る特定暗号資産取得勧誘等に関する事項として内閣府令で定める事項に関する情報

三　当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者の商号、当該特定暗号資産に係る業務の内容及び経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項に関する情報

2　その特定暗号資産取得勧誘等が第二条第五十二項第二号イ又はロに掲げる場合（同号ロに掲げる場合にあつては、同項第一号の規定により適格機関投資家を除くことにより同号に掲げる場合に該当しないこととなる場合に限る。）に該当するものであつた特定暗号資産（同項第二号ロに掲げる場合にあつては、同項第一号の規定により除かれた適格機関投資家が取得し、又は買い付けた特定暗号資産に限る。）に係る特定暗号資産取得勧誘等で、適格機関投資家が適格機関投資家以外の者に対して行うもの（以下「適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘」という。）は、特定暗号資産発行者が当該適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に関し特定暗号資産情報を内閣府令で定めるところにより公表しているものでなければ、することができない。ただし、当該適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に係る特定暗号資産に関して情報の公表が行われている場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

3　第一項ただし書及び前項ただし書に規定する情報の公表が行われている場合とは、次に掲げる場合をいう。

一　当該特定暗号資産について既に行われた特定暗号資産の募集・売出し（適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に該当するものを除く。）に関する第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表又は当該特定暗号資産について既に行われた適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に関する前項本文の規定による特定暗号資産情報の公表がされている場合（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた場合その他内閣府令で定める場合を除く。）

二　前号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

4　金融商品取引業者は、第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける特定暗号資産の募集・売出し（適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘（特定暗号資産の募集・売出しに該当するものを除く。）を含む。以下この章及び第百七十二条の十四において同じ。）の取扱い（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）を行おうとする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定暗号資産の募集・売出しに関し第一項本文又は第二項本文の規定により公表される特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等（第二十七条の五十二に規定する訂正特定暗号資産情報等をいう。以下この項、次条第二項、第二十七条の四十四第二号及び第二十七条の四十六第一項において同じ。）を含む。第二十七条の四十九第一項及び第三項並びに第二十七条の五十二を除き、以下この章において同じ。）を公表しなければならない。この場合において、金融商品取引業者は、当該特定暗号資産情報のうちに、重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていること（以下この項において「虚偽情報等」という。）があることを知つたときは、当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該虚偽情報等に係る特定暗号資産情報を公表してはならず、及び当該特定暗号資産の募集・売出しの取扱いを行つてはならない。

（特定暗号資産の募集・売出しに係る特定暗号資産情報の提供）

第二十七条の四十　特定暗号資産発行者、特定暗号資産の募集・売出しをする者、特定暗号資産引受人、金融商品取引業者又は金融商品仲介業者（次項において「特定暗号資産発行者等」という。）は、前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける特定暗号資産の募集・売出しにより特定暗号資産を取得させ、又は売り付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、当該特定暗号資産の募集・売出しに関し同条第一項本文又は第二項本文の規定により公表される特定暗号資産情報を提供しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該特定暗号資産を特定暗号資産の募集・売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該特定暗号資産情報の提供の請求があつた場合を除く。）

二　当該特定暗号資産情報の提供を受けないことについて同意した当該特定暗号資産と同一の銘柄を保有する者に当該特定暗号資産を取得させ、又は売り付ける場合（当該特定暗号資産を特定暗号資産の募集・売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該特定暗号資産情報の提供の請求があつた場合を除く。）

2　前項の場合において、特定暗号資産発行者等は、当該特定暗号資産情報のうちに、重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていること（以下この項において「虚偽情報等」という。）があることを知つたときは、当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該虚偽情報等に係る特定暗号資産情報を提供してはならず、及び当該特定暗号資産の募集・売出しにより特定暗号資産を取得させ、又は売り付けてはならない。

（違反行為者の賠償責任）

第二十七条の四十一　第二十七条の三十九第一項又は第二項の規定に違反して特定暗号資産の募集・売出しをした者は、当該特定暗号資産を当該特定暗号資産の募集・売出しに応じて取得し、又は買い付けた者に対し、当該違反行為により生じた損害を賠償する責めに任ずる。

（虚偽の特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者の賠償責任）

第二十七条の四十二　特定暗号資産情報のうちに、重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているときは、当該特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者は、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産を取得し、又は買い付けた者に対し、損害賠償の責めに任ずる。ただし、当該特定暗号資産を取得し、又は買い付けた者が、その取得又は買付けの申込みの際情報が虚偽であり、又は欠けていることを知つていたときは、この限りでない。

（虚偽の特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者の賠償責任額）

第二十七条の四十三　前条の規定により賠償の責めに任ずべき額は、請求権者が当該特定暗号資産の取得又は買付けについて支払つた額から次の各号のいずれかに掲げる額を控除した額とする。

一　前条の規定により損害賠償を請求する時における当該特定暗号資産の取引価額（取引価額がないときは、その時における処分推定価額）

二　前条の規定により損害賠償を請求する時前に当該特定暗号資産を処分した場合においては、その処分価額

2　前条の規定により賠償の責めに任ずべき特定暗号資産発行者は、当該請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、特定暗号資産情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたことによつて生ずべき当該特定暗号資産の値下り以外の事情により生じたことを証明した場合においては、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

（虚偽の特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者に対する賠償請求権の時効）

第二十七条の四十四　第二十七条の四十二の規定による賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一　請求権者が特定暗号資産情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたこと（次号において「虚偽情報等」という。）があることを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から三年間行使しないとき。

二　当該特定暗号資産情報の公表があつた時から七年間（第二十七条の五十七第二項の規定による当該特定暗号資産情報の全部又は一部の公表の停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日から同条第一項の規定による公表命令に基づく当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等の公表があつた日までの期間は、算入しない。）行使しないとき。

（虚偽の特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者の役員等の賠償責任）

第二十七条の四十五　特定暗号資産情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているときは、次に掲げる者は、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出しに応じて特定暗号資産を取得し、又は買い付けた者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることによつて生ずべき損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該特定暗号資産を取得し、又は買い付けた者が、その取得又は買付けの申込みの際虚偽であり、又は欠けていることを知つていたときは、この限りでない。

一　当該特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者が法人その他の団体である場合には、当該特定暗号資産発行者のその公表の時における取締役、会計参与、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者

二　当該特定暗号資産の募集・売出しに係る特定暗号資産の保有者（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者を除き、その保有者が当該特定暗号資産を保有している者からその特定暗号資産の募集・売出しをすることを内容とする契約によりこれを買い付けた場合には、当該契約の相手方）

三　当該特定暗号資産情報に係る第二十七条の五十九第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る情報が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人

2　前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

一　前項第一号又は第二号に掲げる者　情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。

二　前項第三号に掲げる者　同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかつたこと。

（虚偽の特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者の賠償責任）

第二十七条の四十六　特定暗号資産情報等（第二十七条の五十二に規定する特定暗号資産情報等をいい、当該特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。同条、第二十七条の五十四第一項及び第二十七条の五十七を除き、以下この章において同じ。）のうちに、重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているときは、当該特定暗号資産発行者は、当該特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者は、当該特定暗号資産情報等が同項の規定により公表されている間に当該特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産を取得し、若しくは買い付けた者（当該特定暗号資産情報等が特定暗号資産情報である場合にあつては、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出しによらないで取得し、又は買い付けた者に限る。）又は処分した者に対し、第二十七条の四十三第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、情報が虚偽であり、又は欠けていること（以下この条において「虚偽情報等」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該特定暗号資産を取得し、若しくは買い付けた者又は処分した者がその取得若しくは買付け又は処分の際虚偽情報等を知つていたときは、この限りでない。

2　前項の場合において、賠償の責めに任ずべき特定暗号資産発行者は、当該特定暗号資産情報等の虚偽情報等について故意又は過失がなかつたことを証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

3　第一項本文の場合において、当該特定暗号資産情報等の虚偽情報等の事実の公表がされたときは、当該虚偽情報等の事実の公表がされた日（以下この項において「公表日」という。）前一年以内に当該特定暗号資産を取得

し、又は買い付け、当該公表日において引き続き当該特定暗号資産を保有する者は、当該公表日前一月間の当該特定暗号資産の取引価額（取引価額がないときは、処分推定価額。以下この項において同じ。）の平均額から当該公表日後一月間の当該特定暗号資産の取引価額の平均額を控除した額を、当該特定暗号資産情報等の虚偽情報等により生じた損害の額とすることができる。

4　前項の「虚偽情報等の事実の公表」とは、当該特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者又は当該特定暗号資産発行者の業務若しくは財産に関し法令に基づく権限を有する者により、当該特定暗号資産情報等の虚偽情報等に係る公表すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実について、内閣府令で定めるところにより、多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたことをいう。

5　第三項の場合において、その賠償の責めに任ずべき特定暗号資産発行者は、その請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、当該特定暗号資産情報等の虚偽情報等によつて生ずべき当該特定暗号資産の値下り以外の事情により生じたことを証明したときは、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

6　前項の場合を除くほか、第三項の場合において、その請求権者が受けた損害の全部又は一部が、当該特定暗号資産情報等の虚偽情報等によつて生ずべき当該特定暗号資産の値下り以外の事情により生じたことが認められ、かつ、当該事情により生じた損害の性質上その額を証明することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、賠償の責めに任じない損害の額として相当な額の認定をすることができる。

（虚偽の特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者に対する賠償請求権の時効）

第二十七条の四十七　前条の規定による賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一　請求権者が特定暗号資産情報等のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたことがあることを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から二年間行使しないとき。

二　当該特定暗号資産情報等の公表があつた時から五年間行使しないとき。

（虚偽の特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者の役員等の賠償責任）

第二十七条の四十八　特定暗号資産情報等のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているときは、次に掲げる者は、当該特定暗号資産情報等が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで、当該特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産を取得し、若しくは買い付けた者（当該特定暗号資産情報等が特定暗号資産情報である場合にあつては、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出しによらないで取得し、又は買い付けた者に限る。）又は処分した者に対し、当該特定暗号資産情報等が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

一　当該特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者が法人その他の団体である場合には、当該特定暗号資産発行者のその公表の時における取締役、会計参与、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者

二　当該特定暗号資産情報等に係る第二十七条の五十九第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る情報が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人

2　第二十七条の四十五第二項の規定は、前項に規定する賠償の責めに任ずべき者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第二十七条の四十八第一項の」と、同項第一号中「前項第一号又は第二号」とあるのは「第二十七条の四十八第一項第一号」と、同項第二号中「前項第三号」とあるのは「第二十七条の四十八第一項第二号」と読み替えるものとする。

（適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等の告知等）

第二十七条の四十九　特定暗号資産取得勧誘等のうち、第二条第五十二項第二号イ又はロに掲げる場合（同号ロに掲げる場合にあつては、同項第一号の規定により適格機関投資家を除くことにより同号に掲げる場合に該当しないこととなる場合に限る。）に該当するもの（同項第二号ロに掲げる場合にあつては、同項第一号の規定により除かれる適格機関投資家を相手方とするものに限る。以下この条において「適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等」という。）を行う者は、当該適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等が同項第二号イ又はロに掲げる場合に該当することにより当該適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等に関し第二十七条の三十九第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表が行われていないことその他の内閣府令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等に係る特定暗号資産に関して情報の公表が行われている場合（同条第三項に規定する情報の公表が行われている場合をいう。第三項において同じ。）その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2　前項本文の規定の適用を受ける適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等を行う者は、当該適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等により特定暗号資産を取得させ、又は売り付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規定により告知すべき事項に係る情報を提供しなければならない。

3　特定暗号資産取得勧誘等のうち、第二条第五十二項第二号ロに掲げる場合に該当するもの（適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等に該当するものを除く。以下この条において「少人数向け特定暗号資産取得勧誘等」という。）を行う者は、当該少人数向け特定暗号資産取得勧誘等により当該少人数向け特定暗号資産取得勧誘等に関し第二十七条の三十九第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表が行われていないことその他の内閣府令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該少人数向け特定暗号資産に関して情報の公表が行われている場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

4　前項本文の規定の適用を受ける少人数向け特定暗号資産取得勧誘等を行う者は、当該少人数向け特定暗号資産を取得させ、又は売り付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規

定により告知すべき事項に係る情報を提供しなければならない。

（特定暗号資産定期情報の公表）

第二十七条の五十　特定暗号資産発行者は、当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産が特定暗号資産の募集・売出しにつき第二十七条の三十九第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた特定暗号資産に該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度（当該特定暗号資産発行者が会社以外の者である場合その他内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間。第百七十二条の十六第一項及び第百八十五条の七第四十二項において同じ。）ごとに、第二十七条の三十九第一項第一号及び第三号に掲げる情報を、当該事業年度経過後三月以内（やむを得ない理由により当該期間内に公表できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、公表しなければならない。ただし、内閣府令で定めるところにより、当該特定暗号資産の流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

２　内閣総理大臣は、前項ただし書の承認をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（特定暗号資産臨時情報の公表）

第二十七条の五十一　特定暗号資産定期情報（前条第一項の規定により公表しなければならない情報をいう。以下同じ。）を公表しなければならない特定暗号資産発行者は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める場合に該当することとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その内容に関する情報（以下「特定暗号資産臨時情報」という。）を公表しなければならない。

（訂正特定暗号資産情報等の公表）

第二十七条の五十二　特定暗号資産情報、特定暗号資産定期情報又は特定暗号資産臨時情報（以下「特定暗号資産情報等」という。）を公表した特定暗号資産発行者は、第二十七条の五十四第一項に規定する期間において、当該特定暗号資産情報等に訂正すべき事項があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報（以下「訂正特定暗号資産情報等」という。）を公表しなければならない。

（暗号資産売買等業務に係る特定暗号資産情報等の公表）

第二十七条の五十三　金融商品取引業者は、ある銘柄の特定暗号資産（第二十七条の三十九第三項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）について新たに暗号資産売買等業務を行おうとする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、次条第一項の規定により継続して公表されている全ての当該特定暗号資産に係る特定暗号資産情報等（第二十七条の三十九第四項の規定により当該金融商品取引業者が公表する特定暗号資産情報を除く。）を公表しなければならない。この場合において、金融商品取引業者は、公表すべき特定暗号資産情報等のうちに、重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていること（以下この項及び第四項において「虚偽情報等」という。）があることを知つたときは、当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該虚偽情報等に係る特定暗号資産情報等を公表してはならず、及び当該特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始してはならない。

２　金融商品取引業者は、暗号資産売買等業務を行つている特定暗号資産（第二十七条の三十九第三項第一号に掲げる場合に該当するものを除く。）について同条第一項本文又は第二項本文の規定により特定暗号資産情報が公表された場合には、同条第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表する場合を除き、内閣府令で定めるところにより、同条第一項本文又は第二項本文の規定による当該特定暗号資産情報の公表があつた日から起算して内閣府令で定める期間内に、当該特定暗号資産情報を公表しなければならない。

３　前二項の金融商品取引業者は、前二項の特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産に関して新たに特定暗号資産情報等を公表した場合には、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報等を公表する場合を除き、内閣府令で定めるところにより、当該特定暗号資産発行者による当該特定暗号資産情報等の公表があつた日から起算して内閣府令で定める期間内に、当該特定暗号資産情報等を公表しなければならない。ただし、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産の暗号資産売買等業務を廃止した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

４　前二項の場合において、金融商品取引業者は、公表すべき特定暗号資産情報等のうちに、虚偽情報等があることを知つたときは、当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、前二項の規定にかかわらず、当該虚偽情報等に係る特定暗号資産情報等を公表してはならない。

（特定暗号資産情報等の公表の継続）

第二十七条の五十四　特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者は、内閣府令で定めるところにより、当該特定暗号資産情報等を公表した日から五年を経過する日までの間（公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める期間）、当該特定暗号資産情報等（当該特定暗号資産情報等を含む。）を継続して公表しなければならない。

２　第二十七条の三十九第四項又は前条第一項から第三項までの規定により特定暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者は、内閣府令で定めるところにより、前項に規定する期間が経過する日までの間（公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める期間）、当該特定暗号資産情報等を継続して公表しなければならない。

３　前項に規定する金融商品取引業者は、同項の規定により継続して公表すべき特定暗号資産情報等のうちに、重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていること（以下この項において「虚偽情報等」という。）があることを知つた場合には、当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、前項の規定にかかわらず、当該虚偽情報等に係る特定暗号資産情報等の公表を停止しなければならない。

（特定暗号資産情報等の届出）

第二十七条の五十五　特定暗号資産発行者は、特定暗号資産情報等を公表したときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定暗号資産情報等を公表した日から起算して内閣府令で定める期間内に、当該特定暗号資産情報等を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（特定暗号資産発行者の義務の承継等）

第二十七条の五十六　特定暗号資産発行者が、特定暗号資産を発行する権限（第二条第五十項の内閣府令で定める特定暗号資産については、内閣府令で定める権限）を他の者に承継させた場合には、その権限を承継した承継人は、被承継人の当該特定暗号資産に係る第二十七条の五十第一項の規定による特定暗号資産定期情報の公表の義務を承継する。

2　前項の規定により特定暗号資産定期情報の公表の義務を承継した承継人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（虚偽の情報等による訂正特定暗号資産情報等の公表の命令等）

第二十七条の五十七　内閣総理大臣は、特定暗号資産情報等のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていること（以下この条において「虚偽情報等」という。）を発見したときは、当該特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者に対し、当該特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等の公表を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により訂正特定暗号資産情報等の公表を命じた場合において、必要があると認めるときは、この節の規定により当該特定暗号資産情報等を公表した者に対し、同項の規定による公表命令に基づき当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該特定暗号資産情報等を公表しなければならない。

3　前項の規定により内閣総理大臣が特定暗号資産情報等の全部又は一部の公表の停止を命じたときは、第一項の規定による公表命令に基づき当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該停止命令に係る特定暗号資産情報等については、第二十七条の五十四第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（特定暗号資産情報等の公表者等に対する報告の徴取及び検査）

第二十七条の五十八　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者若しくは特定暗号資産情報等を公表すべき特定暗号資産発行者と認められる者若しくは特定暗号資産引受人その他の関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（公認会計士又は監査法人による監査証明）

第二十七条の五十九　特定暗号資産発行者は、特定暗号資産の募集・売出しに関して第二十七条の三十九第一項本文又は第二項本文の規定により公表する特定暗号資産情報のうち、貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する情報で内閣府令で定めるものについて、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、当該特定暗号資産の募集・売出しに応じて特定暗号資産を取得し、又は買い付ける者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たす場合は、この限りでない。

2　前項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が特定暗号資産発行者との間に有する公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の十一第一項又は第三十四条の十一の二第一項若しくは第二項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の事業若しくは財産経理に関して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて内閣府令で定めるものをいう。

3　第一項の監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によつて行わなければならない。

4　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第一項の監査証明を行つた公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

第二節　金融商品取引業者による暗号資産情報等の公表

（暗号資産情報の公表）

第二十七条の六十　金融商品取引業者は、ある銘柄の暗号資産について新たに暗号資産売買等業務を行おうとする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該暗号資産に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報として内閣府令で定める情報（以下「暗号資産情報」という。）を公表しなければならない。ただし、当該暗号資産が特定暗号資産であつて、第二十七条の三十九第三項第一号に掲げる場合に該当するものである場合は、この限りでない。

2　金融商品取引業者は、暗号資産売買等業務を行つている特定暗号資産である暗号資産に関して第二十七条の五十第一項の規定により特定暗号資産定期情報を公表しなければならない特定暗号資産発行者が、当該特定暗号資産の流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして同項ただし書の承認を受けた場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、当該暗号資産に係る暗号資産情報を公表しなければならない。

（暗号資産臨時情報の公表）

第二十七条の六十一　前条の規定により暗号資産情報を公表した金融商品取引業者は、当該暗号資産について公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める場合に該当することとなつたことを知つたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その内容に関する情報（以下「暗号資産臨時情報」という。）を公表しなければならない。ただし、当該金融商品取引業者が当該暗号資産の暗号資産売買等業務を廃止した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（訂正暗号資産情報等の公表）

第二十七条の六十二　暗号資産情報又は暗号資産臨時情報（以下「暗号資産情報等」という。）を公表した金融商品取引業者は、当該暗号資産情報等に訂正すべき事項があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報（以下「訂正暗号資産情報等」という。）を公表しなければならない。ただし、当

該金融商品取引業者が当該暗号資産の暗号資産売買等業務を廃止した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（暗号資産情報等の公表の継続）

第二十七条の六十三　暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者は、内閣府令で定めるところにより、当該暗号資産の暗号資産売買等業務を廃止する日までの間（公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間）、当該暗号資産情報等（当該暗号資産情報等に係る訂正暗号資産情報等を含む。次条、第二十七条の六十七及び第二十七条の六十八第一項において同じ。）を継続して公表しなければならない。

（暗号資産情報等の届出）

第二十七条の六十四　金融商品取引業者は、暗号資産情報等を公表したときは、内閣府令で定めるところにより、当該暗号資産情報等を公表した日から起算して内閣府令で定める期間内に、当該暗号資産情報等を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（虚偽の情報等による訂正暗号資産情報等の公表の命令等）

第二十七条の六十五　内閣総理大臣は、暗号資産情報等のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていること（以下この条において「虚偽情報等」という。）を発見したときは、当該暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者に対し、当該暗号資産情報等に係る訂正暗号資産情報等の公表を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により訂正暗号資産情報等の公表を命じた場合において、必要があると認めるときは、当該暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者に対し、同項の規定による公表命令に基づき当該虚偽情報等を解消する訂正暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該暗号資産情報等の全部又は一部の公表の停止を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　前項の規定により内閣総理大臣が暗号資産情報等の全部又は一部の公表の停止を命じたときは、第一項の規定による公表命令に基づき当該虚偽情報等を解消する訂正暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該停止命令に係る暗号資産情報等については、第二十七条の六十三の規定は、適用しない。

（違反行為者の賠償責任）

第二十七条の六十六　第二十七条の六十第一項の規定に違反して暗号資産情報を公表せず暗号資産を売り付けた金融商品取引業者は、これを買い付けた者に対し当該違反行為により生じた損害を賠償する責めに任ずる。

（虚偽の暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者の賠償責任）

第二十七条の六十七　暗号資産情報等のうちに、重要な事項について虚偽の情報があるときは、当該虚偽の情報があることについて故意又は過失があつた当該暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者は、当該暗号資産情報等が第二十七条の六十三の規定により公表されている間に当該金融商品取引業者が行つた暗号資産売買等業務により当該暗号資産情報等に係る暗号資産を買い付けた者又は処分した者に対し、情報が虚偽であること（以下この条において「虚偽情報」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該暗号資産を買い付けた者又は処分した者がその買付け又は処分の際虚偽情報を知つていたときは、この限りでない。

2　前項本文の場合において、当該暗号資産情報等の虚偽情報の事実の公表がされたときは、当該虚偽情報の事実の公表がされた日（以下この項において「公表日」という。）前一年以内に当該暗号資産を買い付け、当該公表日において引き続き当該暗号資産を保有する者は、当該公表日前一月間の当該暗号資産の取引価額（取引価額がないときは、処分推定価額。以下この項において同じ。）の平均額から当該公表日後一月間の当該暗号資産の取引価額の平均額を控除した額を、当該暗号資産情報等の虚偽情報により生じた損害の額とすることができる。

3　前項の「虚偽情報の事実の公表」とは、当該暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者又は当該金融商品取引業者の業務若しくは財産に関し法令に基づく権限を有する者により、当該暗号資産情報等の虚偽情報に係る公表すべき重要な事項について、内閣府令で定めるところにより、多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたことをいう。

4　第二項の場合において、その賠償の責めに任ずべき金融商品取引業者は、その請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、当該暗号資産情報等の虚偽情報によつて生ずべき当該暗号資産の値下り以外の事情により生じたことを証明したときは、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

5　前項の場合を除くほか、第二項の場合において、その請求権者が受けた損害の全部又は一部が、当該暗号資産情報等の虚偽情報によつて生ずべき当該暗号資産の値下り以外の事情により生じたことが認められ、かつ、当該事情により生じた損害の性質上その額を証明することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、賠償の責めに任じない損害の額として相当な額の認定をすることができる。

（金融商品取引業者等に対する報告の徴取及び検査）

第二十七条の六十八　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者若しくは暗号資産情報等を公表すべきであると認められる金融商品取引業者若しくはその他の関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十八条第二項第四号中「第二条第八項第十八号」を「第二条第八項第二十六号」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　この章において「暗号資産等管理業務」とは、暗号資産取引業に係る業務のうち、第五項第二号に掲げる行為に係る業務をいう。

第二十八条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　この章において「暗号資産取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、当該行為のいずれかを業として行うことを含むものとする。

一　第二条第八項第十八号から第二十二号まで又は第二十五号に掲げる行為
二　第二条第八項第二十三号又は第二十四号に掲げる行為
第二十九条の二第一項第二号中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加え、同項第三号中「第二十九条の四第一項第五号ホ(3)」を「第二十九条の四第一項第五号ニ(3)」に、「第三章の五」を「第三章の六」に改め、同項第五号中「並びに投資運用業」を「、投資運用業並びに同条第五項第一号に掲げる行為に係る業務及び暗号資産等管理業務」に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に次の一号を加える。
十一　暗号資産取引業を行う場合にあつては、次に掲げる事項
イ　取り扱う暗号資産（第二条第八項第二十五号に掲げる行為のみにおいて取り扱うものを除く。）の名称
ロ　暗号資産管理関係業務の提供を受ける場合においては、その旨並びに当該暗号資産管理関係業務提供者の商号、名称又は氏名及び当該提供を受ける暗号資産管理関係業務の内容その他内閣府令で定める事項
第二十九条の二第二項第一号中「第五号ハ」を「第五号の二」に改める。
第二十九条の四第一項第一号イ中「若しくは第六十六条の八十五第一項」を「第六十六条の七十一の登録を取り消され」の下に「、若しくは第六十六条の百三第一項の規定により暗号資産管理関係業務の廃止を命ぜられ」を加え、「若しくは海外投資家等特例業務」を「、海外投資家等特例業務若しくは暗号資産管理関係業務」に改め、同号ロ(12)を同号ロ(13)とし、同号ロ(11)の次に次のように加える。
(12)　第六十六条の百三第一項の規定による暗号資産管理関係業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の百一第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に暗号資産管理関係業務を廃止し、分割により暗号資産管理関係業務に係る事業の全部を承継させ、又は暗号資産管理関係業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
第二十九条の四第一項第一号の二中「及び次号」を「、次号及び第八号ハ」に、「並びに第六十六条の八十五第二項」を「、第六十六条の八十五第二項、第六十六条の九十四第五項第三号イ及び二並びに第六十六条の百三第二項」に改め、同項第二号ニ中「若しくは投資運用関係業務受託業者」を「、投資運用関係業務受託業者」に、「金融サービス仲介業者」を「暗号資産管理関係業務提供者であつた法人が第六十六条の百三第一項の規定により暗号資産管理関係業務の廃止を命ぜられたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者」に、「若しくは海外投資家等特例業務」を「、海外投資家等特例業務若しくは暗号資産管理関係業務」に改め、同号ホ中「若しくは投資運用関係業務受託業者」を「、投資運用関係業務受託業者」に、「金融サービス仲介業者」を「暗号資産管理関係業務提供者であつた個人が第六十六条の百三第一項の規定により暗号資産管理関係業務の廃止を命ぜられたことがある場合若しくは海外投資家等特例業務」を「、海外投資家等特例業務若しくは暗号資産管理関係業務」に改め、同号イ中「（第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加え、「第一種金融商品取引業又は暗号資産取引業と」を「当該第一種金融商品取引業又は暗号資産取引業と」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「ホ及びヘ」を「ニ及びホ」に改め、同号ニ(1)中「まで」の下に「（暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、当該内閣府令で定める者又は同号ロからリまで若しくは第八号ハ(1)から(3)まで）」を加え、同号ニ(2)中「まで」の下に「（暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、同号ロからリまで又は第八号ハ(1)から(3)まで）」を加え、同号ニを同号ハとし、同号ホ(1)中「又はロ」の下に「（暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、同号イ若しくはロ又は第八号イ若しくはロ）」を加え、同号ホ(3)ロ中「まで」の下に「（暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、同号ロからリまで又は第八号ハ(1)から(3)まで）」を加え、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同号の次に次の一号を加える。
五の二　第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあつては、他に行つている事業が第三十五条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者
第二十九条の四第一項第六号中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加え、同項第七号中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改め、同項に次の一号を加える。
八　暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、次のいずれかに該当する者
イ　資金決済に関する法律第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により同法第六十二条の三の登録を取り消され、若しくは同法第六十三条の二十第一

項若しくは第二項の規定により同法第六十三条の二の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ　資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する同法第六十二条の二十二第一項の規定により電子決済手段等取引業（同法第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業をいう。以下同じ。）の廃止を命ぜられ、その命令の日から五年を経過しない者又は同法若しくは銀行法等（同法第二条第三十項に規定する銀行法等をいう。ハ(2)において同じ。）に相当する外国の法令の規定により電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止を命ぜられ、その命令の日から五年を経過しない者

ハ　役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

(1)　電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者をいう。）であつた法人が同法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により同法第六十二条の三の登録を取り消されたことがある場合若しくは電子決済手段サービス仲介業者（同法第二条第十五項に規定する電子決済手段サービス仲介業者をいう。(3)において同じ。）であつた法人が同法第六十三条の二十第一項若しくは第二項の規定により同法第六十三条の二の登録を取り消されたことがある場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。(1)において同じ。）を受けていた法人が当該同種類

4　第四十六条の五及び第四十六条の六の規定は、暗号資産取引特例業者（第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）を行う者を除く。）については、適用しない。

5　暗号資産取引特例業者が暗号資産取引特例業務を行う場合における第六十六条の二第一項第五号ロの規定の適用については、同号ロ中「暗号資産取引業」とあるのは、「暗号資産取引業（第二十九条の六第七項に規定する暗号資産取引特例業務を除く。）」とする。

6　前三項の「暗号資産取引特例業者」とは、登録申請書に暗号資産取引業のうち暗号資産取引特例業務のみを行う場合に該当する旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者をいう。

7　第一項、第二項及び前二項の「暗号資産取引特例業務」とは、暗号資産取引業のうち、第二条第八項第二十一号又は第二十五号に掲げる行為（同項第二十一号に掲げる行為にあつては、特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産について行うものに限る。）を業として行うことをいう。

第三十一条第一項中「第二十九条の二第一項各号（第五号から第六号まで、第七号ロ、第八号及び第九号を除く。）に掲げる事項について変更があつたときは、その日」を「第一号に掲げる場合に該当するときはあらかじめ、第二号に掲げる場合に該当するときはその日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二十九条の二第一項第十一号イに掲げる事項を変更しようとするとき（投資者の保護に欠け、又は金融商品取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）。

二　第二十九条の二第一項各号（第五号から第六号まで、第七号ロ、第八号及び第九号を除く。）に掲げる事項について変更があつたとき（この項（前号に係る部分に限る。）の規定による届出をした場合を除く。）。

第三十一条第三項中「又は第九号」を「若しくは第九号」に改め、「行為」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

第三十一条の四第一項及び第三十一条の五中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改める。

第三十二条第一項中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改め、同条第二項中「第二十九条の四第一項第五号ハ⑴」を「第二十九条の四第一項第五号ニ⑴」に、「ホ⑴」を「ニ⑴」に改める。

第三十二条の二第一項中「第二十九条の四第一項第五号ニ⑴」を「第二十九条の四第一項第五号ハ⑴」に、「ホ⑴」を「ニ⑴」に改める。

第三十三条第一項中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改め、同項ただし書中「有価証券関連業」の下に「又は暗号資産取引業」を、「おいて有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同条第二項第三号ハ及び第四号ロ中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第三項中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に、「第二十八条第八項第七号」を「第二十八条第十項第七号」に改める。

第三十三条の二第三号中「第二十八条第八項第七号」を「第二十八条第十項第七号」に改める。

第三十三条の八第一項中「又は投資運用業」とあるのは「有価証券関連業」を、「投資運用業又は暗号資産取引業」とあるのは「有価証券関連業又は暗号資産取引業」と、同項ただし書中「ただし、有価証券関連業又は暗号資産取引業については」とあるのは「ただし」に改める。

第三十四条の二第六項及び第三十四条の三第五項中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十九号」に改める。

第三十五条第一項中「その他の金融商品取引業」の下に「（暗号資産取引業を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二項第六号中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加える。

第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（暗号資産取引業を行う者の業務の範囲）

第三十五条の二の二　金融商品取引業者（暗号資産取引業を行う者に限る。以下この条において同じ。）は、金融商品取引業のほか、次に掲げる行為を業として行うことその他の金融商品取引業（暗号資産取引業に限る。以下この項において同じ。）に付随する業務を行うことができる。この場合において、当該金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）は、第三十五条第四項の規定にかかわらず、当該業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を受けることを要しない。

一　暗号資産の貸付け又はその媒介若しくは代理

二　金融商品取引業者が顧客に信用を供与して行う暗号資産の売買その他の取引（以下「暗号資産信用取引」という。）に付随する金銭の貸付け

三　顧客のために管理する暗号資産を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

四　暗号資産に関する顧客の代理

五　暗号資産累積投資契約（金融商品取引業者（暗号資産等管理業務を行う者に限る。）が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に暗号資産を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

六　暗号資産に関連する情報の提供又は助言（第二条第八項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。）

七　他の金融商品取引業者の業務の代理（金融商品取引業及び金融商品取引業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する金融商品取引業者が行うことができる業務に係るものに限る。）

八　顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することその他当該金融商品取引業者の保有する情報を第三者に提供することであつて、当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便の向上に資するもの（第六号に掲げる行為に該当するものを除く。）

九　当該金融商品取引業者の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る経営資源を主として活用して行う行為であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資するものとして内閣府令で定めるもの

2　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）又は投資運用業を行う者を除く。次項から第五項までにおいて同じ。）は、金融商品取引業及び前項の規定により行う業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　電子決済手段等取引業
二　資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する電子決済手段サービス仲介業

3　金融商品取引業者は、金融商品取引業及び前二項の規定により行う業務のほか、他の業務を兼業することができる。

4　金融商品取引業者は、前項に規定する他の業務を兼業しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5　金融商品取引業者は、前項の規定により届け出た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6　第一項から第三項までの規定は、金融商品取引業者が第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務を行う場合又は第三項に規定する他の業務を兼業する場合において、これらの業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

第三十五条の三に次の一項を加える。

2　金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、その行う金融商品取引業又は登録金融機関業務に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

第三十六条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十七条の二中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加える。

第三十七条の五の見出し中「書面の交付」を「通知」に改め、同条第一項中「記載した書面を交付しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第二項を削る。

第三十七条の七第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同号イ中「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改め、同項第五号イ中「第百五十六条の三十八第六項」を「第百五十六条の三十八第七項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　当該金融商品取引業者等が暗号資産取引業を行う者である場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ　指定暗号資産取引紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が特定暗号資産取引業務（第百五十六条の三十八第六項に規定する特定暗号資産取引業務をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。）が存在する場合　一の指定暗号資産取引紛争解決機関との間で特定暗号資産取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ　指定暗号資産取引紛争解決機関が存在しない場合　特定暗号資産取引業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

第三十七条の七第三項第一号中「又は第五号イ」を「、第五号イ又は第六号イ」に、「又は第五号ロ」を「、第五号ロ又は第六号ロ」に改め、同項第二号中「又は第五号イ」を「、第五号イ又は第六号イ」に、「若しくは同項第五号イ」を「、同項第五号イの一の指定暗号資産取引紛争解決機関若しくは同項第六号イ」に改め、同項第三号中「又は第五号ロ」を「、第五号ロ又は第六号ロ」に、「又は第五号イ」を「、第五号イ又は第六号イ」に改める。

第三十九条第一項第一号中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に改め、「当該有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加える。

第四十条の二第一項中「の売買及び」を「及び暗号資産の売買並びに」に改める。

第四十条の五第二項中「かつ」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「を記載した書面を交付しなければ」を「に係る情報を提供しなければ」に改め、同条第三項を削る。

第四十一条の二第四号中「おいて有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同条第五号中「補てんし」を「補塡し」に、「補てんする」を「補塡する」に改める。

第四十一条の三中「まで」の下に「、第十八号又は第十九号」を加え、同条ただし書中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

第四十二条の五ただし書中「まで」の下に「、第十八号若しくは第十九号」を加える。

第三章第二節第六款の款名中「暗号等資産関連業務」を「暗号資産取引業等」に改める。

第四十三条の六に見出しとして「（暗号等資産関連業務における暗号等資産の性質に関する説明等）」を付し、同条第一項中「暗号等資産関連業務（」の下に「第二条第八項第十八号から第二十五号までに掲げる行為その他」を加え、「同項」を「次項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三章第二節第六款に次の十二条を加える。

（公益又は投資者の保護を確保するために必要な基準に適合しない暗号資産の取扱いの禁止）

第四十三条の七　金融商品取引業者は、公益又は投資者の保護を確保するために必要な基準として内閣府令で定める基準に適合しない暗号資産については、第二条第八項第十八号から第二十四号までに掲げる行為をしてはならない。

（売買停止命令等）

第四十三条の八　内閣総理大臣は、金融商品取引業者が取り扱う特定暗号資産の特定暗号資産発行者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該金融商品取引業者に対し、当該特定暗号資産に係る暗号資産売買等業務を停止し、又は当該特定暗号資産を取り扱うことをやめることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2　前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、前項に規定する特定暗号資産発行者は、同条第一項の通知を受けた者とみなす。

（売買高、価格等の公表）

第四十三条の九　金融商品取引業者は、その行う暗号資産売買等業務による暗号資産の売買について、内閣府令で定めるところにより、銘柄別に毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格その他の事項を公表しなければならない。

（暗号資産等管理業務に係る善管注意義務）

第四十三条の十　金融商品取引業者は、顧客に対し、善良な管理者の注意をもつて暗号資産等管理業務を行わなければならない。

（暗号資産等管理業務の方法）

第四十三条の十一　金融商品取引業者は、暗号資産等管理業務を行うに当たつては、顧客の

暗号資産を適正に管理するための方法として内閣府令で定める方法によらなければならない。

（暗号資産管理関係業務提供者以外の者から暗号資産管理関係業務の提供を受けることの禁止等）

第四十三条の十二　金融商品取引業者は、その行う暗号資産等管理業務に関し、暗号資産管理関係業務提供者以外の者から暗号資産管理関係業務の提供を受けてはならない。

2　金融商品取引業者は、暗号資産管理関係業務の提供を受ける場合には、内閣府令で定めるところにより、暗号資産管理関係業務提供者の選定に係る基準及び手続の整備、当該暗号資産管理関係業務提供者に対する指導その他の顧客の暗号資産の管理に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（委託先等に対する指導等）

第四十三条の十三　金融商品取引業者は、他の者が提供する暗号資産売買等業務に必要な情報システムを継続的に利用する場合には、内閣府令で定めるところにより、当該情報システムを提供する者の選定に係る基準及び手続の整備、当該者に対する指導その他の暗号資産売買等業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2　暗号資産管理関係業務提供者から暗号資産管理関係業務の提供を受ける場合のほか、金融商品取引業者は、その行う暗号資産取引業の一部を他の者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（分別管理）

第四十三条の十四　金融商品取引業者は、その行う暗号資産取引業に関して、顧客の金銭を、自己の金銭と分別して管理し、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に信託しなければならない。

2　金融商品取引業者は、その行う暗号資産取引業に関して、内閣府令で定めるところにより、顧客の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者は、顧客の暗号資産（顧客の利便の確保及び暗号資産取引業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く。）を顧客の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

3　金融商品取引業者は、前二項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

（履行保証暗号資産）

第四十三条の十五　金融商品取引業者は、前条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項及び第四十三条の十七第一項において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者は、履行保証暗号資産を顧客の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

2　前条第三項の規定は、前項の規定による管理の状況について準用する。

（顧客の暗号資産を担保に供する行為等の制限）

第四十三条の十六　金融商品取引業者は、その行う暗号資産取引業に関して管理する顧客の暗号資産を担保に供する場合（当該金融商品取引業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約に基づき顧客が当該金融商品取引業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権を担保に供する場合を含む。）又は他人に貸し付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、当該顧客から書面による同意を得なければならない。

2　第三十四条の二第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。

（対象暗号資産の弁済）

第四十三条の十七　金融商品取引業者との間で当該金融商品取引業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者は、当該金融商品取引業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権に関し、対象暗号資産（当該金融商品取引業者が第四十三条の十四第二項の規定により自己の暗号資産と分別して管理する顧客の暗号資産及び履行保証暗号資産をいう。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2　民法第三百三十三条の規定は、前項の権利について準用する。

3　第一項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

（対象暗号資産の弁済への協力）

第四十三条の十八　金融商品取引業者から暗号資産の管理の委託を受けた者その他の当該金融商品取引業者の関係者は、当該金融商品取引業者がその行う暗号資産取引業に関し管理する顧客の暗号資産に係る前条第一項の権利の実行に関し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

第四十四条の二第一項第一号中「信用取引」の下に「及び暗号資産信用取引」を、「有価証券」の下に「又は暗号資産」を加える。

第四十四条の三第一項第一号中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加える。

第四十四条の四の見出し中「引受人」を「引受人等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定暗号資産の特定暗号資産引受人となつた金融商品取引業者は、当該特定暗号資産を売却する場合（他の暗号資産と交換する場合を含む。）において、特定暗号資産引受人となつた日から六月を経過する日までは、その相手方に対し買入代金（他の暗号資産と交換する場合にあつては、当該他の暗号資産）につき貸付けその他信用の供与をしてはならない。

第三章第三節第一款の款名及び第四十六条中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

第四十六条の三に次の二項を加える。

4　金融商品取引業者（暗号資産等管理業務を行う者に限る。）は、第一項の規定により事業報告書を提出し、及び第二項の規定により報告するほか、内閣府令で定めるところにより、暗号資産取引業に関し管理する顧客の金銭の額及び暗号資産の数量その他これらの管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

5　前項の報告書には、暗号資産取引業に関し管理する顧客の金銭の額及び暗号資産の数量を証する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第四十六条の四中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより、」を削る。

第四十六条の五第一項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同条第二項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、「補てん」を「補塡」に改める。

第四十六条の六第一項中「有価証券」の下に「又は暗号資産」を加え、同条第三項中「三月間、」の下に「内閣府令で定めるところにより、これを」を加え、「又は」を「若しくは」に、「備え置き、」を「備え置いて」に、「供しなければ」を「供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第三章第三節第二款の款名中「第一種金融商品取引業」の下に「及び暗号資産取引業」を加える。

第四十七条中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

第四十七条の三中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「又は内閣府令で定めるところにより、」を「又は」に改める。

第四十九条の三第一項中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

第五十条第一項第六号中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改める。

第五十条の二第一項第八号中「第十一項及び第十二項において同じ。）が」を「）が」に改め、同条第四項中「第四十一条の五まで」の下に「、第四十三条の六」を加え、「第七号から第十号まで」を「第八号から第十一号まで」に改め、同条第六項に次のただし書を加える。

ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、掲示することを要しない。

第五十条の二第八項中「有価証券」の下に「及び暗号資産」を加え、「及びデリバティブ取引等」を「並びにデリバティブ取引等」に、「及び第五十七条の九」を「、第五十七条の九及び第四十条の三」に改め、「占有する財産」の下に「並びに管理する顧客の暗号資産（第五十六条第一項、第五十七条の九及び同節において「顧客財産」という。）」を加え、「返還しなければ」を「顧客に返還し、又は移転しなければ」に改め、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11　次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録は、その効力を失う。

一　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者に限る。）が第六十六条の登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する有価証券売買媒介等業務の種別に係るものに限る。次項第一号において同じ。）若しくは第六十六条の五第四項の変更登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する有価証券売買媒介等業務の種別の追加に係るものに限る。次項第一号において同じ。）を受けたとき、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたとき。

二　金融商品取引業者（暗号資産取引業のみを行う者に限る。）が第六十六条の登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する暗号資産売買媒介等業務の種別に係るものに限る。次号ロ並びに次項第二号及び第三号ロにおいて同じ。）又は第六十六条の五第四項の変更登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する暗号資産売買媒介等業務の種別の追加に係るものに限る。次項第二号において同じ。）を受けたとき。

三　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業のみを行う者に限る。）が次のいずれかに該当する場合

イ　第六十六条の登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する有価証券売買媒介等業務及び暗号資産売買媒介等業務の種別に係るものに限る。次項第三号イにおいて同じ。）を受けたとき。

ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録又は同法第十六条第一項の変更登録を受け、かつ、第六十六条の登録を受けたとき。

12　次の各号のいずれかに該当するときは、前項第三号に規定する場合を除き、当該金融商品取引業者は、当該各号に定める内容の第三十一条第四項の変更登録を受けたものとみなす。

一　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者を除く。）が第六十六条の登録若しくは第六十六条の五第四項の変更登録を受けたとき、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたとき　第一種金融商品取引業を行わない旨

二　暗号資産取引業を行う金融商品取引業者（暗号資産取引業のみを行う者を除く。）が第六十六条の登録又は第六十六条の五第四項の変更登録を受けたとき　暗号資産取引業を行わない旨

三　第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業のみを行う者を除く。）が次のいずれかに該当する場合　第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行わない旨

イ　第六十六条の登録を受けたとき。

ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録又は同法第十六条第一項の変更登録を受け、かつ、第六十六条の登録を受けたとき。

第五十二条第一項第二号及び第三号中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改め、同項第四号中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加え、同項第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　暗号資産取引業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第八号に該当することとなつたとき。

第五十二条第二項中「第二十九条の四第一項第二号イからリまで」の下に「（暗号資産取引業を行う金融商品取引業者の役員にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ⑴から⑶まで。以下この項において同じ。）」を加え、「同号イからリまで」を「第二十九条の四第一項第二号イからリまで」に、「前項第七号若しくは第九号から第十一号まで」を「前項第八号若しくは第十号から第十二号まで」に改める。

第五十三条第一項中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

第五十六条第一項中「結了する」を「結了し、又は顧客財産を顧客に返還し、若しくは移転する」に改める。

第五十六条の二第二項中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改める。

第五十七条の四中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより、」を削る。

第五十七条の五第三項中「すべて」を「全て」に、「又は」を「若しくは」に、「備え置き、」を「備え置いて」に、「供しなければ」を「供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第五十七条の九中「結了する」を「結了し、又は顧客財産を顧客に返還し、若しくは移転する」に改める。

第五十七条の十六中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより、」を削る。

第五十七条の十七第三項中「又は」を「若しくは」に、「備え置き、」を「備え置いて」に、「供しなければ」を「供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第三章第四節の二の次に次の一節を加える。

第四節の三　顧客財産管理人による管理

（業務及び財産の管理を命ずる処分）

第五十七条の二十八　内閣総理大臣は、第五十条の二第八項（第五十六条第一項及び第五十七条の九において準用する場合を含む。第五十七条の三十第一項において同じ。）の規定の適用がある場合において、金融商品取引業者の業務の運営が著しく不適切であることによつて当該規定による顧客取引の結了及び顧客財産の返還又は移転に支障があると認めるときは、当該金融商品取引業者に対し、顧客財産管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下この節及び第二百七条の五第二項第一号において「管理を命ずる処分」という。）をすることができる。

2　内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたときは、官報により、これを公告しなければならない。

（管理を命ずる処分の取消し）

第五十七条の二十九　内閣総理大臣は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（顧客財産管理人の選任等）

第五十七条の三十　管理を命ずる処分があつたときは、当該管理を命ずる処分を受けた金融商品取引業者（以下「被管理金融商品取引業者」という。）を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利（第五十条の二第八項の規定による顧客取引の結了及び顧客財産の返還又は移転に必要な範囲に限る。）は、顧客財産管理人に専属する。

2　内閣総理大臣は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の顧客財産管理人を選任しなければならない。

3　内閣総理大臣は、顧客財産管理人に対し、その職務に係る被管理金融商品取引業者の業務及び財産の管理に関し必要な措置を命ずることができる。

4　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、第二項の規定により顧客財産管理人を選任した後においても、更に顧客財産管理人を選任し、又は顧客財産管理人が被管理金融商品取引業者の業務及び財産の管理を適切に行つていないと認めるときは、顧客財産管理人を解任することができる。

5　内閣総理大臣は、第二項若しくは前項の規定により顧客財産管理人を選任したとき又は同項の規定により顧客財産管理人を解任したときは、被管理金融商品取引業者にその旨を通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

6　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項の規定は顧客財産管理人について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は被管理金融商品取引業者について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項ただし書中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「顧客財産管理人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第五項中「管財人代理」とあるのは「顧客財産管理人代理」と、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「顧客財産管理人」と読み替えるものとする。

第五十七条の三十一　法人は、顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理となることができる。

2　金融商品取引業者及び協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項及び第二百七条の五第一項において同じ。）は、この法律又は他の法令の規定にかかわらず、顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理となり、その業務を行うことができる。

3　金融商品取引業者及び協会は、内閣総理大臣から顧客財産管理人となることを求められた場合には、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（通知及び登記）

第五十七条の三十二　内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたときは、直ちに、被管理金融商品取引業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理金融商品取引業者の本店又は主たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

2　前項の登記には、顧客財産管理人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

3　第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合及び管理を命ずる処分を取り消した場合について準用する。

（報告又は資料の提出）

第五十七条の三十三　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、顧客財産管理人に対し、その職務に係る被管理金融商品取引業者の業務及び財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（顧客財産管理人の調査等）

第五十七条の三十四　顧客財産管理人は、その職務を行うため必要があるときは、被管理金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）及び会計監査人（会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）並びに使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理金融商品取引業者の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融商品取引業者の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被管理金融商品取引業者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　顧客財産管理人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（顧客財産管理人等の秘密保持義務）

第五十七条の三十五　顧客財産管理人及び顧客財産管理人代理（以下この条において「顧客財産管理人等」という。）は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。顧客財産管理人等がその職を退いた後も、同様とする。

2　顧客財産管理人等が法人であるときは、顧客財産管理人等の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が顧客財産管理人等の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

（被管理金融商品取引業者の役員等の責任を明確にするための措置）

第五十七条の三十六　顧客財産管理人は、その職務を行うため必要があるときは、被管理金融商品取引業者の役員若しくは会計監査人又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2　顧客財産管理人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

（顧客財産管理人と被管理金融商品取引業者との取引）

第五十七条の三十七　顧客財産管理人は、自己又は第三者のために被管理金融商品取引業者と取引をするときは、内閣総理大臣の承認を得なければならない。この場合においては、民法第百八条の規定は、適用しない。

2　前項の承認を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

（株主総会等の決議に代わる許可）

第五十七条の三十八　顧客財産管理人は、株式会社である被管理金融商品取引業者の取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役以外の取締役。以下この項から第三項までにおいて同じ。）又は執行役が顧客財産管理人の職務の遂行を妨げ、又は妨げようとする行為をしたときその他その職務を行うため必要があるときは、会社法第三百三十九条第一項（同法第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百三条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、株式会社である被管理金融商品取引業者の取締役又は執行役を解任することができる。

2　前項の規定により被管理金融商品取引業者の取締役又は執行役を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役又は執行役の員数を欠くこととなるときは、顧客財産管理人は、会社法第三百二十九条第一項及び第四百二条第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融商品取引業者の取締役又は執行役を選任することができる。

3　前項の規定により選任された被管理金融商品取引業者の取締役又は執行役は、当該被管理金融商品取引業者に係る顧客財産管理人による管理の終了の後最初に招集される定時株主総会の終結の時又は当該定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に、それぞれ退任する。

4　第一項又は第二項に規定する許可（以下この条及び次条において「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会若しくは種類株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなす。

5　代替許可に係る事件は、当該被管理金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

6　裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。次条において同じ。）を被管理金融商品取引業者に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

7　前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

8　代替許可の決定は、第六項の規定による被管理金融商品取引業者に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

9　代替許可の決定に対しては、株主は、第六項の公告のあつた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

10　非訟事件手続法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

（代替許可に係る登記の特例）

第五十七条の三十九　代替許可があつた場合においては、当該代替許可に係る事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本若しくは抄本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

（課税の特例）

第五十七条の四十　第五十七条の三十二の規定による登記については、登録免許税を課さない。

第五十八条の二中「第二十八条第八項各号」を「第二十八条第十項各号」に改める。

第五十九条の六中「第四十四条の四」を「第四十四条の四第一項」に改める。

第六十条の六中「第四十六条の三及び」を「第四十六条の三第一項から第三項まで及び」に改める。

第三章第五節に次の一款を加える。

第七款　外国暗号資産取引業者

第六十二条の二　外国暗号資産取引業者（金融商品取引業者以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において暗号資産取引業を行う者をいう。）は、国内にある者を相手方として第二十八条第五項各号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、金融商品取引業者（暗号資産取引業を行う者に限る。）を相手方とする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

第六十三条第六項中「作成し」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより、」を削る。

第六十三条の四第三項中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「又は内閣府令で定めるところにより、」を「又は」に改める。

第六十三条の九第五項中「作成し」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより、」を削り、同条第六項第二号ホ中「同条第一項第五号ニ(1)」を「同条第一項第五号ハ(1)」に改め、同号ヘ中「第二十九条の四第一項第五号ホ(1)」を「第二十九条の四第一項第五号ニ(1)」に改める。

第六十三条の十二第三項中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「又は内閣府令で定めるところにより、」を「又は」に改める。

第六十四条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　次に掲げる行為（以下「暗号資産関係職務」という。）

イ　第二条第八項第十八号から第二十号まで及び第二十二号に掲げる行為

ロ　暗号資産の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

第六十四条第三項第三号に次のように加える。

ホ　暗号資産関係職務を行う場合にあつては、その旨

第六十四条の二第一項第一号中「まで」の下に「（暗号資産関係職務を行おうとする場合にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」を加える。

第六十四条の四の見出しを「（変更登録等）」に改め、同条第一号中「第六十四条第三項第三号イ又はロ」を「第六十四条第三項第三号イ、ロ又はホ」に改め、「とき」の下に「（次項の規定による変更登録を受けた場合を除く。）」を加え、同条第三号中「まで」の下に「（暗号資産関係職務を行つている場合にあつては、同号ロからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」を加え、同条に次の二項を加える。

２　金融商品取引業者は、第六十四条第三項第三号ホに掲げる事項について変更（新たに暗号資産関係職務を行おうとすることによるものに限る。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。

３　第六十四条第三項及び第四項並びに第六十四条の二の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十四条第三項中「次に掲げる事項を」とあるのは「変更に係る事項を」と、第六十四条の二第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号（第二十九条の四第一項第八号ハ(1)から(3)までに係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

第六十四条の五第一項第一号中「まで」の下に「（暗号資産関係職務を行つている場合にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」を加える。

第六十四条の七第五項中「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に改め、「変更」の下に「、同条第二項の規定による変更登録」を加え、同条第七項中「第六十四条の五第一項第一号から第三号まで」を「第六十四条の五第一項各号」に改める。

第六十四条の八第一項中「の登録」の下に「又は変更登録」を加える。

第六十四条の九中「第六十四条第三項」及び「第六十四条の二第一項」の下に「（第六十四条の四第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十五条の五第二項中「第七号又は第十号」を「第八号又は第十一号」に、「同号イからリまで」を「同項第二号イからリまで」に、「前項第七号若しくは第九号から第十一号まで」を「前項第八号若しくは第十号から第十二号まで」に、「前項第七号若しくは第十号」を「前項第八号若しくは第十一号」に改める。

第六十六条中「同じ。）」の下に「又は暗号資産取引業（同条第五項に規定する暗号資産取引業をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第六十六条の二第一項第四号を次のように改める。

四　業務の種別（有価証券売買媒介等業務（第二条第十一項第一号に掲げる業務をいう。以下この章において同じ。）及び暗号資産売買媒介等業務（同項第二号に掲げる業務をいう。以下この章において同じ。）の種別をいう。）

第六十六条の二第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　有価証券売買媒介等業務を行う場合　委託を受ける金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第六十六条の十四第一号ニにおいて同じ。）を行う者に限る。）又は登録金融機関の商号又は名称

ロ　暗号資産売買媒介等業務を行う場合　委託を受ける金融商品取引業者（暗号資産取引業を行う者に限る。）の商号

六　暗号資産売買媒介等業務を行う場合にあつては、取り扱う暗号資産の名称

第六十六条の四第五号中「のいずれかが協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。）」を「（第六十六条の二第一項第五号イに規定する金融商品取引業者若しくは登録金融機関又は同号ロに規定する金融商品取引業者をいう。以下この章及び第四章において同じ。）のいずれかが、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該所属金融商品取引業者等が第六十六条の二第一項第五号イに規定する金融商品取引業者又は登録金融機関である場合　協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。）

ロ　当該所属金融商品取引業者等が第六十六条の二第一項第五号ロに規定する金融商品取引業者である場合　第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会

第六十六条の四に次の一号を加える。

六　登録申請者が暗号資産売買媒介等業務を行おうとする場合にあつては、次のいずれかに該当する者

イ　第二十九条の四第一項第八号イ又はロに該当する者

ロ　個人である場合においては、第二十九条の四第一項第八号ハ(1)又は(2)に該当する者

ハ　法人である場合においては、役員のうちに第二十九条の四第一項第八号ハ(1)から(3)までのいずれかに該当する者のある者

第六十六条の五の見出しを「（変更登録等）」に改め、同条第一項中「第六十六条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、」を「第一号に掲げる場合に該当するときはあらかじめ、第二号に掲げる場合に該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第六十六条の二第一項第五号ロ又は第六号に掲げる事項を変更しようとするとき（投資者の保護に欠け、又は金融商品仲介業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）。

二　第六十六条の二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項について変更があつたとき（この項（前号に係る部分に限る。）の規定による届出をした場合を除く。）。

第六十六条の五第三項中「方法」の下に「のうち、暗号資産売買媒介等業務に係るものであつて公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるものについて変更をしようとするときはあらかじめ、その他のもの」を加え、「、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく」を「遅滞なく、内閣府令で定めるところにより」に改め、同条に次の二項を加える。

４　金融商品仲介業者は、第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。

５　前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十六条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号及び第二号を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条の八第一項に次のただし書を加える。

ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第六十六条の十一中「掲げる行為」を「規定する行為」に改める。

第六十六条の十四第一号ニ中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第六十六条の十四の二中「第二条第十一項第一号又は第二号」を「第二条第十一項第一号イ又は口」に改める。

第六十六条の十五の見出し中「損失補塡等の禁止等」を「業務管理体制の整備等」に改め、同条中「第三十八条の二」を「第三十五条の三、第三十八条の二」に改め、「顧客について」の下に「、第四十三条の十三の規定は暗号資産売買媒介等業務を行う金融商品仲介業者について」を加え、「同条第三項」を「第三十九条第三項」に改める。

第六十六条の十七第二項中「作成し」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「又は内閣府令で定めるところにより、」を「又は」に改める。

第六十六条の十八中「内閣府令で定めるところにより、」を削り、「説明書類を」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加える。

第六十六条の十九第二項を次のように改める。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融商品仲介業者の第六十六条の登録は、その効力を失う。

一　金融商品仲介業者が前項各号（第六号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二　全ての所属金融商品取引業者等がなくなつたとき。

三　金融商品仲介業者（第二条第十一項各号に掲げる業務のいずれも行う者に限る。）が次のいずれかに該当することとなつたとき。

イ　前項第六号に該当することとなり、かつ、第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が暗号資産取引業を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（暗号資産取引業を行う者以外の者が暗号資産取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受けたとき。

ロ　第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行う者以外の者が第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受けたとき。

ハ　前項第六号に該当することとなり、かつ、暗号資産売買媒介等業務に係る所属金融商品取引業者等がなくなつたとき。

ニ　第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（第一種金融商品取引業を行う者以外の者が第一種金融商品取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受け、かつ、暗号資産売買媒介等業務に係る所属金融商品取引業者等がなくなつたとき。

ホ　第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が暗号資産取引業を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（暗号資産取引業を行う者以外の者が暗号資産取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受け、かつ、有価証券売買媒介等業務に係る所属金融商品取引業者等がなくなつたとき。

四　金融商品仲介業者（有価証券売買媒介等業務のみを行う者に限る。）が前項第六号に該当することとなつたとき、又は第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業を行うものに限る。）若しくは第三十一条第四項の規定による変更登録（第一種金融商品取引業を行う者以外の者が第一種金融商品取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受けたとき。

3　第二条第十一項各号に掲げる業務のいずれも行う金融商品仲介業者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき（次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合を除く。）は、当該各号に定める内容の第六十六条の五第四項の規定による変更登録を受けたものとみなす。

一　次のいずれかに該当するとき　第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項について有価証券売買媒介等業務を行わない旨

イ　第一項第六号に該当することとなつたとき、又は第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業を行うものに限る。）若しくは第三十一条第四項の規定による変更登録（第一種金融商品取引業を行う者以外の者が第一種金融商品取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受けたとき。

ロ　有価証券売買媒介等業務に係る所属金融商品取引業者等がなくなつたとき。

二　次のいずれかに該当するとき　第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項について暗号資産売買媒介等業務を行わない旨

イ　第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が暗号資産取引業を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（第一種金融商品取引業を行う者以外の者が第一種金融商品取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受けたとき。

ロ　暗号資産売買媒介等業務に係る所属金融商品取引業者等がなくなつたとき。

第六十六条の十九の次に次の一条を加える。

（業務改善命令）

第六十六条の十九の二　内閣総理大臣は、金融商品仲介業者の業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融商品仲介業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十六条の二十第一項中「六月」を「又は六月」に、「又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項」を「若しくは一部の停止」に改め、同項第一号中「第二号ロ」の下に「及び第六号ハ」を加え、同条第二項中「まで」の下に「、暗号資産売買媒介等業務を行う金融商品仲介業者の役員にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで」を加え、同条に次の二項を加える。

3　内閣総理大臣は、金融商品仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融商品仲介業者の所在（法人である場合においては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融商品仲介業者から申出がないときは、当該金融商品仲介業者の登録を取り消すことができる。

4　前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第六十六条の二十一中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第六十六条の二十二中「若しくはこれと取引をする者」を「、これと取引をする者若しくは当該金融商品仲介業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」に、「の金融商品仲介業務の」を「若しくは当該金融商品仲介業者から業務の委託を受けた者の業務の」に改め、「検査」の下に「（当該金融商品仲介業者から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に関し必要な検査に限る。）」を加える。

第六十六条の二十三中「登録」の下に「及び第六十六条の五第四項の変更登録」を加える。

第三章の五の次に次の一章を加える。

第三章の六　暗号資産管理関係業務提供者

第一節　総則

第六十六条の九十四　暗号資産管理関係業務を行う者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　財産的基礎に係る事項として内閣府令で定めるもの

三　法人であるときは、役員の氏名又は名称

四　主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地

五　暗号資産管理関係業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

六　他に事業を行つているときは、その事業の種類

七　その他内閣府令で定める事項

2　前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第五項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　暗号資産管理関係業務の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　法人である場合においては、定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

四　その他内閣府令で定める書類

3　前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

4　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない。

5　次の各号のいずれかに該当する者は、暗号資産管理関係業務を行つてはならない。

一　第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

二　国内に営業所又は事務所を有しない者

三　法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

(1)　心身の故障により暗号資産管理関係業務に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

(2)　第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者

ロ　第二十九条の四第一項第八号イからハまでのいずれかに該当する者

ハ　外国法人であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

ニ　役員又は政令で定める使用人のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号ニにおいて「暴力団員等」という。）のある者

四　個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ　第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）又は前号イ(1)のいずれかに該当する者

ロ　第二十九条の四第一項第八号ハ(1)から(3)までのいずれかに該当する者

ハ　外国に住所を有する個人であつて国内における代理人を定めていない者

ニ　暴力団員等又は政令で定める使用人のうちに暴力団員等のある者

6　暗号資産管理関係業務提供者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

7　暗号資産管理関係業務提供者は、第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節　業務

（誠実義務）

第六十六条の九十五　暗号資産管理関係業務提供者並びにその役員及び使用人は、暗号資産管理関係業務の提供を受ける金融商品取引業者のため誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない。

（善管注意義務）

第六十六条の九十六　暗号資産管理関係業務提供者は、暗号資産管理関係業務の提供を受ける金融商品取引業者に対し、善良な管理者の注意をもつてその業務を遂行しなければならない。

（業務管理体制の整備）

第六十六条の九十七　暗号資産管理関係業務提供者は、その行う暗号資産管理関係業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、暗号資産管理関係業務提供者は、内閣府令で定めるところにより、その行う暗号資産管理関係業務に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（名義貸しの禁止）

第六十六条の九十八　暗号資産管理関係業務提供者は、自己の名義をもつて、他人に暗号資産管理関係業務を行わせてはならない。

（記録の保存）

第六十六条の九十九　暗号資産管理関係業務提供者は、内閣府令で定めるところにより、暗号資産管理関係業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三節　監督

（事業報告書の提出）

第六十六条の百　暗号資産管理関係業務提供者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（廃業等の届出）

第六十六条の百一　暗号資産管理関係業務提供者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　暗号資産管理関係業務提供者である個人が死亡したとき　その相続人

二　暗号資産管理関係業務を廃止したとき　その法人又は個人

三　暗号資産管理関係業務提供者である法人が合併により消滅したとき　その法人を代表する役員であつた者

四　暗号資産管理関係業務提供者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき　その破産管財人

五　暗号資産管理関係業務提供者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき　その清算人

六　暗号資産管理関係業務提供者である法人が分割により事業（暗号資産管理関係業務に係る事業に限る。次号において同じ。）の全部を承継させたとき　その法人

七　事業の全部を譲渡したとき　その法人又は個人

（業務改善命令）

第六十六条の百二　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該暗号資産管理関係業務提供者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（監督上の処分）

第六十六条の百三　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、暗号資産管理関係業務の廃止を命じ、又は六月以内の期間を定めて暗号資産管理関係業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第六十六条の九十四第五項各号（第三号イ及びロ（第二十九条の四第一項第八号ハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二　暗号資産管理関係業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

三　暗号資産管理関係業務に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同じ。）が、第六十六条の九十四第五項第三号イ若しくはロ（第二十九条の四第一項第八号ハに係る部分に限る。以下この項において同じ。）に該当することとなつたとき、第六十六条の九十四第一項の規定による届出を行つた当時既に同条第五項第三号イ若しくはロに該当していたことが判明したとき、又は前項第二号若しくは第三号に該当することとなつたときは、当該暗号資産管理関係業務提供者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

（監督処分の公告）

第六十六条の百四　内閣総理大臣は、前条第一項の規定により暗号資産管理関係業務の廃止を命じ、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（報告の徴取及び検査）

第六十六条の百五　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、暗号資産管理関係業務提供者、これと取引をする者若しくは当該暗号資産管理関係業務提供者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該暗号資産管理関係業務提供者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該暗号資産管理関係業務提供者から業務の委託を受けた者の業務の状況若しくは記録その他の物件の検査（当該暗号資産管理関係業務提供者から業務の委託を受けた者にあつては、当該暗号資産管理関係業務提供者の業務に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

（審問等）

第六十六条の百六　内閣総理大臣は、第六十六条の百二又は第六十六条の百三第一項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2　内閣総理大臣は、第六十六条の百二又は第六十六条の百三の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を暗号資産管理関係業務提供者に通知しなければならない。

第四節　雑則

（職務代行者）

第六十六条の百七　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者（外国法人に限る。以下この条において同じ。）の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合において、当該暗号資産管理関係業務提供者は、国内における主たる営業所又は事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、暗号資産管理関係業務提供者に対し、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての読替え等）

第六十六条の百八　暗号資産管理関係業務提供者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における第六十六条の百の規定の適用については、同条中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とするほか、暗号資産管理関係業務提供者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（内閣府令への委任）

第六十六条の百九　第六十六条の九十四から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

（暗号資産管理関係業務提供者の自主的努力の尊重）

第六十六条の百十　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者を監督するに当たつては、業務の運営についての暗号資産管理関係業務提供者の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第七十七条第五項中「第百五十六条の三十八第十二項」を「第百五十六条の三十八第十三項」に改める。

第七十八条第一項第一号中「有価証券」の下に「及び暗号資産」を加え、「及びデリバティブ取引等」を「並びにデリバティブ取引等」に改め、同条第二項第七号中「有価証券」の下に「及び暗号資産」を加える。

第七十八条の七中「及び第五項」を削り、「、「会員」を「「会員」と、「有価証券」とあるのは「有価証券若しくは暗号資産」と、同条第五項中「協会員」とあるのは「会員」に改める。

第七十九条の七第一項中「有価証券」の下に「及び暗号資産」を加え、「及びデリバティブ取引等」を「並びにデリバティブ取引等」に改める。

第七十九条の十三中「、」の下に「有価証券の売買その他の取引又は」を、「デリバティブ取引

等」とあるのは「」の下に「有価証券若しくは暗号資産の売買その他の取引又は」を加える。

第七十九条の二十第一項中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改める。

第七十九条の四十九第一項第七号中「（平成十四年法律第百五十四号）」を削り、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　第五十七条の三十一第一項に規定する顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理の業務

第七十九条の五十三第一項第四号及び第三項第二号中「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

第百五十五条の三第二項第三号中「第六十六条の二十第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第百五十六条の三十一の二第一項第一号中「第百五十六条の三十八第七項」を「第百五十六条の三十八第八項」に改める。

第百五十六条の三十八第二項中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第五項中「第二条第十一項第四号」を「第二条第十一項第一号ニ」に改め、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「特定投資運用業務」の下に「、特定暗号資産取引業務」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「特定投資運用業務」の下に「、特定暗号資産取引業務」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二条第十一項第一号から第四号まで」を「第二条第十一項第一号イからニまで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　この章において「特定暗号資産取引業務」とは、金融商品取引業者が行う第二十八条第五項各号に掲げる行為に係る業務及び第三十五条の二の二第一項の規定により行う業務並びに当該金融商品取引業者のために金融商品仲介業者が行う第二条第十一項第二号イ及びロに掲げる行為に係る業務をいう。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　有価証券等の取引等に関する規制

第百五十七条第一号中「デリバティブ取引等」の下に「（第百七十一条の三第一号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引等を除く。以下この条、次条及び第百九十七条第二項第一号において同じ。）」を加え、第六章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　有価証券の取引等に関する規制

第百五十八条中「オプション」の下に「（第百七十一条の四に規定する暗号等資産関連オプションを除く。次条第一項第三号及び第二項第一号並びに第百六十条第一項において同じ。）」を、「金融商品（有価証券」の下に「及び暗号等資産」を、「金融指標」の下に「（第百七十一条の三第一号に規定する暗号等資産関連金融指標を除く。次条第一項及び第二項第一号並びに第百六十条第一項において同じ。）」を加え、「及び」を「、第百七十四条第一項第一号及び第二号、第百七十四条の二第一項第二号、第百七十四条の二の二第一項、第七項、第十項及び第十一項並びに」に改める。

第百五十九条第一項中「売買（金融商品取引所が」の下に「売買のため」を、「）、市場デリバティブ取引」の下に「（第百七十一条の五第一項に規定する暗号等資産関連市場デリバティブ取引を除く。以下この条、次条第一項、第百六十一条第二項及び第百六十七条の三第二項において同じ。）」を、「店頭デリバティブ取引（金融商品取引所が」の下に「売買のため上場する有価証券若しくは市場デリバティブ取引のため」を、「上場する金融商品」の下に「（暗号等資産を除く。）」を加え、「、取扱有価証券」を「若しくは取扱有価証券」に改め、「又は金融商品取引所が」の下に「市場デリバティブ取引のため」を加え、同項第四号中「売付け（」の下に「暗号等資産の売付けを除き、」を、「有価証券」の下に「、暗号等資産」を、「買い付けること（」の下に「暗号等資産を買い付けることを除き、」を加え、同項第五号中「買付け（」の下に「暗号等資産の買付けを除き、」を、「有価証券」の下に「、暗号等資産」を、「売り付けること（」の下に「暗号等資産を売り付けることを除き、」を加え、同項に次の一号を加える。

十　第百七十一条の五第一項第一号から第九号までに掲げる行為

第百五十九条第二項第一号中「金融商品取引所が」の下に「売買のため上場する有価証券又は市場デリバティブ取引のため」を加え、「、金融指標又は」を「（暗号等資産を除く。）、金融指標若しくは」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第百七十一条の五第二項第一号から第三号までに掲げる行為（同項第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、同項に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

第百五十九条第三項中「一連の有価証券売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等」を「次に掲げる行為」に改め、同項に次の各号を加える。

一　一連の有価証券売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等

二　第百七十一条の五第三項第一号に掲げる行為

第百六十条第一項中「形成された金融商品」及び「当該金融商品」の下に「（暗号等資産を除く。）」を加える。

第百六十一条第二項中「店頭デリバティブ取引」の下に「（第百七十一条の五第一項に規定する暗号等資産関連店頭デリバティブ取引を除く。）」を加える。

第百六十二条第二項中「前項第二号の」を「前項（第二号に係る部分に限る。）の」に改め、「規定する取引」の下に「（第百七十一条の五第一項に規定する暗号等資産関連市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）」を加え、同項第二号」を「第二条第二十一項第二号」に改め、「有価証券」の下に「の相場が委託当時の相場より騰貴して」を、「「約定数値」の下に「（第百七十一条の三第一号に規定する暗号等資産関連金融指標の数値を除く。以下この号において同じ。）の相場が委託当時の相場より上昇して」を加え、「、「騰貴して」とあるのは「上昇して」と」を削り、「買付けをし」の下に「、又は有価証券」を加え、「現実数値が約定数値を上回つた」を「現実数値（同条第一号に規定する暗号等資産関連金融指標の数値を除く。以下この号において同じ。）が約定数値を上回つた」に改め、「取引をし」の下に「、又は約定数値」を加え、「オプション」を「オプション（第百七十一条の四に規定する暗号等資産関連オプションを除く。以下この号において同じ。）の相場が委託当時の相場より騰貴して」に改め、「なり」の下に「、又はオプション」を加える。

第百六十六条第一項第一号及び第二号中「及び次条」を「、次条及び第百七十一条の七から第百七十一条の九まで」に改め、同条第六項第八号中「及び次条第五項」を「、次条第五項、第百七十一条の七第六項、第百七十一条の八第五項及び第百七十一条の九第五項」に改め、同項第十号中「次条第五項第十二号」の下に「、第百七十一条の七第六項第八号、第百七十一条の八第五項第八号及び第百七十一条の九第五項第九号」を加える。

第百六十七条第一項第一号中「その親会社」を「当該法人の親会社並びに当該法人が投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。次号において同じ。）である場合における当該法人の資産運用会社（同条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。同号において同じ。）及びその親会社」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「と契約」を「又は公開買付け等対象者と契約」に、「が法人であるときはその役員等以外」を「又は公開買付け等対象者の役員等（当該公開買付者等が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）以外」に改め、「、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人以外のもの」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「公開買付者等」の下に「又は公開買付け等対象者」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「公開買付者等」の下に「又は公開買付け等対象者（前号に定めるところにより当該公開買付者等の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を知つた者に限る。次号及び第五号において同じ。）」を、「有する株主」及び「有する社員」の下に「（これに類する権利を有するものとして政令で定める者を含む。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該公開買付け等（上場株券等の第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けを除く。）に係る上場等株券等の発行者（当該発行者の親会社並びに当該発行者が投資法人である場合における当該発行者の資産運用会社及びその親会社を含む。以下この号から第五号までにおいて「公開買付け等対象者」という。）又は当該公開買付け等対象者の役員等　当該公開買付者等からの伝達により知つたとき（当該役員等にあつては、その者の職務に関し当該公開買付者等からの伝達により知つたとき。）。

第百六十七条第一項第六号中「第四号」を「第三号」に改める。

第六章に次の一節を加える。

第二節　暗号等資産の取引等に関する規制

（不正行為の禁止）

第百七十一条の三　何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一　暗号等資産の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この節、第百八十九条第一項、第百九十七条第二項第二号及び第二百十条第一項において同じ。）その他の取引又はデリバティブ取引等（暗号等資産又は暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。以下この節及び次章第一節において「暗号等資産関連金融指標」という。）に係るものに限る。以下この条、次条及び同号において「暗号等資産関連デリバティブ取引等」という。）について、不正の手段、計画又は技巧をすること。

二　暗号等資産の売買その他の取引又は暗号等資産関連デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。

三　暗号等資産の売買その他の取引又は暗号等資産関連デリバティブ取引等を誘引する目的をもつて、虚偽の相場を利用すること。

（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）

第百七十一条の四　何人も、特定暗号資産の募集・売出し、暗号等資産の売買その他の取引若しくは暗号等資産関連デリバティブ取引等のため、又は暗号等資産等（暗号等資産若しくはオプション（暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標に係るものに限る。次条第一項第三号、第百七十一条の六第一項及び次章第一節において「暗号等資産関連オプション」という。）又はデリバティブ取引に係る暗号等資産関連金融指標をいう。以下この節、同章第一節及び第百九十七条第二項第二号において同じ。）の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

（相場操縦行為等の禁止）

第百七十一条の五　何人も、暗号等資産の売買、市場デリバティブ取引（暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条及び第百七十一条の十六において「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」という。）又は店頭デリバティブ取引（暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条及び第百七十一条の十六において「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」という。）のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる目的その他のこれらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一　権利の移転を目的としない仮装の暗号等資産の売買、暗号等資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。）をすること。

二　金銭の授受を目的としない仮装の暗号等資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第二号、第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）をすること。

三　暗号等資産関連オプションの付与又は取得を目的としない仮装の暗号等資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第三号に掲げる取引に限る。）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

四　自己のする暗号等資産の売付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該暗号等資産を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

五　自己のする暗号等資産の買付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該暗号等資産を売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六　暗号等資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第二号に掲げる取引に限る。）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第二号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、それと同価格において、他人が当該暗号等資産を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

七　暗号等資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第三号に掲げる取引に限る。）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八　暗号等資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第四号及び第五号に掲

げる取引に限る。）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

九　前各号に掲げる行為の委託等又は受託等をすること。

十　第百五十九条第一項第一号から第九号までに掲げる行為

2　何人も、暗号等資産の売買、暗号等資産関連市場デリバティブ取引又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（以下この条及び次条第一項において「暗号等資産売買等」という。）のうちいずれかの取引を誘引する目的をもつて、次に掲げる行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）をしてはならない。

一　暗号等資産売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号等資産等の相場を変動させるべき一連の暗号等資産売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等をすること。

二　暗号等資産等の相場が自己又は他人の操作によつて変動するべき旨を流布すること。

三　暗号等資産売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。

四　第百五十九条第二項第一号から第三号までに掲げる行為

3　何人も、政令で定めるところに違反して、暗号等資産等の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一　一連の暗号等資産売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等

二　第百五十九条第三項第一号に掲げる行為（相場操縦行為等による賠償責任）

第百七十一条の六　前条の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された暗号等資産、暗号等資産関連金融指標若しくは暗号等資産関連オプションに係る価格、約定数値若しくは対価の額により、当該暗号等資産、暗号等資産関連金融指標若しくは暗号等資産関連オプションについて、暗号等資産売買等をし、又はその委託をした者が当該暗号等資産売買等又は委託につき受けた損害を賠償する責任を負う。

2　前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前条の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。

（特定暗号資産発行者関係者の禁止行為）

第百七十一条の七　次の各号に掲げる者（以下この条において「特定暗号資産発行者関係者」という。）であつて、特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産等に関する重要事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該特定暗号資産等に関する重要事実に係る特定暗号資産（金融商品取引業者（暗号資産売買等業務を行う者に限る。以下この条から第百七十一条の九まで、第百七十一条の十五第二項、第百七十五条の三第十三項及び第百七十五条の四第二十項において同じ。）による暗号資産売買等業務における取扱いが行われているもの（金融商品取引業者の業務執行を決定する機関により当該取扱いの開始の決定がされたものを含む。）に限る。以下この項並びに第六項第一号及び第十号において「対象特定暗号資産」という。）又は当該対象特定暗号資産に係るオプションを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の当該対象特定暗号資産に関連するものとして政令で定める有価証券若しくは暗号資産（第三項及び第六項第二号から第十号まで、第百七十一条の十第一項、第百七十五条の三第一項、第十二項及び第十四項、第百七十五条の四第一項、第七項及び第九項、第百七十五条の五、第百七十八条第四十七項、第百八十五条の七第二十二項及び第二十五項並びに第百九十七条の二第一項第十七号において「対象特定暗号資産等」という。）に係る売買その他の有償の提供若しくは譲渡若しくは取得若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。）又はデリバティブ取引（以下この条、次条、第百七十一条の十第一項及び第二項、第百七十五条の三第一項、第二項及び第十二項から第十五項まで、第百七十五条の四第一項及び第二項、第百七十九十八条第四十七項及び第四十八項並びに第百九十七条の二第一項第十七号及び第十八号において「売買等」という。）をしてはならない。当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた特定暗号資産発行者関係者であつて、当該各号に掲げる特定暗号資産発行者関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一　当該特定暗号資産発行者（その者が法人であるときは、当該法人の親会社を含む。以下この項において同じ。）の役員等（当該特定暗号資産発行者が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）　その者の職務に関し知つたとき。

二　当該特定暗号資産発行者の会社法第四百三十三条第一項に定める権利を有する株主（これに類する権利を有するものとして政令で定める者を含む。）又は同条第三項に定める権利を有する社員（これに類する権利を有するものとして政令で定める者を含む。）（当該株主又は社員が法人であるときはその役員等を、当該株主又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）　当該権利の行使に関し知つたとき。

三　当該特定暗号資産発行者に対する法令に基づく権限を有する者　当該権限の行使に関し知つたとき。

四　当該特定暗号資産発行者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該特定暗号資産発行者の役員等（当該特定暗号資産発行者が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）以外のもの　当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。

五　第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。）　その者の職務に関し知つたとき。

2　前項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号及び第二号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一　当該特定暗号資産発行者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ　当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の技術的仕様の変更

ロ　新たに発行される当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の提供の申込み若しくはその取得の申込みの勧誘若しくは既に発行された当該特定暗号資産の譲渡の申込み若しくはその譲受けの申込みの勧誘又は当該特定暗号資産発行者に対して行使することにより当該特定暗号資産の提供若しくは譲渡を受けることができる権利の提供の申込み若しくはその取得の申込みの勧誘

ハ　当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に関連するサービスの提供の開始、休止又は終了

ニ　当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に係る業務上の提携又はその解消

ホ　当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の技術的仕様の保守に係る業務の廃止

ヘ　当該特定暗号資産発行者の解散（合併による解散を除く。）

ト　イからヘまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

二　当該特定暗号資産発行者に次に掲げる事実が発生したこと。

イ　当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産又はこれに係る業務について災害に起因して生じた障害又は業務遂行の過程で生じた障害

ロ　金融商品取引業者の業務執行を決定する機関による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いの開始の決定又は当該特定暗号資産に関する重要事実が記載され、若しくは記録されている当該特定暗号資産に係るオプションの上場の承認

ハ　金融商品取引業者の業務執行を決定する機関による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いをやめることの決定又は当該特定暗号資産に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実

ニ　提携先による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に関連するサービスの提供の開始、休止又は終了の決定

ホ　イからニまでに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

三　前二号に掲げる事実を除き、当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産又はこれに係る業務に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

3　特定暗号資産発行者関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該特定暗号資産発行者関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該特定暗号資産等に関する重要事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該特定暗号資産等に関する重要事実を知つたものは、当該特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、対象特定暗号資産等に係る売買等をしてはならない。

4　第一項、第二項第一号及び前項の公表がされたとは、第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実について、当該特定暗号資産発行者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該特定暗号資産等に関する重要事実が記載され、若しくは記録されている当該特定暗号資産発行者の特定暗号資産情報等若しくは訂正特定暗号資産情報等が公表されたことをいう。

5　第一項、次条第一項第一号並びに第百七十一条の九第一項第一号及び第二号において「親会社」とは、他の会社を支配する会社として政令で定めるものをいう。

6　第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　特定暗号資産発行者に対して行使することにより対象特定暗号資産の提供又は譲渡を受けることができる権利を有する者が当該権利を行使することにより対象特定暗号資産の取得又は譲受けをする場合

二　対象特定暗号資産等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより対象特定暗号資産等に係る売買等をする場合

三　法令上の義務に基づき対象特定暗号資産等に係る売買等をする場合

四　第百五十九条第三項又は第百七十一条の五第三項の政令で定めるところにより対象特定暗号資産等に係る売買等をする場合

五　第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を知つた者が当該特定暗号資産等に関する重要事実を知つている者との間において、対象特定暗号資産等に係る売買等を金融商品取引業者の暗号資産売買等業務又は取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る対象特定暗号資産等について、更に同項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知つている場合を除く。）

六　合併等により対象特定暗号資産等を承継させ、又は承継する場合であつて、当該対象特定暗号資産等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

七　合併等の契約（新設分割にあつては、新設分割計画）の内容の決定についての取締役会の決議が特定暗号資産発行者に係る第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該特定暗号資産発行者の対象特定暗号資産等を承継させ、又は承継するとき。

八　新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）により新設分割設立会社に対象特定暗号資産等を承継させる場合

九　第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を知る前に締結された対象特定暗号資産等に係る売買等に関する契約の履行又は同項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を知る前に決定された対象特定暗号資産等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく対象特定暗号資産等に係る売買等であることが明らかな売買等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

十　対象特定暗号資産の技術的仕様に基づいて一定の役務を提供することにより当該対象特定暗号資産の提供又は取得をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく対象特定暗号資産等に係る売買等であることが明らかな売買等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

（暗号資産取引業者関係者の禁止行為）

第百七十一条の八　次の各号に掲げる者（以下この条において「暗号資産取引業者関係者」という。）であつて、金融商品取引業者に係る暗号資産の取扱い等に関する重要事実を当該各

号に定めるところにより知つたものは、当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実に係る暗号資産（金融商品取引業者による暗号資産売買等業務における取扱いが行われているもの（金融商品取引業者の業務執行を決定する機関により当該取扱いの開始の決定がされたものを含む。）に限る。以下この項並びに第五項第一号及び第十号において「対象暗号資産」という。）又は当該対象暗号資産に係るオプションを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の当該対象暗号資産に関連するものとして政令で定める有価証券若しくは暗号資産（第三項及び第五項第二号から第十号まで、第百七十一条の十第二項、第百七十五条の三第二項、第十三項及び第十五項、第百七十五条の四第二項、第十一項及び第十三項、第百七十五条の五、第百七十八条第四十八項、第百八十五条の七第二十五項並びに第百九十七条の二第一項第十八号において「対象暗号資産等」という。）に係る売買等をしてはならない。当該金融商品取引業者に係る暗号資産の取扱い等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた暗号資産取引業者関係者であつて、当該各号に掲げる暗号資産取引業者関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一　当該金融商品取引業者（当該金融商品取引業者の親会社を含む。以下この項において同じ。）の役員等　その者の職務に関し知つたとき。

二　当該金融商品取引業者の会社法第四百三十三条第一項に定める権利を有する株主又は同条第三項に定める権利を有する社員（当該株主又は社員が法人であるときはその役員等を、当該株主又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）　当該権利の行使に関し知つたとき。

三　当該金融商品取引業者に対する法令に基づく権限を有する者　当該権限の行使に関し知つたとき。

四　当該金融商品取引業者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該金融商品取引業者の役員等以外のもの　当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。

五　第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該金融商品取引業者に係る暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。）　その者の職務に関し知つたとき。

2　前項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号及び第二号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一　当該金融商品取引業者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ　暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いの開始

ロ　暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いをやめること。

ハ　当該金融商品取引業者の解散（合併による解散を除く。）

ニ　イからハまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

二　当該金融商品取引業者に次に掲げる事実が発生したこと。

イ　管理する顧客の暗号資産の不正の手段による移転

ロ　暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱い又は暗号資産の管理について災害に起因して生じた障害又は業務遂行の過程で生じた障害

ハ　暗号資産売買等業務において取り扱う特定暗号資産についての他の者による関連するサービスの提供の開始、休止又は終了の決定

ニ　イからハまでに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

三　前二号に掲げる事実を除き、当該金融商品取引業者による暗号資産の取扱い又は当該取扱いに係る暗号資産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

3　暗号資産取引業者関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該暗号資産取引業者関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知つたものは、当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、対象暗号資産等に係る売買等をしてはならない。

4　第一項、第二項第一号及び前項の公表がされたとは、第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実について、当該金融商品取引業者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実が記載され、若しくは記録されている特定暗号資産発行者の特定暗号資産情報等若しくは訂正特定暗号資産情報等若しくは当該金融商品取引業者の暗号資産情報等若しくは訂正暗号資産情報等が公表されたことをいう。

5　第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　特定暗号資産発行者に対して行使することにより対象暗号資産の提供又は譲渡を受けることができる権利を有する者が当該権利を行使することにより対象暗号資産の取得又は譲受けをする場合

二　対象暗号資産等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより対象暗号資産等に係る売買等をする場合

三　法令上の義務に基づき対象暗号資産等に係る売買等をする場合

四　第百五十九条第三項又は第百七十一条の五第三項の政令で定めるところにより対象暗号資産等に係る売買等をする場合

五　第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知つた者が当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知つている者との間において、対象暗号資産等に係る売買等を金融商品取引業者の暗号資産売買等業務又は取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売買等をする者の双方において、当

該売買等に係る対象暗号資産等について、更に同項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知つている場合を除く。）

六　合併等により対象暗号資産等を承継させ、又は承継する場合であつて、当該対象暗号資産等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

七　合併等の契約（新設分割にあつては、新設分割計画）の内容の決定についての取締役会の決議が金融商品取引業者に係る第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該金融商品取引業者の対象暗号資産等を承継させ、又は承継するとき。

八　新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）により新設分割設立会社に対象暗号資産等を承継させる場合

九　第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知る前に締結された対象暗号資産等に係る売買等に関する契約の履行又は同項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知る前に決定された対象暗号資産等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく対象暗号資産等に係る売買等であることが明らかな売買等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

十　対象暗号資産の技術的仕様に基づいて一定の役務を提供することにより当該対象暗号資産の提供又は取得をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく対象暗号資産等に係る売買等であることが明らかな売買等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

（大量売買者関係者の禁止行為）

第百七十一条の九　次の各号に掲げる者（以下この条において「大量売買者関係者」という。）であつて、暗号資産（金融商品取引業者による暗号資産売買等業務における取扱いが行われているもの（金融商品取引業者の業務執行を決定する機関により当該取扱いの開始の決定がされたものを含む。）に限る。）又は当該暗号資産に係るオプションを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の当該暗号資産に関連するものとして政令で定める有価証券若しくは暗号資産（以下この項並びに第五項第二号及び第七号から第九号まで並びに第百七十五条の四第三項第一号及び第二号、第十五項並びに第十七項において「暗号資産等」という。）の売付け（暗号資産等の価格等に対して重要な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものに限る。以下この条及び次条第三項において「大量売付け」という。）又は買付け（暗号資産等の価格等に対して重要な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものに限る。以下この条及び次条第三項において「大量買付け」という。）をする者（以下この条において「大量売買者」という。）の大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実の公表がされた後でなければ、大量売付けの実施に関する事実又は大量買付けの中止に関する事実に係る場合にあつては当該大量売付けの実施又は大量買付けの中止に係る暗号資産等に係る売付け等（暗号資産等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条第三項、第百七十五条の四第三項及び第百九十七条の二第一項第十九号において同じ。）をしてはならない。当該大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知つた大量売買者関係者であつて、当該各号に掲げる大量売買者関係者でなくなつた後六月以内のものについても、同様とする。

一　当該大量売買者（その者が法人であるときは、当該法人の親会社並びに当該法人が投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）である場合における当該法人の資産運用会社（同条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。）及びその親会社を含む。以下この項において同じ。）の役員等（当該大量売買者が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）　その者の職務に関し知つたとき。

二　当該大量売付け又は大量買付けに係る特定暗号資産の特定暗号資産発行者（その者が法人であるときは、当該法人の親会社を含む。以下この号から第五号までにおいて「対象特定暗号資産発行者」という。）又は当該対象特定暗号資産発行者の役員等（当該大量売買者からの伝達により知つたとき（当該役員等にあつては、その者の職務に関し当該大量売買者からの伝達により知つたとき。）。

三　当該大量売買者又は対象特定暗号資産発行者（前号に定めるところにより当該大量売買者の大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実を知つた者に限る。次号及び第五号において同じ。）の会社法第四百三十三条第一項に定める権利を有する株主（これに類する権利を有するものとして政令で定める者を含む。）又は同条第三項に定める権利を有する社員（これに類する権利を有するものとして政令で定める者を含む。）（当該株主又は社員が法人であるときはその役員等を、当該株主又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）　当該権利の行使に関し知つたとき。

四　当該大量売買者又は対象特定暗号資産発行者に対する法令に基づく権限を有する者　当該権限の行使に関し知つたとき。

五　当該大量売買者又は対象特定暗号資産発行者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該大量売買者又は対象特定暗号資産発行者の役員等（当該大量売買者又は対象特定暗号資産発行者が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）以外のもの　当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。

六　第二号、第三号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それ

ぞれ第二号、第三号又は前号に定めるところにより当該大量売買者の大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実を知つた場合におけるその者に限る。）その者の職務に関し知つたとき。

2　前項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実とは、大量売買者（当該大量売買者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。以下この項において同じ。）が、それぞれ大量売付け若しくは大量買付けを行うことについての決定をしたこと又は大量売買者が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る大量売付け若しくは大量買付けを行わないことを決定したことをいう。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

3　大量売買者関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項及び第五項において同じ。）から当該大量売買者関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実（以下この条、次条第三項、第百七十五条の四第三項及び第百九十七条の二第一項第十九号において「大量売買事実」という。）の伝達を受けた者（第一項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該大量売買事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該大量売買事実を知つたものは、当該大量売買事実の公表がされた後でなければ、同項に規定する大量売付けの実施に関する事実又は大量買付けの中止に関する事実に係る場合にあつては当該大量売付けの中止に関する事実に係る場合にあつては当該大量買付けの中止に関する事実に係る場合にあつては当該大量売付けの実施又は大量買付けの実施に関する事実に係る場合にあつては当該大量売付けの中止又は大量買付けの中止に係る暗号資産等に係る買付け等をしてはならない。

4　前三項の公表がされたとは、大量売買事実について、当該大量売買者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたことをいう。

5　第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　特定暗号資産発行者に対して行使することにより特定暗号資産の提供又は譲渡を受けることができる権利を有する者が当該権利を行使することにより特定暗号資産の取得又は譲受けをする場合

二　暗号資産等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合

三　法令上の義務に基づき暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合

四　第百五十九条第三項又は第百七十一条の五第三項の政令で定めるところにより暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合

五　第一項に規定する大量売付けの実施に関する事実若しくは大量買付けの中止に関する事実を知つた者が当該大量売付けの実施に関する事実若しくは大量買付けの中止に関する事実を知つている者に暗号資産等に係る売付け等を金融商品取引業者の暗号資産売買等業務若しくは取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該暗号資産等に係る売付け等に係る者の双方において、当該暗号資産等に係る売付け等に係る暗号資産等について、更に同項又は第三項の規定に違反して暗号資産等に係る売付け等が行われることとなることを知つている場合を除く。）又は第一項に規定する大量買付けの実施に関する事実若しくは大量売付けの中止に関する事実を知つた者が当該大量買付けの実施に関する事実若しくは大量売付けの中止に関する事実を知つている者から暗号資産等に係る買付け等を金融商品取引業者の暗号資産売買等業務若しくは取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合

六　特定大量売買者関係者（大量売買者関係者であつて第一項各号に定めるところにより同項に規定する大量売付け又は大量買付けの実施に関する事実を知つたものをいう。以下この号において同じ。）であつて同項第一号に掲げる者以外のもの又は特定大量売買者関係者から同項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実の伝達を受けた者（特定大量売買者関係者を除き、その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）が暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合（特定大量売買者関係者にあつては同項各号に定めるところにより同項に規定する大量売付け又は大量買付けの実施に関する事実を知つた日から、当該伝達を受けた者にあつては当該伝達を受けた日から六月が経過している場合に限る。）

七　合併等により暗号資産等を承継し、又は承継させる場合であつて、当該暗号資産等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

八　合併等の契約（新設分割にあつては、新設分割計画）の内容の決定についての取締役会の決議が大量売買者の大量売買事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該大量売付け又は大量買付けに係る暗号資産等を承継し、又は承継させるとき。

九　新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）により新設分割設立会社に暗号資産等を承継させる場合

十　大量売買者の大量売買事実を知る前に締結された当該大量売付け若しくは大量買付けに係る暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等に関する契約の履行又は大量売買者の大量売買事実を知る前に決定された当該大量売付け若しくは大量買付けに係る暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等の計画の実行として暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等であることが明らかな暗号資産等に係る売付

け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

（未公表の重要事実の伝達等の禁止）

第百七十一条の十　第百七十一条の七第一項に規定する特定暗号資産発行者関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、同項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該特定暗号資産等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に対象特定暗号資産等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該特定暗号資産等に関する重要事実を伝達し、又は当該売買等をすることを勧めてはならない。

2　第百七十一条の八第一項に規定する暗号資産取引業者関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、同項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に対象暗号資産等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実を伝達し、又は当該売買等をすることを勧めてはならない。

3　前条第一項に規定する大量売買者関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、大量売買事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該大量売買事実について同項の公表がされたこととなる前に、同項に規定する大量売付けの実施に関する事実又は大量買付けの中止に関する事実に係る場合にあつては当該大量売付けの実施又は大量買付けの中止に係る暗号資産等に係る売付け等をさせることにより、同項に規定する大量買付けの実施に関する事実又は大量売付けの中止に関する事実に係る場合にあつては当該大量買付けの実施又は大量売付けの中止に係る暗号資産等に係る買付け等をさせることにより、当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該大量売買事実を伝達し、又は当該暗号資産等に係る売付け等若しくは当該暗号資産等に係る買付け等をすることを勧めてはならない。

（虚偽の相場の公示等の禁止）

第百七十一条の十一　何人も、暗号等資産等の相場を偽つて公示し、又は公示し若しくは頒布する目的をもつて暗号等資産等の相場を偽つて記載した文書を作成し、若しくは頒布してはならない。

2　何人も、特定暗号資産発行者、特定暗号資産の募集・売出しをする者、特定暗号資産引受人又は金融商品取引業者の請託を受けて、公示し又は頒布する目的をもつてこれらの者の発行、分担又は取扱いに係る暗号等資産に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又は頒布してはならない。

3　特定暗号資産発行者、特定暗号資産の募集・売出しをする者、特定暗号資産引受人又は金融商品取引業者は、前項の請託をしてはならない。

（対価を受けて行う新聞等への意見表示の制限）

第百七十一条の十二　何人も、特定暗号資産発行者、特定暗号資産の募集・売出しをする者、特定暗号資産引受人、金融商品取引業者又は大量売買者等（第百七十一条の九第一項に規定する大量売買者等及びその政令で定める関係者をいう。）から対価を受け、又は受けるべき約束をして、暗号等資産、特定暗号資産発行者又は同項に規定する大量売買者に関し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をして行う旨の表示を併せてしなければならない。ただし、広告料を受け、又は受けるべき約束をしている者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合については、この限りでない。

（有利買付け等の表示の禁止）

第百七十一条の十三　何人も、新たに発行される特定暗号資産の提供の申込み若しくはその取得の申込みの勧誘又は既に発行された特定暗号資産の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘のうち、不特定かつ多数の者に対するもの（次条において「特定暗号資産の不特定多数者向け勧誘等」という。）を行うに際し、不特定かつ多数の者に対して、これらの者の取得する当該特定暗号資産を、自己又は他人が、あらかじめ特定した価格（あらかじめ特定した額につき一定の基準により算出される価格を含む。以下この条において同じ。）若しくはこれを超える価格により買い付ける旨又はあらかじめ特定した価格若しくはこれを超える価格により売り付けることをあつせんする旨の表示をし、又はこれらの表示と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。ただし、当該特定暗号資産が、内閣府令で定める特定暗号資産である場合は、この限りでない。

（一定の金銭の供与等の表示の禁止）

第百七十一条の十四　特定暗号資産の不特定多数者向け勧誘等（内閣府令で定める特定暗号資産に係るものを除く。以下この条において同じ。）をする者又はこれらの者の役員、相談役、顧問その他これらに準ずる地位にある者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、当該特定暗号資産の不特定多数者向け勧誘等に際し、不特定かつ多数の者に対して、当該特定暗号資産に関し一定の期間につき、いかなる名称をもつてするを問わず、一定の額（一定の基準によりあらかじめ算出することができる額を含む。以下この条において同じ。）又はこれを超える額の金銭（処分することにより一定の額又はこれを超える額の金銭を得ることができるものを含む。）の供与が行われる旨の表示（当該表示と誤認されるおそれがある表示を含む。）をしてはならない。ただし、当該表示の内容が予想に基づくものである旨が明示されている場合は、この限りでない。

（無登録業者による未公表暗号資産の売付け等の効果）

第百七十一条の十五　無登録業者（第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業を行う者をいう。以下この項において同じ。）が、未公表暗号資産につき売付け等（売付け又はその媒介若しくは代理、特定暗号資産の募集・売出し又はその取扱いその他これらに準ずる行為として政令で定める行為をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合には、対象契約（当該売付け等に係る契約又は当該売付け等により締結された契約であつて、顧客による当該未公表暗号資産の取得を内容とするものをいう。以下この項において同じ。）は、無効とする。ただし、当該無登録業者又は当該対象契約に係る当該未公表暗号資産の売主若しくは特定暗号資産発行者（当該対象契約の当事者に限る。）が、当該売付け等が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと又は当該売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときは、この限りでない。

2　前項の「未公表暗号資産」とは、次に掲げる暗号資産のいずれにも該当しない暗号資産をいう。

一　金融商品取引業者による暗号資産売買等業務における取扱いが行われている暗号資産

二　前号に掲げるもののほか、その売買価格又は当該暗号資産に関する情報（当該暗号資産が特定暗号資産である場合は、特定暗号資産発行者に関する情報を含む。）を容易に取得することができる暗号資産として政令で定める暗号資産

（有価証券の取引等に関する規制に係る規定の準用）

第百七十一条の十六　第百六十一条第一項の規定は暗号等資産関連市場デリバティブ取引及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引について、第百六十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は第二条第二十一項第二号及び第三号に規定する取引（暗号等資産関連市場デリバティブ取引に該当するものに限る。）について、第百六十七条の三（第二号に係る部分に限る。）の規定は暗号等資産関連市場デリバティブ取引について、それぞれ準用する。この場合において、同項第二号の取引にあつては第百六十二条第一項第二号中「有価証券の相場が委託当時の相場より騰貴して」とあるのは「約定数値（第百七十一条の三第一号に規定する暗号等資産関連金融指標の数値に限る。以下この号において同じ。）の相場が委託当時の相場より上昇して」と、「その買付けをし、又は有価証券」とあるのは「現実数値（同条第一号に規定する暗号等資産関連金融指標の数値に限る。以下この号において同じ。）が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をし、又は約定数値」と、「下落して」とあるのは「低下して」と、「その売付けをすべき」とあるのは「現実数値が約定数値を下回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をすべき」と、第二条第二十一項第三号の取引にあつては第百六十二条第一項第二号中「有価証券の相場が委託当時の相場より騰貴して」とあるのは「暗号等資産関連オプション（第百七十一条の四に規定する暗号等資産関連オプションをいう。以下この号において同じ。）の相場が委託当時の相場より騰貴して」と、「その買付けをし、又は有価証券」とあるのは「暗号等資産関連オプションを取得する立場の当事者となり、又は暗号等資産関連オプション」と、「その売付けをすべき」とあるのは「暗号等資産関連オプションを付与する立場の当事者となるべき」と読み替えるものとする。

第百七十二条第二項中「第百八十五条の七第十六項及び第十七項」を「第百八十五条の七第二十二項及び第二十五項」に改め、同条第三項中「第百八十五条の七第十六項」を「第百八十五条の七第二十二項」に改める。

第百七十二条の三第一項中「第百八十五条の七第三十三項」を「第百八十五条の七第四十一項」に改める。

第百七十二条の五中「第百八十五条の七第十七項」を「第百八十五条の七第二十五項」に改める。

第百七十二条の六第一項第一号中「場合」の下に「又は当該価格が二以上ある場合」を加える。

第百七十二条の七中「あるときは」の下に「、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当する場合を除き」を加え、同条第一号中「最終の価格」の下に「（当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）」を加え、同条第二号を次のように改める。

二　一万分の七

第百七十二条の八第一号中「最終の価格」の下に「（当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）」を加え、同条第二号を次のように改める。

二　一万分の七

第百七十二条の十第一項及び第百七十二条の十一第一項中「第百八十五条の七第十七項」を「第百八十五条の七第二十五項」に改める。

第百七十二条の十二の次に次の七条を加える。

（特定暗号資産情報の公表がされていないのに特定暗号資産の募集・売出し等をした者に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十三　第二十七条の三十九第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする特定暗号資産の募集・売出し又は同条第二項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘について、これらの特定暗号資産情報の公表がされていないのに当該特定暗号資産の募集・売出し又は適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘をした者（特定暗号資産の募集・売出し（新たに発行される特定暗号資産の有償の提供の申込み又はその有償の取得の申込みの勧誘を除く。）をした者又は適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘をした者については、自己の保有する特定暗号資産に関してこれらの行為をした者に限る。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　当該特定暗号資産の募集・売出し（新たに発行される特定暗号資産の有償の提供の申込み又はその有償の取得の申込みの勧誘に限る。）により特定暗号資産を取得させた場合　当該取得させた特定暗号資産の価額の総額の百分の四・五

二　当該特定暗号資産の募集・売出し（新たに発行される特定暗号資産の有償の提供の申込み又はその有償の取得の申込みの勧誘を除く。）又は適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘により当該者が保有する特定暗号資産を売り付けた場合　当該売り付けた特定暗号資産の価額の総額の百分の四・五

（虚偽のある特定暗号資産情報の公表をした特定暗号資産発行者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十四　重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。次項において同じ。）を公表した特定暗号資産発行者が、当該重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出し（当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に係るものに限る。）により特定暗号資産を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該特定暗号資産発行者に対し、当該取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の価額の総額の百分の四・五に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2　重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者の役員等（当該特定暗号資産発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をい

う。以下この項において同じ。）であつて、当該特定暗号資産情報に虚偽の情報があり、又は公表すべき事項に関する情報が欠けていることを知りながら当該特定暗号資産情報の公表に関与した者が、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出しにより当該役員等が保有する特定暗号資産を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に対し、当該売り付けた特定暗号資産の価額の総額の百分の四・五に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（特定暗号資産情報を公表しないで特定暗号資産の募集・売出しの取扱いをした金融商品取引業者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十五　第二十七条の三十九第四項の規定に違反して、特定暗号資産情報を公表しないで特定暗号資産の募集・売出しの取扱いをした金融商品取引業者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出しの取扱いに係る業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2　前項の規定は、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を、当該特定暗号資産情報に重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けていることを知りながら第二十七条の三十九第四項の規定により公表した金融商品取引業者が、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出しの取扱いをした場合について準用する。

（特定暗号資産定期情報等を公表しない特定暗号資産発行者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十六　第二十七条の五十第一項の規定に違反して、特定暗号資産定期情報を公表しない特定暗号資産発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該特定暗号資産発行者に対し、第一号に掲げる額（第二号に掲げる額が第一号に掲げる額を超えるときは、第二号に掲げる額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、特定暗号資産発行者の事業年度が一年である場合以外の場合においては、当該額に当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　六百万円

二　イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額

イ　当該特定暗号資産定期情報に係る特定暗号資産の内閣府令で定めるところにより算出される取引価額の総額（当該特定暗号資産の取引価額がないときは、これに相当するものとして政令で定めるところにより算出した額）

ロ　十万分の六

2　前項の規定は、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産定期情報（当該特定暗号資産定期情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を公表した特定暗号資産発行者がある場合について準用する。

3　第二十七条の五十一の規定による特定暗号資産臨時情報（投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を公表すべきものに限る。）を公表しない特定暗号資産発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した金融商品取引業者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該直近の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該直近の特定暗号資産情報等を公表した時（当該特定暗号資産発行者が当該直近の特定暗号資産情報等を公表した後に新たに当該特定暗号資産に係る特定暗号資産情報又は特定暗号資産定期情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）又は当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

4　前項の規定は、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産臨時情報（当該特定暗号資産臨時情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を公表した特定暗号資産発行者がある場合について準用する。

5　第一項ただし書（第二項及び第三項後段（前項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（特定暗号資産情報等を公表しないで暗号資産売買等業務を開始した金融商品取引業者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十七　第二十七条の五十三第一項の規定に違反して、同項の規定により公表すべき特定暗号資産情報又は特定暗号資産定期情報のうち直近のもの（以下この章において「直近の特定暗号資産情報等」という。）を公表しないで当該直近の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した金融商品取引業者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該直近の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該直近の特定暗号資産情報等を公表した時（当該特定暗号資産発行者が当該直近の特定暗号資産情報等を公表した後に新たに当該特定暗号資産に係る特定暗号資産情報又は特定暗号資産定期情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）又は当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2　第二十七条の五十三第二項の規定に違反して、同項の規定により公表すべき特定暗号資産情報（以下この章において「最初の特定暗号資産情報」という。）を公表しないで当該最初の特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行つた金融商品取引業者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対

し、同項の規定により当該最初の特定暗号資産情報を公表すべき期限の翌日から当該最初の特定暗号資産情報を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産情報を公表した後に新たに当該特定暗号資産に係る特定暗号資産情報又は特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）又は当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

3　第二十七条の五十三第三項の規定に違反して、同項の規定により公表すべき特定暗号資産情報又は特定暗号資産定期情報（以下この章において「最新の特定暗号資産情報等」という。）を公表しないで当該最新の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行つた金融商品取引業者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、同項の規定により当該最新の特定暗号資産情報等を公表すべき期限の翌日から当該最新の特定暗号資産情報等を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該最新の特定暗号資産情報等を公表した後に新たに当該特定暗号資産情報又は特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の五十三第三項の規定により当該最新の特定暗号資産情報等を公表した時）又は当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該最新の特定暗号資産情報等を公表した後に新たに当該特定暗号資産情報又は特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の五十三第三項の規定により当該最新の特定暗号資産情報等を公表した時）のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（虚偽のある特定暗号資産情報等を公表して暗号資産売買等業務を開始した金融商品取引業者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十八　重要な事項につき虚偽の情報がある直近の特定暗号資産情報等（当該直近の特定暗号資産情報等を含む。）を、当該直近の特定暗号資産情報等に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の五十三第一項の規定により公表した金融商品取引業者が、当該重要な事項につき虚偽の情報がある直近の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該重要な事項につき虚偽の情報がある直近の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある直近の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報等を公表した後に新たに当該特定暗号資産情報又は特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）又は当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2　重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報（当該最初の特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を、当該最初の特定暗号資産情報に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の五十三第二項の規定により公表した金融商品取引業者が、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行つたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報を公表した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報等を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報を公表した後に新たに当該特定暗号資産情報又は特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）、当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時又は当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報を公表した後に新たに当該特定暗号資産情報又は特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）又は当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

3　重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等（当該最新の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を、当該最新の特定暗号資産情報等に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら公表しないで当該最新の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行つた金融商品取引業者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等を公表すべき期限の翌日から当該最新の特定暗号資産情報等を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等を公表した後に新たに当該特定暗号資産情報又は特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）又は当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時又は当該重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等を公表した後に新たに当該特定暗号資産情報又は特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）又は当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

た時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等を公表した後に新たに当該特定暗号資産に係る特定暗号資産情報又は特定暗号資産定期情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）、当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時又は当該重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等について第二十七条の五十四第三項の規定若しくは第二十七条の五十七第二項の規定による命令により公表を停止した時のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（暗号資産情報を公表しないで暗号資産売買等業務を開始した金融商品取引業者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十九　第二十七条の六十第一項の規定に違反して、同項の規定により公表すべき暗号資産情報を公表しないで当該暗号資産情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した金融商品取引業者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第二項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時から当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る特定暗号資産情報を公表した時（当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第二項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報を公表すべき期限のうちいずれか早い時）までの間において、当該金融商品取引業者が当該暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2　重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報（当該暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を、当該暗号資産情報に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の六十第一項の規定（当該訂正暗号資産情報等について準用する。この場合において、第一項中「に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時」とあるのは、「を公表しない行為について当該金融商品取引業者に対し第二十七条の六十八第一項の規定による処分が最初に行われた時」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、第二十七条の六十第二項の規定に違反して、同項の規定により公表すべき暗号資産情報を公表しないで当該暗号資産情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を行つた金融商品取引業者がある場合について準用する。この場合において、第一項中「に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時」とあるのは、「を公表しない行為について当該金融商品取引業者に対し第二十七条の六十八第一項の規定による処分が最初に行われた時から当該暗号資産臨時情報」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報（当該暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を、当該暗号資産情報に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の六十第二項の規定（当該訂正暗号資産情報等について準用する。この場合において、第二項中「に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時」とあるのは、「を公表しない行為について当該金融商品取引業者に対し第二十七条の六十八第一項の規定による処分が最初に行われた時から当該暗号資産臨時情報」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定は、第二十七条の六十一の規定に違反して、同条の規定により公表すべき暗号資産臨時情報（投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を公表すべきものに限る。）を公表しないで当該暗号資産臨時情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を行つた金融商品取引業者がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該暗号資産情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該暗号資産臨時情報」とあるのは、「当該暗号資産臨時情報を公表しない行為について当該金融商品取引業者に対し第二十七条の六十八第一項の規定による処分が最初に行われた時から当該暗号資産臨時情報」と読み替えるものとする。

6　第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産臨時情報（当該暗号資産臨時情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を、当該暗号資産臨時情報に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の六十一の規定（当該訂正暗号資産情報等にあつては、第二十七条の六十二の規定又は第二十七条の六十五第一項の規定による命令）により公表した金融商品取引業者が、当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産臨時情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を行つた場合について準用する。この場合において、第二項中「暗号資産情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報」とあるのは、「暗号資産臨時情報」と読み替えるものとする。

第百七十三条の見出し中「有価証券等」の下に「又は暗号等資産等」を加え、同条第一項中「第

百五十八条」の下に「又は第百七十一条の四」を加え、「有価証券等の」を「有価証券等又は暗号等資産等の」に改め、「に相当する額」の下に「（他人の名義をもつて当該違反行為をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）」を加え、同項第一号ロ及び第二号イ中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同項第四号中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「又は有価証券の買付け等をした場合」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした場合」に、「又は有価証券の買付け等をした者」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした者」に改め、同号イ中「まで」の下に「及び第百七十五条の三」を加え、「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同号ロ中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「第五項各号」を「第七項各号」に改め、同号イ中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同号ロ中「違反行為の直前」を「当該違反行為の開始時における価格（当該価格がない場合は、当該違反行為の直前」に、「以下この条」を「第八項及び第九項」に改め、「という。）」の下に「とする。）」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　当該違反行為の開始時から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に当該違反者が自己又は第七項各号に掲げる者を特定暗号資産発行者とする当該違反行為に係る特定暗号資産を特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間における当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

ロ　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の当該違反行為の開始時における価格（当該価格がない場合は、当該違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（第十項及び第十一項において「違反行為の開始前の価格」という。）とする。）に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

第百七十三条第一項第二号の次に次の二号を加える。

三　違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量を超える場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量を超える場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間における当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産の売付け等の価額

四　違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量を超える場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産の売付け等の価額に当該暗号等資産の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産の買付け等の価額に当該暗号等資産の売付け等の数量を乗じて得た額

第百七十三条第二項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の売付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第三項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の買付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第十項中「有価証券の買付け等の価額」の下に「並びに暗号等資産の売付け等の価額及び暗号等資産の買付け等の価額」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「第五項各号」を「第七項各号」に、「には、第一項各号」を「（第十一項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号、第二号及び第七号」に、「違反行為の開始前の価格」を「その時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　違反者が、違反行為の開始時に自己又は第七項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る暗号等資産を有しないで当該暗号等資産の売付けをしている場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第七項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時にその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で暗号等資産の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

11　違反行為の開始時に当該違反行為に係る暗号等資産を保有している場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第七項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時にその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で暗号等資産の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

第百七十三条第六項中「には、第一項各号」を「（第十項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号、第二号及び第七号」に、「違反行為の開始前の価格」を「その時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　この条において「暗号等資産の売付け等」とは、暗号等資産の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

5　この条において「暗号等資産の買付け等」とは、暗号等資産の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第百七十四条の見出し中「有価証券」の下に「又は暗号等資産」を加え、同条第一項中「第百五十九条第一項」の下に「又は第百七十一条の五第一項」を、「違反する有価証券」の下に「若しくは暗号等資産」を、「」に相当する額」の下に「（他人の名義をもつて当該違反行為をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）」を加え、同項第一号中「（有価証券若しくはオプション又はデリバティブ取引に係る金融商品（有価証券を除く。）若しくは金融指標をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、同号ロ及び同項第二号イ中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同項第四号中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する」に改め、同項を同条第七項とし、同項第三号中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「第五項各号」を「第七項各号」に改め、同号イ中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同号ロ中「価格」の下に「（当該価格がない場合は、当該違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（第八項及び第九項において「違反行為の開始前の価格」という。）とする。）」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　当該違反行為の開始時から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に当該違反者が自己又は第七項各号に掲げる者を特定暗号資産発行者とする当該違反行為に係る特定暗号資産を特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

ロ　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

ロ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産等に係る暗号等資産の買付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

四　違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量を超える場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該超える数量に係る暗号等資産の売付け等の価額

ロ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産等に係る暗号等資産の買付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

四　違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算に

おいて行つた暗号等資産の売付け等の数量を超える場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産等に係る暗号等資産の売付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ　当該超える数量に係る暗号等資産の買付け等の価額

第百七十四条第二項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の売付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第三項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の買付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第十項中「有価証券の買付け等の価額」の下に「並びに暗号等資産の売付け等の価額及び暗号等資産の買付け等の価額」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「第五項各号」を「第七項各号」に、「には、第一項各号」を「（第十一項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号、第二号及び第七号」に改め、「価格」の下に「（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　違反者が、違反行為の開始時に自己又は第七項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る暗号等資産の売付けをしている場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第七項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時にその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で暗号等資産の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

11　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る暗号等資産を保有している場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第七項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時にその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で暗号等資産の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

第百七十四条第六項中「には、第一項各号」を「（第十項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号、第二号及び第七号」に改め、「価格」の下に「（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　この条において「暗号等資産の売付け等」とは、暗号等資産の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

5　この条において「暗号等資産の買付け等」とは、暗号等資産の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第百七十四条の二の見出し中「有価証券売買等」の下に「又は暗号等資産売買等」を加え、同条第一項中「第百五十九条第二項第一号」を「第百五十九条第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第百七十一条の五第二項（第四号に係る部分に限る。）」に、「同項」を「第百五十九条第二項」に、「又は」を「第百七十四条の三第一項において同じ。）若しくはその申込み若しくは委託等又は第百五十九条第二項（第四号に係る部分に限る。）若しくは第百七十一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反する一連の暗号等資産売買等（同項に規定する暗号等資産売買等をいう。第百七十四条の三第一項において同じ。）若しくは」に、「第十項及び第十一項」を「第十四項及び第十五項」に改め、「に相当する額」の下に「（他人の名義をもつて当該違反行為をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）」を加え、同項第一号イ中「有価証券の売付け等」の下に「又は暗号等資産の売付け等」を加え、同号ロ中「有価証券の買付け等」の下に「又は暗号等資産の買付け等」を加え、同項第二号中「二まで」を「トまで」に改め、同号イ(2)及びロ(1)中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同号ニ(1)及び(2)中「有価証券の買付け等」の下に「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」を加え、同号ニを同号トとし、同号ハ中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「第六項各号」を「第八項各号」に改め、同号ハ(1)中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同号ハ(2)中「価格」の下に「（当該価格がない場合は、当該違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（第九項及び第十項において「違反行為の開始前の価格」という。）とする。）」を加え、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　当該違反行為の開始時から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一

月を経過する日までの間に当該違反者が自己又は第八項各号に掲げる者を特定暗号資産発行者とする当該違反行為に係る特定暗号資産を特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた場合次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産についての第四十三条の九に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

(2)　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の当該違反行為の開始時における価格（当該価格がない場合は、当該違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（第十一項及び第十二項において「違反行為の開始前の価格」という。）とする。）に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

第百七十四条の二第一項第二号ロの次に次のように加える。

ハ　当該違反行為に係る自己の計算による暗号等資産の売付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による暗号等資産の買付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該超える数量に係る暗号等資産の売付け等の価額

(2)　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該違反行為に係る暗号等資産等に係る暗号等資産の買付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ニ　当該違反行為に係る自己の計算による暗号等資産の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による暗号等資産の売付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該違反行為に係る暗号等資産等に係る暗号等資産の売付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

(2)　当該超える数量に係る暗号等資産の買付け等の価額

第百七十四条の二第二項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の売付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第三項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の買付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第十三項中「有価証券の買付け等の価額」の下に「並びに暗号等資産の売付け等の価額及び暗号等資産の買付け等の価額」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十二項を同条第十六項とし、同条第九項から第十一項までを四項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第六項各号」を「第八項各号」に、「には、第一項各号」を「（第十二項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号並びに第二号イ、ロ及びト」に改め、「価格」の下に「（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　違反者が、違反行為の開始時に自己又は第八項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る暗号等資産を有しないで当該暗号等資産の売付けをしている場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第八項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第一号並びに第二号ハ、ニ及びトに掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で当該違反行為に係る暗号等資産の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

12　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る暗号等資産を保有している場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第八項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第一号並びに第二号ハ、ニ及びトに掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で当該違反行為に係る暗号等資産の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

第百七十四条の二第七項中「には、第一項各号」を「（第十一項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号並びに第二号イ、ロ及びト」に改め、「価格」の下に「（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「有価証券の買付け等」の下に「若しくは暗号等資産の買付け等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「少ない数量」の下に「又は違反行為に係る自己の計算による暗号等資産の売付け等の数量と当該違反行為に係る自己の計算による暗号等資産の買付け等の数量のうちいずれか少ない数量」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　この条において「暗号等資産の売付け等」とは、暗号等資産の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関

連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

5　この条において「暗号等資産の買付け等」とは、暗号等資産の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第百七十四条の二の次に次の一条を加える。

（高速取引行為による前三条の違反行為をした者に対する課徴金納付命令の特則）

第百七十四条の二の二　高速取引行為（その申込みを含む。以下この項及び次項において同じ。）による第百七十三条第一項に規定する違反行為（同項の偽計に限る。次項において同じ。）により有価証券等若しくは暗号等資産等の価格に影響を与えた者、高速取引行為による第百七十四条第一項に規定する違反行為をした者又は高速取引行為による前条第一項に規定する違反行為をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、前三条の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額（第十五項及び第十六項において「合算対象額」という。）に相当する額（他人の名義をもつて次項に規定する違反行為をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　自己の計算による有価証券の売付け等又は暗号等資産の売付け等（違反行為が開始された日から当該違反行為が終了した日までの間（以下この条において「違反行為期間」という。）における売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　自己の計算による有価証券の買付け等又は暗号等資産の買付け等（違反行為期間における売買対当数量に係るものに限る。）の価額

二　次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定める額（次のイからトまでのうち二以上に掲げる場合に該当するときは、当該二以上のイからトまでに定める額の合計額）

イ　違反行為期間において、当該違反者が違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額

(2)　当該違反行為が終了した日の翌日から、同日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ　違反行為期間において、当該違反者が違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了した日の翌日から、同日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該有価証券の買付け等の価額

(2)　当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額

ハ　違反行為期間において、当該違反者が違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該超える数量に係る暗号等資産の売付け等の価額

(2)　当該違反行為が終了した日の翌日から、同日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産等に係る暗号等資産の買付け等の価額

ニ　違反行為期間において、当該違反者が違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了した日の翌日から、同日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産等に係る暗号等資産の売付け等の価額

(2)　当該超える数量に係る暗号等資産の買付け等の価額

ホ　違反行為が開始された日から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に当該違反者が自己又は第九項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了した日の翌日から、同日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該有価証

券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）のうち最も高い価格（当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

(2)　当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為が開始された日の前日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるところにより算出した額）に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

ヘ　違反行為が開始された日から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に当該違反者が自己又は第九項各号に掲げる者を特定暗号資産発行者とする当該違反行為に係る特定暗号資産を特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了した日の翌日から、同日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産についての第四十三条の九に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）のうち最も高い価格に当該特定暗号資産の買付け等若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした日の属する月（当該有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

(2)　(1)に掲げる者以外の者　当該有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

ト　違反者が、自己以外の者の計算において、違反行為が開始された日から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等。トにおいて同じ。）をした場合　次の(1)又は(2)に掲げる当該有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1)　運用対象財産の運用として当該有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等を行つた者　当該有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）、同項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引（高速取引行為に係るものに限り、暗号等資産の買付け等に該当するものを除く。）をいう。

2　この条（前項各号列記以外の部分を除く。）において「違反行為」とは、高速取引行為による第百七十三条第一項に規定する違反行為、高速取引行為による第百七十四条第一項に規定する違反行為又は高速取引行為による前条第一項に規定する違反行為をいう。

3　この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）、同項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引（高速取引行為に係るものに限り、暗号等資産の売付け等に該当するものを除く。）をいう。

4　この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券又は商品の買付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）、同項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引（高速取引行為に係るものに限り、暗号等資産の買付け等に該当するものを除く。）をいう。

5　この条において「暗号等資産の売付け等」とは、暗号等資産の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引（高速取引行為に係るものに限る。）をいう。

6　この条において「暗号等資産の買付け等」とは、暗号等資産の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引（高速取引行為に係るものに限る。）をいう。

7　第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為期間において、違反者が違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量と違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量のうちいずれか少ない数量又は違反者が違反

行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量と違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

8　第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

9　第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等（違反行為が前条第一項に係るものである場合にあつては、違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等。以下この項において同じ。）をした場合には、当該有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等（当該各号に掲げる者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該各号に掲げる者が自己の計算において行つた有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等と同一のものを除く。）を自己の計算においてしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

一　違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二　違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

10　違反者が、違反行為期間の開始時に自己又は前項各号に掲げる者（当該違反者の違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る有価証券又は商品を有しないで当該有価証券又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）をしている場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う同条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券又は商品に係るものに限る。）を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合（第十二項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号並びに第二号イ、ロ及びトに掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為期間の開始時に当該違反行為が開始された日の前日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

11　違反者が、違反行為期間の開始時に違反行為に係る有価証券又は商品を所有している場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券又は商品に係るものに限る。）を自己又は第九項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合（第十三項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号並びに第二号イ、ロ及びトに掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為期間の開始時に当該違反行為が開始された日の前日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

12　違反者が、違反行為期間の開始時に自己又は第九項各号に掲げる者（当該違反者の違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る暗号等資産を有しないで当該暗号等資産の売付けをしている場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第九項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第一号並びに第二号ハ、ニ及びトに掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為期間の開始時に当該違反行為が開始された日の前日における当該違反行為に係る暗号等資産等に係る暗号等資産の売付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）で暗号等資産の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

13　違反者が、違反行為期間の開始時に違反行為に係る暗号等資産を保有している場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第九項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第一号並びに第二号ハ、ニ及びトに掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為期間の開始時に当該違反行為が開始された日の前日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

14　第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

15　一の銘柄に係る第一項第一号に掲げる額につき控除しきれない額がある場合における合算対象額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る同項第二号に掲げる額から控除した額とする。

16　違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る合算対象額から控除する。

17　第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

18　第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額並びに暗号等資産の売付け等の価額及び暗号等資産の

買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第百七十四条の三第一項中「第百五十九条第三項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）若しくは第百七十一条の五第三項（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。）又は」を「若しくはその申込み若しくは委託等又は第百五十九条第三項（第二号に係る部分に限る。）若しくは第百七十一条の五第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反する一連の暗号等資産売買等若しくは」に、「第十一項及び第十二項」を「第十三項及び第十四項」に改め、「に相当する額」の下に「（他人の名義をもつて当該違反行為をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）」を加え、同項第一号イ中「有価証券の売付け等」の下に「又は暗号等資産の売付け等」を加え、同号ロ中「有価証券の買付け等」を加え、同項第二号中「ニまで」を「トまで」に改め、同号イ(1)中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「以下この項」を「ロ及びホ」に改め、同号イ(2)中「以下この項」を「ロ及びホ」に改め、同号ニ中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「をした場合」を「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした場合」に、「をした者」を「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした者」に改め、同号ニ(1)及び(2)中「有価証券の買付け等」の下に「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」を加え、同号ニを同号トとし、同号ハ中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　当該違反行為の開始時から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に当該違反者が自己又は特定関係者を特定暗号資産発行者とする当該違反行為に係る特定暗号資産を特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額に次の(3)に掲げる数量を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の当該違反行為後の価格

(2)　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の当該違反行為中の価格

(3)　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量

第百七十四条の三第一項第二号ロの次に次のように加える。

ハ　当該違反行為の開始時における当該違反行為に係る暗号等資産等についての当該違反者の売付等数量が買付等数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額に次の(3)に掲げる数量を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該暗号等資産等に係る暗号等資産の買付け等の当該違反行為後の価格（当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。ニ及びヘにおいて同じ。）

(2)　当該暗号等資産等に係る暗号等資産の買付け等の当該違反行為中の価格（当該違反行為の開始時から終了時までの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。ニ及びヘにおいて同じ。）

(3)　当該超える数量

ニ　当該違反行為の開始時における当該違反行為に係る暗号等資産等についての当該違反者の買付等数量が売付等数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額に次の(3)に掲げる数量を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該暗号等資産等に係る暗号等資産の売付け等の当該違反行為後の価格

(2)　当該暗号等資産等に係る暗号等資産の売付け等の当該違反行為中の価格

(3)　当該超える数量

第百七十四条の三第二項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の売付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第三項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の買付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第十四項中「有価証券の買付け等の価額」の下に「並びに暗号等資産の売付け等の価額及び暗号等資産の買付け等の価額」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第九項中「又は店頭売買有価証券」を「若しくは店頭売買有価証券又は暗号等資産等」に改め、「定めるものの数量」の下に「、特定関係者が保有している暗号等資産その他これに準ずる暗号等資産として政令で定めるものの数量」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「又は店頭売買有価証券」を「若しくは店頭売買有価証券又は暗号等資産等」に改め、「商品の数量」の下に「、特定関係者が自己の計算において暗号等資産を有しないで当該暗号等資産の売付けをしている場合その他の政令で定める取引をしている場合における当該取引に係る暗号等資産の数量」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　この条において「暗号等資産の売付け等」とは、暗号等資産の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

5　この条において「暗号等資産の買付け等」とは、暗号等資産の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第百七十五条第一項中「に相当する額」の下に「（他人の名義をもつて当該売買等をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）」を加え、同項第三号中「第九項」を「第十項」に改め、同条第二項中「に相当する額」の下に「（他人の名義をもつて当該買付け等又は売付け等をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）」を加え、同項第一号ロ中「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も低い価格」の下に「（第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては、当該価格又は当該有価証券の売付け等について公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた日の前日における最終の価格のいずれか低い価格）」を加え、同項第二号イ中「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」の下に「（第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては、当該価格又は当該有価証券の買付け等について公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた日の前日における最終の価格に一・五を乗じて得た価格のいずれか高い価格）」を加え、同条第五項から第七項までの規定中「時から二週間を経過する」を「日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「次条第十三項」を「次条第十四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「時から二週間を経過する」を「日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第二項第一号ロ及び第二号イの「公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた日の前日における最終の価格」とは、第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた日の前日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）をいう。

第百七十五条の二の見出し中「未公表」を「上場会社等に係る未公表」に改め、同条第一項第二号中「第百八十五条の七第十四項及び第十五項」を「第百八十五条の七第十八項及び第十九項」に改め、同条第四項第一号ロ中「第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格」の下に「（第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては、当該価格又は当該株券等の売付け等については第二項の公表がされた日の前日における最終の価格を一・五で除して得た価格のいずれか低い価格）」を加え、同項第二号イ中「第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格」の下に「（第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては、当該価格又は当該株券等の買付け等については第二項の公表がされた日の前日における最終の価格に一・五を乗じて得た価格のいずれか高い価格）」を加え、同条第六項、第八項及び第十項中「時から二週間を経過する」を「日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同条第十五項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第百六十七条第一項」を「第百六十七条第一項第一号」に、「いい、同項第一号に規定する親会社を含む」を「いう。以下この項において同じ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「時から二週間を経過する」を「日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第四項第一号ロ及び第二号イの「第二項の公表がされた日の前日における最終の価格」とは、第二項の公表がされた日の前日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）をいう。

第百七十五条の二の次に次の三条を加える。

（特定暗号資産発行者関係者に対する禁止行為等に違反した者に対する課徴金納付命令）

第百七十五条の三　第百七十一条の七第一項又は第三項の規定に違反して、対象特定暗号資産等に係る売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額（他人の名義をもつて当該売買等をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　第百七十一条の七第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において暗号資産等の売付け等（同条第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の売付け等について当該暗号資産等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該暗号資産等の売付け等の数量を乗じて得た額

二　第百七十一条の七第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において暗号資産等の買付け等（同条第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の買付け等について当該暗号資産等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該暗号資産等の買付け等の数量を乗じて得た額

三　対象特定暗号資産等に係る売買等をした者が、自己以外の者の計算において、当該売買等をした場合（第十二項の役員等が同項の売買等をした場合を除く。）　次のイ又はロに掲げる当該売買等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　運用対象財産の運用として当該売買等を行つた者　当該売買等をした日の属する月（当該売買等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用

対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　イに掲げる者以外の者　当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2　第百七十一条の八第一項又は第三項の規定に違反して、対象暗号資産等に係る売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額（他人の名義をもつて当該売買等をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　第百七十一条の八第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において暗号資産等の売付け等（同条第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の売付け等について暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該暗号資産等の売付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の売付け等について暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該暗号資産等の売付け等の数量を乗じて得た額

二　第百七十一条の八第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において暗号資産等の買付け等（同条第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の買付け等について当該暗号資産等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の売付け等について当該暗号資産等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

三　対象暗号資産等に係る売買等をした者が、自己以外の者の計算において、当該売買等をした場合（第十三項の役員等が同項の売買等をした場合を除く。）　次のイ又はロに掲げる当該売買等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　運用対象財産の運用として当該売買等を行つた者　当該売買等をした日の属する月（当該売買等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　イに掲げる者以外の者　当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

3　第百七十一条の九第一項又は第三項の規定に違反して、同条第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額（他人の名義をもつて当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　第百七十一条の九第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において暗号資産等の売付け等（同条第一項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の買付け等について大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該暗号資産等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の買付け等について当該暗号資産等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

二　第百七十一条の九第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において暗号資産等の買付け等（同条第一項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の買付け等について大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該暗号資産等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の買付け等について当該暗号資産等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

三　第百七十一条の九第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした者が、自己以外の者の計算において、当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした場合（第十三項の役員等が同項の売買等をした場合を除く。）　次のイ又はロに掲げる当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　運用対象財産の運用として当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等を行つた者　当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした日の属する月（当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　イに掲げる者以外の者　当該暗号資産等に係る買付け等又は暗号資産等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

4　前三項の「暗号資産等の売付け等」とは、暗

号資産の売付け、暗号資産に係るオプションを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券の売付け、同条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（現実数値が約定数値を下回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

5　第一項から第三項までの「暗号資産等の買付け等」とは、暗号資産の買付け、暗号資産に係るオプションを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券の買付け、同条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

6　第一項第一号ロの「特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第百七十一条の七第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

7　第一項第二号イの「特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第百七十一条の七第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

8　第二項第一号ロの「暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第百七十一条の八第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

9　第二項第二号イの「暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第百七十一条の八第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

10　第三項第一号ロの「大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第百七十一条の九第一項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

11　第三項第二号イの「大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第百七十一条の九第一項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

12　第一項（第三号を除く。）の規定は、第百七十一条の七第一項又は第三項の規定に違反して、特定暗号資産発行者（同条第一項第一号に規定する親会社を含む。次条第十九項において同じ。）の計算において対象特定暗号資産等に係る売買等をした当該特定暗号資産発行者の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは「当該特定暗号資産発行者」と、同項第一号及び第二号中「自己の計算において」とあるのは「特定暗号資産発行者の計算において」と読み替えるものとする。

13　第二項（第三号を除く。）の規定は、第百七十一条の八第一項又は第三項の規定に違反して、金融商品取引業者（同条第一項第一号に規定する親会社を含む。次条第二十項において同じ。）の計算において対象暗号資産等に係る売買等をした当該金融商品取引業者の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第二項中「その者」とあるのは「当該金融商品取引業者」と、同項第一号及び第二号中「自己の計算において」とあるのは「金融商品取引業者の計算において」と読み替えるものとする。

14　第一項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において対象特定暗号資産等に係る売買等をした者は、自己の計算において当該売買等（当該各号に掲げる者が第百七十一条の七第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において対象特定暗号資産等に係る売買等をした場合にあつては、当該売買等と同一のものを除く。）をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

一　当該売買等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該当該者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二　当該売買等をした者と生計を一にする者その他の当該売買等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

15　第二項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において対象暗号資産等に係る売買等をした者は、自己の計算において当該売買等（当該各号に掲げる者が第百七十一条の八第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において対象暗号資産等に係る売買等を

した場合にあつては、当該売買等と同一のものを除く。）をしたものとみなして、第二項の規定を適用する。

一　当該売買等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二　当該売買等をした者と生計を一にする者その他の当該売買等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

16　第三項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において第百七十一条の九第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした者は、自己の計算において当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等（当該各号に掲げる者が同条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした場合にあつては、当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等と同一のものを除く。）をしたものとみなして、第三項の規定を適用する。

一　当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二　当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした者と生計を一にする者その他の当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

17　第四項から第十一項まで及び前三項に規定するもののほか、第一項から第三項まで（第一項の規定を第十二項において準用する場合及び第二項の規定を第十三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する暗号資産等の売付け等又は暗号資産等の買付け等が第二条第二十一項第二号に掲げる取引である場合の価格及び数量その他第一項から第三項までの課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定暗号資産発行者に係る未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者に対する課徴金納付命令）

第百七十五条の四　第百七十一条の十第一項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為（以下この項において「違反行為」という。）をした者（以下この項において「違反者」という。）があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該売買等をすることを勧められた者（以下この項及び第四項において「情報受領者等」という。）が当該違反行為に係る第百七十一条の七第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反行為に係る対象特定暗号資産等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　対象特定暗号資産等に係る第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為、同項第四号に掲げる行為（店頭デリバティブ取引を除く。）、同項第十号に掲げる行為（有価証券の売買を除く。）、同項第十九号に掲げる行為その他これらに類するものとして政令で定める行為に係る業務（これらに付随する業務として内閣府令で定めるものを含む。以下この項から第三項までにおいて「仲介関連業務」という。）に関し違反行為をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

二　当該対象特定暗号資産等に係る第二条第八項第九号又は第二十二号に掲げる行為に係る業務（以下この号、次項第二号、第三項第二号並びに第百八十五条の七第二十項及び第二十一項において「募集等業務」という。）に関し違反行為をした場合　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号又は第二十号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　当該違反行為により当該情報受領者等が行つた当該売買等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額

2　第百七十一条の十第二項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為（以下この項において「違反行為」という。）をした者（以下この項において「違反者」という。）があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該売買等をすることを勧められた者（以下この項及び次項において「情報受領者等」という。）が当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

二　当該対象暗号資産等に係る第二条第八項第六号又は第七号に掲げる行為に係る業務（以下この号、次項第二号、第三項第二号並びに第百八十五条の七第二十項及び第二十一項において「募集等業務」という。）に関し違反行為をした場合　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号又は第二十号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　当該違反行為により当該情報受領者等が行つた当該売買等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額

3　第百七十一条の十第三項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等をすることを勧める行為（以下この項において「違反行為」という。）をした者（以下この項において「違反者」という。）があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等をすることを勧められた者（以下この項及び第六項において「情報受領者等」という。）が当該違反行為に係る大量売買事実について第百七十一条の九第一項の公表がされたこととなる前に当該違反行為に係る暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　暗号資産等に係る仲介関連業務に関し違反行為をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

二　当該暗号資産等に係る募集等業務に関し違反行為をした場合　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号又は第二十号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　当該違反行為により当該情報受領者等が行つた当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額

4　第一項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）をいう。

一　情報受領者等が対象特定暗号資産等の売付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該対象特定暗号資産等の売付け等について当該対象特定暗号資産等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該対象特定暗号資産等の売付け等について第一項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該対象特定暗号資産等の数量を乗じて得た額

二　情報受領者等が対象特定暗号資産等の買付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該対象特定暗号資産等の買付け等について当該対象特定暗号資産等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該対象特定暗号資産等の買付け等について第一項の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該対象特定暗号資産等の買付け等の数量を乗じて得た額

5　第二項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）をいう。

一　情報受領者等が対象暗号資産等の売付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該対象暗号資産等の売付け等について当該対象暗号資産等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該対象暗号資産等の売付け等について第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該対象暗号資産等の売付け等の数量を乗じて得た額

二　情報受領者等が対象暗号資産等の買付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該対象暗号資産等の買付け等について第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該対象暗号資産等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該対象暗号資産等の買付け等について当該対象暗号資産等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

6　第三項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）をいう。

一　情報受領者等が暗号資産等の売付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の売付け等について当該暗号資産等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の売付け等について第三項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該暗号資産等の売付け等の数量を乗じて得た額

二　情報受領者等が暗号資産等の買付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の買付け等について第三項の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該暗号資産等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の買付け等について当該暗号資産等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

7　第四項第一号の「対象特定暗号資産等の売付け等」とは、対象特定暗号資産等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

8　第四項第一号ロの「第一項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第一項の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

9　第四項第二号の「対象特定暗号資産等の買付け等」とは、対象特定暗号資産等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限

る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

10　第四項第二号イの「第一項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第一項の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

11　第五項第一号の「対象暗号資産等の売付け等」とは、対象暗号資産等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

12　第五項第一号ロの「第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第二項の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

13　第五項第二号の「対象暗号資産等の買付け等」とは、対象暗号資産等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

14　第五項第二号イの「第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第二項の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

15　第六項第一号の「暗号資産等の売付け等」とは、暗号資産等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

16　第六項第一号ロの「第三項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第三項の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

17　第六項第二号の「暗号資産等の買付け等」とは、暗号資産等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

18　第六項第二号イの「第三項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第三項の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

19　第一項の規定は、特定暗号資産発行者の業務として特定伝達等行為（第百七十一条の十第一項に規定する目的をもつて同項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為をいう。）をした特定暗号資産発行者の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「当該違反者」とあるのは、「当該特定暗号資産発行者」と読み替えるものとする。

20　第二項の規定は、金融商品取引業者の業務として特定伝達等行為（第百七十一条の十第二項に規定する目的をもつて同項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為をいう。）をした当該金融商品取引業者の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第二項中「当該違反者」とあるのは、「当該金融商品取引業者」と読み替えるものとする。

21　第三項の規定は、大量売買者（第百七十一条の九第一項第一号に規定する大量売買者をいう。以下この項において同じ。）の業務として特定伝達等行為（第百七十一条の十第三項に規定する目的をもつて同項の伝達をし、又は同項の暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等をすることを勧める行為をいう。）をした当該大量売買者の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第三項中「当該違反者」とあるのは、「当該大量売買者」と読み替えるものとする。

22　第四項から第十八項までに規定するもののほか、第四項に規定する対象特定暗号資産等の売付け等又は対象特定暗号資産等の買付け等、第五項に規定する対象暗号資産等の売付け等又は対象暗号資産等の買付け等及び第六項に規定する暗号資産等の売付け等又は暗号資産等の買付け等が第二条第二十一項第二号に掲げる取引である場合の価格及び数量その他第一項（第十九項において準用する場合を含む。）、第二項（第二十項において準用する場合を含む。）及び第三項（前項において準用する場合を含む。）の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（違反行為等の実行を容易にする目的で自己の名義を利用させた者等に対する課徴金納付命令）

第百七十五条の五　他人が次の表の上欄に掲げる行為（以下この条において「違反行為等」という。）をした場合において、当該違反行為等に利用されることを認識しながら、その実行を容易にする目的で、又は当該違反行為等をさせることにより当該他人に利益を得させ、若しくは当該他人の損失の発生を回避させる目的で、当該他人に対し、自己の名義を利用させ、又は資金を提供した者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、当該違反行為等に係る同表の中欄に掲げる規定に該当する事実について算出した同表の下欄に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

第百七十三条第一項に規定する違反行為（第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為を除く。）	第百七十三条第一項	第百七十三条第一項各号に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百七十四条第一項に規定する違反行為（第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為を除く。）	第百七十四条第一項	第百七十四条第一項各号に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百七十四条の二第一項に規定する違反行為（第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為を除く。）	第百七十四条の二第一項	第百七十四条の二第一項各号に掲げる額の合計額
第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為	第百七十四条の二の二第一項	第百七十四条の二の二第一項各号に掲げる額の合計額
第百七十四条の三第一項に規定する違反行為	第百七十四条の三第一項	第百七十四条の三第一項各号に掲げる額の合計額
第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反する売買等（同条第一項に規定する売買等をいう。）	第百七十五条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）	第百七十五条第一項各号（同条第十項において準用する場合を含む。）に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等（同条第一項に規定する特定株券等又は関連株券等に係る買付け等をいう。）又は株券等に係る売付け等（同条第一項に規定する株券等に係る売付け等をいう。）	第百七十五条第二項	第百七十五条第二項各号に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百七十一条の七第一項又は第三項の規定に違反する対象特定暗号資産等に係る売買等（同条第一項に規定する売買等をいう。以下この表において同じ。）	第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）	第百七十五条の三第一項各号（同条第十二項において準用する場合を含む。）に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百七十一条の八第一項又は第三項の規定に違反する対象暗号資産等に係る売買等	第百七十五条の三第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）	第百七十五条の三第二項各号（同条第十三項において準用する場合を含む。）に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百七十一条の九第一項又は第三項の規定に違反する暗号資産等に係る売付け等（同条第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等をいう。）又は暗号資産等に係る買付け等（同条第一項に規定する暗号資産等に係る買付け等をいう。）	第百七十五条の三第三項	第百七十五条の三第三項各号に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）

第百七十六条第一項及び第二項中「一万円」を「一円」に改め、同条第四項中「特定関与者」の下に「、第百七十二条の十三に規定する者、第百七十二条の十四第一項に規定する特定暗号資産発行者、第百七十二条の十五各項に規定する金融商品取引業者、第百七十二条の十六第一項から第四項までに規定する特定暗号資産発行者、第百七十二条の十七各項に規定する金融商品取引業者、第百七十二条の十八各項に規定する金融商品取引業者、第百七十二条の十九各項に規定する金融商品取引業者」を、「第百七十三条第一項に規定する違反者」及び「第百七十四条第一項に規定する違反者」の下に「（第百七十四条の二の二第一項に規定する違反者を除く。第百八十五条の七第二十五項において同じ。）」を、「第百七十四条の二第一項に規定する違反者」の下に「（第百七十四条の二の二第一項に規定する違反者を除く。第百八十五条の七第二十五項において同じ。）、第百七十四条の二の二第一項に規定する違反者」を加え、「同条第九項」を「同条第十項」に、「前条第一項」を「第百七十五条の二第一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」

に、「又は同条第十四項」を「、同条第十五項」に改め、「公開買付者等」の下に「、第百七十五条の三第一項に規定する者、同条第二項に規定する者、同条第三項に規定する者、同条第十二項に規定する特定暗号資産発行者、同条第十三項に規定する金融商品取引業者、第百七十五条の四第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する違反者、同条第三項に規定する違反者、同条第十九項に規定する特定暗号資産発行者、同条第二十項に規定する金融商品取引業者、同条第二十一項に規定する大量売買者又は前条に規定する者」を加える。

第百七十七条第一項中「第百七十四条の二第一項」の下に「、第百七十四条の二の二第一項」を加え、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第二項又は」を「第二項、」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「の規定」を「、第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第百七十五条の四第一項（同条第十九項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第二十項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）又は第百七十五条の五の規定」に改める。

第六章の二第二節の節名を次のように改める。

第二節　審判手続等

第六章の二第二節中第百七十八条の前に次の二条を加える。

（課徴金に係る事実の報告等）

第百七十七条の二　内閣総理大臣は、第百八十五条の七第二十二項の表の第一欄に掲げる者から内閣府令で定めるところにより同表の第二欄に掲げる規定に該当する事実の報告及び資料の提出を受けたときは、当該事実の報告及び資料の提出をした者（次項及び次条において「報告者」という。）に対し、内閣府令で定めるところにより、速やかにその旨並びに当該事実の報告及び資料の提出が同表の第三欄に掲げる処分が行われる前にされたものであるか否かの別を通知するものとする。

2　内閣総理大臣は、次条第一項の合意（同条第二項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。）をした場合を除き、前項の規定による報告及び資料の提出を受けた事実に係る事件について審判手続開始の決定をするまでの間、報告者に対し、当該事件に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

（課徴金に係る事実の報告に関する協議等）

第百七十七条の三　内閣総理大臣は、報告者から次に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告者との間で協議を行うものとし、前条第一項の規定により報告者が報告し、又は提出した事実及び資料により得られ、並びに報告者が第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして内閣府令で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、内閣府令で定めるところにより、報告者との間で、報告者が同号に掲げる行為をし、かつ、内閣総理大臣が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一　次に掲げる行為

イ　当該協議において、内閣総理大臣に対し、報告し、又は提出する旨の申出を行つた事実又は資料を当該合意後直ちに報告し、又は提出すること。

ロ　前条第一項の規定による事実の報告及び資料の提出又はイに掲げる行為により得られた事実若しくは資料に関し、内閣総理大臣の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、内閣総理大臣による報告者の物件の検査（ハ及び次項第一号ロにおいて「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。

ハ　内閣総理大臣による調査により判明した事実に関し、内閣総理大臣の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二　第百八十五条の七第二十二項の表の第一欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる額（以下この号及び次項第二号において「減算前課徴金額」という。）に百分の三十を超えない範囲内において当該合意において定める特定の割合（同号並びに同条第二十三項第二号及び第三号において「特定割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

2　内閣総理大臣は、前項の協議において報告者により説明された同項第一号に掲げる行為により得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて、報告者が同項の合意後に当該事件についての新たな事実又は資料であつて同項の内閣府令で定める事項に係る事実に係るものを把握する蓋然性が高いと認められる場合において、当該新たな事実又は資料の報告又は提出に当該合意後一定の期間を要する事情があると認めるときは、報告者に対し、当該協議において、報告者が同号に掲げる行為に加えて第一号に掲げる行為をすることを当該合意の内容に含めるとともに、内閣総理大臣が同項第二号に掲げる行為をすることに代えて第二号に掲げる行為をすることを当該合意の内容とするよう求めることができる。

一　次に掲げる行為

イ　当該合意後、当該新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、内閣総理大臣に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。

ロ　イに掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、内閣総理大臣の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二　減算前課徴金額に、特定割合を下限とし、これに報告者が前号に掲げる行為をすることに対し減算前課徴金額を更に減ずることができる割合として内閣府令で定めるところにより当該合意において定める割合を加算した割合（百分の三十を超えない割合に限る。）を上限とする範囲内において、内閣総理大臣が当該行為により得られた前項の内閣府令で定める事項に係る事実の内容を評価して決定する割合（第四項並びに第百八十五条の七第二十三項第二号及び第三号において「評価後割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

3　第一項の合意（前項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。次項及び第六項並びに第百八十五条の七第二十二項、第二十三項第二号及び第三号並びに第二十四項第三号において同じ。）は、内閣総理大臣及び報告者が署名又は記名押印をした書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

4　内閣総理大臣は、第二項第二号に掲げる行為をすることを内容とする第一項の合意をする場合には、同号に規定する内閣総理大臣による評価及び評価後割合の決定の方法を前項の書面に記載するものとする。

5　第一項の協議において、内閣総理大臣は、報告者に対し、報告者が同項第一号イに掲げる行為により報告し、又は提出することがで

きる事実又は資料の概要について説明を求めることができる。

6　内閣総理大臣は、第一項の合意が成立しなかつた場合（報告者が第二項の求めに応じず、第一項各号に掲げる行為をすることのみを内容とする合意が成立したときを除く。）には、内閣総理大臣が同項の協議における報告者の説明の内容を記録した文書その他の物件を証拠とすることができない。

7　協議の申出の期限その他の第一項の協議に関し必要な手続は、内閣府令で定める。

8　報告者は、第一項の協議を行うに当たり、代理人（弁護士又は弁護士法人に限る。次項及び第十項において「特定代理人」という。）を選任することができる。

9　内閣総理大臣は、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告者に対し、特定代理人を選任することができる旨を書面により教示するものとする。

10　報告者が第八項の規定により特定代理人を選任した場合における第一項及び第三項の規定の適用については、第一項中「との間で協議」とあるのは「又は特定代理人（第八項に規定する特定代理人をいう。第三項において同じ。）との間で協議」と、第三項中「及び報告者」とあるのは「並びに報告者及び特定代理人」とする。

第百七十八条第一項第十一号の二の次に次の七号を加える。

十一の三　第百七十二条の十三に該当する事実

十一の四　第百七十二条の十四各項に該当する事実

十一の五　第百七十二条の十五第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に該当する事実

十一の六　第百七十二条の十六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に該当する事実

十一の七　第百七十二条の十七各項に該当する事実

十一の八　第百七十二条の十八各項に該当する事実

十一の九　第百七十二条の十九第一項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）に該当する事実

第百七十八条第一項第十二号及び第十三号中「事実」の下に「（第十四号の二に掲げるものを除く。）」を加え、同項第十四号中「事実」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十四の二　第百七十四条の二の二第一項に該当する事実

第百七十八条第一項第十六号中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同項第十七号中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改め、同項に次の三号を加える。

十八　第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）又は第三項に該当する事実

十九　第百七十五条の四第一項（同条第十九項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第二十項において準用する場合を含む。）又は第三項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）に該当する事実

二十　第百七十五条の五に該当する事実

第百七十八条第三十項中「同条第十三項若しくは第十四項」を「同条第十四項若しくは第十五項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第二十九項を同条第四十五項とし、同条第二十八項を同条第四十四項とし、同条第二十七項を同条第四十三項とし、同条第二十六項中「規定する違反行為」の下に「（第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為を除く。第百八十五条の七第二十五項において同じ。）」を加え、同項を同条第四十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

42　第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十四号の二に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百七十八条第二十五項中「規定する違反行為」の下に「（第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為を除く。第百八十五条の七第二十五項において同じ。）」を加え、同項を同条第四十項とし、同条第二十四項中「規定する違反行為」の下に「（第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為を除く。第百八十五条の七第二十五項において同じ。）」を加え、同項を同条第三十九項とし、同条第二十三項の次に次の十五項を加える。

24　第二十七条の三十九第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする特定暗号資産の募集・売出し又は同条第二項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産の募集・売出し又は適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に係る第一項第十一号の三に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

25　重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を第二十七条の三十九第一項本文又は第二項本文の規定（当該訂正特定暗号資産情報等にあつては、第二十七条の五十二の規定又は第二十七条の五十七第一項の規定による命令）により公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産情報に係る第一項第十一号の四に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

26　第二十七条の三十九第四項に規定する特定暗号資産の募集・売出しの取扱いを開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産の募集・売出しの取扱いに係る第一項第十一号の五に掲げる事実（第百七十二条の十五第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

27　重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を第二十七条の三十九第四項の規定により公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産情報に係る第一項第十一号の五に掲げる事実（第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

28　特定暗号資産定期情報を公表すべき期限から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産定期情報に係る第一項第十一号の六に掲げる事実（第百七十二条の十六第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

29　重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けて

いる特定暗号資産定期情報又は特定暗号資産臨時情報（当該特定暗号資産定期情報又は特定暗号資産臨時情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を第二十七条の五十第一項又は第二十七条の五十一の規定（当該訂正特定暗号資産情報等にあつては、第二十七条の五十二の規定又は第二十七条の五十七第一項の規定による命令）により公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産定期情報又は特定暗号資産臨時情報に係る第一項第十一号の六に掲げる事実（第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項又は同条第四項において準用する同条第三項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

30　特定暗号資産臨時情報を第二十七条の五十一の規定により公表しなければならない事由が生じた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産臨時情報に係る第一項第十一号の六に掲げる事実（第百七十二条の十六第三項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

31　直近の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該直近の特定暗号資産情報等に係る第一項第十一号の七に掲げる事実（第百七十二条の十七第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

32　最初の特定暗号資産情報等を公表すべき期限から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等に係る第一項第十一号の七に掲げる事実（第百七十二条の十七第二項又は第三項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

33　重要な事項につき虚偽の情報がある直近の特定暗号資産情報等（当該直近の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該直近の特定暗号資産情報等に係る第一項第十一号の八に掲げる事実（第百七十二条の十八第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

34　重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等（当該最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等を含む。）を第二十七条の五十三第二項又は第三項の規定により公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等に係る第一項第十一号の八に掲げる事実（第百七十二条の十八第二項又は第三項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

35　第百七十二条の十九第一項に規定する暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該暗号資産に係る暗号資産情報に係る第一項第十一号の九に掲げる事実（第百七十二条の十九第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

36　重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報（当該暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該暗号資産情報に係る第一項第十一号の九に掲げる事実（第百七十二条の十九第三項又は第五項において準用する同条第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

37　暗号資産情報又は暗号資産臨時情報を第二十七条の六十第二項又は第二十七条の六十一の規定により公表しなければならない事由が生じた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る第一項第十一号の九に掲げる事実（第百七十二条の十九第三項又は第五項において準用する同条第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

38　重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報又は暗号資産臨時情報（当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を第二十七条の六十第二項又は第二十七条の六十一の規定（当該訂正暗号資産情報等にあつては、第二十七条の六十二の規定又は第二十七条の六十五第一項の規定による命令）により公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該暗号資産臨時情報に係る第一項第十一号の九に掲げる事実（第百七十二条の十九第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

48　対象暗号資産等に係る売買等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第十八号に掲げる事実（第百七十五条の三第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

49　第百七十一条の九第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等に係る第一項第十八号に掲げる事実（第百七十五条の三第三項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

50　第百七十五条の四第一項から第三項までに規定する違反行為又は同条第十九項から第二十一項までに規定する特定伝達等行為が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為又は特定伝達等行為に係る第一項第十九号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

51　第百七十五条の五に規定する違反行為等が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為等に係る第一項第二十号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百八十条第一項中「第百八十五条の七第二十一項」を「第百八十五条の七第二十九項」に改める。

第百八十五条の七第一項中「第百七十二条の十二第一項」の下に「、第百七十二条の十三、第百七十二条の十四第一項若しくは第二項、第百七十二条の十五第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の十六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第四項において準用する

場合を含む。）、第百七十二条の十七第一項から第三項まで、第百七十二条の十八第一項から第三項まで、第百七十二条の十九第一項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）を、「第百七十四条の二第一項」の下に「、第百七十四条の二の二第一項」を加え、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第二項又は」を「第二項、」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「の規定」を「、第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第百七十五条の四第一項（同条第十九項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第二十項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）又は第百七十五条の五の規定」に改め、同条第三項及び第五項中「第十七項」を「第二十五項」に改め、同条第六項中「第十八項」を「第二十六項」に改め、同条第七項中「第十六項（」を「第二十二項（」に、「第十七項」を「第二十五項」に、「第十八項（」を「第二十六項（」に改め、同項第二号中「若しくは第十六項から第十八項まで」を「、第二十二項、第二十五項若しくは第二十六項」に改め、同条第三十三項を同条第四十一項とし、同条第三十二項中「及び第十二項から第十八項まで」を「、第十二項、第十三項、第十六項」に改め、同条第十一項中「第十七項」を「第二十一項」に、「第十八項（」を「第二十六項（」に改め、同項第二号中「若しくは第十六項から第十八項まで」を「、第二十二項、第二十五項若しくは第二十六項」に改め、同条第十三項中「第十六項（」を「第二十二項（」に、「第十七項」を「第二十五項」に、「第十八項（」を「第二十六項（」に改め、同項第二号中「若しくは第十六項から第十八項まで」を「、第二十二項、第二十五項若しくは第二十六項」に改め、同条第三十二項中「及び第十二項から第十八項まで」を「、第十二項、第十三項、第十六項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十一項中「第二十五項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十項中「第二十五項本文又は第二十六項本文」を「第三十三項本文又は第三十四項本文」に、「第二十三項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十九項中「第二十六項ただし書」を「第三十四項ただし書」に改め、「まで」の下に「又は第十八号」を加え、「第十六項（同号）を「第二十二項（第百七十八条第一項第十六号又は第十八号」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十八項中「第二十五項ただし書」を「第三十三項ただし書」に、「又は第十一号」を「、第十一号又は第十一号の六」に、「第十二項、第十三項、第十六項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十七項中「第二十五項本文」を「第三十三項、第十六項又は第十七項」に、「第十二項、第十六項又は第十七項」を「第十三項、第十六項から第十八項まで」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十六項中「第二十五項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十五項中「第二十二項（同条第一項第十六号又は第十八号」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十三項中「及び第十二項から第十八項まで」を「、第十二項から第十五項まで、第二十二項から第二十九項まで」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十二項中「第二十一項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十一項中「及び第十二項から第十五項まで、第二十二項から第二十九項まで」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十項中「第十八項ただし書」を「第十五項ただし書、第十七項ただし書、第二十六項ただし書」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十九項本文中「まで」の下に「又は第十八号」を加え、「第十六項（同号）」を「第二十二項（同条第一項第十六号又は第十八号」に、「第十七項（」を「第二十五項（」に、「第百七十四条の三第一項若しくは」を「第百七十四条の二の二第一項、第百七十四条の二第一項、」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第二項の規定又は第十六項若しくは第十七項」を「第二項若しくは第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定又は同項ただし書中「第百七十四条の三第一項若しくは」を「第百七十四条の二の二第一項、第百七十四条の三第一項、」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「の規定又は第十六項若しくは第十七項」を「若しくは第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定又は第二十二項若しくは第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十八項本文中「又は第十一号」を「、第十一号又は第十一号の六」に、「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十七項中「第十六項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十六項中「第十五項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十五項中「第十四項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十四項中「第十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十三項中「第十二項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十二項中「第十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十一項中「第十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第九項中「第八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第八項中「第七項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第七項中「第六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第六項中「第五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第五項中「第四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第四項中「第三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第三項中「第二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第二項中「第一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第一項中「第二十五項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十項中「第二十一項」を「第二十五項本文」に、「第二十三項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十九項中「第二十一項」を「第二十五項本文」を「第三十三項本文又は第三十四項本文」に、「第二十三項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十九項中「第二十六項ただし書」を「第三十四項ただし書」に改め、「まで」の下に「又は第十八号」を加え、「第十六項（同号）」を「第二十二項（第百七十八条第一項第十六号又は第十八号」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十八項中「第二十五項ただし書」を「第三十三項ただし書」に改め、「又は第十一号」を「、第十一号又は第十一号の六」に、「第十二項、第十三項、第十六項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十七項中「第二十五項本文」を「第三十三項、第十六項又は第十七項」に、「第十二項、第十六項又は第十七項」を「第十三項、第十六項から第十八項まで」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十六項中「第二十五項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十五項中「第二十二項（同条第一項第十六号又は第十八号」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十三項中「及び第十二項から第十八項まで」を「、第十二項から第十五項まで、第二十二項から第二十九項まで」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十二項中「第二十一項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十一項中「及び第十二項から第十五項まで、第二十二項から第二十九項まで」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十項中「第十八項ただし書」を「第十五項ただし書、第十七項ただし書、第二十六項ただし書」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十九項本文中「まで」の下に「又は第十八号」を加え、「第十六項（同号）」を「第二十二項（同条第一項第十六号又は第十八号」に、「第十七項（」を「第二十五項（」に、「第百七十四条の三第一項若しくは」を「第百七十四条の二の二第一項、第百七十四条の二第一項、」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第二項の規定又は第十六項若しくは第十七項」を「第二項若しくは第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定又は第二十二項若しくは第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十八項本文中「又は第十一号」を「、第十一号又は第十一号の六」に、「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十七項中「第十六項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十六項中「第十五項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十五項中「第十四項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十四項中「第十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十三項中「第十二項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十二項中「第十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十一項中「第十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第九項中「第八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第八項中「第七項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第七項中「第六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第六項中「第五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第五項中「第四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第四項中「第三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第三項中「第二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第二項中「第一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第一項中「第二十五項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十項中「第二十一項」を「第二十五項本文」に、「第二十三項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十九項中「第二十一項」を「第二十五項本文」を「第三十三項本文又は第三十四項本文」に、「第二十三項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十九項中「第二十六項ただし書」を「第三十四項ただし書」に改め、「まで」の下に「又は第十八号」を加え、「第十六項（同号）」を「第二十二項（第百七十八条第一項第十六号又は第十八号」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十八項中「第二十五項ただし書」を「第三十三項ただし書」に改め、「又は第十一号」を「、第十一号又は第十一号の六」に、「第十二項、第十三項、第十六項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十七項中「第二十五項本文」を「第三十三項、第十六項又は第十七項」に、「第十二項、第十六項又は第十七項」を「第十三項、第十六項から第十八項まで」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十六項中「第二十五項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十五項中「第二十二項（同条第一項第十六号又は第十八号」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十三項中「及び第十二項から第十八項まで」を「、第十二項から第十五項まで、第二十二項から第二十九項まで」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十二項中「第二十一項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十一項中「及び第十二項から第十五項まで、第二十二項から第二十九項まで」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十項中「第十八項ただし書」を「第十五項ただし書、第十七項ただし書、第二十六項ただし書」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十九項本文中「まで」の下に「又は第十八号」を加え、「第十六項（同号）」を「第二十二項（同条第一項第十六号又は第十八号」に、「第十七項（」を「第二十五項（」に、「第百七十四条の三

第百七十二条の十三に規定する者	第二十七条の三十九第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする特定暗号資産の募集・売出し又は同条第二項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘を開始した日			
第百七十二条の十四第一項に規定する特定暗号資産発行者又はその同条第二項に規定する役員等	重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を公表した日	第百七十二条の十四第一項若しくは第二項又はこの条第二十二項（第百七十八条第一項第十一号の四に掲げる事実のうち第百七十二条の十四第一項に該当する事実があると認める場合に限る。）		
第百七十二条の十五第一項に規定する金融商品取引業者	第二十七条の三十九第四項に規定する特定暗号資産の募集・売出しの取扱いを開始した日	第百七十二条の十五第一項		
第百七十二条の十五第二項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を公表した日	第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項又はこの条第二十二項（第百七十八条第一項第十一号の五に掲げる事実のうち第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項に該当する事実があると認める場合に限る。）		
第百七十二条の十六第一項に規定する特定暗号資産発行者	特定暗号資産定期情報（当該特定暗号資産定期情報に係る訂正特定暗号資産定期情報等を除く。）を公表すべき期限	第百七十二条の十六第一項又はこの条第十四項若しくは第十五項		

第百七十二条の十六第二項又は第四項に規定する特定暗号資産発行者	重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産定期情報又は特定暗号資産臨時情報を公表した日	第百七十二条の十六第三項に規定する特定暗号資産発行者	特定暗号資産臨時情報（当該特定暗号資産臨時情報に係る訂正特定暗号資産情報等を除く。）を公表しなければならない事由が生じた日	第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項若しくは同条第四項において準用する同条第三項又はこの条第十四項、第十五項若しくは第二十二項（第百七十八条第一項第十一号の六に掲げる事実のうち第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項又は同条第四項において準用する同条第三項に該当する事実があると認める場合に限る。）
第百七十二条の十七第一項に規定する金融商品取引業者	直近の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日	第百七十二条の十七第一項		
第百七十二条の十七第二項又は第三項に規定する金融商品取引業者	最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等を公表すべき期限	第百七十二条の十七第二項又は第三項		
第百七十二条の十八第一項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている直近の特定暗号資産情報等（当該直近の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日	第百七十二条の十八第一項又はこの条第二十二項（第百七十八条第一項第十一号の八に掲げる事実のうち第百七十二条の十八第一項に該当する事実があると認める場合に限る。）		

第百七十二条の十八第二項又は第三項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等（当該最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を公表した日	第百七十二条の十八第二項若しくは第三項又はこの条第二十二項（第百七十八条第一項第十一号の八に掲げる事実のうち第百七十二条の十八第二項又は第三項に該当する事実があると認める場合に限る。）に規定する重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報等
第百七十二条の十九第一項に規定する金融商品取引業者	第百七十二条の十九第一項に規定する暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日	第百七十二条の十九第一項又はこの条第十六項若しくは第十七項
第百七十二条の十九第二項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報（当該暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日	第百七十二条の十九第二項又はこの条第十六項、第十七項若しくは第二十二項（第百七十八条第一項第十一号の九に掲げる事実のうち第百七十二条の十九第二項に該当する事実があると認める場合に限る。）
第百七十二条の十九第三項又は第五項に規定する金融商品取引業者	暗号資産情報又は暗号資産臨時情報を公表しなければならない事由が生じた日	第百七十二条の十九第三項若しくは第五項において準用する同条第一項又はこの条第十六項若しくは第十七項
第百七十二条の十九第四項又は第六項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報又は暗号資産臨時情報（当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を公表した日	第百七十二条の十九第四項若しくは第六項において準用する同条第二項又はこの条第十六項、第十七項若しくは第二十二項（第百七十八条第一項第十一号の九に掲げる事実のうち第百七十二条の十九第四項又は第六項において準用する同条第二項に該当する事実があると認める場合に限る。）

第百八十五条の七第十七項の表第百七十四条の二第一項に規定する違反者の項の次に次のように加える。

第百七十四条の二の二第一項に規定する違反者	第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為が開始された日	第百七十四条の二の二第一項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等の項中「同条第十項」を「この条第二十二項」に改め、同表第百七十五条の二第一項に規定する違反者、同条第十三項に規定する上場会社等又は同条第十四項に規定する公開買付者等の項中「同条第十三項に」を「同条第十四項に」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項若しくは第十四項」を「同条第十四項若しくは第十五項」に、「この条第十四項若しくは第十五項」を「この条第十八項若しくは第十九項」に改め、同表に次のように加える。
第百七十五条の三第一項に規定する者、同条第二項に規定する者、同条第三項に規定する者、同条第十二項に規定する特定暗号資産発行者又は同条第十三項に規定する金融商品取引業者	対象特定暗号資産等に係る売買等（第百七十一条の七第一項に規定する売買等をいう。以下この表において同じ。）が行われた日、対象暗号資産等に係る売買等が行われた日又は第百七十一条の九第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等が行われた日	第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項又はこの条第二十二項（第百七十八条第一項第十八号に掲げる事実があると認める場合に限る。）に規定する第百七十五条の四第一項（同条第十九項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第二十項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）又はこの条第二十項若しくは第二十一項
第百七十五条の四第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する違反者、同条第三項に規定する違反者、同条第十九項に規定する特定暗号資産発行者、同条第二十項に規定する金融商品取引業者又は同条第二十一項に規定する大量売買者	第百七十五条の四第一項から第三項までに規定する違反行為又は同条第十九項から第二十一項までに規定する特定伝達等行為が行われた日	第百七十五条の五に規定する違反行為等に関し、自己の名義を利用させ、又は資金を提供した日
第百七十五条の五に規定する者	第百七十五条の五に規定する違反行為等に関し、自己の名義を利用させ、又は資金を提供した日	第百七十五条の五又はこの条第二十二項（第百七十八条第一項第二十号に掲げる事実があると認める場合に限る。）

第百八十五条の七第十七項を同条第二十五項とし、同条第十六項の表以外の部分中「又は同項第十六号」を「、同項第十一号の四に掲げる事実のうち第百七十二条の十四第一項に該当する事実、第百七十八条第一項第十一号の五に掲げる事実のうち第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項に該当する事実、第百七十八条第一項第十一号の六に掲げる事実のうち第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項に該当する事実若しくは同条第四項において準用する同条第三項に該当する事実、第百七十八条第一項第十一号の八に掲げる事実、同項第十一号の九に掲げる事実のうち第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）に該当する事実、第百七十八条第一項第十六号」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「事実があると認める場合に限る」を「事実、第百七十八条第一項第十八号に掲げる事実のうち第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）に該当する事実又は第百七十八条第一項第二十号に掲げる事実があると認める場合に限る」に、「第七項、第十二項又は第十三項」を「第七項又は第十二項から第十七項まで」に、「同号」を「同条第一項第十六号」に、「同条第一項」を「第百七十五条第一項」に、「第百七十五条第九項」を「第百七十五条第十項」に、「定める場合」を「定める場合に限り、第百七十八条第一項第十八号に掲げる事実のうち第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）に該当する事実があると認める場合にあつては、当該事実に係る対象特定暗号資産等に係る売買等（第百七十一条の七第一項に規定する売買等をいう。）が、第百七十五条の三第十二項に規定する特定暗号資産発行者による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の譲受けである場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合」に改め、「掲げる者」の下に「（次項及び第二十四項において「対象者」という。）」を加え、「、当該事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告している」を「第百七十七条の二第一項の規定により当該事実の報告及び資料の提出をしているとき、又は第百七十七条の三第一項の合意をしている」に、「当該額に百分の五十を乗じて得た額」を「当該額から当該額に特定減算割合を乗じて得た額を控除して得た額」に改め、同項の表第百七十二条の十二第一項に規定する特定関与者の項の次に次のように加える。

第百七十二条の十四第一項に規定する特定暗号資産発行者	第百七十二条	第二十七条の五十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか
	第百七十二条の十四第一項	第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項
		第二十七条の五十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか
	第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項	第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項
		第二十七条の五十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか
	第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項	第百七十二条の十八各項
		第二十七条の五十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか
	第百七十二条の十八各項	

第百七十二条の十九第二項、第四項又は第六項に規定する金融商品取引業者	第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）	第二十七条の六十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか
		第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定又は第十六項若しくは第十七項の規定による額（同一の暗号資産に係る二以上の暗号資産情報又は暗号資産臨時情報（当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）の公表について第一項、第十六項又は第十七項の決定をしなければならない場合には、当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報の公表のうち最も遅いものに係る額に限る。）

第百八十五条の七第十六項の表第百七十五条第一項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等の項中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同表に次のように加える。

第百七十五条の三第一項に規定する者又は同条第十二項において準用する場合を含む。）	第百七十五条第一項各号に掲げる処分のいずれか	第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による額（二以上の対象特定暗号資産等に係る売買等（第百七十一条の七第一項に規定する売買等をいう。）について第一項の決定をしなければならない場合には、当該売買等のうち最も遅いものに係る額に限る。）
第百七十五条の五に規定する者	第百七十五条第一項各号に掲げる処分のいずれか	第百七十五条の五の規定による額

第百八十五条の七第十六項を同条第二十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

23　前項の「特定減算割合」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合をいう。

一　対象者が前項の表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に第百七十七条の二第一項の規定により当該事実の報告及び資料の提出をしており、かつ、第百七十七条の三第一項の合意をしている場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の二十

二　対象者が、前項の表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に第百七十七条の二第一項の規定により当該事実の報告及び資料の提出をしており、かつ、第百七十七条の三第一項の合意をしている場合（前号に掲げる場合を除く。）　百分の二十に当該合意に係る特定割合又は評価後割合を加えた割合

三　対象者が第百七十七条の三第一項の合意をしている場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該合意に係る特定割合又は評価後割合

24　内閣総理大臣が、対象者に対し第二十二項の決定をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定は、適用しない。

一　当該対象者が第百七十七条の二第一項の規定により報告した事実若しくは提出した資料又は当該対象者がした第百七十七条の三第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる行為により得られた事実若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと。

二　当該対象者が、第百七十七条の二第二項の規定による求めに対し、虚偽の事実の報告又は資料の提出をしたこと。

三　当該対象者が、第百七十七条の三第一項の合意に違反して当該合意に係る行為を行わなかつたこと。

第百八十五条の七第十五項中「第十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

20　内閣総理大臣は、同一の募集等業務に関し行われた二以上の違反行為（第百七十五条の四第一項から第三項までに規定する違反行為をいい、同条第十九項から第二十一項までに規定する特定伝達等行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）について第一項の決定（第百七十八条第一項第十九号に係るものに限る。）をしなければならないときは、第百七十五条の四第一項（同条第十九項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）、第二項（同条第二十項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は第三項（同条第二十一項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による額に代えて、それぞれの違反行為について、同条第一項第二号イ、第二項第二号イ又は第三項第二号イに掲げる額に、同条第一項第二号ロ、第二項第二号ロ又は第三項第二号ロに掲げる額を当該決定の件数で除して得た額を加えた額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

21　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第十九号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項又は第二十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定によりなされた一以上の決定に係る募集等業務と同一の募集等業務に関し行われた違反行為について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十五条の四第一項から第三項までの規定又は前項の規定による額に代えて、それぞれの違反行為に係る同条第一項第二号イ、第二項第二号イ又は第三項第二号イに掲げる額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第百八十五条の七第十四項中「同条第十三項及び第十四項」を「同条第十四項及び第十五項」

に、「（同条第十三項」を「（同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項の次に次の四項を加える。

14　内閣総理大臣は、同一の公表対象事業年度に係る二以上の継続特定暗号資産公表情報（特定暗号資産定期情報（当該特定暗号資産定期情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。以下この項、次項、第二十二項、第二十五項及び第四十二項第一号において同じ。）又は特定暗号資産臨時情報（当該特定暗号資産臨時情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。以下この項、次項、第二十二項、第二十五項及び第四十二項第二号において同じ。）をいい、これらの情報に係る訂正特定暗号資産情報等を除く。次項において同じ。）について第一項の決定（第百七十八条第一項第十一号の六に係るものに限る。）をしなければならない場合において、それぞれの決定に係る事実について第百七十二条の十六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により算出した額（以下この項、次項及び第二十六項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）において「個別決定ごとの算出額」という。）を合計した額が次の各号に掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、同条第一項又は第三項の規定による額に代えて、当該高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

一　それぞれの特定暗号資産定期情報についての当該決定に係る事実について第百七十二条の十六第一項の規定により算出した額のうち最も高い額

二　それぞれの特定暗号資産臨時情報についての当該決定に係る事実について第百七十二条の十六第三項の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

15　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第十一号の六に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、第二十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）、第二十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は第二十六項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る継続特定暗号資産公表情報と同一の公表対象事業年度に係る継続特定暗号資産公表情報について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の十六第一項若しくは第三項の規定又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第三項の規定又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一　それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額を合計した額（その額が次のイ又はロに掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、当該高い額）

イ　それぞれの特定暗号資産定期情報についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第百七十二条の十六第一項の規定により算出した額のうち最も高い額

ロ　それぞれの特定暗号資産臨時情報についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第百七十二条の十六第三項の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

二　当該既決定に係る第百七十二条の十六第一項若しくは第三項の規定又は前項、この項、第二十二項、第二十五項若しくは第二十六項の規定による課徴金の額を合計した額

16　内閣総理大臣は、同一の暗号資産に係る二以上の継続暗号資産公表情報（暗号資産情報又は暗号資産臨時情報（当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）をいう。次項において同じ。）について第一項の決定（第百七十八条第一項第十一号の九に係るものに限る。）をしなければならない場合において、それぞれの決定に係る事実の違反行為期間に重複する期間があるときは、それぞれの決定に係る事実について第百七十二条の十九第一項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により算出した額に代えて、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額を合計した額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

一　当該重複する期間　当該重複する期間について第百七十二条の十九第一項又は第二項の規定により算出した額を当該重複する期間に係る決定の件数で除して得た額

二　当該重複する期間を除いた期間　当該期間について第百七十二条の十九第一項又は第二項の規定により算出した額

17　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第十一号の九に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、第二十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）又は第二十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る暗号資産と同一の暗号資産に係る継続暗号資産公表情報について一以上の決定（既決定に係る事実の違反行為期間と重複する違反行為期間がある同号に掲げる事実に係るものに限る。以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の十九第一項若しくは第二項の規定又は前項の規定による額に代えて、当該重複する違反行為

期間を除いた期間についてこれらの規定により算出した額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、当該重複する違反行為期間を除いた期間がないときは、同条第一項若しくは第二項の規定又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

第百八十五条の七に次の二項を加える。

42　第十四項及び第十五項の「公表対象事業年度」とは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定める事業年度をいう。

一　特定暗号資産定期情報　当該特定暗号資産定期情報に係る事業年度

二　特定暗号資産臨時情報　当該特定暗号資産臨時情報を公表した日の属する事業年度

43　第十六項及び第十七項の「違反行為期間」とは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定める期間をいう。

一　第百七十二条の十九第一項に該当する事実　同項に規定する暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該暗号資産に係る暗号資産情報を公表した時（当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る訂正暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報を公表すべき期限のうちいずれか早い時）までの間

二　第百七十二条の十九第二項に該当する事実　同項に規定する重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報（当該暗号資産情報等を含む。）を公表した時から当該暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を公表した時（当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第二項の規定により当該特定暗号資産情報を公表すべき期限のうちいずれか早い時）までの間

三　第百七十二条の十九第三項において準用する同条第一項に該当する事実　同条第三項において準用する同条第一項に規定する暗号資産情報を公表しない行為について金融商品取引業者に対し第二十七条の六十八第一項の規定による処分が最初に行われた時から当該暗号資産情報を公表した時（当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第二項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報を公表すべき期限のうちいずれか早い時）までの間

四　第百七十二条の十九第四項において準用する同条第二項に該当する事実　同条第四項において準用する同条第二項に規定する重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報（当該暗号資産情報等を含む。）を公表した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を公表した時（当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第二項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報を公表すべき期限のうちいずれか早い時）までの間

五　第百七十二条の十九第五項において準用する同条第一項に該当する事実　同条第五項において準用する同条第一項に規定する暗号資産臨時情報を公表しない行為について金融商品取引業者に対し第二十七条の六十八第一項の規定による処分が最初に行われた時から当該暗号資産臨時情報を公表した時（当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第二項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報を公表すべき期限のうちいずれか早い時）までの間

六　第百七十二条の十九第六項において準用する同条第二項に該当する事実　同条第六項において準用する同条第二項に規定する重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産臨時情報（当該暗号資産臨時情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を公表した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産臨時情報に係る訂正暗号資産情報等を公表した時（当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第二項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報を公表すべき期限のうちいずれか早い時）までの間

第百八十五条の八第一項中「第十一号又は第十二号」を「第十一号、第十一号の六、第十二号」に改め、「第十六号まで」の下に「又は第十八号」を加え、「第十二項、第十三項、第十六項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項」に、「第十一号の六、第十六号又は第十八号」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同条第二項中「又は第十一号」を「、第十一号又は第十一号の六」に、「第十二項、第十三項、第十六項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同条第三項中「第十六号まで」の下に「又は第十八号」を加え、「前条第十六項（同号）」を「前条第二十二項（第百七十八条第一項第十六号又は第十八号」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同条第四項及び第五項中「第十二項、第十三項、第十六項又は第十七項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項又は第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十一項」に改め、同条第六項中「第十二項、第十三項、第十六項若しくは第十七項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項若しくは第二十五項」に改め、同条第七項中「同条

第十六項若しくは第十七項」を「同条第二十二項若しくは第二十五項」に改め、同項第一号中「第百七十四条の二第一項」の下に「、第百七十四条の二の二第一項」を加え、「若しくは第百七十五条第一項（同条第九項」を「、第百七十五条第一項（同条第十項」に、「又は前条第十六項若しくは第十七項」を「若しくは第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項又は前条第二十二項若しくは第二十五項」に改め、同条第八項及び第十一項中「第十二項、第十三項、第十六項又は第十七項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項又は第二十五項」に改める。

第百八十五条の十の二中「第百八十五条の七第二十四項」を「第百八十五条の七第三十二項」に、「第百八十五条の七第二十一項」を「第百八十五条の七第二十九項」に改める。

第百八十五条の十二第二項第三号中「第百八十五条の七第二十一項」を「第百八十五条の七第二十九項」に改める。

第百八十五条の十五第一項及び第百八十五条の十八第一項中「及び第十二項から第十九項」を「、第十二項から第二十二項まで及び第二十五項から第二十七項」に改める。

第六章の三を削る。

第百八十八条中「投資運用関係業務受託業者」の下に「、暗号資産管理関係業務提供者」を加える。

第百八十九条第一項中「有価証券」の下に「若しくは暗号等資産」を、「対して、」の下に「出頭を求め、当該職員に質問をさせ、又は」を加え、「又は資料」を「若しくは資料」に改め、同条第二項第三号及び第四項中「より」の下に「聴取した陳述又は」を加え、「又は資料」を「若しくは資料」に改める。

第百九十条第一項中「第二十七条の三十七第一項」の下に「、第二十七条の五十八第一項、第二十七条の六十八第一項」を、「第六十六条の八十八」の下に「、第六十六条の百五」を加える。

第百九十一条中「又は第二号」を「若しくは第二号又は第百八十九条第一項」に改める。

第百九十二条第四項中「（平成二十三年法律第五十一号）」を削る。

第百九十四条の七第二項第三号中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第三項中「第二十七条の三十七」の下に「、第二十七条の五十八、第二十七条の五十九第四項、第二十七条の六十八」を、「第六十六条の八十八」の下に「、第六十六条の百五」を、「第百五十六条の八十九」の下に「、第百八十九条第一項」を加える。

第百九十七条第一項中第四号の五を第四号の六とし、第四号の四を第四号の五とし、第四号の三を第四号の四とし、第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　第二十七条の三十九第一項本文若しくは第二項本文の規定による特定暗号資産情報、第二十七条の五十第一項の規定による特定暗号資産定期情報又は第二十七条の五十二の規定若しくは第二十七条の五十七第一項の規定による命令による特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報に係る訂正特定暗号資産情報等であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの公表をしたとき。

第百九十七条第一項第五号中「、第百五十八条又は第百五十九条」を「から第百五十九条まで」に改め、同項第六号中「第百八十五条の二十二第一項、第百八十五条の二十三第一項又は第百八十五条の二十四第一項若しくは第二項」を「第百七十一条の三から第百七十一条の五まで」に改め、同条第二項第二号中「変動させ、当該変動させた」を「変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた」に改める。

第百九十七条の二第一項中第十号の五を第十号の八とし、第十号の四を第十号の七とし、第十号の三の次に次の三号を加える。

十の四　第二十七条の三十九第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする特定暗号資産の募集・売出し若しくは同条第二項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘について、これらの公表がされていないのに当該特定暗号資産の募集・売出し若しくは適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘若しくはこれらの取扱いをしたとき、又は当該特定暗号資産の募集・売出し若しくは適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に係る特定暗号資産情報につき第二十七条の五十四第一項の規定に違反したとき。

十の五　第二十七条の五十第一項の規定による特定暗号資産定期情報の公表をしないとき、又は当該特定暗号資産定期情報につき第二十七条の五十四第一項の規定に違反したとき。

十の六　第二十七条の五十一の規定による特定暗号資産臨時情報又は第二十七条の五十二の規定若しくは第二十七条の五十七第一項の規定による命令による特定暗号資産臨時情報に係る訂正特定暗号資産情報等であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの公表をしたとき。

第百九十七条の二第一項第十三号中「、第百五十八条若しくは第百五十九条」を「から第百五十九条まで」に改め、同項に次の四号を加える。

十六　第百七十一条の七第一項若しくは第三項、第百七十一条の八第一項若しくは第三項又は第百七十一条の九第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。

十七　第百七十一条の十第一項の規定に違反したとき（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等をすることを勧められた者が当該違反に係る第百七十一条の七第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る対象特定暗号資産等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）。

十八　第百七十一条の十第二項の規定に違反したとき（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等をすることを勧められた者が当該違反に係る第百七十一条の八第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る対象暗号資産等に係る売買等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）。

十九　第百七十一条の十第三項の規定に違反

したとき（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等をすることを勧められた者が当該違反に係る大量売買事実について第百七十一条の九第一項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）。

第百九十八条第一項第一号中「第三十一条第四項」の下に「、第六十六条の五第四項」を加え、同項第二号中「又は第六十六条の七十九」を「、第六十六条の七十九又は第六十六条の九十八」に、「又は投資運用関係業務受託業」を「、投資運用関係業務受託業又は暗号資産管理関係業務」に改め、同項第三号の四の次に次の二号を加える。

三の五　第六十六条の九十四第一項の規定による届出をしないで暗号資産管理関係業務を行い、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の規定による届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出したとき。

三の六　第六十六条の百三第一項の規定による業務の廃止の処分に違反したとき。

第百九十八条の二第一項第一号中「第百九十七条の二第一項第十三号」の下に「若しくは第十六号」を加える。

第百九十八条の五第一号中「又は第四十三条の三」を「、第四十三条の三、第四十三条の十四第一項若しくは第二項前段又は第四十三条の十五第一項前段」に改め、同条第二号中「又は第六十六条の八十五第一項」を「、第六十六条の八十五第一項又は第六十六条の百三第一項」に改める。

第百九十八条の六第三号中「第六十六条の八十一」の下に「、第六十六条の九十九」を加え、同条第四号中「）において準用する場合を含む。）」の下に「、第四項若しくは第五項」を、「第六十六条の八十二」の下に「、第六十六条の百」を加え、同条第六号中「第四十六条の四」の下に「、第四十六条の六第三項」を、「第五十七条の四」の下に「、第五十七条の五第三項」を、「第五十七条の十六」の下に「、第五十七条の十七第三項」を加え、同条第六号の二を削り、同条第六号の三を同条第六号の二とし、同条第十号及び第十一号中「第六十六条の八十八」の下に「、第六十六条の百五」を加える。

第百九十九条の次に次の一条を加える。

第百九十九条の二　正当な理由がなく、第二百十一条第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百条第十二号の三を同条第十二号の十一とし、同条第十二号の二の次に次の八号を加える。

十二の三　第二十七条の三十九第四項の規定による特定暗号資産情報の公表をしていないのに同項に規定する特定暗号資産の募集・売出しの取扱いをしたとき、又は当該特定暗号資産情報につき第二十七条の五十四第二項の規定に違反したとき。

十二の四　第二十七条の三十九第四項又は第二十七条の五十四第三項の規定に違反して、第二十七条の三十九第四項の規定による特定暗号資産情報であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの公表をしたとき。

十二の五　第二十七条の四十第一項の規定に違反したとき。

十二の六　第二十七条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による特定暗号資産情報であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの提供をしたとき。

十二の七　第二十七条の五十一の規定による特定暗号資産臨時情報の公表をしないとき、又は当該特定暗号資産臨時情報につき第二十七条の五十四第一項の規定に違反したとき。

十二の八　重要な事項につき第二十七条の五十二の規定による特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等の公表をしないとき、又は当該訂正特定暗号資産情報等につき第二十七条の五十四第一項の規定に違反したとき。

十二の九　第二十七条の五十七第一項の規定による命令による特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等の公表をしないとき、又は当該訂正特定暗号資産情報等につき第二十七条の五十四第一項の規定に違反したとき。

十二の十　第二十七条の五十七第二項の規定による命令に違反したとき。

第二百条第十九号中「第百六十七条の三」の下に「（第百七十一条の十六において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の二号を加える。

二十二　第百七十一条の十一の規定に違反したとき。

二十三　第百七十一条の十三又は第百七十一条の十四の規定に違反して、表示をしたとき。

第二百三条の二第一項中「前条第一項」を「第二百三条第一項並びに前条第一項及び第二項」に、「同項」を「これら」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第二百三条第三項及び前条第四項」に改め、同条を第二百三条の三とし、第二百三条の次に次の一条を加える。

第二百三条の二　顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理がその職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2　顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理が法人であるときは、顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理が法人である場合において、その役員又は職員が顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理の職務に関し顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理に賄賂を収受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3　前二項の場合において、犯人又は法人たる顧客財産管理人若しくは顧客財産管理人代理の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

4　第一項又は第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二百四条中「第二十六条の三十二」の下に「、第五十七条の三十五」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二百四条の二　被管理金融商品取引業者の役員（外国法人である被管理金融商品取引業者にあつては、国内における代表者を含み、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者とする。）若しくは会計監査人（会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは使用人又はこれらの者であつた者が第五十七条の三十四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百五条第六号の五の次に次の十一号を加える。

六の六　第二十七条の五十三第一項から第三項までの規定に違反してこれらの規定による特定暗号資産情報等の公表をしないとき、又は当該特定暗号資産情報等につき第二十七条の五十四第二項の規定に違反したとき。

六の七　第二十七条の五十三第一項又は第二十七条の五十四第三項の規定に違反して、第二十七条の五十三第一項の規定による特定暗号資産情報等であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの公表をしたとき。

六の八　第二十七条の五十三第四項又は第二十七条の五十四第三項の規定に違反して、第二十七条の五十三第二項又は第三項の規定による特定暗号資産情報等であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの公表をしたとき。

六の九　第二十七条の五十五又は第二十七条の六十四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六の十　第二十七条の五十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六の十一　第二十七条の五十八第一項、第二十七条の五十九第四項又は第二十七条の六十八第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

六の十二　第二十七条の五十八第一項又は第二十七条の六十八第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

六の十三　第二十七条の六十の規定による暗号資産情報若しくは第二十七条の六十一の規定による暗号資産臨時情報又は第二十七条の六十二の規定若しくは第二十七条の六十五第一項の規定による命令による暗号資産情報等に係る訂正暗号資産情報等であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの公表をしたとき。

六の十四　第二十七条の六十の規定による暗号資産情報若しくは第二十七条の六十一の規定による暗号資産臨時情報の公表をしないとき、又は当該暗号資産情報若しくは暗号資産臨時情報につき第二十七条の六十三の規定に違反したとき。

六の十五　第二十七条の六十五第一項の規定による命令による暗号資産情報等に係る訂正暗号資産情報等の公表をしないとき、又は当該訂正暗号資産情報等につき第二十七条の六十三の規定に違反したとき。

六の十六　第二十七条の六十五第二項の規定による命令に違反したとき。

第二百五条第七号中「規定を」の下に「第六十四条の四第三項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）及び」を加え、同条第十二号中「又は第三十七条の四」を「、第三十七条の四又は第三十七条の五」に改め、「提供」の下に「若しくは通知」を加え、同条第十三号の二を削り、同条第十八号中「同条第二項」の下に「及び第百七十一条の十六」を加え、同条に次の一号を加える。

二十一　第百七十一条の十二の規定に違反したとき。

第二百五条の二の二第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第百五十六条の三十八第十一項」を「第百五十六条の三十八第十二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第五十七条の三十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第二百五条の二の三第一項第一号中「第三十五条第三項若しくは第六項」の下に「、第三十五条の二の二第四項若しくは第五項」を加え、「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に改め、「第六十六条の七十五第一項若しくは第三項」の下に「、第六十六条の九十四第六項若しくは第七項、第六十六条の百一」を加え、同項第二号中「第二項」の下に「、第四十三条の十六第一項」を加える。

第二百六条第一項第四号中「第六十七条の十五第一項」を「第四十三条の八第一項、第六十七条の十五第一項」に改める。

第二百七条第一項第五号中「第十二号の三」を「第十二号の十一」に改め、同項第六号中「若しくは第十五号」の下に「、第百九十九条の二」を加え、「第二百条第十二号の三」を「第二百条第十二号の十一」に、「第二百五条から」を「第二百四条の二から」に改める。

第二百七条の四の次に次の二条を加える。

第二百七条の五　金融商品取引業者の取締役若しくは執行役若しくは外国法人である金融商品取引業者の国内における代表者若しくはこれらに準ずる者又は協会の役員（仮理事を含む。）は、次の各号のいずれかには、百万円以下の過料に処する。

一　第五十七条の三十第二項の規定により選任された顧客財産管理人に事務の引渡しをしないとき。

二　第五十七条の三十一第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、顧客財産管理人となることを拒否したとき。

2　顧客財産管理人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一　第五十七条の二十九第一項の規定により管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、被管理金融商品取引業者の取締役、執行役若しくは清算人若しくは外国法人である被管理金融商品取引業者の国内における代表者又はこれらに準ずる者に事務の引渡しをしないとき。

二　第五十七条の三十第三項の規定による命令に違反したとき。

第二百七条の六　第百八十九条第一項の規定による処分に違反して、出頭をせず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告

若しくは資料の提出をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第二百八条中「若しくは投資運用関係業務受託業者」を「、投資運用関係業務受託業者若しくは暗号資産管理関係業務提供者」に、「若しくは個人である投資運用関係業務受託業者」を「、個人である投資運用関係業務受託業者若しくは個人である暗号資産管理関係業務提供者」に、「若しくは外国法人である投資運用関係業務受託業者」を「、外国法人である投資運用関係業務受託業者若しくは外国法人である暗号資産管理関係業務提供者」に改め、同条第一号中「第四十四条の四」を「第四十四条の四第一項」に改め、「第五十九条の六において準用する場合を含む。」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第五号中「、第六十六条の二十第一項」を「、第六十六条の十九の二」に改め、「第六十六条の百二」を加え、「、第六十条の八第一項及び第六十六条の二十第一項」を「及び第六十条の八第一項」に改め、同条第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三　第四十三条の九の規定に違反して、公表することを怠つたとき。

第二百八条の二第五号中「同条第二項」の下に「及び第百七十一条の十六」を加える。

第二百九条第六号の二を同条第六号の四とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

六の二　第二十七条の四十九第一項又は第三項の規定に違反した者

六の三　第二十七条の四十九第二項又は第四項の規定に違反して、情報の提供をしなかつた者

第二百九条第七号中「又は第六十六条の九十第二項」を「、第六十六条の九十第二項又は第六十六条の百七第二項」に改め、同条第九号中「又は第百八十九条第一項」を削る。

第二百九条の五から第二百九条の七までの規定中「第百九十七条の二第一項第十三号」の下に「若しくは第十六号」を加える。

第二百十条第一項中「有価証券」の下に「若しくは暗号等資産」を加える。

第二百十一条第一項中「記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえること」を「電磁的記録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電磁的記録を保管する者　次のイ又はロに掲げる方法

イ　電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ　電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二　電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。）　同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）

第二百十一条第七項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　当該裁判官が記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

11　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第三項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならない。

第二百十一条第五項中「前項」を「第五項」に、「おいては」を「おいて」に改め、「裁判官」の下に「が許可状を発するときは、当該裁判官」を加え、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、発付」に改め、「裁判所名」の下に「その他最高裁判所規則で定める事項」を加え、「自己の記名押印した」を「又は記録した」に、「交付しなければ」を「発しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該許可状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならない旨

二　当該許可状が電磁的記録による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず委員会職員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならない旨

第二百十一条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第二百二十二条の三第四項及び第五項」を「第二百二十二条の四第四項から第八項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

7　委員会職員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

第二百十一条第三項中「前二項」を「前三項」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき」を「提供させるべき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　委員会職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令

により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。

第二百十一条の二第一項及び第二項中「交付」を「発付」に改める。

第二百十一条の三第一項中「又は記録命令付差押えをするため」を「し、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため」に、「書面で」を「書面により又は電磁的記録により」に、「当該電磁的記録」を「当該求めに係る電磁的記録」に、「又は記録命令付差押えをする必要」を「をし、又は電磁的記録提供命令により当該電磁的記録を提供させる必要」に改める。

第二百十二条の見出しを「（臨検、捜索又は差押えの夜間執行の制限等）」に改め、同条第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「記載」を「記載又は記録」に、「日の出」を「日出」に改め、同条第二項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改め、同条に次の一項を加える。

3　次条第二項の規定にかかわらず、日没から日出までの間には、許可状（同条第三項の規定により立ち入るべき場所が記載され、又は記録されたものに限る。）に夜間でも許可状の提示をすることができる旨の記載又は記録がなければ、電磁的記録提供命令をする場合における同条第一項の規定による措置をとるため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

第二百十三条の見出し中「提示」を「提示等」に改め、同条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「は」を「については」に、「提示しなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一　許可状が書面である場合　許可状を示すこと。

二　許可状が電磁的記録である場合　内閣府令で定めるところにより、許可状に記録された事項及び第二百十一条第十項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第二百十三条に次の三項を加える。

2　委員会職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、前項の規定による措置をとるため必要があるときは、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。

3　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の許可をするときは、許可状に立ち入るべき場所を記載し、又は記録しなければならない。

4　委員会職員が電磁的記録提供命令をする場合（第二項の許可を受けた場合に限る。）における第一項の規定による措置をとるについては、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができる。

一　錠を外すこと。

二　何人に対しても、委員会職員の許可を受けないで当該措置をとる場所に出入りすることを禁止すること。

三　この項（前号に係る部分に限る。）の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、又は当該措置をとり終わるまでこれに看守者を付すること。

第二百十四条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

第二百十五条第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「はずし」を「外し」に改め、同条第二項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条に次の一項を加える。

3　委員会職員は、電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができる。

第二百十六条及び第二百十七条第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改める。

第二百十八条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

第二百十九条第一項中「を作成し、」を「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条において同じ。）を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に、「質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に内閣府令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二百十九条第三項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを立会人に示さなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書の内容を表示したもの

第二百十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は領置」を「、領置又は電磁的記録提供命令」に、「これに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に内閣府令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二百十九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の調書には、委員会職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、質問を受けた者とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、質問を受けた者が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に内閣府令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二百十九条に次の一項を加える。

5　前項の調書には、委員会職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、立会人とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、立会人が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に内閣府令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二百二十条中「、差押え又は記録命令付差押え」を「若しくは差押え」に、「ときは、」を「とき又は電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により記録媒体を提出させたときは、書面又は電磁的記録をもつて」に、「、差押物件若しくは記録命令付差押物件」を「若しくは差押物件」に改め、「含む。」の下に「若しくは当該電磁的記録提供命令を受けた者」を加え、「その謄本を交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

2　電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその目録を作成し、当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれに代わるべき者に提供しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二百二十一条中「、差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改める。

第二百二十二条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条第二項及び第三項中「記録命令付差押物件」を「記録媒体」に改める。

第二百二十二条の二第一項中「第二百十一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた」を「次の各号に掲げる」に、「、差押えを受けた」を「、当該差押えを受けた」を「、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二百十一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体　差押えを受けた者

二　電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号イに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。）により提出させた記録媒体　電磁的記録提供命令を受けた者

第二百二十二条の三第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録（次項及び第六項において「物件」という。）」に改め、同条第二項中「第四項及び第五項」を「第六項及び第八項」に改め、同条第五項中「前項の許可状を示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四項の許可状が書面である場合　同項の許可状を示すこと。

二　第四項の許可状が電磁的記録である場合　内閣府令で定めるところにより、同項の許可状に記録された事項及び前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る当該裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二百二十二条の三第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは」を「第四項の許可状には」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「発付」に、「を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければ」を「その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第四項の許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　当該裁判官が記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第二百二十二条の三第三項の次に次の二項を加える。

4　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときは、許可状を委員会職員に発しなければならない。

5　前項の許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二百二十二条の三を第二百二十二条の四とし、第二百二十二条の二の次に次の一条を加える。

（電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録の複写）

第二百二十二条の三　委員会職員は、電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号ロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2　第二百二十二条第二項の規定は、前項の規定による複写について準用する。

3　前項において準用する第二百二十二条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の複写の請求がないときは、その複写をさせることを要しない。

第二百二十四条第二項中「第二百十一条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「第二百二十二条の三第二項」を「第二百二十二条の四第二項」に改める。

第二百二十六条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記

録媒体若しくは提供させた電磁的記録」に、「記録命令付差押目録」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録に係る目録」に改め、同条第二項中「、差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改め、同条第三項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定により電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録が引き継がれたときは、当該電磁的記録は、検察官が刑事訴訟法の規定によつてする同法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供されたものとみなす。

附則第三条の三第三項第二号ホ中「同条第一項第五号ニ⑴」を「同条第一項第五号ハ⑴」に改め、同号ヘ中「第二十九条の四第一項第五号ホ⑴」を「第二十九条の四第一項第五号ニ⑴」に改める。

（資金決済に関する法律の一部改正）

第三条　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章の三　暗号資産
第一節　総則（第六十三条の二―第六十三条の八）
第二節　業務（第六十三条の八の二―第六十三条の十三）
第三節　監督（第六十三条の十三の二―第六十三条の十九の二）
第四節　雑則（第六十三条の十九の三）
第三章の四　電子決済手段・暗号資産交換業者
第一節　総則（第六十三条の二十―第六十三条の二十二）
第二節　業務（第六十三条の二十二の二―第六十三条の二十二の十二）
第三節　監督（第六十三条の二十二の十三―第六十三条の二十二の二十）
第四節　雑則（第六十三条の二十二の二十一―第六十三条の二十二の二十二）」

を

「第三章の三　電子決済手段サービス仲介業
第一節　総則（第六十三条の二―第六十三条の十）
第二節　業務（第六十三条の十一―第六十三条の二十三）
第三節　監督（第六十三条の二十四―第六十三条の二十二の二）
第四節　雑則（第六十三条の二十二の三―第六十三条の二十二の二十五）」

に改める。

第一条中「、暗号資産の交換等」を削る。

第二条第十四項を次のように改める。

14　この法律において「電子決済手段サービス仲介業」とは、電子決済手段仲介行為（電子決済手段等取引業者以外の者が、電子決済手段等取引業者の委託を受けて、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者のために行うことをいう。以下同じ。）を業として行うことをいう。

第二条第十五項から第十八項までを削り、同条第十九項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十項中「外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「外国電子決済手段サービス仲介業者」に、「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を」を「電子決済手段サービス仲介業を」に、「第十八項各号に掲げる行為のいずれか」を「電子決済手段仲介行為」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十一項を同条第十七項とし、同条第二十二項から第二十六項までを四項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十八項中「、」を「及び」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う電子決済手段サービス仲介業者が行う電子決済手段仲介行為」を「電子決済手段仲介行為」に改め、「及び暗号資産交換業務（暗号資産交換業者が行う第十五項各号に掲げる行為に係る業務及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う暗号資産仲介行為に係る業務をいう。第六十三条の十二第一項第一号において同じ。）」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十九項を同条第二十五項とし、同条第三十項から第三十四項までを四項ずつ繰り上げる。

第三十七条の二第二項中「第二条第二十七項及び第二十八項」を「第二条第二十三項及び第二十四項」に改め、同項の表第二条第二十八項の項中「第二条第二十八項」を「第二条第二十四項」に改める。

第五十一条の四第五項中「及び第六十三条の十二第五項」を削る。

第六十二条の六第一項第八号中「第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、第六十三条の二十二の二十第一項」を「第六十三条の二十第一項」に、「第六十三条の二十二の二の」を「第六十三条の二の」に、「又はこの法律」を「若しくは金融商品取引法第五十二条第一項若しくは第四項の規定により同法第二十九条の登録（同法第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項に同法第二十八条第五項第一号に掲げる行為に係る業務又は暗号資産等管理業務（同条第八項に規定する暗号資産等管理業務をいう。第六十三条の五第一項第一号ホにおいて同じ。）を含むものに限る。）を取り消され、若しくは同法第六十六条の二十第一項若しくは第三項の規定により同法第六十六条の登録（同法第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項に同号に規定する暗号資産売買媒介等業務を含むものに限る。）を取り消され、又はこの法律、金融商品取引法」に改める。

第六十二条の八第二項中「第二条第二十八項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十二条の二十五第八項中「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二」に改め、「（第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項に電子決済手段仲介行為に係る業務を含むものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録（新たに電子決済手段仲介行為に係る業務を行おうとすることによるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「登録又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録」を「登録」に改め、同条第九項中「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二」に改め、「又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録」を削る。

第三章の四の章名中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改める。

第六十三条の二十二の二の見出しを「（電子決済手段サービス仲介業者の登録）」に改め、同条

中「及び第六十三条の二」を削り、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、第三章の四第一節中同条を第六十三条の二とする。

第六十三条の二十二の三第一項第三号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五　取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

六　委託を受ける電子決済手段等取引業者（以下この章及び第八十八条第一号において「所属電子決済手段等取引業者」という。）の商号

第六十三条の二十二の三第一項第七号を削り、同項第八号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「第六十三条の二十二の五第一項各号」を「第六十三条の五第一項各号」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同条を第六十三条の三とする。

第六十三条の二十二の四の見出しを「（電子決済手段サービス仲介業者登録簿）」に改め、同条第一項中「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二十二の二」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿」を「電子決済手段サービス仲介業者登録簿」に改め、同条第三項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿」を「電子決済手段サービス仲介業者登録簿」に改め、同条を第六十三条の四とする。

第六十三条の二十二の五第一項第一号イ中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同号ハ中「又は所属暗号資産交換業者（以下この章及び第八十八条第一号において「所属電子決済手段等取引業者等」という。）」を削り、同号ニ中「、暗号資産交換業者」を削り、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同号ホ中「、第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され」を削り、「第六十三条の二十二の二十第一項」を「第六十三条の二十第一項」に、「第六十三条の二十二の二の」を「第六十三条の二の」に、「又はこの法律」を「若しくは金融商品取引法第五十二条第一項若しくは第四項の規定により同法第二十九条の登録（同法第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項に同法第二十八条第五項第一号に掲げる行為に係る業務又は暗号資産等管理業務を含むものに限る。）を取り消され、若しくは同法第六十六条の二十第一項若しくは第三項の規定により同法第六十六条の登録（同法第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項に同号に規定する暗号資産売買媒介等業務を含むものに限る。）を取り消され、又はこの法律、金融商品取引法」に改め、同項第二号ロ(1)中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同号ロ(5)中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が第六十三条の二十二の二十第一項」を「電子決済手段サービス仲介業者が第六十三条の二十二の二の」を「第六十三条の二十二の二」に改め、同項第三号ハ中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同条を第六十三条の五とする。

第六十三条の二十二の六の見出しを「（変更の届出）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第六十三条の二十二の三第一項各号」を「電子決済手段サービス仲介業者は、第六十三条の三第一項各号」に改め、「第一項の規定による変更登録を受けた場合、」を削り、「第六十三条の二十二の二十三第一項」を「第六十三条の二十二の二第一項」に改め、「から第四号までのいずれか」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第三項又は第四項」を「前二項」に改め、「（前項の規定により第四項の規定による届出があったものとみなされた場合を含む。）」を削り、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿」を「電子決済手段サービス仲介業者登録簿」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第六十三条の六とする。

第六十三条の二十二の七中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者を」を「電子決済手段サービス仲介業者を」に改め、同条を第六十三条の七とする。

第六十三条の二十二の八中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第二条第十八項各号に掲げる行為（次条及び第六十三条の二十二の十四において「電子決済手段・暗号資産仲介行為」という。）」を「電子決済手段サービス仲介業者は、電子決済手段仲介行為」に改め、同条第一号及び第二号中「所属電子決済手段等取引業者等」を「所属電子決済手段等取引業者」に改め、同条第三号中「第六十三条の二十二の十三」を「第六十三条の十三」に改め、同条を第六十三条の八とする。

第六十三条の二十二の九の見出しを「（電子決済手段サービス仲介業者に係る制限）」に改め、同条中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は」を「電子決済手段サービス仲介業者は」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」を「電子決済手段サービス仲介業の」に、「所属電子決済手段等取引業者等」を「所属電子決済手段等取引業者」に、「電子決済手段・暗号資産仲介行為」を「電子決済手段仲介行為」に改め、「及び第十五項各号」を削り、「（当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「（当該電子決済手段サービス仲介業者」に、「同条第十項各号」を「同項第四号」に改め、「及び当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が暗号資産交換業者である場合に行う同条第十五項各号に掲げる行為」を削り、同条を第六十三条の九とする。

第六十三条の二十二の十中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に」を「電子決済手段サービス

仲介業に」に改め、第三章の四第二節中同条を第六十三条の十とする。

第六十三条の二十一中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業者は、電子決済手段サービス仲介業」に改め、同条を第六十三条の十一とする。

第六十三条の二十二第一項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段仲介行為に係る業務を行う場合に」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第六十三条の十二とする。

第六十三条の二十二の十三中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に」を「電子決済手段サービス仲介業者に」に改め、同条を第六十三条の十三とする。

第六十三条の二十二の十四の見出しを「（所属電子決済手段等取引業者の賠償責任）」に改め、同条中「次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者」を「電子決済手段仲介行為を委託した所属電子決済手段等取引業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該各号に掲げる行為」を「電子決済手段サービス仲介業者が当該電子決済手段仲介行為」に改め、同条ただし書中「当該各号に定める者がその電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「当該所属電子決済手段等取引業者がその電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産仲介行為」を「電子決済手段仲介行為」に改め、同条各号を削り、同条を第六十三条の十四とする。

第六十三条の二十二の十五の見出しを「（金融商品取引法の準用）」に改め、同条第一項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同項の表第三十七条の三第一項第一号の項中「第六十三条の二十二の三第一項第七号イ」を「第六十三条の三第一項第六号」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十三条の十五とする。

第六十三条の二十二の十六中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に」を「電子決済手段サービス仲介業者に」に改め、第三章の四第三節中同条を第六十三条の十六とする。

第六十三条の二十二の十七中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に」を「電子決済手段サービス仲介業者に」に改め、同条を第六十三条の十七とする。

第六十三条の二十二の十八第一項及び第二項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」を「電子決済手段サービス仲介業の」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同条第三項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同条を第六十三条の十八とする。

第六十三条の二十二の十九中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」を「電子決済手段サービス仲介業の」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同条を第六十三条の十九とする。

第六十三条の二十二の二十中「第六十三条の二十二の二十第一項」を「第六十三条の二十第一項」に改め、同条を第六十三条の二十とする。

第六十三条の二十二の二十一中「第六十三条の二十二の二の」を「第六十三条の二の」に、「第六十三条の二十二の二十三第三項」を「第六十三条の二十二の二第三項」に改め、同条を第六十三条の二十一とする。

第六十三条の二十二の二十二中「第六十三条の二十二の二十第一項」を「第六十三条の二十第一項」に改め、同条を第六十三条の二十二とする。

第六十三条の二十二の二十三第一項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」に改め、同項第二号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が」を「電子決済手段サービス仲介業者が」に改め、同項第一号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同項第二号及び第三号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二の二」に、「当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「当該電子決済手段サービス仲介業者」に、「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二の二」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と」を「電子決済手段サービス仲介業者と」に改め、同項第一号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「電子決済手段仲介行為に係る業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（暗号資産仲介行為に係る業務を行う者を除く。）が」を削り、同号イ中「の登録」の下に「（第六十二条の四第一項第七号に掲げる事項に電子決済手段関連業務を含むものに限る。）」を、「変更登録」の下に「（新たに電子決済手段関連業務を行おうとすることによるものに限る。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、第三章の四第四節中同条を第六十三条の二十二の二とする。

第六十三条の二十二の二十四第一項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「第六十三条の二十二の二十第一項」を「第六十三条の二十第一項」に、「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二の二」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」を「電子決済手段サービス仲介業の」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十三条の二十二の三とする。

第六十三条の二十二の二十五の見出しを「（外国電子決済手段サービス仲介業者の勧誘の禁止）」に改め、同条中「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二」に、「外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「外国電子決済手段サービス仲介業者」に、「第二条第十八項各号に掲げる行為」を「電子決済手段仲介行為」に改め、同条を第六十三条の二十二の四とする。

第三章の四を第三章の三とする。

第六十三条の二十三ただし書中「第二条第二十一項各号」を「第二条第十七項各号」に改める。

第六十三条の二十四第一項第六号中「第二条第二十一項各号」を「第二条第十七項各号」に、「第百七条第十九号」を「第百七条第十六号」に改める。

第六十三条の三十九第一号中「第二条第三十二項第五号」を「第二条第二十八項第五号」に改め、同条第二号中「第二条第三十二項第九号」を「第二条第二十八項第九号」に改め、同条第三号中「第二条第三十二項第十六号」を「第二条第二十八項第十六号」に、「同条第二十一項第一号」を「同条第十七項第一号」に改める。

第六十三条の四十並びに第六十三条の四十一第一項第一号及び第二項第一号中「第二条第二十一項第一号」を「第二条第十七項第一号」に改める。

第八十七条中「、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者が」を「又は電子決済手段等取引業者が」に改め、同条第一号中「、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業」を「又は電子決済手段等取引業」に改め、同条第二号中「、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者」を「又は電子決済手段等取引業者」に改める。

第八十八条第一号中「、電子決済手段等取引業若しくは暗号資産交換業」を「若しくは電子決済手段等取引業」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「所属電子決済手段等取引業者等」を「所属電子決済手段等取引業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を」を「電子決済手段サービス仲介業を」に改め、同条第二号中「、電子決済手段等取引業若しくは暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「若しくは電子決済手段等取引業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業」に改め、同条第三号中「、電子決済手段等取引業若しくは暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「若しくは電子決済手段等取引業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」を「電子決済手段サービス仲介業の」に改め、同条第四号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同条第五号中「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業」に改め、同条第六号中「、電子決済手段等取引業若しくは暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「若しくは電子決済手段等取引業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に」を「電子決済手段サービス仲介業に」に改め、同条第七号及び第八号中「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業」に改める。

第九十条第二項中「、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業」を「又は電子決済手段等取引業」に改める。

第九十一条第一項中「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段等取引業若しくは暗号資産交換業」を「若しくは電子決済手段等取引業」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に」を「電子決済手段サービス仲介業に」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改める。

第九十二条第一項及び第九十七条中「、暗号資産交換業者又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「又は電子決済手段サービス仲介業者」に改める。

第九十九条第一項第八号中「、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者」を「又は電子決済手段等取引業者」に改める。

第百一条第二項の表第二条第二十八項の項中「同法」を「資金決済に関する法律」に、「、暗号資産交換業（同条第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。次項において同じ。）又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（同条第十八項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業（同条第十四項に規定する電子決済手段サービス仲介業」に改め、同表第二条第二十九項の項中「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業」に改め、同表第二条第三十一項の項中「第二条第二十八項」を「第二条第二十四項」に、「、電子決済手段等取引業務」を「及び電子決済手段等取引業務」に改め、「及び暗号資産交換業務をいう。同号において同じ。）」を削り、同表第五十二条の七十三第三項第二号の項中「、紛争解決等業務の種別が暗号資産交換業務である場合にあつては暗号資産交換業務」を削る。

第百二条第一項中「第六十三条の十五第一項若しくは第二項、第六十三条の二十二の十八第一項」を「第六十三条の十八第一項」に改める。

第百三条第一項中「暗号資産交換業者、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「第二条第二十一項第一号」を「第二条第十七項第一号」に改め、同条第二項中「暗号資産交換業者、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改める。

第百七条第二号中「、第六十三条の二若しくは第六十三条の二十二の二」を「若しくは第六十三条の二」に、「、第六十二条の七第一項若しくは第六十三条の二十二の六第一項」を「若しくは第六十二条の七第一項」に改め、同条第十二号から第十四号までを削り、同条第十五号中「第六十三条の二十二の七」を「第六十三条の七」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十六号を同条第十三号とし、同条第十七号から第二十一号までを三号ずつ繰り上げる。

第百八条第五号から第七号までを削り、同条第八号中「第六十三条の二十二の二十第一項」を「第六十三条の二十第一項」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同号を同条第五号とし、同条第九号を同条第六号とし、同条第十号を同条第七号とし、同条第十一号を同条第八号とする。

第百九条第一号中「、第六十二条の二十五第三項若しくは第六十三条の二十第三項」を「若しくは第六十二条の二十五第三項」に改め、同条第五号中「第六十三条の十三、第六十三条の二十二の十六」を「第六十三条の十六」に改め、同条第六号中「第六十三条の十四第一項若しくは第二項、第六十三条の二十二の十七」を「第六十三条の十七」に、「、第六十二条の十九第三項」を「若しくは第六十二条の十九第三項」に改め、「若しくは第六十三条の十四第三項若しくは第四項」を削り、同条第七号及び第八号中「第六十三条の十五第一項若しくは第二項、第六十三条の二十二の十八第一項」を「第六十三条の十八第一項」に改め、同条第九号中「第六十三条の二十二の十五第一項」を「第六十三条の十五」に改め、同条第十号中「又は第六十三条の十六の二」を削り、同条第十一号を削り、同条第十二号を同条第十一号とし、同条第十三号を同条第十二号とする。

第百十条第二号中「第六十三条の二十二の十三」を「第六十三条の十三」に改める。

第百十二条第二号中「、第六十三条の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類又は第六十三条の二十二の三第一項（第六十三条の二十二の六第二項において準用する場合を含む。）」を「又は第六十三条の三第一項」に、「第六十三条の二十二の三第二項（第六十三条の二十二の六第二項において準用する場合を含む。）」を「同条第二項」に改め、同条第十三号及び第十四号を削り、同条第十五号を同条第十三号とし、同条第十六号を同条第十四号とする。

第百十三条第一号中「第六十三条の十六、第六十三条の二十二の十九」を「第六十三条の十九」に改める。

第百十四条第一号中「、第六十三条の六第一項」を「若しくは第六十三条の六第一項」に改め、「若しくは第六十三条の二十二の六第三項若しくは第四項」を削り、同条第三号中「、第六十二条の二十五第七項若しくは第六十三条の二十第七項」を「若しくは第六十二条の二十五第七項」に改める。

第百十五条第一項第一号中「第十一号」を「第八号」に改め、同項第三号中「第十六号」を「第十四号」に改め、同項第四号中「第十一号」を「第八号」に、「第十六号」を「第十四号」に改める。

第百十六条第一号中「、第六十二条の二十五第七項又は第六十三条の二十第七項」を「又は第六十二条の二十五第七項」に改め、同条第二号中「、第六十二条の二十五第七項若しくは第六十三条の二十第七項」を「若しくは第六十二条の二十五第七項」に改め、同条第三号中「、第六十二条の二十五第七項又は第六十三条の二十第七項」を「又は第六十二条の二十五第七項」に改める。

第百十七条第一号中「、第六十三条の二十第一項若しくは第四項若しくは第六十三条の二十二の二十三第一項」を「若しくは第六十三条の二十二の二第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第九十条の規定　公布の日

二　第一条中金融商品取引法第二百九十七条第一項の改正規定、同法第百九十七条の二第一項の改正規定（同項第一号の改正規定を除く。）及び同法第二百十条第一項の改正規定並びに附則第四十一条、第四十七条及び第八十九条の規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

三　第一条中金融商品取引法第二百九条の五第二項の改正規定　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の施行の日

四　第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第三条及び第四十三条の規定、附則第四十八条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一第一項の改正規定（「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）、附則第五十条中投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第九項第二号、第四条第二項第十二号、第六条第六項第七号、第十三条第三項第二号、第四十九条第二項第十三号及び第五十条第二項第七号の改正規定、附則第五十一条中信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二第一項の改正規定（「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）、附則第五十二条中長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二の改正規定（「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）、附則第五十三条中労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二の改正規定（「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）、附則第五十七条の規定、附則第五十九条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の三の項の改正規定（「よる」の下に「同法第二十六条の六の登録、同法第二十六条の十第一項若しくは第二十六条の二十三第一項の届出、同法第二十六条の二十九第一項の認定、」を加える部分に限る。）、附則第六十二条中銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四、第五十二条の二の五、第五十二条の四十五の二及び第五十二条の六十の十七の改正規定（これらの改正規定中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）、附則第六十三条中保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条の二の改正規定（「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）、附則第六十五条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第四項第三号の改正規定、附則第六十七条中信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二の改正規定（「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）並びに附則第八十三条、第八十五条及び第八十八条の規定　令和九年四月一日

五　附則第七十四条中犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十九条の二第六号及び第十九条の三第一号の改正規定　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

六　第二条中金融商品取引法第百九十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百七条第一項第六号の改正規定（「若しくは第十五号」の下に「、第百九十九条の二」を加える部分に限る。）、同法第二百十一条、第二百十一条の二第一項及び第二項並びに第二百十一条の三第一項の改正規定、同法第二百十二条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百十四条、第二百十五条、第二百十六条、第二百十七条第一項、第二百十八条から第二百二十二条まで、第二百二十二条の二第一項及び第二百二十二条の三の改正規定、同条を同法第二百二十二条の四とし、同法第二百二十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百二十四条第二項及び第二百二十六条の改正規定並びに附則第二十五条の規定、附則第六十五条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第四十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第百五十二条第一項第四号の改正規定、附則第七十四条中犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十四条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十六条第二項の改正規定並びに附則第九十一条の規定　令和九年十月一日

七　附則第十一条の規定　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

八　附則第十六条の規定　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日（附則第十五条及び第十六条において「民事関係手続等整備法施行日」という。）

（有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定（前条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正後の金融商品取引法（以下この条及び次条において「第四号新金融商品取引法」という。）第二条第三項及び第四項並びに第四条第一項及び第三項の規定、同条第六項（第四号新金融商品取引法第二十三条の八第四項（第四号新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定並びに第四号新金融商品取引法第五条第二項、第十三条第一項、第二十二条の三第一項、第二十三条の八第一項並びに第二十三条の十三第一項及び第四項から第六項まで（これらの規定を第四号新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第四号施行日」という。）以後に開始する第四号新金融商品取引法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等又は同項に規定する有価証券交付勧誘等について適用し、第四号施行日前に開始した第一条の規定による改正前の金融商品取引法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等又は同項に規定する有価証券交付勧誘等については、なお従前の例による。

（特定非財務情報の開示及び監査証明に関する経過措置）

第三条　第四号新金融商品取引法第二十六条の四第一項（第四号新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、記載対象書類（第四号新金融商品取引法第二十六条の四第二項第一号に規定する記載対象書類をいう。以下この項及び次項において同じ。）に記載すべき財務計算に関する書類（第四号新金融商品取引法第二十六条の二に規定する財務計算に関する書類をいう。次項において同じ。）が第四号施行日以後に開始する事業年度に係るものである場合における当該記載対象書類に記載する第四号新金融商品取引法第二十六条の四第二項第二号に規定する特定非財務情報について適用する。

2　第四号新金融商品取引法第二十六条の五第一項及び第六項（これらの規定を第四号新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、記載対象書類に記載すべき財務計算に関する書類が第四号施行日以後に開始する事業年度に係るものである場合における当該記載対象書類に記載する第四号新金融商品取引法第二十六条の五第一項に規定する特定非財務情報について適用する。

3　第四号新金融商品取引法第二十六条の二十一第一項の規定は、第四号施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する計算書類及び同項に規定する事業報告書について適用する。

4　第四号新金融商品取引法第二十六条の二十二の規定は、第四号施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用する。

（特定暗号資産取得勧誘等に関する経過措置）

第四条　施行日前に開始した第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第二条第五十二項に規定する特定暗号資産取得勧誘等については、新金融商品取引法第二章の七の規定は、適用しない。

（金融商品取引業に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に新金融商品取引業（新金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいい、第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第二条第八項に規定する金融商品取引業又は第三条の規定による改正前の資金決済に関する法律（以下「旧資金決済法」という。）第二条第十五項に規定する暗号資産交換業に該当するものを除く。以下この条から附則第七条までにおいて同じ。）を行っている者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）及び新金融商品取引法第三十三条第一項に規定する金融機関を除く。）は、施行日から起算して六月間（金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合において当該期間内にその申請について新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は当該期間内に第三項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第五十二条第一項若しくは第四項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に行っている当該新金融商品取引業の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に当該新金融商品取引業において取り扱っている暗号資産（新金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）と同一の銘柄（これに準ずるものとして内閣府令で定

めるものを含む。次条第一項において同じ。）について、当該新金融商品取引業を行うことができる。

2　前項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間（その間に次項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間）も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

3　前二項の規定により新金融商品取引業を行うことができる場合においては、その者を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第二条第五十二項、第二章の七、第三章第一節第五款、第二節（第三十六条の二を除く。）、第三節（第四十六条、第四十六条の五、第四十六条の六、第四十九条の四及び第四十九条の五を除く。）、第四節（第五十三条を除く。）及び第八節、第六章並びに第六章の二の規定並びにこれらの規定に係る新金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定並びに附則第四十九条の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。附則第八条第三項において「新外為法」という。）及び附則第七十四条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（附則第八条第三項において「新犯罪収益移転防止法」という。）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、新金融商品取引法第五十二条第一項中「第二十九条の登録を取り消し」とあるのは「新金融商品取引業（金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第五条第一項に規定する新金融商品取引業をいう。第四項において同じ。）の全部の廃止を命じ」と、同条第四項中「登録を取り消す」とあるのは「新金融商品取引業の全部の廃止を命ずる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　前項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられた場合における新金融商品取引法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者をこれらの規定により金融商品取引法第二十九条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定による金融商品取引法第二十九条の登録の取消しの日とみなす。

第六条　この法律の施行の際現に新金融商品取引業を行っている金融商品取引業者（当該新金融商品取引業が投資助言・代理業（金融商品取引法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合にあっては、投資助言・代理業を行うことにつきこの法律の施行の際既に金融商品取引法第二十九条の登録又は同法第三十一条第四項の変更登録を受けている者を除き、当該新金融商品取引業が投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合にあっては、投資運用業を行うことにつきこの法律の施行の際既に金融商品取引法第二十九条の登録又は同法第三十一条第四項の変更登録を受けている者を除く。）については、施行日において新金融商品取引法第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項について変更（当該新金融商品取引業に係る業務の種別の追加に係るものに限る。）をしようとするものとみなして、金融商品取引法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、施行日から起算して六月間（同項の変更登録の申請をした場合において当該期間内にその申請について同条第五項において準用する新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による変更登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、当該事項について金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録を受けないでも、この法律の施行の際現に行っている当該新金融商品取引業の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に当該新金融商品取引業において取り扱っている暗号資産と同一の銘柄について、当該新金融商品取引業を行うことができる。

2　前項の規定により新金融商品取引業を行うことができる金融商品取引業者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録の申請をした場合において、その申請について変更登録又は変更登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

3　新金融商品取引法第四十六条及び第三章第七節の規定は、前二項の規定により新金融商品取引業を行うことができる金融商品取引業者が行う当該新金融商品取引業については、適用しない。

第七条　附則第五条第一項又は前条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内に、その商号、名称又は氏名及び住所（金融商品取引業者にあっては、登録番号を含む。）、当該新金融商品取引業に係る新金融商品取引法第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項並びに当該新金融商品取引業において取り扱っている暗号資産の名称を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　附則第五条第一項又は前条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、附則第五条第一項及び前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

第八条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けている者（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けた者を含み、金融商品取引業者を除く。）は、施行日から起算して六月間（金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合において当該期間内にその申請について新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は当該期間内に第三項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第五十二条第一項若しくは第四項の規定により暗号資産取引業務（新金融商品取引法第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業に係る業務のうち同項第一号に掲げる行為

（新金融商品取引法第二条第八項第二十五号に掲げる行為を除く。）に係る業務又は新金融商品取引法第二十八条第八項に規定する暗号資産等管理業務をいう。以下この条から附則第十一条まで及び附則第二十条第一項第四号において同じ。）の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、暗号資産取引業務を行うことができる。

2　前項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間（その間に次項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定により暗号資産取引業務の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間）も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

3　前二項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる場合においては、その者を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第二条第十一項第二号及び第五十二項、第二章の七、第三章第一節第五款、第二節（第三十六条の二及び第四十三条の十二を除く。）、第三節（第四十六条、第四十六条の五、第四十六条の六、第四十九条の四及び第四十九条の五を除く。）、第四節（第五十三条を除く。）及び第八節、第三章の二、第七十八条第一項、第六章並びに第六章の二の規定並びにこれらの規定に係る新金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定並びに新外為法及び新犯罪収益移転防止法の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、新金融商品取引法第二十七条の六十第一項中「あらかじめ」とあるのは、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から起算して三月以内に」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　前項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定により暗号資産取引業務の全部の廃止を命じられた場合における新金融商品取引法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者をこれらの規定により金融商品取引法第二十九条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定による金融商品取引法第二十九条の登録の取消しの日とみなす。

5　第三項の規定により金融商品取引業者とみなされる者でこの法律の施行の際現に暗号資産売買等業務（新金融商品取引法第二条第五十二項に規定する暗号資産売買等業務をいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）を行っている者については、施行日において当該暗号資産売買等業務を行っている暗号資産について新たに暗号資産売買等業務を行おうとするものとみなして、新金融商品取引法第二十七条の六十第一項、第百七十二条の十九第一項及び第二項、第百七十八条第三十五項及び第三十六項並びに第百八十五条の七第二十五項の規定を適用する。この場合において、新金融商品取引法第二十七条の六十第一項中「あらかじめ」とあるのは、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から起算して三月以内に」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　第三項の規定により金融商品取引業者とみなされる者が施行日前にした旧資金決済法第六十三条の十七第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条第一項第八号に該当する行為とみなす。

7　施行日前に前項に規定する者に対してされた旧資金決済法第六十三条の十七第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項（これらの規定を第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による処分とみなす。

第九条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けている金融商品取引業者（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けた金融商品取引業者を含む。）については、施行日において新金融商品取引法第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項について変更（新金融商品取引法第二十八条第五項第一号に掲げる行為に係る業務又は同条第八項に規定する暗号資産等管理業務の種別の追加に係るものに限る。）をしようとするものとみなして、金融商品取引法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、施行日から起算して六月間（同項の変更登録の申請をした場合において当該期間内にその申請について同条第五項において準用する新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による変更登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、当該事項について金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録を受けないでも、暗号資産取引業務を行うことができる。

2　前項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる金融商品取引業者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録の申請をした場合において、その申請について変更登録又は変更登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

3　新金融商品取引法第四十三条の十二、第四十六条及び第三章第七節の規定は、前二項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる金融商品取引業者が行う当該暗号資産取引業務については、適用しない。

4　第一項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる金融商品取引業者でこの法律の施行の際現に暗号資産売買等業務を行っている者については、施行日において当該暗号資産売買等業務を行っている暗号資産について新たに暗号資産売買等業務を行おうとするものとみなして、新金融商品取引法第二十七条の六十第一項、第百七十二条の十九第一項及び第二項、第百七十八条第三十五項及び第三十六項並びに第百八十五条の七第二十五項の規定を適用する。

この場合において、新金融商品取引法第二十七条の六十第一項中「あらかじめ」とあるのは、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から起算して三月以内に」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　第一項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる金融商品取引業者が施行日前にした旧資金決済法第六十三条の十七第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条第一項第八号に該当する行為とみなす。

6　施行日前に前項に規定する金融商品取引業者に対してされた旧資金決済法第六十三条の十七第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定による処分とみなす。

第十条　附則第八条第一項又は前条第一項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けた者にあっては、当該登録を受けた日から起算して二週間以内）に、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　旧資金決済法第六十三条の三第一項第一号、第二号及び第十号に掲げる事項（金融商品取引業者にあっては、登録番号を含む。）

二　暗号資産取引業務に係る営業所の名称及び所在地

三　役員（金融商品取引法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいい、外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

四　取り扱う暗号資産の名称

五　暗号資産取引業務の内容及び方法

六　その他内閣府令で定める事項

2　附則第八条第一項又は前条第一項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、附則第八条第一項及び前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

3　附則第八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者は、第一項第四号又は第五号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（投資者の保護に欠け、又は暗号資産取引業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4　附則第八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者は、第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき（前項の規定による届出をした場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十一条　附則第八条第一項又は第二項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十八条の二第一項に規定する金融商品取引業者に該当するものとみなす。

第十二条　新金融商品取引法第二十九条の四第一項第八号イの規定の適用については、旧資金決済法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二の登録を取り消され、若しくは旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は旧資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者は、同号イに該当する者とみなす。

2　新金融商品取引法第二十九条の四第一項第八号ハ(1)の規定の適用については、暗号資産交換業者（旧資金決済法第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者をいう。）であった法人が旧資金決済法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二の登録を取り消されたことがある場合若しくは電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（旧資金決済法第二条第十九項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者をいう。次項及び附則第三十三条第二項において同じ。）であった法人が旧資金決済法第六十三条の二十二の二第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消されたことがある場合又は旧資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員（新金融商品取引法第二十九条の四第一項第一号の二に規定する役員をいう。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者は、新金融商品取引法第二十九条の四第一項第八号ハ(1)に該当する者とみなす。

3　新金融商品取引法第二十九条の四第一項第八号ハ(3)の規定の適用については、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者であった個人が旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は旧資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者は、同号イに該当する者とみなす。

（保証金の受領に係る通知に関する経過措置）

第十三条　新金融商品取引法第三十七条の五の規定は、施行日以後に同条に規定する保証金を受領した場合について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第三十七条の五第一項に規定する保証金を受領した場合については、なお従前の例による。

（説明書類の縦覧等に関する経過措置）

第十四条　新金融商品取引法第四十六条の四、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の十六、第六十三条の四第三項（金融商品取引法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第三項（金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第六十六条の十八の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係るこれらの規定に規定する説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧金融商品取引法第四十六条の四、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の十六、第六十三条の四第三項（金融商品取引法第六十三条の三第二項に

おいて準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第三項（金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第六十六条の十八に規定する説明書類については、なお従前の例による。

2　新金融商品取引法第四十六条の六第三項の規定は、施行日以後に終了する四半期（同項に規定する四半期をいう。）に係る同項に規定する書面について適用し、施行日前に終了した四半期（旧金融商品取引法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。）に係る旧金融商品取引法第四十六条の六第三項に規定する書面については、なお従前の例による。

3　新金融商品取引法第五十七条の五第三項の規定は、施行日以後に終了する四半期（新金融商品取引法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。）に係る新金融商品取引法第五十七条の五第三項に規定する書面について適用し、施行日前に終了した四半期（旧金融商品取引法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。）に係る旧金融商品取引法第五十七条の五第三項に規定する書面については、なお従前の例による。

4　新金融商品取引法第五十七条の十七第三項の規定は、施行日以後に終了する最終指定親会社四半期（金融商品取引法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下この項において同じ。）に係る新金融商品取引法第五十七条の十七第三項に規定する書面について適用し、施行日前に終了した最終指定親会社四半期に係る旧金融商品取引法第五十七条の十七第三項に規定する書面については、なお従前の例による。

5　新金融商品取引法第六十三条第六項（金融商品取引法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に金融商品取引法第六十三条第二項又は第八項（同法第六十三条の三第二項において新金融商品取引法第六十三条第六項を準用する場合にあっては、金融商品取引法第六十三条の三第一項又は同条第二項において準用する同法第六十三条第八項）の規定による届出をした場合について適用し、施行日前にこれらの規定による届出をした場合については、なお従前の例による。

6　新金融商品取引法第六十三条の九第五項（金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に金融商品取引法第六十三条の九第一項又は第七項（同法第六十三条の十一第二項において新金融商品取引法第六十三条の九第五項を準用する場合にあっては、金融商品取引法第六十三条の十一第一項又は同条第二項において準用する同法第六十三条の九第七項）の規定による届出をした場合について適用し、施行日前にこれらの規定による届出をした場合については、なお従前の例による。

7　新金融商品取引法第六十六条の十七第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書面について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧金融商品取引法第六十六条の十七第二項に規定する書面については、なお従前の例による。

（裁判手続の電子化等に伴う経過措置）

第十五条　施行日から民事関係手続等整備法施行日の前日までの間における新金融商品取引法第五十七条の三十八第六項及び第十項並びに第五十七条の三十九の規定の適用については、新金融商品取引法第五十七条の三十八第六項中「電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。次条において同じ。）」とあるのは「決定書」と、同条第十項中「非訟事件手続法」とあるのは「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」と、新金融商品取引法第五十七条の三十九中「若しくは抄本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したもの」とあるのは「又は抄本」とする。

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第十六条　新金融商品取引法第五十七条の三十八第六項（前条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される代替許可に係る事件における同項に規定する電子裁判書の送達について適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された代替許可に係る事件における決定書の送達については、なお従前の例による。

（金融商品仲介業に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行の際現に旧金融商品取引法第六十六条の登録を受けている者は、その登録の日において新金融商品取引法第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項を同号に規定する有価証券売買媒介等業務とする新金融商品取引法第六十六条の登録を受けていた者とみなす。この場合において、新金融商品取引法第六十六条の二十三において準用する金融商品取引法第五十七条第三項の規定は、適用しない。

2　前項の場合において、内閣総理大臣は、同項に規定する事項を金融商品取引法第六十六条の三第一項の金融商品仲介業者登録簿に登録するものとする。

第十八条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録（暗号資産仲介行為（旧資金決済法第二条第十八項に規定する暗号資産仲介行為をいう。第六項及び次条第五項において同じ。）に係る業務の種別に係るものに限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）を受けている者（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けた者を含み、金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この条、次条及び附則第二十条第一項第一号において同じ。）を除く。）は、施行日から起算して六月間（新金融商品取引法第六十六条の登録の申請をした場合において当該期間内にその申請について新金融商品取引法第六十六条の四の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は当該期間内に第三項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第六十六条の二十第一項若しくは第三項の規定により暗号資産売買媒介等業務（新金融商品取引法第六十六条の二第一項第四号に規定する暗号資産売買媒介等業務をいう。以下この条から附則第二十条までにおいて同じ。）の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、暗号資産売買媒介等業務を行うことができる。

2　前項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに新金融商品取引法第六十六条の登録の申請をした場合において、その申請

について登録又は登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間（その間に次項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項の規定により暗号資産売買媒介等業務の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間）も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

3　前二項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる場合においては、その者を金融商品仲介業者とみなして、新金融商品取引法第三章の二第二節（第六十六条の八を除く。）、第三節、第四節及び第五節（第六十六条の二十五を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る新金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項中「第六十六条の登録を取り消し」とあるのは「暗号資産売買媒介等業務の全部の廃止を命じ」と、同条第三項中「登録を取り消す」とあるのは「暗号資産売買媒介等業務の全部の廃止を命ずる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　前項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項の規定により暗号資産売買媒介等業務の全部の廃止を命じられた場合における新金融商品取引法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者をこれらの規定により新金融商品取引法第六十六条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項の規定による新金融商品取引法第六十六条の登録の取消しの日とみなす。

5　第三項の規定により金融商品仲介業者とみなされる者が施行日前にした旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項第三号に該当する行為とみなす。

6　施行日前に前項に規定する者に対してされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定による処分（暗号資産仲介行為に係る業務に係るものに限る。）は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項（これらの規定を第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による処分とみなす。

第十九条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けている金融商品仲介業者（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けた金融商品仲介業者を含む。）については、施行日において新金融商品取引法第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項について変更（暗号資産売買媒介等業務の種別の追加に係るものに限る。）をしようとするものとみなして、新金融商品取引法第六十六条の五第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品仲介業者は、施行日から起算して六月間（同項の変更登録の申請をした場合において当該期間内にその申請について同条第五項において準用する新金融商品取引法第六十六条の四の規定による変更登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、当該事項について新金融商品取引法第六十六条の五第四項の変更登録を受けないでも、暗号資産売買媒介等業務を行うことができる。

2　前項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる金融商品仲介業者が施行日から起算して六月を経過する日までに新金融商品取引法第六十六条の五第四項の変更登録の申請をした場合において、その申請について変更登録又は変更登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

3　金融商品取引法第六十六条の二十五の規定は、前二項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる金融商品仲介業者が行う当該暗号資産売買媒介等業務については、適用しない。

4　第一項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる金融商品仲介業者が施行日前にした旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項第三号に該当する行為とみなす。

5　施行日前に前項に規定する金融商品仲介業者に対してされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定による処分（暗号資産仲介行為に係る業務に係るものに限る。）は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項の規定による処分とみなす。

第二十条　附則第十八条第一項又は前条第一項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けた者にあっては、当該登録を受けた日から起算して二週間以内）に、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　旧資金決済法第六十三条の二十二の三第一項第一号、第二号、第四号及び第十号に掲げる事項（金融商品仲介業者にあっては、登録番号を含む。）

二　暗号資産売買媒介等業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

三　取り扱う暗号資産の名称

四　暗号資産売買媒介等業務の委託を受ける金融商品取引業者（附則第八条第一項又は第二項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者を含む。）の商号

五　暗号資産売買媒介等業務の内容及び方法

六　その他内閣府令で定める事項

2　附則第十八条第一項又は前条第一項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、附則第十八条第一項及び前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

3　附則第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者は、第一項第三号から第五号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（投資者の保護に欠け、又は暗号資産売買媒介等業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4　附則第十八条第一項若しくは第二項又は前条

第一項若しくは第二項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者は、第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき（前項の規定による届出をした場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（暗号資産管理関係業務提供者に関する経過措置）

第二十一条　新金融商品取引法第六十六条の九十四第一項の規定は、附則第九条第三項の金融商品取引業者に対して新金融商品取引法第二条第五十四項に規定する暗号資産管理関係業務を提供する場合については、適用しない。

（相場操縦行為等による賠償責任に関する経過措置）

第二十二条　新金融商品取引法第百七十一条の六の規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第百七十一条の五の規定に違反する行為に係る新金融商品取引法第百七十一条の六第一項に規定する損害を賠償する責任について適用する。

（特定暗号資産発行者関係者の禁止行為等に関する経過措置）

第二十三条　新金融商品取引法第百七十一条の七の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実（同条第二項第一号に規定する特定暗号資産発行者の業務執行を決定する機関がした同号イからトまでに掲げる事項を行うことについての決定に係る事項を行わない旨の決定にあっては、当該事項を行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の対象特定暗号資産等（同条第一項に規定する対象特定暗号資産等をいう。）に係る売買等（同項に規定する売買等をいう。次項、第四項及び第五項において同じ。）について適用する。

2　新金融商品取引法第百七十一条の八の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実（同条第二項第一号に規定する金融商品取引業者の業務執行を決定する機関がした同号イからニまでに掲げる事項を行うことについての決定に係る事項を行わない旨の決定にあっては、当該事項を行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の対象暗号資産等（同条第一項に規定する対象暗号資産等をいう。）に係る売買等について適用する。

3　新金融商品取引法第百七十一条の九の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実（同条第二項に規定する大量売買者がした同条第一項に規定する大量売買又は大量買付けを行うことについての決定に係る当該大量売付け又は大量買付けを行わない旨の決定にあっては、当該大量売付け又は大量買付けを行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の暗号資産等に係る売付け等（同項に規定する暗号資産等に係る売付け等をいう。第六項において同じ。）又は暗号資産等に係る買付け等（同条第一項に規定する暗号資産等に係る買付け等をいう。第六項において同じ。）について適用する。

4　新金融商品取引法第百七十一条の十第一項の規定は、新金融商品取引法第百七十一条の七第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実であって施行日以後に生じたもの（同条第二項第一号に規定する特定暗号資産発行者の業務執行を決定する機関がした同号イからトまでに掲げる事項を行うことについての決定に係る事項を行わない旨の決定にあっては、当該事項を行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った場合における新金融商品取引法第百七十一条の十第一項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為について適用する。

5　新金融商品取引法第百七十一条の十第二項の規定は、新金融商品取引法第百七十一条の八第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実であって施行日以後に生じたもの（同条第二項第一号に規定する金融商品取引業者の業務執行を決定する機関がした同号イからニまでに掲げる事項を行うことについての決定に係る事項を行わない旨の決定にあっては、当該事項を行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った場合における新金融商品取引法第百七十一条の十第一項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為について適用する。

6　新金融商品取引法第百七十一条の十第三項の規定は、新金融商品取引法第百七十一条の九第一項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実であって施行日以後に生じたもの（同条第二項に規定する大量売買者がした同条第一項に規定する大量売買又は大量買付けを行うことについての決定に係る当該大量売付け又は大量買付けを行わない旨の決定にあっては、当該大量売付け又は大量買付けを行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った場合における新金融商品取引法第百七十一条の十第三項の伝達をし、又は同項の暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等をすることを勧める行為について適用する。

（課徴金に関する経過措置）

第二十四条　新金融商品取引法第百七十二条の七の規定は、施行日以後に提出期限が到来する同条に規定する大量保有・変更報告書について適用し、施行日前に提出期限が到来した旧金融商品取引法第百七十二条の七に規定する大量保有・変更報告書については、なお従前の例による。

2　新金融商品取引法第百七十二条の八の規定は、施行日以後に提出される同条に規定する大量保有・変更報告書等について適用し、施行日前に提出された旧金融商品取引法第百七十二条の八に規定する大量保有・変更報告書等については、なお従前の例による。

3　新金融商品取引法第百七十三条から第百七十四条の二までの規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十四条の二第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十四条の二第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

4　新金融商品取引法第百七十四条の二の二の規定は、施行日以後に開始する同条第二項に規定する違反行為について適用する。

5　新金融商品取引法第百七十四条の三の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第百七十四条の三第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

6　新金融商品取引法第百七十五条の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する売買等又は新金融商品取引法第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等については、なお従前の例による。

7　新金融商品取引法第百七十五条の二の規定は、施行日以後に行われる同条第二項に規定する違反行為又は同条第十五項に規定する特定伝達等行為について適用し、施行日前に行われた旧金融商品取引法第百七十五条の二第二項に規定する違反行為又は同条第十四項に規定する特定伝達等行為については、なお従前の例による。

8　新金融商品取引法第百七十五条の五の規定は、施行日以後に行われる自己の名義を利用させ、又は資金を提供する行為について適用する。

9　新金融商品取引法第百七十六条第一項及び第二項の規定は、新金融商品取引法第百七十八条第一項各号に掲げる事実が施行日以後に生じたものである場合について適用し、当該事実が施行日前に生じたものである場合については、なお従前の例による。

10　施行日前に旧金融商品取引法第百八十五条の七第十六項の規定による報告をした者の課徴金の額の計算については、新金融商品取引法第百八十五条の七第二十二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（記録命令付差押えに関する経過措置）

第二十五条　令和九年十月一日前に第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。附則第九十一条において同じ。）による改正前の金融商品取引法（以下この条において「第六号旧金融商品取引法」という。）第九章（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十七条において準用する場合を含む。）の規定により記録命令付差押え（第六号旧金融商品取引法第二百十一条第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。）に係る第六号旧金融商品取引法第二百十一条第四項に規定する許可状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

（電子決済手段等取引業に関する経過措置）

第二十六条　第三条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下「新資金決済法」という。）第六十二条の六第一項第八号の規定の適用については、旧資金決済法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、若しくは旧資金決済法第六十三条の二十二第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、又は旧資金決済法若しくは銀行法等（旧資金決済法第二条第三十四項に規定する銀行法等をいう。附則第三十三条第一項において同じ。）に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人は、同号に該当する法人とみなす。

第二十七条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十二条の二十五第八項後段の規定の適用を受けている者に係る当該規定の適用については、なお従前の例による。

（暗号資産交換業に関する経過措置）

第二十八条　旧資金決済法第六十三条の十一第一項及び第二項の規定による管理の状況についての同条第三項の規定による監査については、なお従前の例による。

2　旧資金決済法第六十三条の十一の二第一項の規定による管理の状況についての同条第二項において準用する旧資金決済法第六十三条の十一第三項の規定による監査については、なお従前の例による。

第二十九条　旧資金決済法第六十三条の十三の規定による帳簿書類の作成及び保存については、なお従前の例による。

第三十条　施行日前に終了した事業年度に係る旧資金決済法第六十三条の十四第一項の報告書及び施行日前に終了した同条第二項の期間に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

第三十一条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十第二項後段若しくは第八項後段又は第六十三条の二十一の規定の適用を受けている者に係るこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する経過措置）

第三十二条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録（旧資金決済法第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項に電子決済手段仲介行為（旧資金決済法第二条第十八項に規定する電子決済手段仲介行為をいう。次項及び附則第三十七条第二項において同じ。）に係る業務を含むものに限る。以下この項において同じ。）を受けている者（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けた者を含む。）は、その登録の日において新資金決済法第六十三条の二の登録を受けていた者とみなす。

2　旧資金決済法第六十三条の二十二の四第一項の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿（電子決済手段仲介行為に係る業務に係る部分に限る。）は、新資金決済法第六十三条の四第一項の電子決済手段サービス仲介業者登録簿とみなす。

第三十三条　新資金決済法第六十三条の五第一項第一号ホの規定の適用については、旧資金決済法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二の登録を取り消され、若しくは旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、又は旧資金決済法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者は、同号ホに該当する者とみなす。

2　新資金決済法第六十三条の五第一項第二号ロ(5)の規定の適用については、法人である電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消された場合又は法人が旧資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日

前三十日以内にその法人の役員であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者は、同号ロ(5)に該当する者とみなす。

第三十四条　施行日前にした旧資金決済法第六十三条の二十二の十四第二号に掲げる行為に係る同条に規定する損害を賠償する責任については、なお従前の例による。

第三十五条　旧資金決済法第六十三条の二十二の十六の規定による帳簿書類の作成及び保存については、なお従前の例による。

第三十六条　新資金決済法第六十三条の十七の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条の報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧資金決済法第六十三条の二十二の十七の報告書については、なお従前の例による。

第三十七条　附則第三十二条第一項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を受けていた者とみなされる者が施行日前にした旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項第三号に該当する行為は、新資金決済法第六十三条の二十第三号に該当する行為とみなす。

2　施行日前に前項に規定する者に対してされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定による処分(電子決済手段仲介行為に係る業務に係るものに限る。)は、新資金決済法第六十三条の二十第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第三十八条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十二の二十三第三項後段又は第六十三条の二十二の二十四第一項若しくは第二項の規定の適用を受けている者に係るこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

(施行日前における暗号資産交換業者等の登録の申請に関する経過措置)

第三十九条　この法律の施行前にされた次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一　旧資金決済法第六十三条の二の登録の申請であって、この法律の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないもの

二　旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録の申請であって、この法律の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないもの

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる同項各号の登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第四十条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

(農業協同組合法等の一部改正)

第四十一条　次に掲げる法律の規定中「第百九十七条、」を「第百九十七条第一項第一号から第四号の二まで、第五号若しくは第六号若しくは第二項、」に改める。

一　農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第三十条の四第二項第二号

二　水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第三十四条の四第二項第二号

三　農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第二十四条の四第四号

四　会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百三十一条第一項第三号

(農業協同組合法の一部改正)

第四十二条　農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十条第七項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改め、同条第十項中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に、「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改める。

第十一条の五及び第十一条の二十七中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第十一条の六十六第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第三十条の四第二項第二号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第九十二条の五中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

(公認会計士法及び特定融資枠契約に関する法律の一部改正)

第四十三条　次に掲げる法律の規定中「第百九十三条の二第一項」を「第二十六条の三第一項」に改める。

一　公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二十四条の二第二号及び第三十四条の三十四の二

二　特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)第二条第一項第四号

(消費生活協同組合法及び不動産特定共同事業法の一部改正)

第四十四条　次に掲げる法律の規定中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

一　消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第二項

二　不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二十一条の二

(水産業協同組合法の一部改正)

第四十五条　水産業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第三号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同条第四項第二号中「第二条第十一項第一号イからハまで」を「第二条第十一項第一号イからニまで」に改め、同条第五項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第十一条の十一及び第十五条の十二中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第三十四条の四第二項第二号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第八十七条第五項第二号中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第六項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第八十七条の二第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第九十三条第三項第二号中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第四項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第九十七条第四項第二号中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第五項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第百九条中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第九条の八第六項第一号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第四号中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改め、同条第七項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第九条の九第六項第七号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律等の一部改正）

第四十七条　次に掲げる法律の規定中「第百九十七条（」を「第百九十七条第一項第一号から第四号の二まで、第五号若しくは第六号若しくは第二項（」に改める。

一　協同組合による金融事業に関する法律第五条の四第四号

二　信用金庫法第三十四条第四号

三　労働金庫法第三十四条第四号

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第四十八条　協同組合による金融事業に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第五条の四第四号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十三号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第六条の五の十一第一項中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「「有価証券の」を「「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第四十九条　外国為替及び外国貿易法の一部を次のように改正する。

第六条第一項第九号ロ中「資金決済に関する法律第二条第十四項」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第四十九項」に改め、同項第十四号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削る。

第十六条の二の表の五の項の上欄中「暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業を行う者」に改め、同項の下欄第一号中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に改め、同欄第二号中「当該暗号資産交換業者」を「当該暗号資産取引業者」に、「資金決済に関する法律第二条第十七項」を「金融商品取引法第六十二条の二」に、「外国暗号資産交換業者」を「外国暗号資産取引業者」に改める。

第五十五条の三第二項中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第五十条　投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同条第九項第二号を次のように改める。

二　特定投資家等（金融商品取引法第二条第三項第二号ロに規定する特定投資家等をいう。）のみを相手方として行う場合で政令で定める場合

第四条第二項第十二号及び第六条第六項第七号中「特定投資家私募」を「特定投資家等私募」に改める。

第十三条第三項第二号中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第四十九条第二項第十三号及び第五十条第二項第七号中「特定投資家私募」を「特定投資家等私募」に改める。

第二百八条第二項第二号中「第二十八条第五項」を「第二十八条第六項」に改める。

第二百二十三条の三第二項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産（金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産をいう。次項において同じ。）」を加え、「金融商品取引法」を「同法」に改め、同条第三項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同条第五項中「暗号等資産関連業務に関する特則」を「暗号等資産関連業務における暗号等資産の性質に関する説明等」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第五十一条　信用金庫法の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十三号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第五十三条第五項第一号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第五号中「第二十八条第十項第四号」を「第二十八条第十項第八項第四号」に改め、同条第六項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十四条第五項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十四条の二十三第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第八十九条の二第一項中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「、有価証券の」を「、有価証券若しくは暗号資産の」に改め、同条第二項中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第五十二条　長期信用銀行法の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改め、同条第五項中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改める。

第十三条の二第一項第三号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第四号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第十七条の二中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「「有価証券の」を「「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「、有価証券の」を「、有価証券若しくは暗号資産の」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第五十三条　労働金庫法の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十三号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第五十三条第五項第一号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第五号中「第二十八条第十項第四号」を「第二十八条第十項第八項第四号」に改め、同条第六項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十四条第五項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十四条の二十三第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第八十九条の二第一項中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「「有価証券の」を「「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「、有価証券の」を「、有価証券若しくは暗号資産の」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第五十三条　労働金庫法の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十三号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第五十八条第六項第一号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第四号中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改め、同条第七項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十八条の二第三項第一号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第九十四条の二中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「「有価証券の」を「「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「、有価証券の」を「、有価証券若しくは暗号資産の」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第五十四条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

第三十七条の十第一項中「第二十八条第八項第三号イ」を「第二十八条第十項第三号イ」に改める。

第三十七条の十一の二第二項第一号中「第二条第十一項」を「同法第二条第十一項第一号」に改める。

第三十七条の十二の二第二項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

第三十七条の十四第一項中「第二十八条第八項第三号イ」を「第二十八条第十項第三号イ」に改める。

第六十七条の十四第一項第一号ロ(2)、第六十七条の十五第一項第一号ロ(2)及び第六十八条の三の二第一項第一号ロ(2)中「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

（所得税法の一部改正）

第五十五条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の三第一項第二号中「同条第十一項」を「同条第十一項第一号」に改める。

第二百二十四条の四第二号及び第二百二十四条の五第一項第四号中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

（法人税法及び投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第五十六条　次に掲げる法律の規定中「資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項」を「金融商品取引法第二条第四十九項」に改める。

一　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十一条第一項

二　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項第六号の二

（登録免許税法の一部改正）

第五十七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号中「係る認可」の下に「、認定特定非財務情報監査証明業協会」を加え、同号(九)を同号(十)とし、同号(八)を同号(九)とし、同号(七)を同号(八)とし、同号(六)の次に次のように加える。

㈦　金融商品取引法第二十六条の二十九第一項（認定特定非財務情報監査証明業協会の認定）の認定特定非財務情報監査証明業協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
別表第一第四十一号中「金融商品取引業者の登録若しくは」を「特定非財務情報監査証明業者の登録、金融商品取引業者の登録若しくは」に改め、同号㈭を同号㈣とし、同号㈠から㈣までを同号㈡から㈤までとし、同号に㈠として次のように加える。		
㈠　金融商品取引法第二十六条の六（登録）の特定非財務情報監査証明業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
第五十八条　登録免許税法の一部を次のように改正する。		
別表第一第四十一号㈣を同号㈤とし、同号㈨から㈢までを同号㈩から㈣までとし、同号㈧の次に次のように加える。		
㈨　金融商品取引法第六十六条の五第四項（変更登録等）の変更登録（同法第六十六条の二第一項第四号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき九万円
別表第一第四十九号中「暗号資産交換業者の登録、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同号㈥を削り、同号㈦中「第六十三条の二十二の二（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録）の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「第六十三条の二（電子決済手段サービス仲介業者の登録）の電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同号㈦を同号㈥とし、同号㈧を削り、同号㈨を同号㈦とし、同号㈩から㈢までを同号㈧から㈩までとする。		
（住民基本台帳法の一部改正）		
第五十九条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。		
別表第一の三の項中「よる」の下に「同法第二十六条の六の登録、同法第二十六条の十第一項若しくは第二十六条の二十三第一項の届出、同法第二十六条の二十九第一項の認定、」を加え、「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に、「若しくは第六十六条の八十三第一項」を「、第六十六条の八十三第一項、第六十六条の九十四第一項若しくは第六項若しくは第六十六条の百一」に改め、同表の十二の項中「、同法第六十三条の二十二の二の登録、同法第六十三条の二十二の六第四項の届出」を削り、同表の十二の二の項中「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に改める。		
（預金保険法の一部改正）		
第六十条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。		
第三十七条第一項第三号中「第六十六条の二第一項第四号」を「第六十六条の四第五号」に改める。		
第百二十六条の二第二項第三号中「同条第八項」を「同条第十項」に改める。		
第百三十九条第二項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に、「同項に」を「同号に」に、「同項各号」を「同号イからニまで」に改める。		
（特定商取引に関する法律の一部改正）		
第六十一条　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。		
第二十六条第一項第八号イ中「同項」を「同項第一号」に改める。		
（銀行法の一部改正）		
第六十二条　銀行法の一部を次のように改正する。		
第十条第四項中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同条第十項中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改める。		
第十一条第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。		
第十三条の四中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「、有価証券の」を「、有価証券若しくは暗号資産の」に改める。		
第十六条の二第一項第三号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第四号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。		
第五十二条の二の五、第五十二条の四十五の二及び第五十二条の六十の十七中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「「有価証券の」を「「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「、有価証券の」を「、有価証券若しくは暗号資産の」に改める。		
（保険業法の一部改正）		
第六十三条　保険業法の一部を次のように改正する。		
第五十三条の二第一項中「第二十号」を「第二十一号まで」に改める。		
第九十八条第八項中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同条第九項中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改める。		
第九十九条第二項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。		
第百六条第一項第五号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第六号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。		

第三百条の二中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「、有価証券の」を「、有価証券若しくは暗号資産の」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第六十四条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「同法第二条第十一項」を「同法第二条第十一項第一号」に改める。

（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部改正）

第六十五条　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十三号中「、同条第十項」を「若しくは同条第十項」に改め、「若しくは同条第十五項に規定する暗号資産交換業」を削る。

第三条第一項第六号ハ中「資金決済に関する法律第二条第十四項」を「金融商品取引法第二条第四十九項」に改める。

第六十四条の四第一項第一号	、ロ又はホ	又はロ
	とき（次項の規定による変更登録を受けた場合を除く。）	とき

第十一条第四項中「以外」を「であって有価証券売買媒介等業務（同法第六十六条の二第一項第四号に規定する有価証券売買媒介等業務をいう。第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）を行うもの以外」に改め、同項第一号ロ中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改め、同項第三号中「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に改める。

第十六条第三項第八号ハ中「金融商品仲介業者」の下に「であって有価証券売買媒介等業務を行うもの」を加える。

第三十一条第二項の表第三十九条第一項第一号の項中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第七十七条中「第六十四条第三項から第六項まで」を「第六十四条第三項（第三号ホを除く。）及び第四項から第六項まで」に、「、第六十四条の四」を「、第六十四条の四第一項」に、「及び第六十四条の六」を「並びに第六十四条の六」に改め、同条の表第六十四条の二第一項第一号の項中「リまで」の下に「（暗号資産関係職務を行おうとする場合にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」を加え、同表第六十四条の四の項中「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十七条の表第六十四条の四第二号の項中「第六十四条の四第二号」を「第六十四条の四第一項第二号」に改め、同表第六十四条の四第三号の項中「第六十四条の四第三号」を「第六十四条の四第一項第三号」に、「リまで」を「リまで（暗号資産関係職務を行っている場合にあつては、同号ロからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」に改め、同表第六十四条の五第一項第一号の項中「リまで」の下に「（暗号資産関係職務を行っている場合にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」を加える。		
第七十八条第一項及び第五項中「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に改める。		
第百四十二条の次に次の一条を加える。		
第百四十二条の二　正当な理由がなく、第百六十一条において準用する金融商品取引法第二百十一条第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。		
第百五十一条第八号中「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に改める。		
第百五十二条第一項第四号中「第十九号」の下に「、第百四十二条の二」を加える。		

（農林中央金庫法の一部改正）

第六十六条　農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第四号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第五十四条第三項第五号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同条第六項第一号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第六号中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改め、同条第七項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十九条の三及び第五十九条の七中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第七十二条第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第九十五条の五中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

（信託業法の一部改正）

第六十七条　信託業法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「第二条第三十項」を「第二条第二十六項」に改める。

第二十四条の二中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第五十一条第九項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

（会社法の一部改正）

第六十八条　会社法の一部を次のように改正する。

第三百三十一条第一項第三号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第九百四十三条第一号中「、第六十二条の二十五第七項及び第六十三条の二十第七項」を「及び第六十二条の二十五第七項」に改める。

（会社法の一部改正に伴う経過措置）

第六十九条　前条の規定による改正後の会社法第九百四十三条の規定の適用については、旧資金決済法第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第五十条の二第十項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（郵政民営化法の一部改正）

第七十条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項中「第六十六条の二第一項第四号」を「第六十六条の四第五号」に改め、同条第二項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に、「第四号に」を「ニに」に、「第一号又は第三号」を「イ又はハ」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七十一条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第六十八条第一項中「第六十六条の二第一項第四号」を「第六十六条の四第五号」に改め、同条第二項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に、「第四号に」を「ニに」に、「第一号又は第三号」を「イ又はハ」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十二条　証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条第二項中「新金融商品取引法第二十八条第八項」を「金融商品取引法第二十八条第十項」に改め、「。以下同じ」を削る。

附則第四十三条第一項中「第五十二条第一項第七号又は第十一号」を「第五十二条第一項第八号又は第十二号」に改める。

附則第百五十五条第一項、第百七十四条第一項及び第二百十二条第一項中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七十三条　証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第五十二条第一項第七号又は第十一号」を「第五十二条第一項第八号又は第十二号」に改める。

第五十二条第一項、第五十九条第一項、第七十九条第一項及び第百五十七条第一項中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第七十四条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二十一号中「金融商品取引業者」の下に「（第三十二号において単に「金融商品取引業者」という。）」であって、同条第八項に規定する金融商品取引業（同法第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業（同号及び第十条の四において単に「暗号資産取引業」という。）を除く。）を行うもの」を加え、同項第三十二号を次のように改める。

三十二　金融商品取引業者であって、暗号資産取引業を行うもの

第十条の四の見出しを「（外国所在暗号資産取引業者との契約締結の際の確認）」に改め、同条中「「暗号資産交換業者」を「「暗号資産取引業者」に、「外国所在暗号資産交換業者（」を「外国所在暗号資産取引業者（」に、「暗号資産交換業（資金決済に関する法律第二条第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。）」を「暗号資産取引業」に、「同法第二条第十四項」を「金融商品取引法第二条第四十九項」に、「第二条第十五項に規定する暗号資産の交換等」を「第二条第八項第十八号又は第十九号に掲げる行為」に、「外国所在暗号資産交換業者に」を「外国所在暗号資産取引業者に」に改め、同条各号中「外国所在暗号資産交換業者」を「外国所在暗号資産取引業者」に改める。

第十条の五第一項中「暗号資産交換業者は」を「暗号資産取引業者は」に、「、他の暗号資産交換業者」を「、他の暗号資産取引業者」に、「外国暗号資産取引業者」を「外国暗号資産交換業者」を「外国暗号資産取引業者」に、「資金決済に関する法律第二条第十七項」を「金融商品取引法第六十二条の二」に、「他の暗号資産交換業者等」を「他の暗号資産取引業者等」に、「他の暗号資産交換業者等」を「他の暗号資産取引業者等」に改める。

第十九条の二第六号中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に、「資金決済に関する法律第二条第十五項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第十八号、第十九号、第二十三号（同項第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）又は第二十四号」に、「暗号資産交換契約」を「暗号資産取引契約」に改める。

第十九条の三第一号中「暗号資産交換用情報」を「暗号資産取引用情報」に改める。

第二十二条第二項第三号中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に改める。

第三十一条第一項中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に、「暗号資産交換契約」を「暗号資産取引契約」に、「暗号資産交換用情報」を「暗号資産取引用情報」に改め、同条第二項中「暗号資産交換用情報」を「暗号資産取引用情報」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二　正当な理由がなく、第三十七条において準用する金融商品取引法第二百十一条第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十六条第二項中「前条」を「前二条」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第七十五条　施行日が犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十一条第一項及び第三十二条第四項第一号ホの規定の適用については、同法第三十一条第一項中「資金決済に関する法律第二条第十五項各号」とあるのは「金融商品取引法第二条第八項第十八号、第十九号、第二十三号（同項第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）又は第二十四号」と、同号ホ中「暗号資産交換業者」とあるのは「暗号資産取引業者」と、「暗号資産交換契約」とあるのは「暗号資産取引契約」とする。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第七十六条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項中「、第三十五条の二」を「から第三十五条の二の二まで」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第七十七条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項第七号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同条第六項第二号中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第八号中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改め、同条第七項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第二十九条中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第三十九条第一項第二号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第七十八条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改める。

第四条第一項の表第二条第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八条、第六十条の十四第一項、第六十六条並びに第二百二条第二項第一号及び第二号の項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改め、「第二十八条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第二項中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改める。

（株式会社国際協力銀行法の一部改正）

第七十九条　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「、第三十五条の二」を「から第三十五条の二の二まで」に、「及び第四十条の三の四」を「、第四十条の三の四及び第四十三条の七から第四十三条の十八まで」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第八十条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第四十九項」に改める。

第三十条第一項中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削る。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第八十一条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第十四号ホ中「第二条第二十三項」を「第二条第十九項」に改める。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第八十二条　施行日が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日後である場合には、前条中「第五十条第一項第十四号ホ」とあるのは、「第五十条第一項第十五号ホ」とする。

（金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十三条　金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項中「第三号新金融商品取引法第百八十五条の七第十八項」を「金融商品取引法第百八十五条の七第二十項」に、「同条第十七項」を「同条第十七項」に改める。

第八十四条　金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項中「第百八十五条の七第二十項」を「第百八十五条の七第二十八項」に、「同条第十七項」を「同条第二十五項」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第八十五条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「ヲまで」を「モまで」に改め、同項第三号中ヲをモとし、ノからシまでをクからヒまでとし、ヰの次に次のように加える。

ノ　特定非財務情報監査証明業者

オ　認定特定非財務情報監査証明業協会

第八十六条　金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中メを削り、ユをメとし、ナからキまでをラからユまでとし、ネの次に次のように加える。

ナ　暗号資産管理関係業務提供者

第四条第一項第十六号中「及び」の下に「同法第二章から第二章の七までの規定による」を加える。

（権限の委任）

第八十七条　内閣総理大臣は、附則第七条第一項、第十条第一項、第三項及び第四項、第十七条第二項並びに第二十条第一項、第三項及び第四項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（処分等の効力）

第八十八条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条にお

いて同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これらに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八十九条　この法律（附則第一条第二号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（電磁的記録提供命令等における留意事項）

第九十一条　電磁的記録提供命令（第二条の規定による改正後の金融商品取引法第二百十一条第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り金融商品取引法第二百十条第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十七条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならない。

（検討）

第九十二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

下水道法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十四日

国土交通委員長　辻元　清美

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下水道施設の老朽化や人口減少に対応し、強靱で持続可能な下水道の実現に向けた基盤の強化を図るため、都道府県による広域連携推進計画の策定、下水道管理者による施設の工事及び維持管理の状況の公表の義務化、下水道区域の見直し等の措置を講ずるとともに、道路における下水道管等の占用物件の適切な維持管理の確保を図るため、道路管理者と道路占用者との間の占用物件等の維持修繕に関する協定制度の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

下水道法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月二十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

下水道法等の一部を改正する法律案

下水道法等の一部を改正する法律

（下水道法の一部改正）

第一条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条の三」に、「第二条の二」を「第二条の四」に、「第四章　雑則（第三十一条の二―第四十三条）」を「第三章の二　下水道管理者の間の連携等（第三十一条の二―第三十一条の六）　第四章　雑則（第三十一条の七―第四十三条）」に改める。

第一条の見出し中「この法律の」を削り、同条中「設置」の下に「、改築、修繕、維持」を、「整備を」の下に「図るとともに、下水道の基盤の強化を」を加える。

第二条第七号中「公示された区域」の下に「（第九条の二第四項の規定により公示された区域を除く。）」を加え、同条第八号中「公示された区域」の下に「（第九条の二第五項において準用する同条第四項の規定により公示された区域を除く。）」を加える。

第二条の二第五項中「管理」の下に「（次章第二節を除き、以下単に「管理」という。）」を加え、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「生じる」を「生ずる」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　流域別下水道整備総合計画は、基本方針に即するものでなければならない。

第一章の二中第二条の二を第二条の四とする。

第一章に次の二条を加える。

（基本方針）

第二条の二　国土交通大臣は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針（第二条の四第二項第一号を除き、以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　下水道の整備に関する基本的事項

二　下水道の基盤の強化に関する基本的事項

三　下水道の維持及び修繕並びに計画的な改築に関する事項

四　下水道の管理に必要な人材の確保及び育成に関する事項

五　下水道管理者（第四条第一項に規定する公共下水道管理者、第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。以下同じ。）の間における次に掲げ

る取組（以下「下水道管理者の間の連携等」という。）の推進に関する事項

イ　市町村の区域を超えた広域的な連携

ロ　二以上の公共下水道、流域下水道又は都市下水路の一体的な管理

六　下水道の管理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用に関する事項

七　その他下水道の整備及び基盤の強化に関する重要事項

3　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（責務）

第二条の三　国は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを推進するとともに、都道府県及び下水道管理者に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2　都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における下水道管理者の間の連携等の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3　下水道管理者は、下水道を適正に管理するとともに、その下水道の基盤の強化に努めなければならない。

第三条第一項中「設置、改築、修繕、維持その他の」を削り、同条第二項中「設置、改築、修繕、維持その他の」及び「あらかじめ」を削り、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定にかかわらず、都道府県は、第三十一条の二第三項の規定により当該都道府県の定める同条第一項に規定する広域連携推進計画に当該都道府県による公共下水道の管理（設置を除く。以下この項において同じ。）に関する事項が定められている場合においては、当該公共下水道の管理を行うことができる。

第四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　公共下水道管理者は、次条第二項の規定により事業計画に道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の協力が必要な事項について記載しようとするときは、当該事項について、当該道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。ただし、事業計画を定める前に、同法第二十八条の二第一項に規定する協議会において、当該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

第五条第一項第五号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる事項には、道路管理者との連携による道路（道路法による道路をいう。以下同じ。）の路面下の点検の実施、道路の区域における地盤の状況に関する情報の提供その他の公共下水道管理者が行う点検のために道路管理者の協力が必要な事項を記載することができる。

第六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　基本方針に即したものであること。

第七条第一項中「観点から政令で定める技術上の基準に適合する」を「ことができるものであつて、水圧、土圧、地震力その他の荷重、地盤の状況、下水の量及び水質その他の公共下水道の損傷、腐食その他の劣化を生じさせるおそれのある要因を考慮した安全なものであり、かつ、改築、修繕及び点検の容易性並びに災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施の容易性を考慮した」に改め、同条第二項中「構造」を「構造の技術上の基準」に、「参酌して」を「参酌して、」に改め、「技術上の基準に適合するものでなければならない」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公共下水道の構造について公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から必要とされる技術上の基準は、政令で定める。

第七条の三第三項中「点検及び」を「公共下水道の施設の点検及び安全性の評価並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（計画的な改築等）

第七条の四　公共下水道管理者は、長期的な観点から、排水区域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況に鑑み、公共下水道の計画的な改築に努めなければならない。

2　公共下水道管理者は、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道の改築に要する費用を含む公共下水道の管理に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

第九条第一項中「、あらかじめ」を削り、「を変更しよう」を「の変更（次条第一項の規定による当該区域の全部又は一部の廃止を伴う変更を除く。）をしよう」に改め、同条第二項中「と読み替える」を「と、「次条第一項」とあるのは「次条第五項において準用する同条第一項」と読み替える」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（排水区域等の廃止）

第九条の二　公共下水道管理者は、排水区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮し、公共下水道により当該排水区域の全部又は一部の下水を排除する必要がなくなつたと認める場合には、当該排水区域の全部又は一部を廃止することができる。

2　公共下水道管理者は、排水区域の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の予定年月日、廃止しようとする区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を、第四項の公示の日の前日まで当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

3　公共下水道管理者は、前項の規定による公示をしようとするときは、当該公示に係る区域内の公共下水道を使用する者の同意を得なければならない。ただし、当該公共下水道を管理する地方公共団体が当該公共下水道による下水の排除に代わる措置として国土交通省令で定めるものを講ずる場合は、この限りでない。

4　公共下水道管理者は、第一項の規定により排水区域の全部又は一部を廃止したときは、廃止した区域その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

5　前各項の規定は、処理区域の全部又は一部を廃止する場合に準用する。この場合において、第一項中「排除する」とあるのは「処理する」と、前三項中「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と、第三項ただし書中「排除」とあるのは「処理」と読み替えるものとする。

第十条第一項第三号中「（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）」を削り、同条第二項中「前項第三号」を「同項第三号」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、同条に次の一項を加える。

4　排水区域のうち前条第二項の規定により公示された区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、第一項の規定にかかわらず、その土地の下水を公共下水道以外の設備又は施設に流入させるために必要な排水施設を設置することができる。

第十一条の三第一項中「処理区域内」を「処理区域（第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）内」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（都道府県による復旧工事の代行）

第十四条の二　第二十五条の二十二第一項の規定により流域下水道を管理する都道府県は、災害が発生した場合において、市町村から要請があり、かつ、当該市町村における公共下水道の復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道（当該流域下水道と管理上密接な関連を有するものに限る。）について復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、第三条の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

2　前項の都道府県は、同項の規定により公共下水道の復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行うものとする。

3　第一項の規定により都道府県が公共下水道の復旧に関する工事を行う場合には、第二十二条第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。

4　第一項の規定により都道府県が施行する公共下水道の復旧に関する工事については、当該都道府県の費用をもつてこれを施行する。この場合において、国は同項の市町村が自ら当該公共下水道の復旧に関する工事を施行することとした場合に国が当該市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該市町村は当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

5　第二項の規定により公共下水道管理者に代わつてその権限を行う都道府県は、第五章の規定の適用については、公共下水道管理者とみなす。

第十六条中「前二条」を「前三条、第三十一条の五及び道路法第二十条の三」に改める。

第十八条の見出しを「（損傷等負担金）」に改め、同条中「損傷した行為」の下に「又はその機能を著しく妨げた行為」を、「工事」の下に「又は維持」を加える。

第二十条第二項第二号中「をこえない」を「に、改築を実施するため将来において必要となる資金として積み立てるべき額を加えたものを超えない」に改め、同項第四号中「差別的取扱い」を「差別的取扱い」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号の原則によつて使用料を定めるに当たつて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

第二十三条の二を第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（施設の工事及び維持管理の状況の公表）

第二十三条の二　公共下水道管理者は、公共下水道の施設の工事及び維持管理の状況に関する情報であつて国土交通省令で定める事項について、国土交通省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第二十五条中「基く」を「基づく」に改め、「設置その他の」を削る。

第二十五条の二十二中「設置、改築、修繕、維持その他の」を削る。

第二十五条の二十三中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　流域下水道管理者は、次条第二項の規定により事業計画に道路管理者の協力が必要な事項について記載しようとするときは、当該事項について、当該道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。ただし、事業計画を定める前に、道路法第二十八条の二第一項に規定する協議会において、当該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

第二十五条の二十四第一項第四号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる事項には、道路管理者との連携による道路の路面下の点検の実施、道路の区域における地盤の状況に関する情報の提供その他の流域下水道管理者が行う点検のために道路管理者の協力が必要な事項を記載することができる。

第二十五条の二十五中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　基本方針に即したものであること。

第二十五条の三十中「第二十三条の二」を「第二十三条の三」に改める。

第二十六条中「設置、改築、修繕、維持その他の」を削る。

第三十一条中「第二十三条の二」を「第二十三条の三」に改める。

第三十一条の四を削る。

第三十一条の三中「第二条の二第五項」を「第二条の四第五項」に改め、「設置、改築、修繕、維持その他の」を削り、同条を第三十一条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（災害の発生時における連携及び協力の確保）

第三十一条の八　国、都道府県、市町村及び下水道管理者並びにその他の関係者は、災害の発生時における速やかな下水道の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第三十一条の二第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「設置、改築、修

繕、維持その他の」を削り、同条を第三十一条の六とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　下水道管理者の間の連携等

（広域連携推進計画）

第三十一条の二　都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該都道府県の区域内において下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認める場合には、下水道管理者の間の連携等の推進に関する計画（以下「広域連携推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2　広域連携推進計画においては、下水道管理者の間の連携等を推進する区域（以下「計画区域」という。）を定めるほか、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項

二　計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し

三　計画区域における下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項

四　計画区域において下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

3　前項第三号に掲げる事項には、市町村における公共下水道の管理の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道の管理（設置を除く。以下この項及び第六項において同じ。）を都道府県が行うことが適当であると認められるときは、当該都道府県による当該公共下水道の管理に関する事項を記載することができる。

4　第二項第三号に掲げる事項には、第三十一条の五第一項の規定に基づく連携協力下水道の管理に関する事項を記載することができる。

5　都道府県は、広域連携推進計画を定めようとするときは、関係下水道管理者の同意を得なければならない。

6　市町村である公共下水道管理者は、第三項の規定により当該市町村が管理する公共下水道の管理に関する事項が定められている広域連携推進計画について前項の同意をしようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

7　下水道管理者の間の連携等を推進しようとする二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、共同して、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、広域連携推進計画を定めることを要請することができる。

8　都道府県は、前項の規定による要請があつた場合において、下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認めるときは、広域連携推進計画を定めるものとする。

9　都道府県は、広域連携推進計画を定めようとする場合において、次条第一項に規定する都道府県協議会が組織されているときは、当該広域連携推進計画に定める事項について当該都道府県協議会における協議をしなければならない。

10　都道府県は、広域連携推進計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通大臣に報告するとともに、関係下水道管理者に通知しなければならない。

11　都道府県は、広域連携推進計画を定めたときは、これを公表するよう努めなければならない。

12　第五項から前項までの規定は、広域連携推進計画の変更について準用する。

（都道府県協議会）

第三十一条の三　広域連携推進計画を定めようとする都道府県は、広域連携推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「都道府県協議会」という。）を組織することができる。

2　都道府県協議会は、次に掲げる構成員をもつて構成する。

一　広域連携推進計画を定めようとする都道府県

二　関係下水道管理者

三　学識経験を有する者その他の当該都道府県が必要と認める者

3　第一項の規定により都道府県協議会を組織する都道府県は、都道府県協議会において同項に規定する協議を行おうとするときは、前項第二号に掲げる者であつて都道府県協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4　前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5　都道府県協議会において協議が調つた事項については、都道府県協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の運営に関し必要な事項は、都道府県協議会が定める。

（管理者協議会）

第三十一条の四　二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、下水道管理者の間の連携等による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会（以下「管理者協議会」という。）を組織することができる。

2　管理者協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一　関係地方公共団体

二　下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

三　学識経験を有する者その他の管理者協議会が必要と認める者

3　管理者協議会において協議が調つた事項については、管理者協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、管理者協議会の運営に関し必要な事項は、管理者協議会が定める。

（連携協力下水道の管理）

第三十一条の五　隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する公共下水道、流域下水道又は都市下水路のうち、その管理を関係下水道管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（以下「連携協力下水道」という。）については、関係下水道管理者は、第三条、第二十五条の二十二及び第二十六条の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2　第三十一条の二第四項の規定により広域連

携推進計画に前項の規定に基づく当該連携協力下水道の管理に関する事項が定められた場合においては、当該連携協力下水道の管理の方法は、当該広域連携推進計画に即したものでなければならない。

3　第一項の規定による協議が成立した場合においては、関係下水道管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

4　第一項の規定による協議に基づき関係下水道管理者がその管理する下水道以外の連携協力下水道を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該連携協力下水道の管理者に代わつてその権限を行うものとする。

5　連携協力下水道の管理に要する費用の負担については、関係下水道管理者が協議して定めるものとする。

第四十二条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の六」に改め、同条第二項中「設置、改築、修繕、維持その他の」を削る。

（道路法の一部改正）

第二条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に改める。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

（占用物件等維持修繕協定の締結）

第二十条の三　道路管理者は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するため道路占用者（第三十二条第三項に規定する道路占用者をいう。以下この節において同じ。）との連携により道路及び占用物件（第三十九条の八に規定する占用物件をいう。第一号において同じ。）の維持又は修繕を行う必要があると認めるときは、道路占用者との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「占用物件等維持修繕協定」という。）を締結することができる。

一　占用物件等維持修繕協定の目的となる道路及び占用物件（次号及び第三号において「協定占用物件等」という。）

二　協定占用物件等の維持又は修繕の内容

三　前号の協定占用物件等の維持又は修繕に要する費用の負担の方法

四　占用物件等維持修繕協定の有効期間

五　占用物件等維持修繕協定に違反した場合の措置

六　その他必要な事項

第二十八条の二第一項中「その他」を「、公共下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。次条において同じ。）その他の道路の路面下に工作物、物件又は施設を設ける道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議その他」に改め、「必要な協議」の下に「及び連絡調整」を加え、同条第二項第二号中「者」を「道路占用者その他の者」に改める。

第三章第一節に次の一条を加える。

（公共下水道管理者等が行う点検への協力）

第二十八条の三　道路管理者は、下水道法第四条第六項及び第五条第二項又は同法第二十五条の二十三第七項及び第二十五条の二十四第二項の規定により同法第四条第一項又は第二十五条の二十三第一項の事業計画に道路管理者の協力が必要な事項が記載されたときは、当該事業計画に基づき公共下水道管理者又は同項に規定する流域下水道管理者が行う点検に協力するものとする。

第三十二条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

八　工作物、物件又は施設（電柱、電線、水管、下水道管、ガス管その他その維持管理が適切に行われることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の維持管理に関する事項

第三十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「行なう」を「行う」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道路占用者は、道路の占用に関する工事（道路の地下に設ける工作物、物件又は施設に係るものに限る。）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その完了時における工作物、物件又は施設の状況を示す図面その他必要な図面を添えて、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

第三十三条第一項中「第七号」を「第八号」に改める。

第三十六条第一項中「（昭和三十三年法律第七十九号）」を削る。

第三十九条の四第一項第二号及び第四十八条の二十五第一項第二号中「第七号」を「第八号」に改める。

第六十二条中「は、」の下に「第二十条の三の規定により締結されている占用物件等維持修繕協定の内容に従つて費用を負担する場合及び」を加える。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第三条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十四号中「第三十二条第五項」を「第三十二条第六項」に改め、同条第五項中「第三十二条第四項」を「第三十二条第五項」に改める。

第九条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　道路法第二十条の三の規定により占用物件等維持修繕協定を締結すること。

第九条第一項第七号の二中「連絡調整」の下に「又は道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議」を加え、同項に次の一号を加える。

十五　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第六項又は第二十五条の二十三第七項の規定により協議すること。

第九条第十一項中「同項第三号」の下に「、第五号の二」を加え、「又は第十三号」を「、第十三号又は第十五号」に改める。

第十七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　道路法第二十条の三の規定により占用物件等維持修繕協定を締結すること。

第十七条第一項第七号の二中「連絡調整」の下に「又は道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議」を加え、同項第九号中「第三十二条第五項」を「第三十二条第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

四十　下水道法第四条第六項又は第二十五条の二十三第七項の規定により協議すること。

第三十条第一項第三号及び第三十一条第一項第一号中「連絡調整」の下に「又は道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第一条中下水道法第十四条の次に一条を加える改正規定及び同法第十六条の改正規定並びに次条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条第二号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の下水道法第十六条の規定の適用については、同条中「前三条、第三十一条の五及び道路法第二十条の三」とあるのは、「前三条」とする。

（道路法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に第二条の規定による改正前の道路法第三十二条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりされた許可の申請であって、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第三号中「損傷負担金」を「損傷等負担金」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第七条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「処理区域」の下に「（同法第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）」を加え、「下水道法第二条第三号」を「同法第二条第三号」に改める。

（日本下水道事業団法の一部改正）

第八条　日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項中「第二条の二第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四号中「第四条第六項」を「第四条第七項」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第十二条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第二十五条の二十三第七項」を「第二十五条の二十三第八項」に改める。

第三十一条中「第四条第六項」を「第四条第七項」に、「第二十五条の二十三第七項」を「第二十五条の二十三第八項」に改める。

（浄化槽法の一部改正）

第九条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項中「規定する処理区域」の下に「（同法第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）」を加える。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）

第十条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「第二条の二第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四号中「第四条第六項」を「第四条第七項」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第十二条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第二十五条の二十三第七項」を「第二十五条の二十三第八項」に改める。

投票者氏名

日程第一　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　　二三八名

青木　一彦君　　赤松　健君
浅尾慶一郎君　　朝日健太郎君
阿達　雅志君　　有村　治子君
生稲　晃子君　　石井　準一君
石井　浩郎君　　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　　井上　義行君
猪口　邦子君　　今井絵理子君
岩本　剛人君　　いんどう周作君
上野　通子君　　臼井　正一君
江島　潔君　　大家　敏志君
岡田　直樹君　　小川　克巳君
越智　俊之君　　小野田紀美君
加田　裕之君　　片山さつき君
加藤　明良君　　かまやち敏君
神谷　政幸君　　北村　経夫君
木村　義雄君　　見坂　茂範君
上月　良祐君　　古賀友一郎君
古庄　玄知君　　小林　一大君
小林孝一郎君　　こやり隆史君
酒井　庸行君　　櫻井　充君
佐藤　啓君　　自見はなこ君
清水　真人君　　進藤金日子君
末松　信介君　　鈴木　大地君
鈴木　宗男君　　高橋はるみ君
滝波　宏文君　　鶴保　庸介君
出川　桃子君　　寺田　静君
友納　理緒君　　永井　学君
中曽根弘文君　　中西　祐介君
西田　昌司君　　西田　英範君
野上浩太郎君　　野村　哲郎君
橋本　聖子君　　長谷川　岳君
長谷川英晴君　　馬場　成志君
東野　秀樹君　　福岡　資麿君
福山　守君　　藤井　一博君
藤川　政人君　　藤木　眞也君
船橋　利実君　　古川　俊治君
星　北斗君　　堀井　巌君
本田　顕子君　　舞立　昇治君
牧野たかお君　　松川　るい君
松下　新平君　　松村　祥史君
松山　政司君　　三原じゅん子君
宮沢　洋一君　　宮本　和宏君
宮本　周司君　　森　まさこ君
山下　雄平君　　山田　太郎君
山田　宏君　　山谷えり子君
山本　啓介君　　山本佐知子君

山本　順三君　吉井　章君
若井　敦子君　若林　洋平君
脇　雅昭君　渡辺　猛之君
青木　愛君　石垣のりこ君
石橋　通宏君　泉　房穂君
打越さく良君　小沢　雅仁君
鬼木　誠君　勝部　賢志君
岸　真紀子君　木戸口英司君
熊谷　裕人君　郡山りょう君
古賀　千景君　古賀　之士君
小島とも子君　小西　洋之君
斎藤　嘉隆君　塩村あやか君
柴　愼一君　杉尾　秀哉君
高木　真理君　田島麻衣子君
田名部匡代君　辻元　清美君
徳永　エリ君　長浜　博行君
羽田　次郎君　広田　一君
福士　珠美君　牧山ひろえ君
三上　えり君　水岡　俊一君
村田　享子君　森　ゆうこ君
森本　真治君　山内佳菜子君
横沢　高徳君　吉川　沙織君
吉田　忠智君　蓮　舫君
足立　康史君　礒﨑　哲史君
伊藤　孝恵君　伊藤　辰夫君
上田　清司君　牛田　茉友君
江原くみ子君　奥村　祥大君
かごしま彰宏君　川合　孝典君
後藤　斎君　小林さやか君
榛葉賀津也君　竹詰　仁君
田村　まみ君　堂込麻紀子君
庭田　幸恵君　芳賀　道也君
浜口　誠君　浜野　喜史君

原田　秀一君　平戸　航太君
舟山　康江君　水野　孝一君
山田　吉彦君　秋野　公造君
石川　博崇君　伊藤　孝江君
上田　勇君　川村　雄大君
窪田　哲也君　佐々木雅文君
里見　隆治君　下野　六太君
杉　久武君　高橋　光男君
竹内　真二君　竹谷とし子君
谷合　正明君　司　隆史君
西田　実仁君　原田大二郎君
平木　大作君　三浦　信祐君
宮崎　勝君　横山　信一君
青島　健太君　浅田　均君
石井　苗子君　石井めぐみ君
猪瀬　直樹君　上野ほたる君
岡崎　太君　嘉田由紀子君
片山　大介君　金子　道仁君
串田　誠一君　佐々木りえ君
柴田　巧君　石　平君
高木かおり君　中条きよし君
新実　彰平君　松沢　成文君
松野　明美君　安達　悠司君
安藤　裕君　岩本　麻奈君
梅村みずほ君　大津　力君
神谷　宗幣君　後藤　翔太君
櫻井　祥子君　塩入　清香君
杉本　純子君　中田　優子君
初鹿野裕樹君　松田　学君
宮出　千慧君　山中　泉君
岩渕　友君　吉良よし子君
小池　晃君　白川　容子君
大門実紀史君　仁比　聡平君

山添　拓君　北村　晴男君
百田　尚樹君　伊波　洋一君
高良　沙哉君　安野　貴博君
尾辻　朋実君　福島みずほ君
ラサール石井君　齊藤健一郎君
ながえ孝子君　平山佐知子君
福山　哲郎君　望月　良男君

反対者氏名　五名

伊勢崎賢治君　大島九州男君
奥田ふみよ君　木村　英子君
天畠　大輔君

日程第二　日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

賛成者氏名　二三五名

青木　一彦君　赤松　健君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君
阿達　雅志君　有村　治子君
生稲　晃子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君
猪口　邦子君　今井絵理子君
岩本　剛人君　いんどう周作君
上野　通子君　臼井　正一君
江島　潔君　大家　敏志君
岡田　直樹君　小川　克巳君
越智　俊之君　小野田紀美君
加田　裕之君　片山さつき君
加藤　明良君　かまやち敏君
神谷　政幸君　北村　経夫君

木村　義雄君　見坂　茂範君
上月　良祐君　古賀友一郎君
古庄　玄知君　小林　一大君
小林孝一郎君　こやり隆史君
酒井　庸行君　櫻井　充君
佐藤　啓君　自見はなこ君
清水　真人君　進藤金日子君
末松　信介君　鈴木　大地君
鈴木　宗男君　高橋はるみ君
滝波　宏文君　鶴保　庸介君
出川　桃子君　寺田　静君
友納　理緒君　永井　学君
中曽根弘文君　中西　祐介君
西田　昌司君　西田　英範君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
橋本　聖子君　長谷川　岳君
長谷川英晴君　馬場　成志君
東野　秀樹君　福岡　資麿君
福山　守君　藤井　一博君
藤川　政人君　藤木　眞也君
船橋　利実君　古川　俊治君
星　北斗君　堀井　巌君
本田　顕子君　舞立　昇治君
牧野たかお君　松川　るい君
松下　新平君　松村　祥史君
松山　政司君　三原じゅん子君
宮沢　洋一君　宮本　和宏君
宮本　周司君　森　まさこ君
山下　雄平君　山田　太郎君
山田　宏君　山谷えり子君
山本　啓介君　山本佐知子君
山本　順三君　吉井　章君
若井　敦子君　若林　洋平君

脇　雅昭君　渡辺　猛之君
青木　愛君　石垣のりこ君
石橋　通宏君　泉　房穂君
打越さく良君　小沢　雅仁君
鬼木　誠君　勝部　賢志君
岸　真紀子君　木戸口英司君
熊谷　裕人君　郡山りょう君
古賀　千景君　古賀　之士君
小島とも子君　小西　洋之君
斎藤　嘉隆君　塩村あやか君
柴　愼一君　杉尾　秀哉君
高木　真理君　田島麻衣子君
田名部匡代君　辻元　清美君
徳永　エリ君　長浜　博行君
羽田　次郎君　広田　一君
福士　珠美君　牧山ひろえ君
三上　えり君　水岡　俊一君
村田　享子君　森　ゆうこ君
森本　真治君　山内佳菜子君
横沢　高徳君　吉川　沙織君
吉田　忠智君　蓮　舫君
足立　康史君　礒﨑　哲史君
伊藤　孝恵君　伊藤　辰夫君
上田　清司君　牛田　茉友君
江原くみ子君　奥村　祥大君
かごしま彰宏君　川合　孝典君
後藤　斎君　小林さやか君
榛葉賀津也君　竹詰　仁君
田村　まみ君　堂込麻紀子君
庭田　幸恵君　芳賀　道也君
浜口　誠君　浜野　喜史君
原田　秀一君　平戸　航太君
舟山　康江君　水野　孝一君

山田　吉彦君　秋野　公造君
石川　博崇君　伊藤　孝江君
上田　勇君　川村　雄大君
窪田　哲也君　佐々木雅文君
里見　隆治君　下野　六太君
杉　久武君　高橋　光男君
竹内　真二君　竹谷とし子君
谷合　正明君　司　隆史君
西田　実仁君　原田大二郎君
平木　大作君　三浦　信祐君
宮崎　勝君　横山　信一君
青島　健太君　浅田　均君
石井　苗子君　石井めぐみ君
猪瀬　直樹君　上野ほたる君
岡崎　太君　嘉田由紀子君
片山　大介君　金子　道仁君
串田　誠一君　佐々木りえ君
柴田　巧君　石　平君
高木かおり君　中条きよし君
新実　彰平君　松沢　成文君
松野　明美君　安達　悠司君
安藤　裕君　岩本　麻奈君
梅村みずほ君　大津　力君
神谷　宗幣君　後藤　翔太君
櫻井　祥子君　塩入　清香君
杉本　純子君　中田　優子君
初鹿野裕樹君　松田　学君
宮出　千慧君　山中　泉君
岩渕　友君　吉良よし子君
小池　晃君　白川　容子君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山添　拓君　伊波　洋一君
高良　沙哉君　安野　貴博君

尾辻　朋実君　福島みずほ君
ラサール石井君　ながえ孝子君
平山佐知子君　福山　哲郎君
望月　良男君

反対者氏名　八名

伊勢崎賢治君　大島九州男君
奥田ふみよ君　木村　英子君
天畠　大輔君　北村　晴男君
百田　尚樹君　齊藤健一郎君

日程第三　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一一名

青木　一彦君　赤松　健君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君
阿達　雅志君　有村　治子君
生稲　晃子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君
猪口　邦子君　今井絵理子君
岩本　剛人君　いんどう周作君
上野　通子君　臼井　正一君
江島　潔君　大家　敏志君
岡田　直樹君　小川　克巳君
越智　俊之君　小野田紀美君
加田　裕之君　加藤　明良君
かまやち敏君　神谷　政幸君
北村　経夫君　木村　義雄君
見坂　茂範君　上月　良祐君
古賀友一郎君　古庄　玄知君
小林　一大君　小林孝一郎君
こやり隆史君　酒井　庸行君

櫻井　充君　佐藤　啓君
自見はなこ君　清水　真人君
進藤金日子君　末松　信介君
鈴木　大地君　鈴木　宗男君
高橋はるみ君　滝波　宏文君
鶴保　庸介君　出川　桃子君
寺田　静君　友納　理緒君
永井　学君　中曽根弘文君
中西　祐介君　西田　昌司君
西田　英範君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　橋本　聖子君
長谷川　岳君　長谷川英晴君
馬場　成志君　東野　秀樹君
福岡　資麿君　福山　守君
藤井　一博君　藤川　政人君
藤木　眞也君　船橋　利実君
古川　俊治君　星　北斗君
堀井　巌君　本田　顕子君
舞立　昇治君　牧野たかお君
松川　るい君　松下　新平君
松村　祥史君　松山　政司君
三原じゅん子君　宮沢　洋一君
宮本　和宏君　宮本　周司君
森　まさこ君　山下　雄平君
山田　太郎君　山田　宏君
山谷えり子君　山本　啓介君
山本佐知子君　山本　順三君
吉井　章君　若井　敦子君
若林　洋平君　脇　雅昭君
渡辺　猛之君　青木　愛君
石垣のりこ君　石橋　通宏君
泉　房穂君　打越さく良君
小沢　雅仁君　鬼木　誠君
勝部　賢志君　岸　真紀子君

木戸口英司君　熊谷　裕人君
郡山りょう君　古賀　千景君
古賀　之士君　小島とも子君
小西　洋之君　斎藤　嘉隆君
塩村あやか君　柴　愼一君
杉尾　秀哉君　高木　真理君
田島麻衣子君　田名部匡代君
辻元　清美君　徳永　エリ君
長浜　博行君　羽田　次郎君
広田　一君　福士　珠美君
牧山ひろえ君　三上　えり君
水岡　俊一君　村田　享子君
森　ゆうこ君　森本　真治君
山内佳菜子君　横沢　高徳君
吉川　沙織君　吉田　忠智君
蓮　舫君　足立　康史君
礒﨑　哲史君　伊藤　孝恵君
伊藤　辰夫君　上田　清司君
牛田　茉友君　江原くみ子君
奥村　祥大君　かごしま彰宏君
川合　孝典君　後藤　斎君
小林さやか君　榛葉賀津也君
竹詰　仁君　田村　まみ君
堂込麻紀子君　庭田　幸恵君
芳賀　道也君　浜口　誠君
浜野　喜史君　原田　秀一君
平戸　航太君　舟山　康江君
水野　孝一君　山田　吉彦君
秋野　公造君　石川　博崇君
伊藤　孝江君　上田　勇君
川村　雄大君　窪田　哲也君
佐々木雅文君　里見　隆治君
下野　六太君　杉　久武君

高橋　光男君　竹内　真二君
竹谷とし子君　谷合　正明君
司　隆史君　西田　実仁君
原田大二郎君　平木　大作君
三浦　信祐君　宮崎　勝君
横山　信一君　青島　健太君
浅田　均君　石井　苗子君
石井めぐみ君　猪瀬　直樹君
上野ほたる君　岡崎　太君
嘉田由紀子君　片山　大介君
金子　道仁君　串田　誠一君
佐々木りえ君　柴田　巧君
石　平君　高木かおり君
中条きよし君　新実　彰平君
松沢　成文君　松野　明美君
北村　晴男君　百田　尚樹君
安野　貴博君　尾辻　朋実君
齊藤健一郎君　ながえ孝子君
平山佐知子君　福山　哲郎君
望月　良男君

反対者氏名　三一名

安達　悠司君　安藤　裕君
岩本　麻奈君　梅村みずほ君
大津　力君　神谷　宗幣君
後藤　翔太君　櫻井　祥子君
塩入　清香君　杉本　純子君
中田　優子君　初鹿野裕樹君
松田　学君　宮出　千慧君
山中　泉君　岩渕　友君
吉良よし子君　小池　晃君
白川　容子君　大門実紀史君
仁比　聡平君　山添　拓君

伊勢崎賢治君　大島九州男君
奥田ふみよ君　木村　英子君
天畠　大輔君　伊波　洋一君
高良　沙哉君　福島みずほ君
ラサール石井君

日程第四　下水道法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一二名

青木　一彦君　赤松　健君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君
阿達　雅志君　有村　治子君
生稲　晃子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君
猪口　邦子君　今井絵理子君
岩本　剛人君　いんどう周作君
上野　通子君　臼井　正一君
江島　潔君　大家　敏志君
岡田　直樹君　小川　克巳君
越智　俊之君　小野田紀美君
加田　裕之君　片山さつき君
加藤　明良君　かまやち敏君
神谷　政幸君　北村　経夫君
木村　義雄君　見坂　茂範君
上月　良祐君　古賀友一郎君
古庄　玄知君　小林　一大君
小林孝一郎君　こやり隆史君
酒井　庸行君　櫻井　充君
佐藤　啓君　自見はなこ君
清水　真人君　進藤金日子君
末松　信介君　鈴木　大地君
鈴木　宗男君　高橋はるみ君

滝波　宏文君　鶴保　庸介君
出川　桃子君　寺田　静君
友納　理緒君　永井　学君
中曽根弘文君　中西　祐介君
西田　昌司君　西田　英範君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
橋本　聖子君　長谷川　岳君
長谷川英晴君　馬場　成志君
東野　秀樹君　福岡　資麿君
福山　守君　藤井　一博君
藤川　政人君　藤木　眞也君
船橋　利実君　古川　俊治君
星　北斗君　堀井　巌君
本田　顕子君　舞立　昇治君
牧野たかお君　松川　るい君
松下　新平君　松村　祥史君
松山　政司君　三原じゅん子君
宮沢　洋一君　宮本　和宏君
宮本　周司君　森　まさこ君
山下　雄平君　山田　太郎君
山田　宏君　山谷えり子君
山本　啓介君　山本佐知子君
山本　順三君　吉井　章君
若井　敦子君　若林　洋平君
脇　雅昭君　渡辺　猛之君
青木　愛君　石垣のりこ君
石橋　通宏君　泉　房穂君
打越さく良君　小沢　雅仁君
鬼木　誠君　勝部　賢志君
岸　真紀子君　木戸口英司君
熊谷　裕人君　郡山りょう君
古賀　千景君　古賀　之士君
小島とも子君　小西　洋之君
斎藤　嘉隆君　塩村あやか君

柴　愼一君　杉尾　秀哉君
高木　真理君　田島麻衣子君
田名部匡代君　辻元　清美君
徳永　エリ君　長浜　博行君
羽田　次郎君　広田　一君
福士　珠美君　牧山ひろえ君
三上　えり君　水岡　俊一君
村田　享子君　森　ゆうこ君
森本　真治君　山内佳菜子君
横沢　高徳君　吉川　沙織君
吉田　忠智君　蓮　舫君
足立　康史君　礒﨑　哲史君
伊藤　孝恵君　伊藤　辰夫君
上田　清司君　牛田　茉友君
江原くみ子君　奥村　祥大君
かごしま彰宏君　川合　孝典君
後藤　斎君　小林さやか君
榛葉賀津也君　竹詰　仁君
田村　まみ君　堂込麻紀子君
庭田　幸恵君　芳賀　道也君
浜口　誠君　浜野　喜史君
原田　秀一君　平戸　航太君
舟山　康江君　水野　孝一君
山田　吉彦君　秋野　公造君
石川　博崇君　伊藤　孝江君
上田　勇君　川村　雄大君
窪田　哲也君　佐々木雅文君
里見　隆治君　下野　六太君
杉　久武君　高橋　光男君
竹内　真二君　竹谷とし子君
谷合　正明君　司　隆史君
西田　実仁君　原田大二郎君
平木　大作君　三浦　信祐君

宮崎　勝君　横山　信一君
青島　健太君　浅田　均君
石井　苗子君　石井めぐみ君
猪瀬　直樹君　上野ほたる君
岡崎　太君　嘉田由紀子君
片山　大介君　金子　道仁君
串田　誠一君　佐々木りえ君
柴田　巧君　石　平君
高木かおり君　中条きよし君
新実　彰平君　松沢　成文君
松野　明美君　北村　晴男君
百田　尚樹君　安野　貴博君
尾辻　朋実君　齊藤健一郎君
ながえ孝子君　平山佐知子君
福山　哲郎君　望月　良男君

反対者氏名　三一名

安達　悠司君　安藤　裕君
岩本　麻奈君　梅村みずほ君
大津　力君　神谷　宗幣君
後藤　翔太君　櫻井　祥子君
塩入　清香君　杉本　純子君
中田　優子君　初鹿野裕樹君
松田　学君　宮出　千慧君
山中　泉君　岩渕　友君
吉良よし子君　小池　晃君
白川　容子君　大門実紀史君
仁比　聡平君　山添　拓君
伊勢崎賢治君　大島九州男君
奥田ふみよ君　木村　英子君
天畠　大輔君　伊波　洋一君
高良　沙哉君　福島みずほ君
ラサール石井君